

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
共通-1	<p>第1章 総則 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td> ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波警報の伝達に関すること </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波警報の伝達に関すること	(略)	(略)	<p>第1章 総則 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td> ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・<u>噴火警報等</u>の伝達に関すること </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・ <u>噴火警報等</u> の伝達に関すること	(略)	(略)				
機 関 名	処理すべき事務又は業務																	
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波警報の伝達に関すること																	
(略)	(略)																	
機 関 名	処理すべき事務又は業務																	
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・ <u>噴火警報等</u> の伝達に関すること																	
(略)	(略)																	
共通-3	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)</td> <td> ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。 ウ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 エ～キ (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。 ウ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 エ～キ (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)</td> <td> ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。 ウ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び<u>特別警報</u>・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 エ～キ (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。 ウ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び <u>特別警報</u> ・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 エ～キ (略)	(略)	(略)								
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。 ウ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 エ～キ (略)																	
(略)	(略)																	
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。 ウ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び <u>特別警報</u> ・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 エ～キ (略)																	
(略)	(略)																	
共通-5	<p>2 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社</td> <td> ア 災害対策に必要な物資の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本通運株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策	(略)	(略)	<p>2 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u></td> <td> ア 災害対策に必要な物資の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策	(略)	(略)
機 関 名	処理すべき事務又は業務																	
(略)	(略)																	
日本通運株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策																	
(略)	(略)																	
機 関 名	処理すべき事務又は業務																	
(略)	(略)																	
日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策																	
(略)	(略)																	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新	
	KDD I 株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDD I 株式会社 <u>ソフトバンクテレコ</u> <u>ム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u>	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
	(略)	(略)	(略)	(略)

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																								
共通-5	<p>3 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会</td> <td>ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人静岡県栄養士会</td> <td>ア <u>災害時要援護者</u>等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）	(略)	(略)	公益社団法人静岡県栄養士会	ア <u>災害時要援護者</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	(略)	(略)	<p>3 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会</td> <td>ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県<u>薬剤師会</u>、<u>公益社団法人静岡県看護協会</u>及び<u>公益社団法人静岡県病院協会</u>を除く。） <u>ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人静岡県栄養士会</td> <td>ア <u>要配慮者</u>等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県 <u>薬剤師会</u> 、 <u>公益社団法人静岡県看護協会</u> 及び <u>公益社団法人静岡県病院協会</u> を除く。） <u>ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）</u>	(略)	(略)	公益社団法人静岡県栄養士会	ア <u>要配慮者</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	(略)	(略)
機 関 名	処理すべき事務又は業務																									
(略)	(略)																									
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）																									
(略)	(略)																									
公益社団法人静岡県栄養士会	ア <u>災害時要援護者</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務																									
(略)	(略)																									
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県 <u>薬剤師会</u> 、 <u>公益社団法人静岡県看護協会</u> 及び <u>公益社団法人静岡県病院協会</u> を除く。） <u>ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）</u>																									
(略)	(略)																									
公益社団法人静岡県栄養士会	ア <u>要配慮者</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力																									
(略)	(略)																									
共通-6	<p>4 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊</td> <td>ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td>ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第<u>1</u>航空団 (浜松基地)</td> <td>災害時における人命保護のための救援活動</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動	海上自衛隊横須賀地方総監部	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動	航空自衛隊第 <u>1</u> 航空団 (浜松基地)	災害時における人命保護のための救援活動	<p>4 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊</td> <td>ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td>ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第<u>1</u>航空団 (浜松基地)</td> <td><u>ア</u> 災害時における人命 <u>又は財産</u>保護のための救援活動 <u>イ</u> <u>災害時における応急復旧活動</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動	海上自衛隊横須賀地方総監部	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動	航空自衛隊第 <u>1</u> 航空団 (浜松基地)	<u>ア</u> 災害時における人命 <u>又は財産</u> 保護のための救援活動 <u>イ</u> <u>災害時における応急復旧活動</u>								
機 関 名	処理すべき事務又は業務																									
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動																									
海上自衛隊横須賀地方総監部	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動																									
航空自衛隊第 <u>1</u> 航空団 (浜松基地)	災害時における人命保護のための救援活動																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務																									
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動																									
海上自衛隊横須賀地方総監部	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動																									
航空自衛隊第 <u>1</u> 航空団 (浜松基地)	<u>ア</u> 災害時における人命 <u>又は財産</u> 保護のための救援活動 <u>イ</u> <u>災害時における応急復旧活動</u>																									
共通-7	<p>(略)</p> <p>第2節 県の自然条件</p> <p>(略)</p> <p>・面積・人口等</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>18</u>年4月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>東 西</th> <th>南 北</th> <th>面 積</th> <th>人 口</th> <th>人口密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 160km</td> <td>約 120km</td> <td>7,780k m²</td> <td><u>約 379 万人</u></td> <td><u>約 487 人/k m²</u></td> </tr> </tbody> </table>	東 西	南 北	面 積	人 口	人口密度	約 160km	約 120km	7,780k m ²	<u>約 379 万人</u>	<u>約 487 人/k m²</u>	<p>(略)</p> <p>第2節 県の自然条件</p> <p>(略)</p> <p>・面積・人口等</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>26</u>年4月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>東 西</th> <th>南 北</th> <th>面 積</th> <th>人 口</th> <th>人口密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 160km</td> <td>約 120km</td> <td>7,780k m²</td> <td><u>約 370 万人</u></td> <td><u>約 476 人/k m²</u></td> </tr> </tbody> </table>	東 西	南 北	面 積	人 口	人口密度	約 160km	約 120km	7,780k m ²	<u>約 370 万人</u>	<u>約 476 人/k m²</u>				
東 西	南 北	面 積	人 口	人口密度																						
約 160km	約 120km	7,780k m ²	<u>約 379 万人</u>	<u>約 487 人/k m²</u>																						
東 西	南 北	面 積	人 口	人口密度																						
約 160km	約 120km	7,780k m ²	<u>約 370 万人</u>	<u>約 476 人/k m²</u>																						
共通-12	<p>(略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>(略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が <u>1,614</u>箇所、地すべり防止区域が <u>184</u>箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,189</u>箇所及び土砂災害警戒区域が <u>8,269</u>箇所（いずれも平成<u>24</u>年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）</p> <p>○ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>(略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が <u>1,633</u>箇所、地すべり防止区域が <u>185</u>箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,195</u>箇所及び土砂災害警戒区域が <u>9,913</u>箇所（いずれも平成<u>25</u>年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）</p> <p>○ (略)</p>																								

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
共通-15	<p>第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県防災行政無線施設の改良</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和45年度に全県にわたる防災行政無線システムとして整備した。 ・その後逐年拡充し、昭和52年以降自動ダイヤル化、移動無線機の整備、高速ファクシミリの導入、中継幹線のマイクロ化等の整備を行ってきた。 ・昭和59年度に日本赤十字社静岡県支部及び各放送機関に無線局を開局するとともに、災害対策本部の機能強化を図るため統制局の操作機能を一部増設し、本館（現在は別館）4階に無線室を移転した。 ・平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行った。 ・防災行政無線の設置場所は資料の巻Ⅱ（8-3）、また、静岡県総合情報ネットワークシステムの無線局回線構成図は資料の巻Ⅱ（8-1）のとおりである。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災者等への情報伝達手段の整備</td> <td> <p>県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、<u>災害時要援護者</u>にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	県防災行政無線施設の改良	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和45年度に全県にわたる防災行政無線システムとして整備した。 ・その後逐年拡充し、昭和52年以降自動ダイヤル化、移動無線機の整備、高速ファクシミリの導入、中継幹線のマイクロ化等の整備を行ってきた。 ・昭和59年度に日本赤十字社静岡県支部及び各放送機関に無線局を開局するとともに、災害対策本部の機能強化を図るため統制局の操作機能を一部増設し、本館（現在は別館）4階に無線室を移転した。 ・平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行った。 ・防災行政無線の設置場所は資料の巻Ⅱ（8-3）、また、静岡県総合情報ネットワークシステムの無線局回線構成図は資料の巻Ⅱ（8-1）のとおりである。 	(略)	(略)	被災者等への情報伝達手段の整備	<p>県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、<u>災害時要援護者</u>にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県防災行政無線施設の改良</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和45年度に全県にわたる防災行政無線システムとして整備した。 ・その後逐年拡充し、昭和52年以降自動ダイヤル化、移動無線機の整備、高速ファクシミリの導入、中継幹線のマイクロ化等の整備を行ってきた。 ・昭和59年度に日本赤十字社静岡県支部及び各放送機関に無線局を開局するとともに、災害対策本部の機能強化を図るため統制局の操作機能を一部増設し、本館（現在は別館）4階に無線室を移転した。 ・平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行った。 ・平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図っている（静岡県デジタル防災通信システム）。地上系は平成25年12月から運用を開始した。 ・防災行政無線の設置場所は資料の巻Ⅱ（8-3）、また、静岡県デジタル防災通信システムの無線局回線構成図は資料の巻Ⅱ（8-1）のとおりである。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災者等への情報伝達手段の整備</td> <td> <p>県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、<u>要配慮者</u>にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	県防災行政無線施設の改良	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和45年度に全県にわたる防災行政無線システムとして整備した。 ・その後逐年拡充し、昭和52年以降自動ダイヤル化、移動無線機の整備、高速ファクシミリの導入、中継幹線のマイクロ化等の整備を行ってきた。 ・昭和59年度に日本赤十字社静岡県支部及び各放送機関に無線局を開局するとともに、災害対策本部の機能強化を図るため統制局の操作機能を一部増設し、本館（現在は別館）4階に無線室を移転した。 ・平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行った。 ・平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図っている（静岡県デジタル防災通信システム）。地上系は平成25年12月から運用を開始した。 ・防災行政無線の設置場所は資料の巻Ⅱ（8-3）、また、静岡県デジタル防災通信システムの無線局回線構成図は資料の巻Ⅱ（8-1）のとおりである。 	(略)	(略)	被災者等への情報伝達手段の整備	<p>県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、<u>要配慮者</u>にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p>
区 分	内 容																	
県防災行政無線施設の改良	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和45年度に全県にわたる防災行政無線システムとして整備した。 ・その後逐年拡充し、昭和52年以降自動ダイヤル化、移動無線機の整備、高速ファクシミリの導入、中継幹線のマイクロ化等の整備を行ってきた。 ・昭和59年度に日本赤十字社静岡県支部及び各放送機関に無線局を開局するとともに、災害対策本部の機能強化を図るため統制局の操作機能を一部増設し、本館（現在は別館）4階に無線室を移転した。 ・平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行った。 ・防災行政無線の設置場所は資料の巻Ⅱ（8-3）、また、静岡県総合情報ネットワークシステムの無線局回線構成図は資料の巻Ⅱ（8-1）のとおりである。 																	
(略)	(略)																	
被災者等への情報伝達手段の整備	<p>県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、<u>災害時要援護者</u>にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p>																	
区 分	内 容																	
県防災行政無線施設の改良	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和45年度に全県にわたる防災行政無線システムとして整備した。 ・その後逐年拡充し、昭和52年以降自動ダイヤル化、移動無線機の整備、高速ファクシミリの導入、中継幹線のマイクロ化等の整備を行ってきた。 ・昭和59年度に日本赤十字社静岡県支部及び各放送機関に無線局を開局するとともに、災害対策本部の機能強化を図るため統制局の操作機能を一部増設し、本館（現在は別館）4階に無線室を移転した。 ・平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行った。 ・平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図っている（静岡県デジタル防災通信システム）。地上系は平成25年12月から運用を開始した。 ・防災行政無線の設置場所は資料の巻Ⅱ（8-3）、また、静岡県デジタル防災通信システムの無線局回線構成図は資料の巻Ⅱ（8-1）のとおりである。 																	
(略)	(略)																	
被災者等への情報伝達手段の整備	<p>県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、<u>要配慮者</u>にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p>																	
共通-16	<p>第2節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画 (略)</p> <p>1 防災ヘリコプターの配備 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 (略)</p>	<p>第2節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画 (略)</p> <p>1 防災ヘリコプターの配備 (略)</p> <p><u>なお、防災ヘリコプターの活用にあつては選定したヘリポート(資料編 10-7-1～10-7-4 参照)について、県及び市町は確実に使用ができるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 (略)</p>																

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新												
共通-17	<p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育機関</td> <td>防災に関する教育の充実に努める。</td> </tr> <tr> <td>県及び市町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	教育機関	防災に関する教育の充実に努める。	県及び市町	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 	<p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育機関</td> <td>防災に関する教育の充実に努める。</td> </tr> <tr> <td>県及び市町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	教育機関	防災に関する教育の充実に努める。	県及び市町	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。
区分	内容													
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。													
県及び市町	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 													
区分	内容													
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。													
県及び市町	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 													
共通-18	<p>(略)</p> <p>2 普及すべき内容 (略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>普及事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 県地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害危険箇所に関する知識 (6) 災害時の心得 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底 エ 非常食料、身の回り品等の準備 オ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 (7) 災害時要援護者及び男女双方の視点への配慮 </td> </tr> </tbody> </table>	普及事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 県地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害危険箇所に関する知識 (6) 災害時の心得 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底 エ 非常食料、身の回り品等の準備 オ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 (7) 災害時要援護者及び男女双方の視点への配慮 	<p>(略)</p> <p>2 普及すべき内容 (略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>普及事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 県地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害危険箇所に関する知識 (6) 災害時の心得 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底 エ 非常食料、身の回り品等の準備 オ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮 </td> </tr> </tbody> </table>	普及事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 県地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害危険箇所に関する知識 (6) 災害時の心得 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底 エ 非常食料、身の回り品等の準備 オ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮 								
普及事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 県地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害危険箇所に関する知識 (6) 災害時の心得 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底 エ 非常食料、身の回り品等の準備 オ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 (7) 災害時要援護者及び男女双方の視点への配慮 													
普及事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 県地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害危険箇所に関する知識 (6) 災害時の心得 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底 エ 非常食料、身の回り品等の準備 オ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮 													
共通-19	<p>3 県の実施事項 (略)</p> <p>(3) 県民に対する防災思想の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 ○ この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 ○ 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重 	<p>3 県の実施事項 (略)</p> <p>(3) 県民に対する防災思想の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 ○ この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 ○ 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重 												

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																		
	<p>点的に実施する。</p> <p>○ この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ静岡県防災士等の積極的な活用を図る。また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="350 472 1519 1045"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 472 477 520">区</th> <th data-bbox="477 472 537 520">分</th> <th data-bbox="537 472 1519 520">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 520 477 926">一般的 な啓発</td> <td data-bbox="477 520 537 926">啓 発 内 容</td> <td data-bbox="537 520 1519 926">ア～ス （略） セ <u>災害時要援護者</u>への配慮及び男女双方の視点への配慮 ソ （略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 926 477 1045"></td> <td data-bbox="477 926 537 1045">(略)</td> <td data-bbox="537 926 1519 1045"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第5節 (略)</p>	区	分	内 容	一般的 な啓発	啓 発 内 容	ア～ス （略） セ <u>災害時要援護者</u> への配慮及び男女双方の視点への配慮 ソ （略）		(略)		<p>点的に実施する。</p> <p>○ この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェローやふじのくに防災士等の積極的な活用を図る。また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1617 472 2786 1045"> <thead> <tr> <th data-bbox="1617 472 1745 520">区</th> <th data-bbox="1745 472 1804 520">分</th> <th data-bbox="1804 472 2786 520">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1617 520 1745 926">一般的 な啓発</td> <td data-bbox="1745 520 1804 926">啓 発 内 容</td> <td data-bbox="1804 520 2786 926">ア～ス （略） セ <u>要配慮者</u>への配慮及び男女双方の視点への配慮 ソ （略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 926 1745 1045"></td> <td data-bbox="1745 926 1804 1045">(略)</td> <td data-bbox="1804 926 2786 1045">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第5節 (略)</p>	区	分	内 容	一般的 な啓発	啓 発 内 容	ア～ス （略） セ <u>要配慮者</u> への配慮及び男女双方の視点への配慮 ソ （略）		(略)	(略)
区	分	内 容																		
一般的 な啓発	啓 発 内 容	ア～ス （略） セ <u>災害時要援護者</u> への配慮及び男女双方の視点への配慮 ソ （略）																		
	(略)																			
区	分	内 容																		
一般的 な啓発	啓 発 内 容	ア～ス （略） セ <u>要配慮者</u> への配慮及び男女双方の視点への配慮 ソ （略）																		
	(略)	(略)																		

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																				
共通-22	<p>第6節 住民の避難誘導體制</p> <p>市町は避難勧告、避難指示を行うほか、避難準備の呼びかけを行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実施する。</p> <p>高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化するため、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）の伝達に努める。</p> <table border="1" data-bbox="341 646 1537 1732"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マニュアルの作成</td> <td>市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。</td> </tr> <tr> <td>計画の作成及び訓練の実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。 水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。 </td> </tr> <tr> <td>警戒避難基準の設定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。 県はこの基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝える。 </td> </tr> <tr> <td>避難誘導體制の整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。 市町は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。	計画の作成及び訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。 水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。 	警戒避難基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。 県はこの基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝える。 	避難誘導體制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。 市町は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。 	<p>第6節 住民の避難誘導體制</p> <p>市町は避難勧告、避難指示を行うほか、避難準備の呼びかけを行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実施する。</p> <p>高齢化の進行等を踏まえ、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）の伝達に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1608 636 2804 1627"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マニュアルの作成</td> <td>市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。</td> </tr> <tr> <td>計画の作成及び訓練の実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。 水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。 </td> </tr> <tr> <td>警戒避難基準の設定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。 県はこの基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝える。 </td> </tr> <tr> <td>避難誘導體制の整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。 市町は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。	計画の作成及び訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。 水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。 	警戒避難基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。 県はこの基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝える。 	避難誘導體制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。 市町は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。
区分	内容																					
マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。																					
計画の作成及び訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。 水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。 																					
警戒避難基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。 県はこの基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝える。 																					
避難誘導體制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。 市町は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。 																					
区分	内容																					
マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。																					
計画の作成及び訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。 水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。 																					
警戒避難基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。 県はこの基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝える。 																					
避難誘導體制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。 市町は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。 																					
共通-23	<p>第7節 防災訓練 （略）</p>	<p>第7節 防災訓練 （略）</p>																				

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																
<p>共通-24</p>	<table border="1" data-bbox="341 273 1513 1039"> <thead> <tr> <th data-bbox="341 273 578 325">区 分</th> <th data-bbox="584 273 1513 325">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="341 329 578 1039">総合防災訓練の実施</td> <td data-bbox="584 329 1513 1039"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 ・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、県は、総合防災訓練を実施する。 <table border="1" data-bbox="608 682 1484 861"> <tr> <td>(1) 水防</td> <td>(2) 消火</td> <td>(3) 交通規制</td> <td>(4) 航空偵察</td> </tr> <tr> <td>(5) 道路啓開</td> <td>(6) 救出・救護</td> <td>(7) 避難・誘導</td> <td>(8) 通信情報連絡</td> </tr> <tr> <td>(9) 救助物資輸送</td> <td>(10) 給水・炊出し</td> <td>(11) 応急復旧</td> <td>(12) 遺体措置</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第8節 自主防災組織の育成</p> <p>地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。</p> <p>特に、予想される東海地震等に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。</p> <p>(略)</p> <p>4 県民の果たすべき役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震等の防災に関し、県民が果たすべき役割は極めて大きい。 ○ 県民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。 	区 分	内 容	総合防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 ・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、県は、総合防災訓練を実施する。 <table border="1" data-bbox="608 682 1484 861"> <tr> <td>(1) 水防</td> <td>(2) 消火</td> <td>(3) 交通規制</td> <td>(4) 航空偵察</td> </tr> <tr> <td>(5) 道路啓開</td> <td>(6) 救出・救護</td> <td>(7) 避難・誘導</td> <td>(8) 通信情報連絡</td> </tr> <tr> <td>(9) 救助物資輸送</td> <td>(10) 給水・炊出し</td> <td>(11) 応急復旧</td> <td>(12) 遺体措置</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察	(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡	(9) 救助物資輸送	(10) 給水・炊出し	(11) 応急復旧	(12) 遺体措置	<table border="1" data-bbox="1608 273 2781 1039"> <thead> <tr> <th data-bbox="1608 273 1846 325">区 分</th> <th data-bbox="1852 273 2781 325">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1608 329 1846 1039">総合防災訓練の実施</td> <td data-bbox="1852 329 2781 1039"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 ・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、県は、総合防災訓練を実施する。 <table border="1" data-bbox="1869 640 2745 819"> <tr> <td>(1) 水防</td> <td>(2) 消火</td> <td>(3) 交通規制</td> <td>(4) 航空偵察</td> </tr> <tr> <td>(5) 道路啓開</td> <td>(6) 救出・救護</td> <td>(7) 避難・誘導</td> <td>(8) 通信情報連絡</td> </tr> <tr> <td>(9) 救助物資輸送</td> <td>(10) 給水・炊出し</td> <td>(11) 応急復旧</td> <td>(12) 遺体措置</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第8節 自主防災組織の育成</p> <p>地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。</p> <p>特に、<u>広域被災</u>が予想される東海地震等に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。</p> <p>(略)</p> <p>4 県民の果たすべき役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震、<u>津波</u>等の防災に関し、県民が果たすべき役割は極めて大きい。 ○ 県民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、<u>災害が発生した場合の備えに万全を期する</u>必要がある 	区 分	内 容	総合防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 ・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、県は、総合防災訓練を実施する。 <table border="1" data-bbox="1869 640 2745 819"> <tr> <td>(1) 水防</td> <td>(2) 消火</td> <td>(3) 交通規制</td> <td>(4) 航空偵察</td> </tr> <tr> <td>(5) 道路啓開</td> <td>(6) 救出・救護</td> <td>(7) 避難・誘導</td> <td>(8) 通信情報連絡</td> </tr> <tr> <td>(9) 救助物資輸送</td> <td>(10) 給水・炊出し</td> <td>(11) 応急復旧</td> <td>(12) 遺体措置</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察	(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡	(9) 救助物資輸送	(10) 給水・炊出し	(11) 応急復旧	(12) 遺体措置
	区 分	内 容																																
総合防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 ・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、県は、総合防災訓練を実施する。 <table border="1" data-bbox="608 682 1484 861"> <tr> <td>(1) 水防</td> <td>(2) 消火</td> <td>(3) 交通規制</td> <td>(4) 航空偵察</td> </tr> <tr> <td>(5) 道路啓開</td> <td>(6) 救出・救護</td> <td>(7) 避難・誘導</td> <td>(8) 通信情報連絡</td> </tr> <tr> <td>(9) 救助物資輸送</td> <td>(10) 給水・炊出し</td> <td>(11) 応急復旧</td> <td>(12) 遺体措置</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察	(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡	(9) 救助物資輸送	(10) 給水・炊出し	(11) 応急復旧	(12) 遺体措置																					
(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察																															
(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡																															
(9) 救助物資輸送	(10) 給水・炊出し	(11) 応急復旧	(12) 遺体措置																															
区 分	内 容																																	
総合防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 ・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、県は、総合防災訓練を実施する。 <table border="1" data-bbox="1869 640 2745 819"> <tr> <td>(1) 水防</td> <td>(2) 消火</td> <td>(3) 交通規制</td> <td>(4) 航空偵察</td> </tr> <tr> <td>(5) 道路啓開</td> <td>(6) 救出・救護</td> <td>(7) 避難・誘導</td> <td>(8) 通信情報連絡</td> </tr> <tr> <td>(9) 救助物資輸送</td> <td>(10) 給水・炊出し</td> <td>(11) 応急復旧</td> <td>(12) 遺体措置</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察	(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡	(9) 救助物資輸送	(10) 給水・炊出し	(11) 応急復旧	(12) 遺体措置																					
(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察																															
(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡																															
(9) 救助物資輸送	(10) 給水・炊出し	(11) 応急復旧	(12) 遺体措置																															

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
共通-25	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時からの実施事項</td> <td>ア～キ （略） ク 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（<u>食料については最低7日分、うち3日分は非常持出し。</u>） ケ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報発表時の実施事項</td> <td>ア 正確な情報の把握 イ 適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする<u>災害時要援護者</u>に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	平常時からの実施事項	ア～キ （略） ク 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（ <u>食料については最低7日分、うち3日分は非常持出し。</u> ） ケ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動	東海地震注意情報発表時の実施事項	ア 正確な情報の把握 イ 適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする <u>災害時要援護者</u> に限る。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時からの実施事項</td> <td>ア～キ （略） ク 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（<u>食料・飲料水については最低7日分</u>） ケ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 コ <u>動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）</u></td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報発表時の実施事項</td> <td>ア 正確な情報の把握 イ 適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする<u>避難行動要支援者</u>に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	平常時からの実施事項	ア～キ （略） ク 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（ <u>食料・飲料水については最低7日分</u> ） ケ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 コ <u>動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）</u>	東海地震注意情報発表時の実施事項	ア 正確な情報の把握 イ 適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする <u>避難行動要支援者</u> に限る。）				
区 分	内 容																	
平常時からの実施事項	ア～キ （略） ク 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（ <u>食料については最低7日分、うち3日分は非常持出し。</u> ） ケ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動																	
東海地震注意情報発表時の実施事項	ア 正確な情報の把握 イ 適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする <u>災害時要援護者</u> に限る。）																	
区 分	内 容																	
平常時からの実施事項	ア～キ （略） ク 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（ <u>食料・飲料水については最低7日分</u> ） ケ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 コ <u>動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）</u>																	
東海地震注意情報発表時の実施事項	ア 正確な情報の把握 イ 適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする <u>避難行動要支援者</u> に限る。）																	
共通-26	<p>5 地域における自主防災組織の果たすべき役割 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織の台帳の作成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 災害時要援護者台帳の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 災害時要援護者台帳 ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	自主防災組織の台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 災害時要援護者台帳の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 災害時要援護者台帳 ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳 	(略)	(略)	<p>5 地域における自主防災組織の果たすべき役割 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織の台帳の作成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 災害時要援護者台帳（<u>要配慮者に関する台帳</u>）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 災害時要援護者台帳（<u>要配慮者に関する台帳</u>） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	自主防災組織の台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 災害時要援護者台帳（<u>要配慮者に関する台帳</u>）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 災害時要援護者台帳（<u>要配慮者に関する台帳</u>） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳 	(略)	(略)
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
自主防災組織の台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 災害時要援護者台帳の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 災害時要援護者台帳 ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳 																	
(略)	(略)																	
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
自主防災組織の台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 災害時要援護者台帳（<u>要配慮者に関する台帳</u>）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 災害時要援護者台帳（<u>要配慮者に関する台帳</u>） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳 																	
(略)	(略)																	
共通-27	<p>6 県、市町の指導及び助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>組織活動の促進</td> <td>市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 自主防災組織と消防団との連携</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	組織活動の促進	市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。	(略)	(略)	<p>6 県、市町の指導及び助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>組織活動の促進</td> <td>市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、<u>津波避難計画の作成</u>、その他の活動の充実を図る。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 自主防災組織と消防団との連携</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	組織活動の促進	市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、 <u>津波避難計画の作成</u> 、その他の活動の充実を図る。	(略)	(略)
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
組織活動の促進	市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。																	
(略)	(略)																	
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
組織活動の促進	市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、 <u>津波避難計画の作成</u> 、その他の活動の充実を図る。																	
(略)	(略)																	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
	<p>○（略） ○（<u>新設</u>）</p> <p>第9節 事業所等の<u>自主的な</u>防災活動</p> <p>事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、<u>従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。</u></p> <p><u>災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。なお、発災後しばらくは、従業員等を事業所内に留めておくことができるよう、必要な備蓄にも努めるものとする。</u></p> <p><u>また、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="341 829 1537 1648"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災活動の概要</td> <td><u>事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。</u> ア～コ（略）</td> </tr> <tr> <td>防災力向上の促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 ・県は、国のガイドラインや学識経験者の意見を踏まえて作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」をホームページ等で公表するとともに、事業継続計画の策定に積極的な事業所を支援するための情報提供体制等の整備に努めるものとする。 </td> </tr> <tr> <td><u>（新設）</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第10節 <u>（新設）</u></p>	区分	内容	防災活動の概要	<u>事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。</u> ア～コ（略）	防災力向上の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 ・県は、国のガイドラインや学識経験者の意見を踏まえて作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」をホームページ等で公表するとともに、事業継続計画の策定に積極的な事業所を支援するための情報提供体制等の整備に努めるものとする。 	<u>（新設）</u>		<p>○（略） ○ <u>県及び市町は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。</u></p> <p>第9節 事業所等の防災活動</p> <p>事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、<u>平常時から次の事項について努めなければならない。</u></p> <p><u>ア 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。</u></p> <p><u>イ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。</u></p> <p><u>ウ 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。</u></p> <p><u>エ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市町が実施する防災に関する施策へ協力すること。</u></p> <table border="1" data-bbox="1608 829 2804 1648"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>平常時からの</u> 防災活動の概要</td> <td><u>（削除）</u> ア～コ（略）</td> </tr> <tr> <td>防災力向上の促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 ・県は、国のガイドラインや学識経験者の意見を踏まえて作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」をホームページ等で公表するとともに、事業継続計画（BCP）策定する事業所を支援するための情報提供体制等の整備に努めるものとする。 ・<u>県及び市町は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。</u> </td> </tr> <tr> <td><u>事業継続計画（BCP）の取組</u></td> <td><u>事業所等はの事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第10節 <u>地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</u></p> <p><u>市町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案することができる。</u></p> <p><u>市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に</u></p>	区分	内容	<u>平常時からの</u> 防災活動の概要	<u>（削除）</u> ア～コ（略）	防災力向上の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 ・県は、国のガイドラインや学識経験者の意見を踏まえて作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」をホームページ等で公表するとともに、事業継続計画（BCP）策定する事業所を支援するための情報提供体制等の整備に努めるものとする。 ・<u>県及び市町は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。</u> 	<u>事業継続計画（BCP）の取組</u>	<u>事業所等はの事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</u>
区分	内容																	
防災活動の概要	<u>事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。</u> ア～コ（略）																	
防災力向上の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 ・県は、国のガイドラインや学識経験者の意見を踏まえて作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」をホームページ等で公表するとともに、事業継続計画の策定に積極的な事業所を支援するための情報提供体制等の整備に努めるものとする。 																	
<u>（新設）</u>																		
区分	内容																	
<u>平常時からの</u> 防災活動の概要	<u>（削除）</u> ア～コ（略）																	
防災力向上の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 ・県は、国のガイドラインや学識経験者の意見を踏まえて作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」をホームページ等で公表するとともに、事業継続計画（BCP）策定する事業所を支援するための情報提供体制等の整備に努めるものとする。 ・<u>県及び市町は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。</u> 																	
<u>事業継続計画（BCP）の取組</u>	<u>事業所等はの事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</u>																	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																
	<p>第10節 ボランティア活動に関する計画 (略)</p> <p>第11節 <u>災害時要援護者</u>支援計画</p> <p>高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の<u>災害時要援護者</u>に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="338 527 1537 1062"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町の<u>災害時要援護者</u>支援体制</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、<u>災害時要援護者</u>に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から<u>災害時要援護者</u>と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の共有、避難支援計画の策定等<u>災害時要援護者</u>の避難支援体制を整備するものとする。 地域においては、市町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して<u>災害時要援護者</u>の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 <table border="1" data-bbox="566 915 1507 1062"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉関係、福祉関係団体</td> <td>民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>県の<u>災害時要援護者</u>支援体制</td> <td colspan="2"> 県は、<u>保健師及び栄養士等</u>の派遣並びに<u>災害時要援護者</u>のための物資を供給できるよう応援体制を確保する。 </td> </tr> <tr> <td><u>災害時要援護者</u>の把握</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 市町は発災時の適切な対応に役立てるため、市町が把握している<u>災害時要援護者</u>情報を積極的に活用し、自主防災組織における<u>災害時要援護者</u>台帳の整備を促進するとともに、<u>災害時要援護者</u>の状況の把握に努める。 市町は、民生委員・児童委員、身体障害者相談員及び福祉関係団体と協力して、<u>災害時要援護者</u>の把握に当たる。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		市町の <u>災害時要援護者</u> 支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、<u>災害時要援護者</u>に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から<u>災害時要援護者</u>と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の共有、避難支援計画の策定等<u>災害時要援護者</u>の避難支援体制を整備するものとする。 地域においては、市町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して<u>災害時要援護者</u>の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 <table border="1" data-bbox="566 915 1507 1062"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉関係、福祉関係団体</td> <td>民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等</td> </tr> </tbody> </table>		(略)	(略)	福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等	県の <u>災害時要援護者</u> 支援体制	県は、 <u>保健師及び栄養士等</u> の派遣並びに <u>災害時要援護者</u> のための物資を供給できるよう応援体制を確保する。		<u>災害時要援護者</u> の把握	<ul style="list-style-type: none"> 市町は発災時の適切な対応に役立てるため、市町が把握している<u>災害時要援護者</u>情報を積極的に活用し、自主防災組織における<u>災害時要援護者</u>台帳の整備を促進するとともに、<u>災害時要援護者</u>の状況の把握に努める。 市町は、民生委員・児童委員、身体障害者相談員及び福祉関係団体と協力して、<u>災害時要援護者</u>の把握に当たる。 		<p><u>地区防災計画を定めることができる。</u></p> <p>第11節 ボランティア活動に関する計画 (略)</p> <p>第12節 <u>要配慮者</u>支援計画</p> <p>高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の<u>要配慮者</u>に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1602 527 2801 1062"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町の<u>要配慮者</u>支援体制</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、<u>要配慮者</u>に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から<u>要配慮者</u>と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、<u>要配慮者</u>に関する情報の共有、避難支援計画の策定等<u>要配慮者</u>の避難支援体制を整備するものとする。 地域においては、市町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して<u>要配慮者</u>の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 <table border="1" data-bbox="1831 903 2772 1041"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉関係、福祉関係団体</td> <td>民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>県の<u>要配慮者</u>支援体制</td> <td colspan="2"> 県は、<u>応援職員（福祉関係職員等）</u>の派遣並びに<u>要配慮者</u>のための物資等を供給できるよう応援体制を確保する。 </td> </tr> <tr> <td><u>避難行動要支援者の把握、名簿の作成等</u></td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「<u>避難行動要支援者</u>」という）の把握に努める。 市町は、<u>避難行動要支援者</u>について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（<u>避難行動要支援者名簿</u>、以下「<u>名簿</u>」という）を、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 市町は、<u>避難行動要支援者</u>の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を定期的に更新するものとする。 市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、<u>避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）</u>に対し、本人の同意を得た上で名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、<u>秘密保持義務が生ずる</u>。市町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		市町の <u>要配慮者</u> 支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、<u>要配慮者</u>に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から<u>要配慮者</u>と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、<u>要配慮者</u>に関する情報の共有、避難支援計画の策定等<u>要配慮者</u>の避難支援体制を整備するものとする。 地域においては、市町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して<u>要配慮者</u>の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 <table border="1" data-bbox="1831 903 2772 1041"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉関係、福祉関係団体</td> <td>民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等</td> </tr> </tbody> </table>		(略)	(略)	福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等	県の <u>要配慮者</u> 支援体制	県は、 <u>応援職員（福祉関係職員等）</u> の派遣並びに <u>要配慮者</u> のための物資等を供給できるよう応援体制を確保する。		<u>避難行動要支援者の把握、名簿の作成等</u>	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「<u>避難行動要支援者</u>」という）の把握に努める。 市町は、<u>避難行動要支援者</u>について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（<u>避難行動要支援者名簿</u>、以下「<u>名簿</u>」という）を、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 市町は、<u>避難行動要支援者</u>の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を定期的に更新するものとする。 市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、<u>避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）</u>に対し、本人の同意を得た上で名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、<u>秘密保持義務が生ずる</u>。市町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。 	
区 分	内 容																																	
市町の <u>災害時要援護者</u> 支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、<u>災害時要援護者</u>に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から<u>災害時要援護者</u>と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の共有、避難支援計画の策定等<u>災害時要援護者</u>の避難支援体制を整備するものとする。 地域においては、市町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して<u>災害時要援護者</u>の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 <table border="1" data-bbox="566 915 1507 1062"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉関係、福祉関係団体</td> <td>民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等</td> </tr> </tbody> </table>		(略)	(略)	福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等																												
(略)	(略)																																	
福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等																																	
県の <u>災害時要援護者</u> 支援体制	県は、 <u>保健師及び栄養士等</u> の派遣並びに <u>災害時要援護者</u> のための物資を供給できるよう応援体制を確保する。																																	
<u>災害時要援護者</u> の把握	<ul style="list-style-type: none"> 市町は発災時の適切な対応に役立てるため、市町が把握している<u>災害時要援護者</u>情報を積極的に活用し、自主防災組織における<u>災害時要援護者</u>台帳の整備を促進するとともに、<u>災害時要援護者</u>の状況の把握に努める。 市町は、民生委員・児童委員、身体障害者相談員及び福祉関係団体と協力して、<u>災害時要援護者</u>の把握に当たる。 																																	
区 分	内 容																																	
市町の <u>要配慮者</u> 支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、<u>要配慮者</u>に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から<u>要配慮者</u>と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、<u>要配慮者</u>に関する情報の共有、避難支援計画の策定等<u>要配慮者</u>の避難支援体制を整備するものとする。 地域においては、市町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して<u>要配慮者</u>の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 <table border="1" data-bbox="1831 903 2772 1041"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉関係、福祉関係団体</td> <td>民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等</td> </tr> </tbody> </table>		(略)	(略)	福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等																												
(略)	(略)																																	
福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等																																	
県の <u>要配慮者</u> 支援体制	県は、 <u>応援職員（福祉関係職員等）</u> の派遣並びに <u>要配慮者</u> のための物資等を供給できるよう応援体制を確保する。																																	
<u>避難行動要支援者の把握、名簿の作成等</u>	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「<u>避難行動要支援者</u>」という）の把握に努める。 市町は、<u>避難行動要支援者</u>について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（<u>避難行動要支援者名簿</u>、以下「<u>名簿</u>」という）を、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 市町は、<u>避難行動要支援者</u>の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を定期的に更新するものとする。 市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、<u>避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）</u>に対し、本人の同意を得た上で名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、<u>秘密保持義務が生ずる</u>。市町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。 																																	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新	
共通-28	防災訓練	市町は、 <u>災害時要援護者</u> の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、 <u>災害時要援護者</u> が参加する防災訓練を実施する。	防災訓練	市町は、 <u>県と連携し、要配慮者</u> の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、 <u>要配慮者</u> が参加する防災訓練を実施する。
	人材の確保	市町は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、 <u>災害時要援護者</u> の支援に必要な人材の確保に努める。	人材の確保	市町は、 <u>県と連携し、</u> 日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、 <u>要配慮者</u> の支援に必要な人材の確保に努める。
	協働による支援	市町は、 <u>災害時要援護者</u> の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。	協働による支援	市町は、 <u>県と連携し、要配慮者</u> の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。
	情報伝達	市町は、 <u>高齢者、障害のある人等の災害時要援護者</u> にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。	情報伝達	市町は、 <u>県と連携し、要配慮者</u> にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。 <u>また、市町は、在京大使館等からの外国人の安否確認に必要な連絡体制を確保する。</u>
	<u>(新設)</u>		<u>避難支援等関係者等の安全確保</u>	市町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、 <u>可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。</u>
	<u>(新設)</u>		<u>観光客の安全確保</u>	県は「 <u>ふじのくに観光躍進基本計画</u> 」に基づいて、危機発生時における避難誘導計画の整理及び市町、宿泊事業者等による観光客への安全対策を推進するものとする。
第12節 救助・救急活動に関する計画 (略) 第13節 応急住宅 (略) 第14節 複合災害対策及び連続災害対策 (略)			第13節 救助・救急活動に関する計画 (略) 第14節 応急住宅 (略) 第15節 複合災害対策及び連続災害対策 (略)	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																												
共通-31	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 総則 (略) 2 県の行う措置</p> <p>○ 法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき県が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">県の行う措置</td></tr> <tr><td>(1)～(6) (略)</td><td></td></tr> <tr><td>(7) 「災害救助法」第23条に規定する救助の実施</td><td></td></tr> <tr><td>(8)～(20) (略)</td><td></td></tr> </table>	県の行う措置		(1)～(6) (略)		(7) 「災害救助法」第23条に規定する救助の実施		(8)～(20) (略)		<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 総則 (略) 2 県の行う措置</p> <p>○ 法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき県が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">県の行う措置</td></tr> <tr><td>(1)～(6) (略)</td><td></td></tr> <tr><td>(7) 「災害救助法」第4条に規定する救助の実施</td><td></td></tr> <tr><td>(8)～(20) (略)</td><td></td></tr> </table>	県の行う措置		(1)～(6) (略)		(7) 「災害救助法」第4条に規定する救助の実施		(8)～(20) (略)													
県の行う措置																														
(1)～(6) (略)																														
(7) 「災害救助法」第23条に規定する救助の実施																														
(8)～(20) (略)																														
県の行う措置																														
(1)～(6) (略)																														
(7) 「災害救助法」第4条に規定する救助の実施																														
(8)～(20) (略)																														
共通-33	<p>(略)</p> <p>第2節 組織計画 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 組織計画 (略)</p>																												
共通-34	<p>(2)対策会議 ア (略) イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。 ウ (略)</p> <p>「静岡県災害警戒本部編成図」(抄)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>教育長</td><td>経営管理部長</td><td>企画広報部長</td><td>知事戦略局長</td><td>くらし・環境部長</td><td>文化・観光部長</td><td>健康福祉部長</td><td>経済産業部長</td><td>交通基盤部長</td><td>危機管理部長</td><td>危機管理監代理</td><td>危機管理部部長代理</td><td>出納局長</td><td>企業局長</td> </tr> </table>	教育長	経営管理部長	企画広報部長	知事戦略局長	くらし・環境部長	文化・観光部長	健康福祉部長	経済産業部長	交通基盤部長	危機管理部長	危機管理監代理	危機管理部部長代理	出納局長	企業局長	<p>(2)対策会議 ア (略) イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、対策会議に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。 ウ (略)</p> <p>「静岡県災害警戒本部編成図」(抄)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>教育長</td><td>経営管理部長</td><td>企画広報部長</td><td>知事戦略監</td><td>くらし・環境部長</td><td>文化・観光部長</td><td>健康福祉部長</td><td>経済産業部長</td><td>交通基盤部長</td><td>危機管理部長</td><td>危機管理監代理</td><td>危機管理部部長代理</td><td>出納局長</td><td>企業局長</td> </tr> </table>	教育長	経営管理部長	企画広報部長	知事戦略監	くらし・環境部長	文化・観光部長	健康福祉部長	経済産業部長	交通基盤部長	危機管理部長	危機管理監代理	危機管理部部長代理	出納局長	企業局長
教育長	経営管理部長	企画広報部長	知事戦略局長	くらし・環境部長	文化・観光部長	健康福祉部長	経済産業部長	交通基盤部長	危機管理部長	危機管理監代理	危機管理部部長代理	出納局長	企業局長																	
教育長	経営管理部長	企画広報部長	知事戦略監	くらし・環境部長	文化・観光部長	健康福祉部長	経済産業部長	交通基盤部長	危機管理部長	危機管理監代理	危機管理部部長代理	出納局長	企業局長																	
共通-35	<p>「静岡県災害対策本部方面本部編成図」(抄)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="5">指令班</td></tr> <tr> <td>総務係</td><td>対策係</td><td>情報係</td><td>支援係</td><td>駐在</td> </tr> </table> <p><危機担当監></p>	指令班					総務係	対策係	情報係	支援係	駐在	<p>「静岡県災害対策本部方面本部編成図」(抄)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="5">指令班</td></tr> <tr> <td>総務係</td><td>対策係</td><td>情報係</td><td>支援係</td><td>駐在スタッフ</td> </tr> </table> <p><危機担当監></p>	指令班					総務係	対策係	情報係	支援係	駐在スタッフ								
指令班																														
総務係	対策係	情報係	支援係	駐在																										
指令班																														
総務係	対策係	情報係	支援係	駐在スタッフ																										

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>経営管理部 <u>職員</u> 局長、企画広報部地域外交局長、<u>企画調整</u> 局長、くらし・環境部管理局长、建築住宅局長、環境局長、文化・観光部 <u>観光</u> 局長、健康福祉部管理局长、医療健康局長、生活衛生局長、経済産業部管理局长、農林業局長、交通基盤部管理局长、道路局長、河川砂防局長、港湾局長、<u>空港</u> 局長、出納局次長</p> <p><その他必要とする者></p> <p>企業局理事、教育委員会 <u>教育次長</u>、県警本部警備部長又は生活安全部長、その他発生事案に関係する者</p>	<p>経営管理部 <u>総務</u> 局長、企画広報部 <u>知事公室長</u>、地域外交局長、<u>政策企画</u> 局長、くらし・環境部管理局长、建築住宅局長、環境局長、文化・観光部観光 <u>交流</u> 局長、<u>空港振興</u> 局長、健康福祉部管理局长、医療健康局長、生活衛生局長、経済産業部管理局长、農林業局長、交通基盤部管理局长、道路局長、河川砂防局長、港湾局長、出納局次長 <u>兼会計管理課長</u></p> <p><その他必要とする者></p> <p>企業局理事、教育委員会 <u>参事兼教育総務課長</u>、県警本部警備部長又は生活安全部長、その他発生事案に関係する者</p>

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧				新											
共通-36	2 職員の動員及び配備 (略)				2 職員の動員及び配備 (略)											
	配備体制・配備基準		配備内容		配備部局等		配備体制・配備基準		配備内容		配備部局等					
	(略)															
	事前 配 備 体 制	【警戒体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪 警報のいずれかが県内に発 表され大規模な災害の発生 が予想されるとき、又は突 発的災害、地震、津波、伊 豆東部火山群、富士山火山 以外で状況により知事が指 示したとき		各所属で情報収 集及び連絡活動 を行い、事態の推 移に伴い、速やか に警戒活動等を 実施する体制（※ 1）		本 庁	企画広報部 <u>知事戦略局</u> 、地域外交 局、文化・観光部 <u>観光局</u> 、健康福祉 部管理局、交通基盤部、危機管理部		事前 配 備 体 制	【警戒体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪、 <u>大雪</u> 、 <u>高潮</u> 警報のいずれか が県内に発表され大規模な 災害の発生が予想されると き、又は突発的災害、地震、 津波、伊豆東部火山群、富 士山火山以外で状況により 知事が指示したとき		各所属で情報収 集及び連絡活動 を行い、事態の推 移に伴い、速やか に警戒活動等を 実施する体制（※ 1）		本 庁	企画広報部 <u>広報課</u> 、地域外交局、文 化・観光部 <u>観光交流局</u> 、空港振興局 健康福祉部管理局、交通基盤部、危 機管理部	
		出 先	必要な出先機関（漁港管理事務所、 土木事務所、港管理局、港管理事務所、 空港管理事務所、 <u>地域</u> 危機管理 局（※3））		出 先	必要な出先機関（漁港管理事務所、 土木事務所、港管理局、港管理事務所、 空港管理事務所、危機管理局（※ 3））										
	事前 配 備 体 制	【警戒本部設置体制】 大規模な災害が発生し県内に災 害救助法が適用されたとき、又は 同法の適用が見込まれるとき、或 いは突発的災害、地震、津波、伊 豆東部火山群、富士山火山以外で 状況により知事が指示したとき		全庁的な情報共 有体制を執ると ともに、所要の指 示に基づく災害 応急対策を実施 し、直ちに災害対 策本部を設置で きる体制（※1）		本 庁	企画広報部 <u>知事戦略局</u> 、地域外交 局、文化・観光部 <u>観光局</u> 、健康福祉 部管理局、経済産業部管理局、交通 基盤部、危機管理部		事前 配 備 体 制	【警戒本部設置体制】 <u>大雨、暴風、暴風雪特別警報の いずれかが県内に発表された とき、若しくは「特別警報に至る 可能性への言及」に係る府県気 象情報が県内に発表された とき、又は、</u> 大規模な災害が発生 し県内に災害救助法が適用され たとき、又は同法の適用が見込 まれるとき、或いは突発的災害、 地震、津波、伊豆東部火山群、 富士山火山以外で状況により知 事が指示したとき		全庁的な情報共 有体制を執ると ともに、所要の指 示に基づく災害 応急対策を実施 し、直ちに災害対 策本部を設置で きる体制（※1）		本 庁	企画広報部 <u>広報課</u> 、地域外交局、文 化・観光部 <u>観光交流局</u> 、 <u>空港振興局</u> 、 健康福祉部管理局、経済産業部管理 局、交通基盤部、危機管理部	
		出 先	必要な出先機関（健康福祉センタ ー、漁港管理事務所、土木事務所、 港管理局、港管理事務所、空港管理 事務所、 <u>地域</u> 危機管理局（※2））		出 先	必要な出先機関（健康福祉センタ ー、漁港管理事務所、土木事務所、 港管理局、港管理事務所、空港管理 事務所、危機管理局（※2））										
	(略)															
	※1 風水害における交通基盤部（ <u>空港管理事務所を除く</u> ）の事前配備体制については、水防計画 における事前配備体制を優先適用する。 なお、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。 (略)															
	※1 風水害における交通基盤部の事前配備体制については、水防計画における事前配備体制を優 先適用する。 なお、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。 (略)															

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
共通-38	第3節 応援計画 (略) 2 実施方法	第3節 応援計画 (略) 2 実施方法																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 319 528 365">区 分</th> <th data-bbox="528 319 1525 365">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 365 528 411">(略)</td> <td data-bbox="528 365 1525 411">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 411 528 1352">関係機関等への協力要請</td> <td data-bbox="528 411 1525 1352"> (1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。 ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣について必要な事項 ----- (2) <u>このほか</u>法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求めることができる。 ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1352 528 1423">(略)</td> <td data-bbox="528 1352 1525 1423">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	関係機関等への協力要請	(1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。 ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣について必要な事項 ----- (2) <u>このほか</u> 法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求めることができる。 ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1602 319 1792 365">区 分</th> <th data-bbox="1792 319 2789 365">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 365 1792 411">(略)</td> <td data-bbox="1792 365 2789 411">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 411 1792 1352">関係機関等への協力要請</td> <td data-bbox="1792 411 2789 1352"> (1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。 ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣について必要な事項 ----- (2) 法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求めることができる。 ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項 ----- (3) <u>法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請することができる。</u> ----- (4) <u>法第74条の3の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長に対し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請することができる。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1352 1792 1423">(略)</td> <td data-bbox="1792 1352 2789 1423">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	関係機関等への協力要請	(1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。 ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣について必要な事項 ----- (2) 法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求めることができる。 ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項 ----- (3) <u>法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請することができる。</u> ----- (4) <u>法第74条の3の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長に対し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請することができる。</u>	(略)	(略)
	区 分	内 容																
	(略)	(略)																
関係機関等への協力要請	(1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。 ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣について必要な事項 ----- (2) <u>このほか</u> 法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求めることができる。 ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項																	
(略)	(略)																	
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
関係機関等への協力要請	(1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。 ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣について必要な事項 ----- (2) 法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求めることができる。 ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項 ----- (3) <u>法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請することができる。</u> ----- (4) <u>法第74条の3の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長に対し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請することができる。</u>																	
(略)	(略)																	
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 1432 528 1650">受入体制の確立</td> <td data-bbox="528 1432 1525 1650"> ・ 県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町長と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。 ・ 応援動員を受ける市町長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	受入体制の確立	・ 県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町長と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。 ・ 応援動員を受ける市町長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るものとする。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 1432 1792 1650">受入体制の確立</td> <td data-bbox="1792 1432 2789 1650"> ・ 県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町長と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。 ・ 応援動員を受ける市町長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図る<u>とともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮する</u>ものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	受入体制の確立	・ 県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町長と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。 ・ 応援動員を受ける市町長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図る <u>とともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮する</u> ものとする。													
受入体制の確立	・ 県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町長と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。 ・ 応援動員を受ける市町長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るものとする。																	
受入体制の確立	・ 県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町長と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。 ・ 応援動員を受ける市町長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図る <u>とともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮する</u> ものとする。																	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																												
共通-39	<p>第4節 通信情報計画 (略) 1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 310 566 352">区 分</th> <th data-bbox="575 310 1516 352">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 359 566 1178"> 気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知 </td> <td data-bbox="575 359 1516 1178"> <ul style="list-style-type: none"> 国（気象庁）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部）で受理する。 市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。 気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料の巻Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料の巻Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料の巻Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、<u>津波注意報・警報</u>、地震及び津波情報の種類は、資料の巻Ⅱ（<u>5-3-7</u>）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策の巻（Ⅰ第1章第1節4、Ⅱ第1章第1節4）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1節）による。 <u>必要に応じて静岡地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。</u> なお、水防予警報の収集及び伝達については＜風水害対策の巻＞の定めるところによる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1184 566 1247">(略)</td> <td data-bbox="575 1184 1516 1247">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1253 566 1871"> 情報収集方法等 </td> <td data-bbox="575 1253 1516 1871"> <p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="584 1388 762 1520"> 計測機器による収集 </td> <td data-bbox="771 1388 1507 1520"> 本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 1526 762 1659"> 航空偵察による収集 </td> <td data-bbox="771 1526 1507 1659"> 県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターによる偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 1665 762 1864"> 職員派遣による収集 </td> <td data-bbox="771 1665 1507 1864"> ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<ul style="list-style-type: none"> 国（気象庁）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部）で受理する。 市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。 気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料の巻Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料の巻Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料の巻Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、<u>津波注意報・警報</u>、地震及び津波情報の種類は、資料の巻Ⅱ（<u>5-3-7</u>）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策の巻（Ⅰ第1章第1節4、Ⅱ第1章第1節4）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1節）による。 <u>必要に応じて静岡地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。</u> なお、水防予警報の収集及び伝達については＜風水害対策の巻＞の定めるところによる。 	(略)	(略)	情報収集方法等	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="584 1388 762 1520"> 計測機器による収集 </td> <td data-bbox="771 1388 1507 1520"> 本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 1526 762 1659"> 航空偵察による収集 </td> <td data-bbox="771 1526 1507 1659"> 県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターによる偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 1665 762 1864"> 職員派遣による収集 </td> <td data-bbox="771 1665 1507 1864"> ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。 </td> </tr> </tbody> </table>	計測機器による収集	本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。	航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターによる偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。	職員派遣による収集	ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	<p>第4節 通信情報計画 (略) 1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1602 310 1831 352">区 分</th> <th data-bbox="1840 310 2781 352">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 359 1831 1178"> 気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知 </td> <td data-bbox="1840 359 2781 1178"> <ul style="list-style-type: none"> 国（気象庁）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部）で受理する。 市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。 気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料の巻Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料の巻Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料の巻Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、<u>大津波警報・津波警報・津波注意報</u>、地震及び津波情報の種類は、資料の巻Ⅱ（<u>5-2-3、津波対策の巻（第3章第2節1）</u>）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策の巻（Ⅰ第1章第1節4、Ⅱ第1章第1節4）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1節）による。 なお、水防予警報の収集及び伝達については＜風水害対策の巻＞の定めるところによる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1184 1831 1247">(略)</td> <td data-bbox="1840 1184 2781 1247">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1253 1831 1871"> 情報収集方法等 </td> <td data-bbox="1840 1253 2781 1871"> <p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1849 1388 2027 1520"> 計測機器による収集 </td> <td data-bbox="2036 1388 2772 1520"> 本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1849 1526 2027 1659"> 航空偵察による収集 </td> <td data-bbox="2036 1526 2772 1659"> 県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターによる偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1849 1665 2027 1864"> 職員派遣による収集 </td> <td data-bbox="2036 1665 2772 1864"> ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<ul style="list-style-type: none"> 国（気象庁）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部）で受理する。 市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。 気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料の巻Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料の巻Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料の巻Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、<u>大津波警報・津波警報・津波注意報</u>、地震及び津波情報の種類は、資料の巻Ⅱ（<u>5-2-3、津波対策の巻（第3章第2節1）</u>）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策の巻（Ⅰ第1章第1節4、Ⅱ第1章第1節4）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1節）による。 なお、水防予警報の収集及び伝達については＜風水害対策の巻＞の定めるところによる。 	(略)	(略)	情報収集方法等	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1849 1388 2027 1520"> 計測機器による収集 </td> <td data-bbox="2036 1388 2772 1520"> 本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1849 1526 2027 1659"> 航空偵察による収集 </td> <td data-bbox="2036 1526 2772 1659"> 県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターによる偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1849 1665 2027 1864"> 職員派遣による収集 </td> <td data-bbox="2036 1665 2772 1864"> ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。 </td> </tr> </tbody> </table>	計測機器による収集	本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。	航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターによる偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。	職員派遣による収集	ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
	区 分	内 容																												
	気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<ul style="list-style-type: none"> 国（気象庁）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部）で受理する。 市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。 気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料の巻Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料の巻Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料の巻Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、<u>津波注意報・警報</u>、地震及び津波情報の種類は、資料の巻Ⅱ（<u>5-3-7</u>）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策の巻（Ⅰ第1章第1節4、Ⅱ第1章第1節4）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1節）による。 <u>必要に応じて静岡地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。</u> なお、水防予警報の収集及び伝達については＜風水害対策の巻＞の定めるところによる。 																												
(略)	(略)																													
情報収集方法等	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="584 1388 762 1520"> 計測機器による収集 </td> <td data-bbox="771 1388 1507 1520"> 本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 1526 762 1659"> 航空偵察による収集 </td> <td data-bbox="771 1526 1507 1659"> 県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターによる偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 1665 762 1864"> 職員派遣による収集 </td> <td data-bbox="771 1665 1507 1864"> ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。 </td> </tr> </tbody> </table>	計測機器による収集	本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。	航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターによる偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。	職員派遣による収集	ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。																							
計測機器による収集	本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。																													
航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターによる偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。																													
職員派遣による収集	ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。																													
区 分	内 容																													
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<ul style="list-style-type: none"> 国（気象庁）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下、「気象等情報」という。）は災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部）で受理する。 市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。 気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料の巻Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料の巻Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料の巻Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、<u>大津波警報・津波警報・津波注意報</u>、地震及び津波情報の種類は、資料の巻Ⅱ（<u>5-2-3、津波対策の巻（第3章第2節1）</u>）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策の巻（Ⅰ第1章第1節4、Ⅱ第1章第1節4）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1節）による。 なお、水防予警報の収集及び伝達については＜風水害対策の巻＞の定めるところによる。 																													
(略)	(略)																													
情報収集方法等	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1849 1388 2027 1520"> 計測機器による収集 </td> <td data-bbox="2036 1388 2772 1520"> 本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1849 1526 2027 1659"> 航空偵察による収集 </td> <td data-bbox="2036 1526 2772 1659"> 県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターによる偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1849 1665 2027 1864"> 職員派遣による収集 </td> <td data-bbox="2036 1665 2772 1864"> ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。 </td> </tr> </tbody> </table>	計測機器による収集	本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。	航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターによる偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。	職員派遣による収集	ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。																							
計測機器による収集	本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。																													
航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターによる偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。																													
職員派遣による収集	ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。																													

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新	
共通-44		<p>イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等の被害状況の情報を収集する。 なお、職員の派遣が困難の場合は、建設業協会等に対して別に定める協定に基づき、公共土木施設の被害状況の情報の収集を要請する。</p>		<p>イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等の被害状況の情報を収集する。 なお、職員の派遣が 困難の場合は、建設業協会等に対して別に定める協定に基づき、公共土木施設の被害状況の情報の収集を要請する。</p>
	<p>参集途上の職員による収集</p>	<p>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</p>	<p>参集途上の職員による収集</p>	<p>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</p>
	<p>防災関係機関からの収集</p>	<p>防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。 また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当者からも被害情報を収集する。</p>	<p>防災関係機関からの収集</p>	<p>防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。 また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当者からも被害情報を収集する。</p>
	<p><u>(新設)</u></p>		<p><u>その他留意事項</u></p>	<p><u>市町が被災等により被害状況等の報告ができなくなつたときは、上記の手段を用いて被害情報を積極的に収集する。</u></p>
	<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>第5節 災害広報計画 災害時における県と報道機関、防災関係機関及び市町との協力体制を定め、県民に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、必要に応じ国会及び中央諸官庁に対し災害情報資料を提供し、広報活動の万全を期する。 その際、高齢者、障害のある人、外国人等<u>災害時要援護者</u>に配慮した広報を行うものとする。 また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。</p>		<p>第5節 災害広報計画 災害時における県と報道機関、防災関係機関及び市町との協力体制を定め、県民に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、必要に応じ国会及び中央諸官庁に対し災害情報資料を提供し、広報活動の万全を期する。 その際、高齢者、障害のある人、外国人等<u>要配慮者</u>に配慮した広報を行うものとする。 また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。</p>	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																				
	<p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 275 477 323">区 分</th> <th data-bbox="477 275 1525 323">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 323 477 415">広報事項</td> <td data-bbox="477 323 1525 415">(略) ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 415 477 464">(略)</td> <td data-bbox="477 415 1525 464">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 464 477 701">県民からの問い合わせ等の処理</td> <td data-bbox="477 464 1525 701">復旧状況等の問い合わせに対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 701 477 863"><u>(新設)</u></td> <td data-bbox="477 701 1525 863"></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 1003 477 1052">区 分</th> <th data-bbox="477 1003 1525 1052">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1052 477 1144">広報事項</td> <td data-bbox="477 1052 1525 1144">(略) ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1144 477 1192">(略)</td> <td data-bbox="477 1144 1525 1192">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1192 477 1375"><u>(新設)</u></td> <td data-bbox="477 1192 1525 1375"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	広報事項	(略) ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況	(略)	(略)	県民からの問い合わせ等の処理	復旧状況等の問い合わせに対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。	<u>(新設)</u>		区 分	内 容	広報事項	(略) ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況	(略)	(略)	<u>(新設)</u>		<p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1587 275 1745 323">区 分</th> <th data-bbox="1745 275 2792 323">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1587 323 1745 415">広報事項</td> <td data-bbox="1745 323 2792 415">(略) ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況 <u>及び復旧見込み</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 415 1745 464">(略)</td> <td data-bbox="1745 415 2792 464">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 464 1745 701">県民からの問い合わせ等の処理</td> <td data-bbox="1745 464 2792 701">復旧状況等の問い合わせ、<u>情報提供や相談</u>に対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 701 1745 863"><u>被災者の安否に関する情報の提供等</u></td> <td data-bbox="1745 701 2792 863"><u>県は、市町と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の提供等が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努める。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1587 1016 1745 1064">区 分</th> <th data-bbox="1745 1016 2792 1064">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1587 1064 1745 1157">広報事項</td> <td data-bbox="1745 1064 2792 1157">(略) ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況 <u>及び復旧見込み</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 1157 1745 1205">(略)</td> <td data-bbox="1745 1157 2792 1205">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 1205 1745 1388"><u>被災者の安否に関する情報の提供等</u></td> <td data-bbox="1745 1205 2792 1388"><u>市町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	広報事項	(略) ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況 <u>及び復旧見込み</u>	(略)	(略)	県民からの問い合わせ等の処理	復旧状況等の問い合わせ、 <u>情報提供や相談</u> に対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。	<u>被災者の安否に関する情報の提供等</u>	<u>県は、市町と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の提供等が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努める。</u>	区 分	内 容	広報事項	(略) ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況 <u>及び復旧見込み</u>	(略)	(略)	<u>被災者の安否に関する情報の提供等</u>	<u>市町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。</u>
区 分	内 容																																					
広報事項	(略) ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況																																					
(略)	(略)																																					
県民からの問い合わせ等の処理	復旧状況等の問い合わせに対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。																																					
<u>(新設)</u>																																						
区 分	内 容																																					
広報事項	(略) ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況																																					
(略)	(略)																																					
<u>(新設)</u>																																						
区 分	内 容																																					
広報事項	(略) ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況 <u>及び復旧見込み</u>																																					
(略)	(略)																																					
県民からの問い合わせ等の処理	復旧状況等の問い合わせ、 <u>情報提供や相談</u> に対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。																																					
<u>被災者の安否に関する情報の提供等</u>	<u>県は、市町と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の提供等が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努める。</u>																																					
区 分	内 容																																					
広報事項	(略) ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況 <u>及び復旧見込み</u>																																					
(略)	(略)																																					
<u>被災者の安否に関する情報の提供等</u>	<u>市町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。</u>																																					

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新												
	<p>第6節 災害救助法の適用計画 (略)</p> <p>3 災害救助法の適用手続</p> <table border="1" data-bbox="341 352 1519 630"> <thead> <tr> <th data-bbox="341 352 519 401">区 分</th> <th data-bbox="519 352 1519 401">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="341 401 519 449">(略)</td> <td data-bbox="519 401 1519 449">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 449 519 630">県における適用手続</td> <td data-bbox="519 449 1519 630"> <ul style="list-style-type: none"> 知事は市町からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めるときは、「災害救助法」の適用等について厚生労働大臣に報告するとともに、当該市町及び県関係部局に通知するものとする。 「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	県における適用手続	<ul style="list-style-type: none"> 知事は市町からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めるときは、「災害救助法」の適用等について厚生労働大臣に報告するとともに、当該市町及び県関係部局に通知するものとする。 「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。 	<p>第6節 災害救助法の適用計画 (略)</p> <p>3 災害救助法の適用手続</p> <table border="1" data-bbox="1608 352 2786 630"> <thead> <tr> <th data-bbox="1608 352 1786 401">区 分</th> <th data-bbox="1786 352 2786 401">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1608 401 1786 449">(略)</td> <td data-bbox="1786 401 2786 449">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 449 1786 630">県における適用手続</td> <td data-bbox="1786 449 2786 630"> <ul style="list-style-type: none"> 知事は市町からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めるときは、「災害救助法」の適用等について内閣総理大臣に報告するとともに、当該市町及び県関係部局に通知するものとする。 「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	県における適用手続	<ul style="list-style-type: none"> 知事は市町からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めるときは、「災害救助法」の適用等について内閣総理大臣に報告するとともに、当該市町及び県関係部局に通知するものとする。 「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。
区 分	内 容													
(略)	(略)													
県における適用手続	<ul style="list-style-type: none"> 知事は市町からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めるときは、「災害救助法」の適用等について厚生労働大臣に報告するとともに、当該市町及び県関係部局に通知するものとする。 「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。 													
区 分	内 容													
(略)	(略)													
県における適用手続	<ul style="list-style-type: none"> 知事は市町からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めるときは、「災害救助法」の適用等について内閣総理大臣に報告するとともに、当該市町及び県関係部局に通知するものとする。 「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。 													

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新
共通-47	<p style="text-align: center;">【災害救助法による応急救助の実施概念図】</p>	<p style="text-align: center;">【災害救助法による応急救助の実施概念図】</p>
共通-48	<p>第7節 避難救出計画（略）。</p> <p>1 避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町長は、火災、山崩れ、津波、河川の氾らん等により、住民に危険が切迫しているとき、危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や立退きの勧告又は指示をするものとする。 ○ 特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する災害時要援護者が迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、市町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう努めるものとする。 ○ 市町長のほか、警察官、海上保安官、都道府県知事、水防管理者、自衛官も「災害対策基本法」、「警察官職務執行法」、「地すべり等防止法」、「水防法」、「自衛隊法」の規定に基づき、避難の指示等を行うことができる。 ○ 市町長以外の指示権者、根拠規定は資料の巻Ⅱ（13-1-3）のとおりである。 ○ 法第60条第5項の規定により、知事は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、市町長に代わって避難のための立退きの勧告、又は指示をする。 	<p>第7節 避難救出計画（略）</p> <p>1 避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町長は、火災、山崩れ、津波、河川の氾らん等により、住民に危険が切迫しているとき、危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や立退きの勧告又は指示をするものとする。 ○ 特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、市町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう努めるものとする。 ○ 市町長のほか、警察官、海上保安官、都道府県知事、水防管理者、自衛官も「災害対策基本法」、「警察官職務執行法」、「地すべり等防止法」、「水防法」、「自衛隊法」の規定に基づき、避難の指示等を行うことができる。 ○ 市町長以外の指示権者、根拠規定は資料の巻Ⅱ（13-1-3）のとおりである。 ○ 法第60条第5項の規定により、知事は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、市町長に代わって避難のための立退きの勧告、又は指示をする。

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="341 241 519 273">区 分</th> <th data-bbox="525 241 1513 273">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="341 277 519 514">避難の勧告及び指示の周知徹底</td> <td data-bbox="525 277 1513 514"> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 その際、<u>災害時要援護者</u>への的確な情報提供に配慮するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難準備情報、避難の勧告又は指示の主旨 イ 避難準備情報、避難の勧告・指示が出された地域名 ウ 避難所（所在地、名称、受入人員） エ 避難経路及び誘導方法 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 518 519 609"><u>（新設）</u></td> <td data-bbox="525 518 1513 609"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 613 519 819">避難誘導</td> <td data-bbox="525 613 1513 819"> <ul style="list-style-type: none"> 避難に当たっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど<u>災害時要援護者</u>に配慮した避難誘導を実施するものとする。 避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 823 519 892">安否確認</td> <td data-bbox="525 823 1513 892">安否確認の実施に当たっては、<u>災害時要援護者</u>に十分配慮するよう努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 896 519 987"><u>災害時要援護者の避難支援</u></td> <td data-bbox="525 896 1513 987">市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害のある人等の<u>災害時要援護者</u>の避難支援計画に基づき、支援に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 991 519 1711">避難所の安全管理</td> <td data-bbox="525 991 1513 1711"> <p>以下の事項に留意して、避難所の安全管理を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町の職員を配置する。 イ 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに、適切な措置を講ずる。 エ 常に市町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。 オ 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集し、把握に努める。 カ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。 キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないよう努める。 ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。 ケ 保健師等による巡回健康相談を実施するものとする。 コ 避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	避難の勧告及び指示の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 その際、<u>災害時要援護者</u>への的確な情報提供に配慮するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難準備情報、避難の勧告又は指示の主旨 イ 避難準備情報、避難の勧告・指示が出された地域名 ウ 避難所（所在地、名称、受入人員） エ 避難経路及び誘導方法 	<u>（新設）</u>		避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> 避難に当たっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど<u>災害時要援護者</u>に配慮した避難誘導を実施するものとする。 避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。 	安否確認	安否確認の実施に当たっては、 <u>災害時要援護者</u> に十分配慮するよう努めるものとする。	<u>災害時要援護者の避難支援</u>	市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害のある人等の <u>災害時要援護者</u> の避難支援計画に基づき、支援に努めるものとする。	避難所の安全管理	<p>以下の事項に留意して、避難所の安全管理を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町の職員を配置する。 イ 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに、適切な措置を講ずる。 エ 常に市町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。 オ 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集し、把握に努める。 カ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。 キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないよう努める。 ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。 ケ 保健師等による巡回健康相談を実施するものとする。 コ 避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1608 241 1786 273">区 分</th> <th data-bbox="1792 241 2781 273">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1608 277 1786 514">避難の勧告及び指示の周知徹底</td> <td data-bbox="1792 277 2781 514"> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 その際、<u>要配慮者</u>への的確な情報提供に<u>特に</u>配慮するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難準備情報、避難の勧告又は指示の主旨 イ 避難準備情報、避難の勧告・指示が出された地域名 ウ 避難所（所在地、名称、受入人員） エ 避難経路及び誘導方法 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 518 1786 609"><u>屋内での待避等の安全確保措置</u></td> <td data-bbox="1792 518 2781 609"> <ul style="list-style-type: none"> <u>市町長は、避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、必要と認める地域において、屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 613 1786 819">避難誘導</td> <td data-bbox="1792 613 2781 819"> <ul style="list-style-type: none"> 避難に当たっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど<u>要配慮者</u>に<u>特に</u>配慮した避難誘導を実施するものとする。 避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 823 1786 892">安否確認</td> <td data-bbox="1792 823 2781 892">安否確認の実施に当たっては、<u>要配慮者</u>に十分配慮するよう努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 896 1786 987"><u>要配慮者の避難支援</u></td> <td data-bbox="1792 896 2781 987">市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害のある人等の<u>要配慮者</u>の避難支援計画等に基づき、支援に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 991 1786 1711">避難所の安全管理</td> <td data-bbox="1792 991 2781 1711"> <p>以下の事項に留意して、避難所の安全管理を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町の職員を配置する。 イ 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに、適切な措置を講ずる。 エ 常に市町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。 オ 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集し、把握に努める。 カ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。 キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないよう努める。 ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、<u>要配慮者</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。 ケ 保健師等による巡回健康相談を実施するものとする。 コ 避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	避難の勧告及び指示の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 その際、<u>要配慮者</u>への的確な情報提供に<u>特に</u>配慮するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難準備情報、避難の勧告又は指示の主旨 イ 避難準備情報、避難の勧告・指示が出された地域名 ウ 避難所（所在地、名称、受入人員） エ 避難経路及び誘導方法 	<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>市町長は、避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、必要と認める地域において、屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。</u> 	避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> 避難に当たっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど<u>要配慮者</u>に<u>特に</u>配慮した避難誘導を実施するものとする。 避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。 	安否確認	安否確認の実施に当たっては、 <u>要配慮者</u> に十分配慮するよう努めるものとする。	<u>要配慮者の避難支援</u>	市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害のある人等の <u>要配慮者</u> の避難支援計画等に基づき、支援に努めるものとする。	避難所の安全管理	<p>以下の事項に留意して、避難所の安全管理を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町の職員を配置する。 イ 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに、適切な措置を講ずる。 エ 常に市町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。 オ 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集し、把握に努める。 カ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。 キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないよう努める。 ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、<u>要配慮者</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。 ケ 保健師等による巡回健康相談を実施するものとする。 コ 避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。
区 分	内 容																													
避難の勧告及び指示の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 その際、<u>災害時要援護者</u>への的確な情報提供に配慮するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難準備情報、避難の勧告又は指示の主旨 イ 避難準備情報、避難の勧告・指示が出された地域名 ウ 避難所（所在地、名称、受入人員） エ 避難経路及び誘導方法 																													
<u>（新設）</u>																														
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> 避難に当たっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど<u>災害時要援護者</u>に配慮した避難誘導を実施するものとする。 避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。 																													
安否確認	安否確認の実施に当たっては、 <u>災害時要援護者</u> に十分配慮するよう努めるものとする。																													
<u>災害時要援護者の避難支援</u>	市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害のある人等の <u>災害時要援護者</u> の避難支援計画に基づき、支援に努めるものとする。																													
避難所の安全管理	<p>以下の事項に留意して、避難所の安全管理を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町の職員を配置する。 イ 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに、適切な措置を講ずる。 エ 常に市町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。 オ 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集し、把握に努める。 カ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。 キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないよう努める。 ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。 ケ 保健師等による巡回健康相談を実施するものとする。 コ 避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。 																													
区 分	内 容																													
避難の勧告及び指示の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 その際、<u>要配慮者</u>への的確な情報提供に<u>特に</u>配慮するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難準備情報、避難の勧告又は指示の主旨 イ 避難準備情報、避難の勧告・指示が出された地域名 ウ 避難所（所在地、名称、受入人員） エ 避難経路及び誘導方法 																													
<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>市町長は、避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、必要と認める地域において、屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。</u> 																													
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> 避難に当たっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど<u>要配慮者</u>に<u>特に</u>配慮した避難誘導を実施するものとする。 避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。 																													
安否確認	安否確認の実施に当たっては、 <u>要配慮者</u> に十分配慮するよう努めるものとする。																													
<u>要配慮者の避難支援</u>	市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害のある人等の <u>要配慮者</u> の避難支援計画等に基づき、支援に努めるものとする。																													
避難所の安全管理	<p>以下の事項に留意して、避難所の安全管理を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町の職員を配置する。 イ 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに、適切な措置を講ずる。 エ 常に市町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。 オ 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集し、把握に努める。 カ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。 キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないよう努める。 ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、<u>要配慮者</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。 ケ 保健師等による巡回健康相談を実施するものとする。 コ 避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。 																													

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																								
共通-49	<p>避難所の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町別の避難所は資料の巻Ⅱ（13-2-6）のとおりであるが、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。 この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。 さらに、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等 災害時要援護者 に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。 公共施設等は津波の危険性の低い場所に、オープンスペースにおいては津波浸水深以上の高さを有することが重要である。 <p>福祉避難所、2次的避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害時要援護者 を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するように努める。 市町は、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した 災害時要援護者 の支援に当たる人材の確保に努める。 県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、災害時要援護者 を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 <p><u>(新設)</u></p> <p>避難場所の早期解消</p> <p>県及び市町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p>	<p>避難所の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町別の避難所は資料の巻Ⅱ（13-2-6）のとおりであるが、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。 この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。 さらに、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等 要配慮者 に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。 公共施設等は津波の危険性の低い場所に、オープンスペースにおいては津波浸水深以上の高さを有することが重要である。 <p>福祉避難所、2次的避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、要配慮者 を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するように努める。 市町は、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した 要配慮者 の支援に当たる人材の確保に努める。 県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者 を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 <p><u>避難所以外での滞在への配慮</u></p> <p>市町は、市町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、必要な生活関連物資、保健医療サービス、情報の提供等生活環境の整備に努める。</p> <p>避難所の早期解消</p> <p>県及び市町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p>																								
共通-50	<p>(略)</p> <p>4 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) り災者の救出</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>災害発生の日から3日以内 ただし、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	(略)	(略)	実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、 厚生労働大臣 の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。	区分	内 容	(略)	(略)	実施期間	災害発生の日から3日以内 ただし、 厚生労働大臣 の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。	<p>(略)</p> <p>4 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>災害発生の日から7日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) り災者の救出</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>災害発生の日から3日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	(略)	(略)	実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、 内閣総理大臣 の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。	区分	内 容	(略)	(略)	実施期間	災害発生の日から3日以内 ただし、 内閣総理大臣 の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
区分	内 容																									
(略)	(略)																									
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、 厚生労働大臣 の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。																									
区分	内 容																									
(略)	(略)																									
実施期間	災害発生の日から3日以内 ただし、 厚生労働大臣 の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。																									
区分	内 容																									
(略)	(略)																									
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、 内閣総理大臣 の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。																									
区分	内 容																									
(略)	(略)																									
実施期間	災害発生の日から3日以内 ただし、 内閣総理大臣 の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。																									

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																						
共通-51	<p>(略)</p> <p><u>(節の新設)</u></p> <p><u>9 被災動物の救護</u></p> <p><u>県は、市町等関係機関や県動物保護協会、県獣医師会等関係団体と協力体制を確立し、動物愛護の観点から、負傷し、又は放たれている動物の保護や適正な飼育に努める。</u></p> <table border="1" data-bbox="341 420 1528 646"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災動物の保護収容</td> <td>負傷動物及び逸走動物の保護、飼育困難な動物の一時保管、新たな飼い主探し等を行う。</td> </tr> <tr> <td>避難所のペット対策</td> <td>避難所での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難所の管理者、責任者に周知する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	被災動物の保護収容	負傷動物及び逸走動物の保護、飼育困難な動物の一時保管、新たな飼い主探し等を行う。	避難所のペット対策	避難所での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難所の管理者、責任者に周知する。	<p>(略)</p> <p><u>第8節 愛玩動物救護計画</u></p> <p><u>災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた愛玩動物への対応に支障のないよう県、市町、飼い主等の実施事項を定める。</u></p> <table border="1" data-bbox="1608 409 2775 1900"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">同行避難動物への対応</td> <td>県</td> <td>避難所での愛玩動物の飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「避難所のペット対策マニュアル」(県作成)等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td>ア ペットフード、処方薬(療法食含む)、トイレシート等必要な物資の備蓄(少なくとも5日分)を行う。 イ 避難所での管理を想定し、日頃からケージや他の動物等に慣れさせる訓練を行う。 ウ 避難先での動物由来感染症の発生防止のため、愛玩動物へのワクチンの定期的な接種等健康管理に努める。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放浪動物への対応</td> <td>県</td> <td>市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 飼い猫の登録制度を制定する市町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。</td> </tr> <tr> <td>飼い主</td> <td>ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	同行避難動物への対応	県	避難所での愛玩動物の飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。	市 町	「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「避難所のペット対策マニュアル」(県作成)等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。	飼い主	ア ペットフード、処方薬(療法食含む)、トイレシート等必要な物資の備蓄(少なくとも5日分)を行う。 イ 避難所での管理を想定し、日頃からケージや他の動物等に慣れさせる訓練を行う。 ウ 避難先での動物由来感染症の発生防止のため、愛玩動物へのワクチンの定期的な接種等健康管理に努める。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。	放浪動物への対応	県	市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。	市 町	ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 飼い猫の登録制度を制定する市町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。	飼い主	ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い
区 分	内 容																							
被災動物の保護収容	負傷動物及び逸走動物の保護、飼育困難な動物の一時保管、新たな飼い主探し等を行う。																							
避難所のペット対策	避難所での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難所の管理者、責任者に周知する。																							
区 分	内 容																							
同行避難動物への対応	県	避難所での愛玩動物の飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。																						
	市 町	「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「避難所のペット対策マニュアル」(県作成)等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。																						
	飼い主	ア ペットフード、処方薬(療法食含む)、トイレシート等必要な物資の備蓄(少なくとも5日分)を行う。 イ 避難所での管理を想定し、日頃からケージや他の動物等に慣れさせる訓練を行う。 ウ 避難先での動物由来感染症の発生防止のため、愛玩動物へのワクチンの定期的な接種等健康管理に努める。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。																						
放浪動物への対応	県	市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。																						
	市 町	ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 飼い猫の登録制度を制定する市町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。																						
	飼い主	ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い																						

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新			
		<table border="1" data-bbox="1605 205 2783 296"> <tr> <td data-bbox="1605 205 1665 296"></td> <td data-bbox="1665 205 1783 296"></td> <td data-bbox="1783 205 2783 296"> <p><u>主が避難地へ避難する場合にあつては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、愛玩動物との同行避難(※)に努めるものとする。</u></p> </td> </tr> </table> <p>※ <u>同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。</u></p>			<p><u>主が避難地へ避難する場合にあつては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、愛玩動物との同行避難(※)に努めるものとする。</u></p>
		<p><u>主が避難地へ避難する場合にあつては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、愛玩動物との同行避難(※)に努めるものとする。</u></p>			

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																												
共通-52	<p>第8節 食料供給計画</p> <p>災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、県の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 457 516 499">区 分</th> <th data-bbox="516 457 1525 499">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 499 516 772">食料給与の対象者</td> <td data-bbox="516 499 1525 772"> ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 772 516 909">対象品目</td> <td data-bbox="516 772 1525 909"> ア 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ 副食（調味料を含む。） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 909 516 1136">対象経費</td> <td data-bbox="516 909 1525 1136"> ア 主食費 (ア) 米穀販売業者及び農林水産省生産局から購入した米穀 (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 (ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1136 516 1362">対象経費</td> <td data-bbox="516 1136 1525 1362"> イ 副食費（調味料を含む。） ウ 燃料費 エ 雑費 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料 アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1362 516 1409">費用の限度</td> <td data-bbox="516 1362 1525 1409">資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1409 516 1545">実施期間</td> <td data-bbox="516 1409 1525 1545"> 災害発生の日から7日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、<u>厚生労働大臣</u>の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	食料給与の対象者	ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者	対象品目	ア 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ 副食（調味料を含む。）	対象経費	ア 主食費 (ア) 米穀販売業者及び農林水産省生産局から購入した米穀 (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 (ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等	対象経費	イ 副食費（調味料を含む。） ウ 燃料費 エ 雑費 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料 アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費	費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり	実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、 <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。	<p>第9節 食料供給計画</p> <p>災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、県の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1602 457 1780 499">区 分</th> <th data-bbox="1780 457 2789 499">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 499 1780 772">食料給与の対象者</td> <td data-bbox="1780 499 2789 772"> ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 772 1780 909">対象品目</td> <td data-bbox="1780 772 2789 909"> ア 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ 副食（調味料を含む。） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 909 1780 1136">対象経費</td> <td data-bbox="1780 909 2789 1136"> ア 主食費 (ア) 米穀販売業者及び農林水産省生産局から購入した米穀 (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 (ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1136 1780 1362">対象経費</td> <td data-bbox="1780 1136 2789 1362"> イ 副食費（調味料を含む。） ウ 燃料費 エ 雑費 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料 アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1362 1780 1409">費用の限度</td> <td data-bbox="1780 1362 2789 1409">資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1409 1780 1545">実施期間</td> <td data-bbox="1780 1409 2789 1545"> 災害発生の日から7日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、<u>内閣総理大臣</u>の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	食料給与の対象者	ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者	対象品目	ア 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ 副食（調味料を含む。）	対象経費	ア 主食費 (ア) 米穀販売業者及び農林水産省生産局から購入した米穀 (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 (ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等	対象経費	イ 副食費（調味料を含む。） ウ 燃料費 エ 雑費 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料 アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費	費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり	実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、 <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。
区 分	内 容																													
食料給与の対象者	ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者																													
対象品目	ア 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ 副食（調味料を含む。）																													
対象経費	ア 主食費 (ア) 米穀販売業者及び農林水産省生産局から購入した米穀 (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 (ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等																													
対象経費	イ 副食費（調味料を含む。） ウ 燃料費 エ 雑費 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料 アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費																													
費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり																													
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、 <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。																													
区 分	内 容																													
食料給与の対象者	ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者																													
対象品目	ア 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ 副食（調味料を含む。）																													
対象経費	ア 主食費 (ア) 米穀販売業者及び農林水産省生産局から購入した米穀 (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 (ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等																													
対象経費	イ 副食費（調味料を含む。） ウ 燃料費 エ 雑費 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料 アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費																													
費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり																													
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、 <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。																													

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																						
共通-53	<p>第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画</p> <p>災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため、県の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="338 457 1522 1146"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衣料、生活必需品等の 給与又は貸与の 対象者</td> <td>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">対象品目</td> <td>被服、寝具、身の回り品</td> <td>洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等</td> </tr> <tr> <td>日用品</td> <td>石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等</td> </tr> <tr> <td>炊事用具、食器</td> <td>炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等</td> </tr> <tr> <td>光熱材料</td> <td>マッチ、LPガス等</td> </tr> <tr> <td>費用の限度</td> <td>資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> <tr> <td>給（貸）与の期間</td> <td>災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第10節 給水計画</p> <p>災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために県及び市町の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="338 1455 1522 1835"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水供給の対象者</td> <td>災害のために、現に飲料水を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等</td> </tr> <tr> <td>費用の限度</td> <td>制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる）。</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	衣料、生活必需品等の 給与又は貸与の 対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	対象品目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等	光熱材料	マッチ、LPガス等	費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり	給（貸）与の期間	災害発生の日から10日以内 ただし、 厚生労働大臣 の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。	区分	内容	飲料水供給の対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者	対象経費	給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等	費用の限度	制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる）。	実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、 厚生労働大臣 の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。	<p>第10節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画</p> <p>災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため、県の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1602 457 2786 1146"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衣料、生活必需品等の 給与又は貸与の 対象者</td> <td>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">対象品目</td> <td>被服、寝具、身の回り品</td> <td>洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等</td> </tr> <tr> <td>日用品</td> <td>石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等</td> </tr> <tr> <td>炊事用具、食器</td> <td>炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等</td> </tr> <tr> <td>光熱材料</td> <td>マッチ、LPガス等</td> </tr> <tr> <td>費用の限度</td> <td>資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> <tr> <td>給（貸）与の期間</td> <td>災害発生の日から10日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第11節 給水計画</p> <p>災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために県及び市町の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1602 1455 2786 1835"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水供給の対象者</td> <td>災害のために、現に飲料水を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等</td> </tr> <tr> <td>費用の限度</td> <td>制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる）。</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>災害発生の日から7日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	衣料、生活必需品等の 給与又は貸与の 対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	対象品目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等	光熱材料	マッチ、LPガス等	費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり	給（貸）与の期間	災害発生の日から10日以内 ただし、 内閣総理大臣 の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。	区分	内容	飲料水供給の対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者	対象経費	給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等	費用の限度	制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる）。	実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、 内閣総理大臣 の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
区分	内容																																																							
衣料、生活必需品等の 給与又は貸与の 対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者																																																							
対象品目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等																																																						
	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等																																																						
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等																																																						
	光熱材料	マッチ、LPガス等																																																						
費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり																																																							
給（貸）与の期間	災害発生の日から10日以内 ただし、 厚生労働大臣 の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。																																																							
区分	内容																																																							
飲料水供給の対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者																																																							
対象経費	給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等																																																							
費用の限度	制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる）。																																																							
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、 厚生労働大臣 の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。																																																							
区分	内容																																																							
衣料、生活必需品等の 給与又は貸与の 対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者																																																							
対象品目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等																																																						
	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等																																																						
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等																																																						
	光熱材料	マッチ、LPガス等																																																						
費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり																																																							
給（貸）与の期間	災害発生の日から10日以内 ただし、 内閣総理大臣 の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。																																																							
区分	内容																																																							
飲料水供給の対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者																																																							
対象経費	給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等																																																							
費用の限度	制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる）。																																																							
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、 内閣総理大臣 の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。																																																							

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																		
共通-54	<p>第 11 節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、県の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置する。</p> <p>なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への収容については、「第 7 節 避難救出計画」の「8 広域避難・広域一時滞在」による。</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">応急仮設住宅設置</td> <td>入居対象者</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>規模及び費用</td> <td>資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> <tr> <td>整備開始期間</td> <td>災害発生の日から 20 日以内 ただし、事前に厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅応急修理</td> <td>修理対象者</td> <td>災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から 1 か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>5 災害時要援護者への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。 ○ 特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。 ○ 災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。 <p>6 (略)</p>	区 分	内 容		応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	規模及び費用	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり	整備開始期間	災害発生の日から 20 日以内 ただし、事前に厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。	住宅応急修理	修理対象者	災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	規模及び経費	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり	修理期間	災害発生の日から 1 か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。	<p>第 12 節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、県の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置する。</p> <p>なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、「第 7 節 避難救出計画」の「8 広域避難・広域一時滞在」による。</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">応急仮設住宅設置</td> <td>入居対象者</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>規模及び費用</td> <td>資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> <tr> <td>整備開始期間</td> <td>災害発生の日から 20 日以内 ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅応急修理</td> <td>修理対象者</td> <td>災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から 1 か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>5 要配慮者への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。 ○ 特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。 ○ 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。 <p>6 (略)</p>	区 分	内 容		応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	規模及び費用	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり	整備開始期間	災害発生の日から 20 日以内 ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。	住宅応急修理	修理対象者	災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	規模及び経費	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり	修理期間	災害発生の日から 1 か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。
区 分	内 容																																			
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者																																		
	規模及び費用	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり																																		
	整備開始期間	災害発生の日から 20 日以内 ただし、事前に厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。																																		
住宅応急修理	修理対象者	災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者																																		
	規模及び経費	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり																																		
	修理期間	災害発生の日から 1 か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。																																		
区 分	内 容																																			
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者																																		
	規模及び費用	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり																																		
	整備開始期間	災害発生の日から 20 日以内 ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。																																		
住宅応急修理	修理対象者	災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者																																		
	規模及び経費	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり																																		
	修理期間	災害発生の日から 1 か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。																																		
共通-55																																				

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																										
<p>共通-56</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>第12節 医療・助産計画 (略)</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="341 779 1522 1801"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療・助産の範囲</td> <td>医療</td> <td>ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への<u>受入れ</u> オ 看護</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>ア 分べんの介助 イ 分べん前、分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施期間</td> <td>医療</td> <td>災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ<u>厚生労働大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ<u>厚生労働大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用の限度</td> <td>医療</td> <td>ア 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び<u>医薬</u>器具の修繕費等の実費 イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		医療・助産の範囲	医療	ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への <u>受入れ</u> オ 看護	助産	ア 分べんの介助 イ 分べん前、分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給	実施期間	医療	災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て期間を延長することができる。	助産	分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て期間を延長することができる。	費用の限度	医療	ア 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び <u>医薬</u> 器具の修繕費等の実費 イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内 (略)			<p>7 非常災害時における特例</p> <p><u>著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。</u></p> <table border="1" data-bbox="1605 338 2786 548"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例措置</td> <td><u>政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。</u></td> </tr> <tr> <td>県、市町の長の措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 ・応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第13節 医療・助産計画 (略)</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1605 779 2786 1801"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療・助産の範囲</td> <td>医療</td> <td>ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への<u>収容</u> オ 看護</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>ア 分べんの介助 イ 分べん前、分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施期間</td> <td>医療</td> <td>災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ<u>内閣総理大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ<u>内閣総理大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用の限度</td> <td>医療</td> <td>ア 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び<u>医療</u>器具の修繕費等の実費 イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	特例措置	<u>政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。</u>	県、市町の長の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 ・応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置 	区 分	内 容		医療・助産の範囲	医療	ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への <u>収容</u> オ 看護	助産	ア 分べんの介助 イ 分べん前、分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給	実施期間	医療	災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て期間を延長することができる。	助産	分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て期間を延長することができる。	費用の限度	医療	ア 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び <u>医療</u> 器具の修繕費等の実費 イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内 (略)		
区 分	内 容																																											
医療・助産の範囲	医療	ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への <u>受入れ</u> オ 看護																																										
	助産	ア 分べんの介助 イ 分べん前、分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給																																										
実施期間	医療	災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て期間を延長することができる。																																										
	助産	分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て期間を延長することができる。																																										
費用の限度	医療	ア 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び <u>医薬</u> 器具の修繕費等の実費 イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内 (略)																																										
区 分	内 容																																											
特例措置	<u>政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。</u>																																											
県、市町の長の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 ・応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置 																																											
区 分	内 容																																											
医療・助産の範囲	医療	ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への <u>収容</u> オ 看護																																										
	助産	ア 分べんの介助 イ 分べん前、分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給																																										
実施期間	医療	災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て期間を延長することができる。																																										
	助産	分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て期間を延長することができる。																																										
費用の限度	医療	ア 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び <u>医療</u> 器具の修繕費等の実費 イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内 (略)																																										

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																						
共通—57	<p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 救護病院等への<u>応援班の派遣、災害派遣医療チーム(DMAT)の編成及び要請</u> 資料の巻Ⅱ(14-2-3)</p> <p>(2) 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医科器械協会及び社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品、医療材料及び衛生資材の調達・あっせん 資料の巻Ⅱ(14-3-1)</p> <p>(3) 日本赤十字社静岡県支部からの輸血用血液の調達・あっせん 資料の巻Ⅱ(14-2-2)</p> <p>(4) 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請</p> <p>(5) 災害拠点病院に対する重症患者受入れ等の要請 資料の巻Ⅱ(14-2-1)</p> <p>3 市町長の要請事項</p> <p>市町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="356 766 1528 997"> <thead> <tr> <th colspan="2">要請時、明確にすべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア <u>救護を必要とする人員(内科、外科、助産等別人員)</u></td> <td>エ 応援班の派遣場所</td> </tr> <tr> <td>イ <u>必要な応援班数</u></td> <td>オ その他必要事項(災害発生の原因)</td> </tr> <tr> <td>ウ <u>救護期間</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 健康への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に、高齢者、障害のある人等<u>災害時要援護者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 ○ 県及び市町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。 <p><u>(新設)</u></p> <p>第13節 防疫計画(略)</p>	要請時、明確にすべき事項		ア <u>救護を必要とする人員(内科、外科、助産等別人員)</u>	エ 応援班の派遣場所	イ <u>必要な応援班数</u>	オ その他必要事項(災害発生の原因)	ウ <u>救護期間</u>		<p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 救護病院等への<u>救護班(DMAT等医療チーム)の派遣</u> 資料の巻Ⅱ(14-2-3)</p> <p>(2) 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医科器械協会及び<u>一般</u>社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品、医療材料及び衛生資材の調達・あっせん 資料の巻Ⅱ(14-3-1)</p> <p>(3) 日本赤十字社静岡県支部からの輸血用血液の調達・あっせん 資料の巻Ⅱ(14-2-2)</p> <p>(4) 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請</p> <p>(5) 災害拠点病院に対する重症患者受入れ等の要請 資料の巻Ⅱ(14-2-1)</p> <p>3 市町長の要請事項</p> <p>市町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1617 745 2789 997"> <thead> <tr> <th colspan="2">要請時、明確にすべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア <u>必要な救護班数</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ <u>救護班の派遣場所</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ <u>その他必要事項(災害発生の原因)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 (略)</p> <p>5 健康への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に、高齢者、障害のある人等<u>要配慮者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 ○ 県及び市町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。 <p><u>6 非常災害時における特例</u></p> <p><u>著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。</u></p> <table border="1" data-bbox="1602 1575 2789 1785"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例措置</td> <td><u>政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。</u></td> </tr> <tr> <td>県、市町の長の措置</td> <td><u>・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。</u> <u>・臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第14節 防疫計画(略)</p>	要請時、明確にすべき事項		ア <u>必要な救護班数</u>		イ <u>救護班の派遣場所</u>		ウ <u>その他必要事項(災害発生の原因)</u>		区分	内容	特例措置	<u>政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。</u>	県、市町の長の措置	<u>・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。</u> <u>・臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置</u>
	要請時、明確にすべき事項																							
ア <u>救護を必要とする人員(内科、外科、助産等別人員)</u>	エ 応援班の派遣場所																							
イ <u>必要な応援班数</u>	オ その他必要事項(災害発生の原因)																							
ウ <u>救護期間</u>																								
要請時、明確にすべき事項																								
ア <u>必要な救護班数</u>																								
イ <u>救護班の派遣場所</u>																								
ウ <u>その他必要事項(災害発生の原因)</u>																								
区分	内容																							
特例措置	<u>政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。</u>																							
県、市町の長の措置	<u>・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。</u> <u>・臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置</u>																							

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																		
共通-58	<p>第14節 清掃計画</p> <p>被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務を適切に行うため県の実施事項を定め、清掃作業に支障のないよう措置する。</p> <p><u>(行追加)</u></p> <table border="1" data-bbox="338 373 1522 871"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県の実施事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-1） 清掃用運搬機材のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-2、15-2-3） 死亡獣畜処理場（市町又は清掃業者）のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-3） </td> </tr> <tr> <td>市町長の要請事項</td> <td> <p>市町長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p> <p>第15節 遺体の搜索及び措置埋葬計画</p> <p>災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、県の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう措置する。</p>	区分	内容	県の実施事項	<ul style="list-style-type: none"> 当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-1） 清掃用運搬機材のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-2、15-2-3） 死亡獣畜処理場（市町又は清掃業者）のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-3） 	市町長の要請事項	<p>市町長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 	<p>第15節 清掃計画</p> <p>被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務を適切に行うため県の実施事項を定め、清掃作業に支障のないよう措置する。</p> <p><u>1 実施事項等</u></p> <table border="1" data-bbox="1602 373 2786 871"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県の実施事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-1） 清掃用運搬機材のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-2、15-2-3） 死亡獣畜処理場（市町又は清掃業者）のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-3） </td> </tr> <tr> <td>市町長の要請事項</td> <td> <p>市町長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 非常災害時における特例</u></p> <p><u>著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。</u></p> <table border="1" data-bbox="1602 1041 2786 1585"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例措置</td> <td><u>政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。</u></td> </tr> <tr> <td>県、市町長の措置</td> <td><u>上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画</p> <p>災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、県の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処する。</p>	区分	内容	県の実施事項	<ul style="list-style-type: none"> 当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-1） 清掃用運搬機材のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-2、15-2-3） 死亡獣畜処理場（市町又は清掃業者）のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-3） 	市町長の要請事項	<p>市町長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 	区分	内容	特例措置	<u>政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。</u>	県、市町長の措置	<u>上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</u>
区分	内容																			
県の実施事項	<ul style="list-style-type: none"> 当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-1） 清掃用運搬機材のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-2、15-2-3） 死亡獣畜処理場（市町又は清掃業者）のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-3） 																			
市町長の要請事項	<p>市町長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 																			
区分	内容																			
県の実施事項	<ul style="list-style-type: none"> 当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-1） 清掃用運搬機材のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-2、15-2-3） 死亡獣畜処理場（市町又は清掃業者）のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-3） 																			
市町長の要請事項	<p>市町長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 																			
区分	内容																			
特例措置	<u>政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。</u>																			
県、市町長の措置	<u>上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</u>																			

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																								
共通-58	<p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遺体捜索対象者</td> <td>行方不明の状態にある者で、<u>四囲</u>の事情により既に死亡していると推定される者</td> </tr> <tr> <td>遺体の<u>処理(措置)</u>内容</td> <td>ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 遺体の一時保存 ウ 検案</td> </tr> <tr> <td>埋葬対象者</td> <td>ア 災害時の混乱の際に死亡した者 イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>災害発生から10日以内 ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、<u>厚生労働大臣</u>の同意を得て延長できるものとする。</td> </tr> <tr> <td>費用の限度</td> <td>資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	遺体捜索対象者	行方不明の状態にある者で、 <u>四囲</u> の事情により既に死亡していると推定される者	遺体の <u>処理(措置)</u> 内容	ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 遺体の一時保存 ウ 検案	埋葬対象者	ア 災害時の混乱の際に死亡した者 イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合	実施期間	災害発生から10日以内 ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、 <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て延長できるものとする。	費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり	<p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遺体捜索対象者</td> <td>行方不明の状態にある者で、<u>周囲</u>の事情により既に死亡していると推定される者</td> </tr> <tr> <td>遺体の措置内容</td> <td>ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 遺体の一時保存 ウ 検案 <u>エ 遺体の身元確認</u></td> </tr> <tr> <td>埋葬対象者</td> <td>ア 災害時の混乱の際に死亡した者 イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>災害発生から10日以内 ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、<u>内閣総理大臣</u>の同意を得て延長できるものとする。</td> </tr> <tr> <td>費用の限度</td> <td>資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	遺体捜索対象者	行方不明の状態にある者で、 <u>周囲</u> の事情により既に死亡していると推定される者	遺体の措置内容	ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 遺体の一時保存 ウ 検案 <u>エ 遺体の身元確認</u>	埋葬対象者	ア 災害時の混乱の際に死亡した者 イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合	実施期間	災害発生から10日以内 ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、 <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て延長できるものとする。	費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり
区 分	内 容																									
遺体捜索対象者	行方不明の状態にある者で、 <u>四囲</u> の事情により既に死亡していると推定される者																									
遺体の <u>処理(措置)</u> 内容	ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 遺体の一時保存 ウ 検案																									
埋葬対象者	ア 災害時の混乱の際に死亡した者 イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合																									
実施期間	災害発生から10日以内 ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、 <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て延長できるものとする。																									
費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり																									
区 分	内 容																									
遺体捜索対象者	行方不明の状態にある者で、 <u>周囲</u> の事情により既に死亡していると推定される者																									
遺体の措置内容	ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 遺体の一時保存 ウ 検案 <u>エ 遺体の身元確認</u>																									
埋葬対象者	ア 災害時の混乱の際に死亡した者 イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合																									
実施期間	災害発生から10日以内 ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、 <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て延長できるものとする。																									
費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり																									
共通-59	<p>2 (略)</p> <p>3 市町長の要請事項</p> <p>市町長が、遺体の捜索、措置、埋葬について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、そのあつせんを要請するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">要請時、明確にすべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数</td> <td>エ 必要な輸送車両の台数</td> </tr> <tr> <td>イ 捜索が必要な地域</td> <td>オ 遺体措置に必要な器材、資材の数量</td> </tr> <tr> <td>ウ 火葬施設の使用可否</td> <td>カ 広域火葬の応援が必要な遺体数</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p>	要請時、明確にすべき事項		ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数	エ 必要な輸送車両の台数	イ 捜索が必要な地域	オ 遺体措置に必要な器材、資材の数量	ウ 火葬施設の使用可否	カ 広域火葬の応援が必要な遺体数	<p>2 (略)</p> <p>3 市町長の要請事項</p> <p>市町長が、遺体の捜索、措置、埋葬について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、そのあつせんを要請するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">要請時、明確にすべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数</td> <td>エ 必要な輸送車両の台数</td> </tr> <tr> <td>イ 捜索が必要な地域</td> <td>オ 遺体措置に必要な器材、資材の<u>規格及び</u>数量</td> </tr> <tr> <td>ウ 火葬施設の<u>規格(釜の大きさ、燃料等)及び</u>使用可否</td> <td>カ 広域火葬の応援が必要な遺体数</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>4 非常災害時における特例</u></p> <p><u>著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>特例措置</u></td> <td><u>政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第<u>16</u>節 障害物除去計画 (略)</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p>	要請時、明確にすべき事項		ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数	エ 必要な輸送車両の台数	イ 捜索が必要な地域	オ 遺体措置に必要な器材、資材の <u>規格及び</u> 数量	ウ 火葬施設の <u>規格(釜の大きさ、燃料等)及び</u> 使用可否	カ 広域火葬の応援が必要な遺体数	区 分	内 容	<u>特例措置</u>	<u>政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。</u>				
要請時、明確にすべき事項																										
ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数	エ 必要な輸送車両の台数																									
イ 捜索が必要な地域	オ 遺体措置に必要な器材、資材の数量																									
ウ 火葬施設の使用可否	カ 広域火葬の応援が必要な遺体数																									
要請時、明確にすべき事項																										
ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数	エ 必要な輸送車両の台数																									
イ 捜索が必要な地域	オ 遺体措置に必要な器材、資材の <u>規格及び</u> 数量																									
ウ 火葬施設の <u>規格(釜の大きさ、燃料等)及び</u> 使用可否	カ 広域火葬の応援が必要な遺体数																									
区 分	内 容																									
<u>特例措置</u>	<u>政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。</u>																									
	<p>第<u>17</u>節 障害物除去計画 (略)</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p>																									

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新	
	区 分	内 容	区 分	内 容
	障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者	障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者
	実 施 期 間	災害発生の日から 10 日以内 ただし、必要に応じ <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て延長することができる。	実 施 期 間	災害発生の日から 10 日以内 ただし、必要に応じ <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て延長することができる。
	費 用 の 限 度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり	費 用 の 限 度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																
<p>共通-58</p> <p>共通-62</p>	<p>第17節 社会秩序維持計画 (略)</p> <p>第18節 輸送計画 (略)</p> <p>2 災害救助法の規定による輸送の範囲</p> <table border="1" data-bbox="341 535 1528 1260"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送の範囲</td> <td> ア 被災者の避難 イ 医療及び助産における輸送 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 救助用物資の輸送 カ 遺体の搜索 キ 遺体の処理（埋葬を除く。） ただし、特に必要な場合には事前に<u>厚生労働大臣</u>の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。 </td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td> 前項の各救助の実施期間 ただし、事前に<u>厚生労働大臣</u>の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。 </td> </tr> <tr> <td>費用の限度</td> <td>当該地域における通常の実費</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第19節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>1 道路管理者の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="341 1417 1528 1913"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>主要交通路等の確保</td> <td> 主要な道路、橋梁（資料の巻Ⅱ（10-4-1）、資料の巻Ⅱ（10-4-2））及び港湾、漁港（資料の巻Ⅱ（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時<u>迂回できるようなあらかじめその路線を選定しておくものとする。</u> </td> </tr> <tr> <td>災害時における通行の禁止又は制限</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示<u>しなければならない。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	輸送の範囲	ア 被災者の避難 イ 医療及び助産における輸送 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 救助用物資の輸送 カ 遺体の搜索 キ 遺体の処理（埋葬を除く。） ただし、特に必要な場合には事前に <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。	実施期間	前項の各救助の実施期間 ただし、事前に <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。	費用の限度	当該地域における通常の実費	区分	内 容	(略)	(略)	主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁（資料の巻Ⅱ（10-4-1）、資料の巻Ⅱ（10-4-2））及び港湾、漁港（資料の巻Ⅱ（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時 <u>迂回できるようなあらかじめその路線を選定しておくものとする。</u>	災害時における通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示<u>しなければならない。</u> 	<p>第18節 社会秩序維持計画 (略)</p> <p>第19節 輸送計画 (略)</p> <p>2 災害救助法の規定による輸送の範囲</p> <table border="1" data-bbox="1608 546 2795 1270"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送の範囲</td> <td> ア 被災者の避難 イ 医療及び助産における輸送 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 救助用物資の輸送 カ 遺体の搜索 キ 遺体の処理（埋葬を除く。） ただし、特に必要な場合には事前に<u>内閣総理大臣</u>の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。 </td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td> 前項の各救助の実施期間 ただし、事前に<u>内閣総理大臣</u>の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。 </td> </tr> <tr> <td>費用の限度</td> <td>当該地域における通常の実費</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第20節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>1 道路管理者の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1608 1417 2795 1900"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>主要交通路等の確保</td> <td> 主要な道路、橋梁（資料の巻Ⅱ（10-4-1）、資料の巻Ⅱ（10-4-2））及び港湾、漁港（資料の巻Ⅱ（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時<u>迂回路を設定する。</u> </td> </tr> <tr> <td>災害時における通行の禁止又は制限</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示<u>する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	輸送の範囲	ア 被災者の避難 イ 医療及び助産における輸送 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 救助用物資の輸送 カ 遺体の搜索 キ 遺体の処理（埋葬を除く。） ただし、特に必要な場合には事前に <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。	実施期間	前項の各救助の実施期間 ただし、事前に <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。	費用の限度	当該地域における通常の実費	区分	内 容	(略)	(略)	主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁（資料の巻Ⅱ（10-4-1）、資料の巻Ⅱ（10-4-2））及び港湾、漁港（資料の巻Ⅱ（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時 <u>迂回路を設定する。</u>	災害時における通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示<u>する。</u>
区分	内 容																																	
輸送の範囲	ア 被災者の避難 イ 医療及び助産における輸送 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 救助用物資の輸送 カ 遺体の搜索 キ 遺体の処理（埋葬を除く。） ただし、特に必要な場合には事前に <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。																																	
実施期間	前項の各救助の実施期間 ただし、事前に <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。																																	
費用の限度	当該地域における通常の実費																																	
区分	内 容																																	
(略)	(略)																																	
主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁（資料の巻Ⅱ（10-4-1）、資料の巻Ⅱ（10-4-2））及び港湾、漁港（資料の巻Ⅱ（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時 <u>迂回できるようなあらかじめその路線を選定しておくものとする。</u>																																	
災害時における通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示<u>しなければならない。</u> 																																	
区分	内 容																																	
輸送の範囲	ア 被災者の避難 イ 医療及び助産における輸送 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 救助用物資の輸送 カ 遺体の搜索 キ 遺体の処理（埋葬を除く。） ただし、特に必要な場合には事前に <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。																																	
実施期間	前項の各救助の実施期間 ただし、事前に <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。																																	
費用の限度	当該地域における通常の実費																																	
区分	内 容																																	
(略)	(略)																																	
主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁（資料の巻Ⅱ（10-4-1）、資料の巻Ⅱ（10-4-2））及び港湾、漁港（資料の巻Ⅱ（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時 <u>迂回路を設定する。</u>																																	
災害時における通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示<u>する。</u> 																																	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																								
共通-63	<p>(略)</p> <p>2 県知事又は県公安委員会の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="341 342 528 388">区 分</th> <th data-bbox="534 342 1519 388">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="341 392 528 655">災害時における交通の規制等</td> <td data-bbox="534 392 1519 655"> <p>県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 659 528 789">通行の禁止又は制限に係る標示</td> <td data-bbox="534 659 1519 789"> <p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料の巻Ⅱ（10-3-7）に掲げる標示を設置しなければならない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 793 528 1016">緊急通行車両の確認</td> <td data-bbox="534 793 1519 1016"> <ul style="list-style-type: none"> 県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。 確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料の巻Ⅱ（10-3-9）及び「緊急通行車両確認証明書」資料の巻Ⅱ（10-3-10）を交付する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1020 528 1331">緊急通行車両の事前届け出</td> <td data-bbox="534 1020 1519 1331"> <ul style="list-style-type: none"> 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「緊急通行車両事前届出済証」資料の巻Ⅱ（10-3-11）を交付する。 事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1335 528 1602">交通の危険防止のための通行の禁止又は制限</td> <td data-bbox="534 1335 1519 1602"> <ul style="list-style-type: none"> 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする<u>ことができる。この場合、警察官は直ちに管轄警察署長に報告しなければならない。</u> <u>警察署長は通行禁止もしくは制限を実施しようとするとき、又は実施したときは、直ちに道路管理者へ通知するものとする。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	災害時における交通の規制等	<p>県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p>	通行の禁止又は制限に係る標示	<p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料の巻Ⅱ（10-3-7）に掲げる標示を設置しなければならない。</p>	緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> 県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。 確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料の巻Ⅱ（10-3-9）及び「緊急通行車両確認証明書」資料の巻Ⅱ（10-3-10）を交付する。 	緊急通行車両の事前届け出	<ul style="list-style-type: none"> 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「緊急通行車両事前届出済証」資料の巻Ⅱ（10-3-11）を交付する。 事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。 	交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする<u>ことができる。この場合、警察官は直ちに管轄警察署長に報告しなければならない。</u> <u>警察署長は通行禁止もしくは制限を実施しようとするとき、又は実施したときは、直ちに道路管理者へ通知するものとする。</u> 	<p>(略)</p> <p>2 県知事又は県公安委員会の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1608 342 1795 388">区 分</th> <th data-bbox="1801 342 2786 388">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1608 392 1795 655">災害時における交通の規制等</td> <td data-bbox="1801 392 2786 655"> <p>県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 659 1795 789">通行の禁止又は制限に係る標示</td> <td data-bbox="1801 659 2786 789"> <p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料の巻Ⅱ（10-3-7）に掲げる標示を設置しなければならない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 793 1795 1016">緊急通行車両の確認</td> <td data-bbox="1801 793 2786 1016"> <ul style="list-style-type: none"> 県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。 確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料の巻Ⅱ（10-3-9）及び「緊急通行車両確認証明書」資料の巻Ⅱ（10-3-10）を交付する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1020 1795 1331">緊急通行車両の事前届け出</td> <td data-bbox="1801 1020 2786 1331"> <ul style="list-style-type: none"> 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「緊急通行車両事前届出済証」資料の巻Ⅱ（10-3-11）を交付する。 事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1335 1795 1514">交通の危険防止のための通行の禁止又は制限</td> <td data-bbox="1801 1335 2786 1514"> <ul style="list-style-type: none"> 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。 <u>（削除）</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	災害時における交通の規制等	<p>県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p>	通行の禁止又は制限に係る標示	<p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料の巻Ⅱ（10-3-7）に掲げる標示を設置しなければならない。</p>	緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> 県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。 確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料の巻Ⅱ（10-3-9）及び「緊急通行車両確認証明書」資料の巻Ⅱ（10-3-10）を交付する。 	緊急通行車両の事前届け出	<ul style="list-style-type: none"> 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「緊急通行車両事前届出済証」資料の巻Ⅱ（10-3-11）を交付する。 事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。 	交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。 <u>（削除）</u>
区 分	内 容																									
災害時における交通の規制等	<p>県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p>																									
通行の禁止又は制限に係る標示	<p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料の巻Ⅱ（10-3-7）に掲げる標示を設置しなければならない。</p>																									
緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> 県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。 確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料の巻Ⅱ（10-3-9）及び「緊急通行車両確認証明書」資料の巻Ⅱ（10-3-10）を交付する。 																									
緊急通行車両の事前届け出	<ul style="list-style-type: none"> 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「緊急通行車両事前届出済証」資料の巻Ⅱ（10-3-11）を交付する。 事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。 																									
交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする<u>ことができる。この場合、警察官は直ちに管轄警察署長に報告しなければならない。</u> <u>警察署長は通行禁止もしくは制限を実施しようとするとき、又は実施したときは、直ちに道路管理者へ通知するものとする。</u> 																									
区 分	内 容																									
災害時における交通の規制等	<p>県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p>																									
通行の禁止又は制限に係る標示	<p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料の巻Ⅱ（10-3-7）に掲げる標示を設置しなければならない。</p>																									
緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> 県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。 確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料の巻Ⅱ（10-3-9）及び「緊急通行車両確認証明書」資料の巻Ⅱ（10-3-10）を交付する。 																									
緊急通行車両の事前届け出	<ul style="list-style-type: none"> 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「緊急通行車両事前届出済証」資料の巻Ⅱ（10-3-11）を交付する。 事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。 																									
交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。 <u>（削除）</u> 																									

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																				
共通-64	<p>第 20 節 応急教育計画</p> <p>災害により学用品を失った者や文教施設の被害に対する県の実施事項を定め、小学校児童、中学校及び高等学校生徒の就学に支障のないよう措置する。</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品の給与を受ける者</td> <td>住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）</td> </tr> <tr> <td>学用品の品目</td> <td>教科書及び教材、文房具、通学用品</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>災害発生の日から 教科書（教材を含む。） 1か月以内 文房具及び通学用品15日以内 ただし、厚生労働大臣の同意を得て延長することができる。</td> </tr> <tr> <td>費用の限度</td> <td>資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）	学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品	実施期間	災害発生の日から 教科書（教材を含む。） 1か月以内 文房具及び通学用品15日以内 ただし、 厚生労働大臣 の同意を得て延長することができる。	費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり	<p>第 21 節 応急教育計画</p> <p>災害により学用品を失った者や文教施設の被害に対する県の実施事項を定め、小学校児童、中学校及び高等学校生徒の就学に支障のないよう措置する。</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品の給与を受ける者</td> <td>住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）</td> </tr> <tr> <td>学用品の品目</td> <td>教科書及び教材、文房具、通学用品</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>災害発生の日から 教科書（教材を含む。） 1か月以内 文房具及び通学用品15日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。</td> </tr> <tr> <td>費用の限度</td> <td>資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）	学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品	実施期間	災害発生の日から 教科書（教材を含む。） 1か月以内 文房具及び通学用品15日以内 ただし、 内閣総理大臣 の同意を得て延長することができる。	費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり
区 分	内 容																					
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）																					
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品																					
実施期間	災害発生の日から 教科書（教材を含む。） 1か月以内 文房具及び通学用品15日以内 ただし、 厚生労働大臣 の同意を得て延長することができる。																					
費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり																					
区 分	内 容																					
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）																					
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品																					
実施期間	災害発生の日から 教科書（教材を含む。） 1か月以内 文房具及び通学用品15日以内 ただし、 内閣総理大臣 の同意を得て延長することができる。																					
費用の限度	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり																					
共通-65	<p>第 21 節 社会福祉計画</p> <p>(略)</p>	<p>第 22 節 社会福祉計画</p> <p>(略)</p>																				
共通-66	<p>第 22 節 県警察災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>2 災害警備本部等の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>組 織</th> <th>設 置 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県本部</td> <td>災害警備準備室</td> <td>ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表されたとき イ 県内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合 エ 県内に津波注意報が発表された場合 オ 上記以外の自然現象により、災害が県内で発生し、又は発生するおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>災害警戒警備本部</td> <td>ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合 イ 東海地震注意情報が発表された場合</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	組 織	設 置 基 準	県本部	災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表されたとき イ 県内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合 エ 県内に津波注意報が発表された場合 オ 上記以外の自然現象により、災害が県内で発生し、又は発生するおそれがあるとき	災害警戒警備本部	ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合 イ 東海地震注意情報が発表された場合	<p>第 23 節 県警察災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>2 災害警備本部等の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>組 織</th> <th>設 置 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県本部</td> <td>災害警備準備室</td> <td>ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表されたとき イ 県内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合 エ 県内に津波注意報が発表された場合 オ 上記以外の自然現象により、災害が県内で発生し、又は発生するおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>災害警戒警備本部</td> <td>ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合 イ 東海地震注意情報が発表された場合</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	組 織	設 置 基 準	県本部	災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表されたとき イ 県内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合 エ 県内に津波注意報が発表された場合 オ 上記以外の自然現象により、災害が県内で発生し、又は発生するおそれがあるとき	災害警戒警備本部	ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合 イ 東海地震注意情報が発表された場合				
区 分	組 織	設 置 基 準																				
県本部	災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表されたとき イ 県内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合 エ 県内に津波注意報が発表された場合 オ 上記以外の自然現象により、災害が県内で発生し、又は発生するおそれがあるとき																				
	災害警戒警備本部	ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合 イ 東海地震注意情報が発表された場合																				
区 分	組 織	設 置 基 準																				
県本部	災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表されたとき イ 県内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合 エ 県内に津波注意報が発表された場合 オ 上記以外の自然現象により、災害が県内で発生し、又は発生するおそれがあるとき																				
	災害警戒警備本部	ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合 イ 東海地震注意情報が発表された場合																				

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新	
		<p>災害警備本部</p> <p>ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき</p> <p>イ 県内に震度5強以上の地震が発生した場合</p> <p>ウ 県内に津波警報が発表された場合</p> <p>エ 上記以外の自然現象により、大規模な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき</p> <p>オ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき</p>		<p>災害警備本部</p> <p>ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき</p> <p>イ 県内に震度5強以上の地震が発生した場合</p> <p>ウ 県内に<u>大津波警報</u>、津波警報が発表された場合</p> <p>エ 上記以外の自然現象により、大規模な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき</p> <p>オ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき</p>
		<p>署災害警備準備室</p> <p>ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表されたとき</p> <p>イ 管内において震度4又は5弱の地震が発生した場合</p> <p>ウ 県内に津波注意報が発表された場合（沿岸管轄<u>警察署</u>）</p> <p>エ 上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき</p>		<p>署災害警備準備室</p> <p>ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表されたとき</p> <p>イ 管内において震度4又は5弱の地震が発生した場合</p> <p>ウ 県内に津波注意報が発表された場合（沿岸管轄署）</p> <p>エ 上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき</p>
		<p>署災害警戒警備本部</p> <p>ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合</p> <p>イ 東海地震注意情報が発表された場合</p>		<p>署災害警戒警備本部</p> <p>ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合</p> <p>イ 東海地震注意情報が発表された場合</p>
	警察署	<p>署災害警備本部</p> <p>ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき</p> <p>イ 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合</p> <p>ウ 県内に津波警報が発表された場合（沿岸管轄<u>警察署</u>） <u>（新設）</u></p> <p><u>エ</u> 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき</p> <p><u>オ</u> 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき</p>		<p>署災害警備本部</p> <p>ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき</p> <p>イ 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合</p> <p>ウ 県内に津波警報が発表された場合（沿岸管轄署）</p> <p><u>エ 県内に大津波警報が発表された場合（全署）</u></p> <p><u>オ</u> 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき</p> <p><u>カ</u> 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき</p>
共通-67		第23節 消防計画 （略）		第24節 消防計画 （略）
共通-68		第24節 応援協力計画 （略）		第25節 応援協力計画 （略）
共通-69		第25節 ボランティア活動支援計画 （略）		第26節 ボランティア活動支援計画 （略）

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧					新						
共通-71	第26節 自衛隊派遣要請計画 (略)					第27節 自衛隊派遣要請計画 (略)						
	<自衛隊緊急時連絡先一覧>					<自衛隊緊急時連絡先一覧>						
	部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号		部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号			
				代 表 番 号	時 間 内 (内線)	時 間 外 (内線)			代 表 番 号	時 間 内 (内線)	時 間 外 (内線)	
	第34普通科連隊 (板 妻)	第3科長	駐屯地 当直司令	御殿場 0550-89-1310 〈防災行政無線 <u>839-</u> <u>9106</u> 〉	235 236 237	301 302	第34普通科連隊 (板 妻)	第3科長	駐屯地 当直司令	御殿場 0550-89-1310 〈防災行政無線 <u>150-</u> <u>9002</u> 〉	235 236 237	301 302
	第1戦車大隊 (駒 門)	第3係主任	部隊当直 司令	御殿場 〈防災行政無線 <u>840-</u> <u>9106</u> 〉	481	499	第1戦車大隊 (駒 門)	第3係主任	部隊当直 司令	御殿場 〈防災行政無線 <u>152-</u> <u>9000</u> 〉	481	499
	富士学校 (富 士)	企画室総 括班長 又は防衛 業計係長	駐屯地 当直司令	須走 0550-75-2311 〈防災行政無線 <u>841-</u> <u>9106</u> 〉	2200 2234	2302	富士学校 (富 士)	企画室総 括班長 又は防衛 業計係長	駐屯地 当直司令	須走 0550-75-2311 〈防災行政無線 <u>151-</u> <u>9000</u> 〉	2200 2234	2302
	第10特科連隊 (豊 川)	第3科長	〃	豊川 0533-86-3151~4	235 236 237	302	第10特科連隊 (豊 川)	第3科長	〃	豊川 0533-86-3151~4	235 236 237	302
	第11飛行教育団 (静 浜)	団司令部 計画班長	基地当直 幹部	大井川 054-622-1234 〈防災行政無線 <u>842-</u> <u>9106</u> 〉	231	225	第11飛行教育団 (静 浜)	団司令部 計画班長	基地当直 幹部	大井川 054-622-1234 〈防災行政無線 <u>154-</u> <u>-9000</u> 〉	231	225
	航空自衛隊 第1航空団司令 部 (浜 松)	防衛部防 衛班長	基地当直 幹部	浜松 053-472-1111 〈防災行政無線 <u>843-</u> <u>9106</u> 〉	3230 3232	3224 3225	航空自衛隊 第1航空団司令 部 (浜 松)	防衛部防 衛班長	基地当直 幹部	浜松 053-472-1111 〈防災行政無線 <u>153-</u> <u>-9000</u> 〉	3230 3232	3224 3225
海上自衛隊 横須賀地方総監 部 (横 須 賀)	防災主任 又は作戦 室	オペレー ション室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 〈防災行政無線 <u>844-</u> <u>9106</u> 〉	2543 2222	2222 2223	海上自衛隊 横須賀地方総監 部 (横 須 賀)	防災主任 又は作戦 室	オペレー ション室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 〈防災行政無線 <u>156-</u> <u>9106</u> 〉	2543 2222	2222 2223	
海上自衛隊 第4航空群 (厚 木)	司令部 作戦室	当直室 当直幕僚	厚木 0467-78-8611	2245	2245	海上自衛隊 第4航空群 (厚 木)	司令部 作戦室	当直室 当直幕僚	厚木 0467-78-8611	2245	2245	
海上自衛隊 第21航空群	司令部	〃	館山 0470-22-3191	221	222 223	海上自衛隊 第21航空群	司令部	〃	館山 0470-22-3191	221	222 223	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧						新							
	(館 山)						(館 山)							
	第 1 師団司令部 (練 馬)	第 3 部長又 は 第 3 部防衛 班 長	司令部当 直 長	東京 03-3933-1161~8	230 238	207 228	第 1 師団司令部 (練 馬)	第 3 部長又 は 第 3 部防衛 班 長	司令部当 直 長	東京 03-3933-1161~8	230 238	207 228		
	第 10 師団司令部 (守 山)	"	"	守山 052-791-2191	230 530 531	301	第 10 師団司令部 (守 山)	"	"	守山 052-791-2191	230 530 531	301		
	第 12 旅団司令部 (相 馬 原)	"	"	北群馬 0279-54-2011	230 234 239	208	第 12 旅団司令部 (相 馬 原)	"	"	北群馬 0279-54-2011	230 234 239	208		
	東 京 方 面 総 監 部 (朝 霞)	防 衛 部 長 又 は 防 衛 課 長	運 用 室	東京 03-3133-1161	2250 2251 2255	2461 (03-3924-4499)	東 部 方 面 総 監 部 (朝 霞)	防 衛 部 長 又 は 防 衛 課 長	運 用 室	東京 03-3133-1161	2250 2251 2255	2461 (03-3924-4499)		
	<u>(新 設)</u>						<u>自衛隊静岡地方 協 力 本 部</u>	<u>総務課国 民保護・災 害対策連 絡調整官</u>	<u>部隊当直</u>	<u>静岡 054-261-3151</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>		
	(略)						(略)							
共通-73	第 27 節 海上保安庁に対する支援要請計画 (略)						第 28 節 海上保安庁に対する支援要請計画 (略)							
	第 28 節 県防災ヘリコプター支援計画 (略)						第 29 節 県防災ヘリコプター支援計画 (略)							
共通-74	第 29 節 電力施設災害応急対策計画 (略)						第 30 節 電力施設災害応急対策計画 (略)							
	第 30 節 ガス災害応急対策計画 (略)						第 31 節 ガス災害応急対策計画 (略)							

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																								
共通-75	第 31 節 突発的災害に係る応急対策計画	第 32 節 突発的災害に係る応急対策計画																																																																								
共通-76	(略) (1) 突発的災害応急体制 (県危機管理部)	(略) (1) 突発的災害応急体制 (県危機管理部)																																																																								
共通-84	<table border="1" data-bbox="341 535 1151 850"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>N T T 有線</th> <th>静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電 話</td> <td>054-221-2072</td> <td>地上系 5-<u>700</u>-6030 衛星系 8-<u>700</u>-6030</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>054-221-3252</td> <td>地上系 5-<u>700</u>-6250 衛星系 8-<u>700</u>-6250</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	N T T 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))	電 話	054-221-2072	地上系 5- <u>700</u> -6030 衛星系 8- <u>700</u> -6030	F A X	054-221-3252	地上系 5- <u>700</u> -6250 衛星系 8- <u>700</u> -6250	<table border="1" data-bbox="1608 504 2418 829"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>N T T 有線</th> <th>静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電 話</td> <td>054-221-2072</td> <td>地上系 5-<u>100</u>-6030 衛星系 8-<u>100</u>-6030</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>054-221-3252</td> <td>地上系 5-<u>100</u>-6250 衛星系 8-<u>100</u>-6250</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	N T T 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))	電 話	054-221-2072	地上系 5- <u>100</u> -6030 衛星系 8- <u>100</u> -6030	F A X	054-221-3252	地上系 5- <u>100</u> -6250 衛星系 8- <u>100</u> -6250																																																						
区 分	N T T 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))																																																																								
電 話	054-221-2072	地上系 5- <u>700</u> -6030 衛星系 8- <u>700</u> -6030																																																																								
F A X	054-221-3252	地上系 5- <u>700</u> -6250 衛星系 8- <u>700</u> -6250																																																																								
区 分	N T T 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))																																																																								
電 話	054-221-2072	地上系 5- <u>100</u> -6030 衛星系 8- <u>100</u> -6030																																																																								
F A X	054-221-3252	地上系 5- <u>100</u> -6250 衛星系 8- <u>100</u> -6250																																																																								
	<p>(略)</p> <p>表 1</p> <table border="1" data-bbox="350 945 1537 1627"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>N T T</th> <th>防 災 無 線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消 防 庁 応 急 対 策 室</td> <td>03-5253-7527</td> <td>(8-90-49013)</td> </tr> <tr> <td>県 警 察 本 部 警 備 部 災 害 対 策 課</td> <td>054-271-0110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県 警 察 本 部 地 域 課 航 空 隊</td> <td>054-622-6251</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>静岡県地方気象台 防災業務課</u></td> <td>054-286-3521</td> <td><u>836-9106</u></td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第34普通科連隊第3科</td> <td>0550-89-1310</td> <td><u>839-9106</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第1航空団防衛部</td> <td>053-472-1111</td> <td><u>843-9106</u></td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td>046-822-3522</td> <td><u>844-9106</u></td> </tr> <tr> <td>清水海上保安部 警備救難課</td> <td>054-353-0118</td> <td><u>835-9106</u></td> </tr> <tr> <td>下田海上保安部 警備救難課</td> <td>0558-25-0118</td> <td><u>834-9106</u></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社静岡県支部</td> <td>054-252-8131</td> <td><u>838-9106</u></td> </tr> <tr> <td>(社)静岡県医師会</td> <td>054-246-6151</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機 関 名	N T T	防 災 無 線	消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527	(8-90-49013)	県 警 察 本 部 警 備 部 災 害 対 策 課	054-271-0110		県 警 察 本 部 地 域 課 航 空 隊	054-622-6251		<u>静岡県地方気象台 防災業務課</u>	054-286-3521	<u>836-9106</u>	陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	<u>839-9106</u>	航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	<u>843-9106</u>	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522	<u>844-9106</u>	清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	<u>835-9106</u>	下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118	<u>834-9106</u>	日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	<u>838-9106</u>	(社)静岡県医師会	054-246-6151		<p>(略)</p> <p>表 1</p> <table border="1" data-bbox="1617 913 2804 1596"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>N T T</th> <th>防 災 無 線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消 防 庁 応 急 対 策 室</td> <td>03-5253-7527</td> <td>(8-90-49013)</td> </tr> <tr> <td>県 警 察 本 部 警 備 部 災 害 対 策 課</td> <td>054-271-0110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県 警 察 本 部 地 域 課 航 空 隊</td> <td>054-622-6251</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>静岡県地方気象台</u></td> <td>054-286-3521</td> <td><u>160-9000</u></td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第34普通科連隊第3科</td> <td>0550-89-1310</td> <td><u>150-9000</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第1航空団防衛部</td> <td>053-472-1111</td> <td><u>153-9000</u></td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td>046-822-3522</td> <td><u>156-9106</u></td> </tr> <tr> <td>清水海上保安部 警備救難課</td> <td>054-353-0118</td> <td><u>157-9000</u></td> </tr> <tr> <td>下田海上保安部 警備救難課</td> <td>0558-25-0118</td> <td><u>158-9106</u></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社静岡県支部</td> <td>054-252-8131</td> <td><u>160-9000</u></td> </tr> <tr> <td>(一社)静岡県医師会</td> <td>054-246-6151</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機 関 名	N T T	防 災 無 線	消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527	(8-90-49013)	県 警 察 本 部 警 備 部 災 害 対 策 課	054-271-0110		県 警 察 本 部 地 域 課 航 空 隊	054-622-6251		<u>静岡県地方気象台</u>	054-286-3521	<u>160-9000</u>	陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	<u>150-9000</u>	航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	<u>153-9000</u>	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522	<u>156-9106</u>	清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	<u>157-9000</u>	下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118	<u>158-9106</u>	日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	<u>160-9000</u>	(一社)静岡県医師会	054-246-6151	
機 関 名	N T T	防 災 無 線																																																																								
消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527	(8-90-49013)																																																																								
県 警 察 本 部 警 備 部 災 害 対 策 課	054-271-0110																																																																									
県 警 察 本 部 地 域 課 航 空 隊	054-622-6251																																																																									
<u>静岡県地方気象台 防災業務課</u>	054-286-3521	<u>836-9106</u>																																																																								
陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	<u>839-9106</u>																																																																								
航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	<u>843-9106</u>																																																																								
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522	<u>844-9106</u>																																																																								
清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	<u>835-9106</u>																																																																								
下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118	<u>834-9106</u>																																																																								
日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	<u>838-9106</u>																																																																								
(社)静岡県医師会	054-246-6151																																																																									
機 関 名	N T T	防 災 無 線																																																																								
消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527	(8-90-49013)																																																																								
県 警 察 本 部 警 備 部 災 害 対 策 課	054-271-0110																																																																									
県 警 察 本 部 地 域 課 航 空 隊	054-622-6251																																																																									
<u>静岡県地方気象台</u>	054-286-3521	<u>160-9000</u>																																																																								
陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	<u>150-9000</u>																																																																								
航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	<u>153-9000</u>																																																																								
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522	<u>156-9106</u>																																																																								
清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	<u>157-9000</u>																																																																								
下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118	<u>158-9106</u>																																																																								
日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	<u>160-9000</u>																																																																								
(一社)静岡県医師会	054-246-6151																																																																									

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧				新			
	表 2				表 2			
	機 関 名	N T T	防 災 無 線		機 関 名	N T T	防 災 無 線	
			地 上 系	衛 星 系			地 上 系	衛 星 系
	消防庁応急対策室	03-5253-7527	8-90-49013	8-048-500-90-49013	消防庁応急対策室	03-5253-7527	8-90-49013	8-048-500-90-49013
	富山県防災・危機管理課	076-444-3187	8-16-3363	8-016-111-3363	富山県防災・危機管理課	076-444-3187	8-16-3363	8-016-111-3363
	石川県危機対策課	076-225-1482	8-17-4288	8-017-111-4289	石川県危機対策課	076-225-1482	8-17-4288	8-017-111-4289
	福井県危機対策・防災課	0776-20-0308	8-18-111	8-018-111-61-2171	福井県危機対策・防災課	0776-20-0308	8-18-111	8-018-111-61-2171
	長野県危機管理防災課	026-235-7184	8-20-213	8-020--231-520 8	長野県危機管理防災課	026-235-7184	8-20-213	8-020--231-520 8
	岐阜県防災課	058-272-1125	8-21-671	8-021-400-2-2746	岐阜県防災課	058-272-1125	8-21-671	8-021-400-2-2746
	愛知県災害対策課	052-954-6193	8-23-1128	8-023-600-5250	愛知県災害対策課	052-954-6193	8-23-1128	8-023-600-5250
	三重県防災対策室	059-224-2189	8-24-11	8-024-101-8-2189	三重県防災対策室	059-224-2189	8-24-11	8-024-101-8-2189
	滋賀県地震・防災チーム	077-528-3432	8-25-820	8-025-100-820	滋賀県地震・防災チーム	077-528-3432	8-25-820	8-025-100-820
	名古屋市消防局防災部	052-972-3522			名古屋市消防局防災部	052-972-3522		
	東京都防災対策課	03-5388-2456	8-13-770227	8-013-100-2-25-051	東京都防災対策課	03-5388-2456	8-13-770227	8-013-100-2-25-051
	茨城県消防防災課	029-301-2885	8-08-612	8-008-600-2882	茨城県消防防災課	029-301-2885	8-08-612	8-008-600-2882
	栃木県消防防災課	028-623-2127	8-09-7502	8-009-500-2136	栃木県消防防災課	028-623-2127	8-09-7502	8-009-500-2136
	群馬県危機管理室	027-226-2244	8-10-353	8-010-300-2244	群馬県危機管理室	027-226-2244	8-10-353	8-010-300- 1 -2244
	埼玉県消防防災課	048-830-3184	8-11-6-3184	8-011-200-6-3184	埼玉県消防防災課	048-830-3184	8-11-6-3184	8-011-200-6-3184
	千葉県消防地震防災課	043-223-2163	8-12-7296	8-012-500-7296	千葉県消防地震防災課	043-223-2163	8-12-7296	8-012-500-7296
	神奈川県災害対策課	045-210-3430	8-14-9721	8-014-400-3456	神奈川県災害対策課	045-210-3430	8-14-9721	8-014-400-3456
	山梨県消防防災課	055-223-1432	8-19-48	8-019-200-2513	山梨県消防防災課	055-223-1432	8-19-48	8-019-200-2513
	長野県危機管理防災課	026-235-7184	8-20-213	8-020-231-5208	長野県危機管理防災課	026-235-7184	8-20-213	8-020-231-5208

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																						
共通-86	<p>第4章 復旧・復興対策 第1、2節 (略)</p> <p>第3節 被災者の生活再建支援</p> <p>2 被災者の<u>経済的再建支援</u> 被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、<u>被災者に対して</u>金銭の支給及び資金の融資等の<u>経済支援</u>を行う。</p>	<p>第4章 復旧・復興対策 第1、2節 (略)</p> <p>第3節 被災者の生活再建支援</p> <p>2 被災者の<u>援護</u> 被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の<u>被災者の援護</u>を行う。</p>																						
共通-87	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">市 町</td> <td>被災状況の把握 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、<u>情報が不足している地域には補足調査を行う。</u> <u>(行追加)</u> ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等 <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>り災証明の発行 ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者により災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。</td> </tr> <tr> <td>災害援護資金の貸付 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。</td> </tr> <tr> <td>被災者生活再建支援金の申請受付等 被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。</td> </tr> <tr> <td>義援金の募集等 ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。</td> </tr> <tr> <td>租税の減免等 地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内 容	県	(略)	市 町	被災状況の把握 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、 <u>情報が不足している地域には補足調査を行う。</u> <u>(行追加)</u> ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等 <u>(新設)</u>	り災証明の発行 ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者により災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。	災害援護資金の貸付 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。	被災者生活再建支援金の申請受付等 被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。	義援金の募集等 ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。	租税の減免等 地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">市 町</td> <td>被災状況の把握 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、<u>必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。</u> <u>【県への報告】</u> ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等 <u>【被災者台帳】</u> ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居所 ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況 エ 援護の実施の状況 オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等</td> </tr> <tr> <td>り災証明の発行 ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者により災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。</td> </tr> <tr> <td>災害援護資金の貸付 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。</td> </tr> <tr> <td>被災者生活再建支援金の申請受付等 被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。</td> </tr> <tr> <td>義援金の募集等 ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。</td> </tr> <tr> <td>租税の減免等 地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内 容	県	(略)	市 町	被災状況の把握 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、 <u>必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。</u> <u>【県への報告】</u> ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等 <u>【被災者台帳】</u> ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居所 ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況 エ 援護の実施の状況 オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等	り災証明の発行 ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者により災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。	災害援護資金の貸付 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。	被災者生活再建支援金の申請受付等 被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。	義援金の募集等 ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。	租税の減免等 地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
実施主体	内 容																							
県	(略)																							
市 町	被災状況の把握 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、 <u>情報が不足している地域には補足調査を行う。</u> <u>(行追加)</u> ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等 <u>(新設)</u>																							
	り災証明の発行 ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者により災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。																							
	災害援護資金の貸付 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。																							
	被災者生活再建支援金の申請受付等 被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。																							
	義援金の募集等 ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。																							
租税の減免等 地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。																								
実施主体	内 容																							
県	(略)																							
市 町	被災状況の把握 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、 <u>必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。</u> <u>【県への報告】</u> ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等 <u>【被災者台帳】</u> ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居所 ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況 エ 援護の実施の状況 オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等																							
	り災証明の発行 ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者により災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。																							
	災害援護資金の貸付 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。																							
	被災者生活再建支援金の申請受付等 被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。																							
	義援金の募集等 ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。																							
租税の減免等 地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。																								

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
共通-88	<p>3 災害時要援護者の支援 高齢者や障害のある人等のいわゆる災害時要援護者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。</p>	<p>3 要配慮者の支援 高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 457 474 499">実施主体</th> <th colspan="2" data-bbox="474 457 1546 499">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 499 474 772" rowspan="2">県</td> <td data-bbox="474 499 706 772">被災状況の把握</td> <td data-bbox="706 499 1546 772"> ア 災害時要援護者の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 772 706 821">(略)</td> <td data-bbox="706 772 1546 821">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容		県	被災状況の把握	ア 災害時要援護者 の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1576 457 1730 499">実施主体</th> <th colspan="2" data-bbox="1730 457 2798 499">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1576 499 1730 772" rowspan="2">県</td> <td data-bbox="1730 499 1961 772">被災状況の把握</td> <td data-bbox="1961 499 2798 772"> ア 要配慮者の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1730 772 1961 821">(略)</td> <td data-bbox="1961 772 2798 821">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容		県	被災状況の把握	ア 要配慮者 の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。	(略)	(略)
	実施主体	内 容																
	県	被災状況の把握	ア 災害時要援護者 の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。															
(略)		(略)																
実施主体	内 容																	
県	被災状況の把握	ア 要配慮者 の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。																
	(略)	(略)																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 890 474 1150" rowspan="2">市 町</td> <td data-bbox="474 890 706 1150">被災状況の把握</td> <td data-bbox="706 890 1546 1150"> ・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 災害時要援護者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 1150 706 1241">一時入所の実施</td> <td data-bbox="706 1150 1546 1241">災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要援護者に対し、市町有施設への一時入所を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 1241 706 1289">(略)</td> <td data-bbox="706 1241 1546 1289">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市 町	被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 災害時要援護者 の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況	一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった 要援護者 に対し、市町有施設への一時入所を実施する。	(略)	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1576 890 1730 1150" rowspan="2">市 町</td> <td data-bbox="1730 890 1961 1150">被災状況の把握</td> <td data-bbox="1961 890 2798 1150"> ・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1730 1150 1961 1241">一時入所の実施</td> <td data-bbox="1961 1150 2798 1241">災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市町有施設への一時入所を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1730 1241 1961 1289">(略)</td> <td data-bbox="1961 1241 2798 1289">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市 町	被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者 の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況	一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった 要配慮者 に対し、市町有施設への一時入所を実施する。	(略)	(略)			
市 町		被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 災害時要援護者 の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況															
	一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった 要援護者 に対し、市町有施設への一時入所を実施する。																
(略)	(略)																	
市 町	被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者 の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況																
	一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった 要配慮者 に対し、市町有施設への一時入所を実施する。																
(略)	(略)																	

空 白

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
地震-1	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「地震対策の巻」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「<u>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</u>（平成14年法律第92号）」第6条の規定に基づく「<u>東南海・南海地震防災対策推進計画</u>」を含むものである。</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 予測される災害</p> <p>（略）</p> <p>2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）の被害想定の結果</p> <p>（略）</p> <p>（3）人的被害に係る想定結果</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「地震対策の巻」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「<u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</u>（平成14年法律第92号、）」第5条の規定に基づく「<u>南海トラフ地震防災対策推進計画</u>」を含むものである。</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 予測される災害</p> <p>（略）</p> <p>2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）の被害想定の結果</p> <p>（略）</p> <p>（3）人的被害に係る想定結果</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
地震-10	<p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建 物 倒 壊 （うち屋内収容物 移動・転倒、屋内 落下物）</td> <td>死者数</td> <td>約 5,500 (約 700)</td> <td>約 2,700 (約 500)</td> <td>約 4,300 (約 500)</td> <td>約 1,600 (約 100)</td> <td>約 800 (約 100)</td> <td>約 1,200 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 19,000 (約 2,600)</td> <td>約 30,000 (約 2,100)</td> <td>約 19,000 (約 1,600)</td> <td>約 5,300 (約 600)</td> <td>約 8,700 (約 400)</td> <td>約 5,500 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 49,000 (約 9,700)</td> <td>約 52,000 (約 7,800)</td> <td>約 42,000 (約 7,600)</td> <td>約 14,000 (約 2,100)</td> <td>約 15,000 (約 1,700)</td> <td>約 12,000 (約 1,700)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火 災</td> <td>死者数</td> <td>約 800</td> <td>約 500</td> <td>約 2,100</td> <td>約 30</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 600</td> <td>約 600</td> <td>約 1,400</td> <td>約 20</td> <td>約 50</td> <td>約 50</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 1,200</td> <td>約 1,600</td> <td>約 3,700</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブロック塀の転倒、屋外落下物</td> <td>死者数</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 10</td> <td>約 100</td> <td>約 200</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 10</td> <td>約 200</td> <td>約 400</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">死傷者数合計</td> <td rowspan="3">早期避難率高 +呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 14,000</td> <td>約 5,900</td> <td>約 9,900</td> <td>約 2,700</td> <td>約 1,500</td> <td>約 2,100</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 20,000</td> <td>約 31,000</td> <td>約 21,000</td> <td>約 5,400</td> <td>約 8,800</td> <td>約 5,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 51,000</td> <td>約 54,000</td> <td>約 47,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 15,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 16,000</td> <td>約 9,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 2,700</td> <td>約 1,500</td> <td>約 2,100</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 20,000</td> <td>約 31,000</td> <td>約 21,000</td> <td>約 5,400</td> <td>約 8,800</td> <td>約 5,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 51,000</td> <td>約 54,000</td> <td>約 47,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 15,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自力脱出困難者数・要救助者数</td> <td>地震動</td> <td>約 32,000</td> <td>約 27,000</td> <td>約 29,000</td> <td>約 9,100</td> <td>約 7,900</td> <td>約 8,300</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 1,800</td> <td>約 3,600</td> <td>約 2,400</td> <td>約 200</td> <td>約 400</td> <td>約 300</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建 物 倒 壊 （うち屋内収容物 移動・転倒、屋内 落下物）	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)	(略)		(略)						火 災	死者数	約 800	約 500	約 2,100	約 30	約 10	約 20	重傷者数	約 600	約 600	約 1,400	約 20	約 50	約 50	軽傷者数	約 1,200	約 1,600	約 3,700	約 100	約 100	約 100	ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	-	約 10	約 20	-	-	-	重傷者数	約 10	約 100	約 200	-	約 10	約 10	軽傷者数	約 10	約 200	約 400	-	約 10	約 20	死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 14,000	約 5,900	約 9,900	約 2,700	約 1,500	約 2,100	重傷者数	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,400	約 8,800	約 5,600	軽傷者数	約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000	早期避難率低	死者数	約 16,000	約 9,000	約 14,000	約 2,700	約 1,500	約 2,100	重傷者数	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,400	約 8,800	約 5,600	軽傷者数	約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000	自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 32,000	約 27,000	約 29,000	約 9,100	約 7,900	約 8,300	津波	約 1,800	約 3,600	約 2,400	約 200	約 400	約 300	<p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建 物 倒 壊 （うち屋内収容物 移動・転倒、屋内 落下物）</td> <td>死者数</td> <td>約 5,500 (約 700)</td> <td>約 2,700 (約 500)</td> <td>約 4,300 (約 500)</td> <td>約 1,600 (約 100)</td> <td>約 800 (約 100)</td> <td>約 1,200 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 19,000 (約 2,600)</td> <td>約 30,000 (約 2,100)</td> <td>約 19,000 (約 1,600)</td> <td>約 5,300 (約 600)</td> <td>約 8,700 (約 500)</td> <td>約 5,500 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 49,000 (約 9,700)</td> <td>約 52,000 (約 7,800)</td> <td>約 42,000 (約 7,600)</td> <td>約 14,000 (約 2,100)</td> <td>約 15,000 (約 1,700)</td> <td>約 12,000 (約 1,700)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火 災</td> <td>死者数</td> <td>約 800</td> <td>約 500</td> <td>約 2,100</td> <td>約 30</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 500</td> <td>約 600</td> <td>約 1,400</td> <td>約 50</td> <td>約 50</td> <td>約 50</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 1,200</td> <td>約 1,600</td> <td>約 3,700</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブロック塀の転倒、屋外落下物</td> <td>死者数</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 10</td> <td>約 100</td> <td>約 200</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 10</td> <td>約 200</td> <td>約 400</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">死傷者数合計</td> <td rowspan="3">早期避難率高 +呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 14,000</td> <td>約 5,900</td> <td>約 9,900</td> <td>約 2,700</td> <td>約 1,500</td> <td>約 2,100</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 20,000</td> <td>約 31,000</td> <td>約 21,000</td> <td>約 5,500</td> <td>約 8,800</td> <td>約 5,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 51,000</td> <td>約 54,000</td> <td>約 47,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 15,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 16,000</td> <td>約 9,100</td> <td>約 14,000</td> <td>約 2,700</td> <td>約 1,500</td> <td>約 2,100</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 20,000</td> <td>約 31,000</td> <td>約 21,000</td> <td>約 5,500</td> <td>約 8,800</td> <td>約 5,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 51,000</td> <td>約 54,000</td> <td>約 47,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 15,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自力脱出困難者数・要救助者数</td> <td>地震動</td> <td>約 32,000</td> <td>約 27,000</td> <td>約 29,000</td> <td>約 9,100</td> <td>約 7,900</td> <td>約 8,300</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 1,800</td> <td>約 3,600</td> <td>約 2,400</td> <td>約 200</td> <td>約 400</td> <td>約 300</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建 物 倒 壊 （うち屋内収容物 移動・転倒、屋内 落下物）	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 500)	約 5,500 (約 400)	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)	(略)		(略)						火 災	死者数	約 800	約 500	約 2,100	約 30	約 10	約 20	重傷者数	約 500	約 600	約 1,400	約 50	約 50	約 50	軽傷者数	約 1,200	約 1,600	約 3,700	約 100	約 100	約 100	ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	-	約 10	約 20	-	-	-	重傷者数	約 10	約 100	約 200	-	約 10	約 10	軽傷者数	約 10	約 200	約 400	-	約 10	約 20	死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 14,000	約 5,900	約 9,900	約 2,700	約 1,500	約 2,100	重傷者数	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,500	約 8,800	約 5,600	軽傷者数	約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000	早期避難率低	死者数	約 16,000	約 9,100	約 14,000	約 2,700	約 1,500	約 2,100	重傷者数	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,500	約 8,800	約 5,600	軽傷者数	約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000	自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 32,000	約 27,000	約 29,000	約 9,100	約 7,900	約 8,300	津波	約 1,800	約 3,600	約 2,400	約 200	約 400	約 300
項 目	被害区分			予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建 物 倒 壊 （うち屋内収容物 移動・転倒、屋内 落下物）	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(略)		(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
火 災	死者数	約 800	約 500	約 2,100	約 30	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	重傷者数	約 600	約 600	約 1,400	約 20	約 50	約 50																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者数	約 1,200	約 1,600	約 3,700	約 100	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	-	約 10	約 20	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	重傷者数	約 10	約 100	約 200	-	約 10	約 10																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者数	約 10	約 200	約 400	-	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 14,000	約 5,900	約 9,900	約 2,700	約 1,500	約 2,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		重傷者数	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,400	約 8,800	約 5,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		軽傷者数	約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	早期避難率低	死者数	約 16,000	約 9,000	約 14,000	約 2,700	約 1,500	約 2,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		重傷者数	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,400	約 8,800	約 5,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		軽傷者数	約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 32,000	約 27,000	約 29,000	約 9,100	約 7,900	約 8,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	津波	約 1,800	約 3,600	約 2,400	約 200	約 400	約 300																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
項 目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建 物 倒 壊 （うち屋内収容物 移動・転倒、屋内 落下物）	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 500)	約 5,500 (約 400)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(略)		(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
火 災	死者数	約 800	約 500	約 2,100	約 30	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	重傷者数	約 500	約 600	約 1,400	約 50	約 50	約 50																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者数	約 1,200	約 1,600	約 3,700	約 100	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	-	約 10	約 20	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	重傷者数	約 10	約 100	約 200	-	約 10	約 10																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者数	約 10	約 200	約 400	-	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 14,000	約 5,900	約 9,900	約 2,700	約 1,500	約 2,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		重傷者数	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,500	約 8,800	約 5,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		軽傷者数	約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	早期避難率低	死者数	約 16,000	約 9,100	約 14,000	約 2,700	約 1,500	約 2,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		重傷者数	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,500	約 8,800	約 5,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		軽傷者数	約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 32,000	約 27,000	約 29,000	約 9,100	約 7,900	約 8,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	津波	約 1,800	約 3,600	約 2,400	約 200	約 400	約 300																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
地震-14	<p>3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果 （略） （3）人的被害に係る想定結果 【地震動：基本ケース、津波：ケース①】 （単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物倒壊 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）</td> <td>死者数</td> <td>約 5,500 (約 700)</td> <td>約 2,700 (約 500)</td> <td>約 4,300 (約 500)</td> <td>約 1,600 (約 100)</td> <td>約 800 (約 100)</td> <td>約 1,200 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 19,000 (約 2,600)</td> <td>約 30,000 (約 2,100)</td> <td>約 19,000 (約 1,600)</td> <td>約 5,300 (約 600)</td> <td>約 8,700 (約 400)</td> <td>約 5,500 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 49,000 (約 9,700)</td> <td>約 52,000 (約 7,800)</td> <td>約 42,000 (約 7,600)</td> <td>約 14,000 (約 2,100)</td> <td>約 15,000 (約 1,700)</td> <td>約 12,000 (約 1,700)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="6">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】 （単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物倒壊 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）</td> <td>死者数</td> <td>約 7,800 (約 700)</td> <td>約 4,100 (約 500)</td> <td>約 6,200 (約 600)</td> <td>約 2,200 (約 200)</td> <td>約 1,200 (約 100)</td> <td>約 1,800 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 19,000 (約 2,500)</td> <td>約 35,000 (約 2,100)</td> <td>約 21,000 (約 1,700)</td> <td>約 5,600 (約 500)</td> <td>約 10,000 (約 500)</td> <td>約 6,100 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 42,000 (約 9,700)</td> <td>約 52,000 (約 7,800)</td> <td>約 38,000 (約 7,600)</td> <td>約 12,000 (約 2,100)</td> <td>約 15,000 (約 1,700)</td> <td>約 11,000 (約 1,700)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="6">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td>死者数</td> <td>約 1,500</td> <td>約 1,000</td> <td>約 3,300</td> <td>約 200</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 300</td> <td>約 400</td> <td>約 900</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 700</td> <td>約 900</td> <td>約 2,200</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブロック塀の転倒、屋外落下物</td> <td>死者数</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>-</td> <td>約 70</td> <td>約 100</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 10</td> <td>約 200</td> <td>約 300</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">死傷者数合計</td> <td rowspan="3">早期避難率高 + 呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 75,000</td> <td>約 36,000</td> <td>約 46,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 8,500</td> <td>約 10,000</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 22,000</td> <td>約 36,000</td> <td>約 23,000</td> <td>約 6,200</td> <td>約 11,000</td> <td>約 6,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 47,000</td> <td>約 55,000</td> <td>約 43,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 105,000</td> <td>約 67,000</td> <td>約 82,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 8,500</td> <td>約 10,000</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 24,000</td> <td>約 38,000</td> <td>約 25,000</td> <td>約 6,200</td> <td>約 11,000</td> <td>約 6,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 50,000</td> <td>約 58,000</td> <td>約 46,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自力脱出困難者数・要救助者数</td> <td>地震動</td> <td>約 50,000</td> <td>約 49,000</td> <td>約 48,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 14,000</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 23,000</td> <td>約 33,000</td> <td>約 26,000</td> <td>約 2,700</td> <td>約 3,800</td> <td>約 3,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)	(略)	(略)							項目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	死者数	約 7,800 (約 700)	約 4,100 (約 500)	約 6,200 (約 600)	約 2,200 (約 200)	約 1,200 (約 100)	約 1,800 (約 100)	重傷者数	約 19,000 (約 2,500)	約 35,000 (約 2,100)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,600 (約 500)	約 10,000 (約 500)	約 6,100 (約 400)	軽傷者数	約 42,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 38,000 (約 7,600)	約 12,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 11,000 (約 1,700)	(略)	(略)							火災	死者数	約 1,500	約 1,000	約 3,300	約 200	約 100	約 100	重傷者数	約 300	約 400	約 900	約 100	約 100	約 100	軽傷者数	約 700	約 900	約 2,200	約 300	約 300	約 300	ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	-	約 10	約 10	-	-	-	重傷者数	-	約 70	約 100	-	-	約 10	軽傷者数	約 10	約 200	約 300	-	約 10	約 20	死傷者数合計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約 75,000	約 36,000	約 46,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000	重傷者数	約 22,000	約 36,000	約 23,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600	軽傷者数	約 47,000	約 55,000	約 43,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000	早期避難率低	死者数	約 105,000	約 67,000	約 82,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000	重傷者数	約 24,000	約 38,000	約 25,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600	軽傷者数	約 50,000	約 58,000	約 46,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000	自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 50,000	約 49,000	約 48,000	約 14,000	約 14,000	約 14,000	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000	<p>3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果 （略） （3）人的被害に係る想定結果 【地震動：基本ケース、津波：ケース①】 （単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物倒壊 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）</td> <td>死者数</td> <td>約 5,500 (約 700)</td> <td>約 2,700 (約 500)</td> <td>約 4,300 (約 500)</td> <td>約 1,600 (約 100)</td> <td>約 800 (約 100)</td> <td>約 1,200 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 19,000 (約 2,600)</td> <td>約 30,000 (約 2,100)</td> <td>約 19,000 (約 1,600)</td> <td>約 5,300 (約 600)</td> <td>約 8,700 (約 400)</td> <td>約 5,500 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 49,000 (約 9,700)</td> <td>約 52,000 (約 7,800)</td> <td>約 42,000 (約 7,600)</td> <td>約 14,000 (約 2,100)</td> <td>約 15,000 (約 1,700)</td> <td>約 12,000 (約 1,700)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="6">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】 （単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物倒壊 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）</td> <td>死者数</td> <td>約 7,800 (約 700)</td> <td>約 4,100 (約 600)</td> <td>約 6,200 (約 600)</td> <td>約 2,200 (約 200)</td> <td>約 1,200 (約 100)</td> <td>約 1,800 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 19,000 (約 2,500)</td> <td>約 35,000 (約 2,100)</td> <td>約 21,000 (約 1,700)</td> <td>約 5,600 (約 500)</td> <td>約 10,000 (約 500)</td> <td>約 6,100 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 42,000 (約 9,700)</td> <td>約 52,000 (約 7,800)</td> <td>約 38,000 (約 7,600)</td> <td>約 12,000 (約 2,100)</td> <td>約 15,000 (約 1,700)</td> <td>約 11,000 (約 1,700)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="6">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td>死者数</td> <td>約 1,500</td> <td>約 1,000</td> <td>約 3,400</td> <td>約 200</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 300</td> <td>約 400</td> <td>約 900</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 700</td> <td>約 1,000</td> <td>約 2,200</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブロック塀の転倒、屋外落下物</td> <td>死者数</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>-</td> <td>約 70</td> <td>約 100</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 10</td> <td>約 200</td> <td>約 300</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">死傷者数合計</td> <td rowspan="3">早期避難率高 + 呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 75,000</td> <td>約 36,000</td> <td>約 46,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 8,500</td> <td>約 10,000</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 22,000</td> <td>約 37,000</td> <td>約 23,000</td> <td>約 6,200</td> <td>約 11,000</td> <td>約 6,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 47,000</td> <td>約 55,000</td> <td>約 43,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 105,000</td> <td>約 67,000</td> <td>約 82,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 8,500</td> <td>約 10,000</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 24,000</td> <td>約 38,000</td> <td>約 25,000</td> <td>約 6,200</td> <td>約 11,000</td> <td>約 6,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 50,000</td> <td>約 58,000</td> <td>約 46,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自力脱出困難者数・要救助者数</td> <td>地震動</td> <td>約 50,000</td> <td>約 49,000</td> <td>約 48,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 14,000</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 23,000</td> <td>約 33,000</td> <td>約 26,000</td> <td>約 2,700</td> <td>約 3,800</td> <td>約 3,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)	(略)	(略)							項目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	死者数	約 7,800 (約 700)	約 4,100 (約 600)	約 6,200 (約 600)	約 2,200 (約 200)	約 1,200 (約 100)	約 1,800 (約 100)	重傷者数	約 19,000 (約 2,500)	約 35,000 (約 2,100)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,600 (約 500)	約 10,000 (約 500)	約 6,100 (約 400)	軽傷者数	約 42,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 38,000 (約 7,600)	約 12,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 11,000 (約 1,700)	(略)	(略)							火災	死者数	約 1,500	約 1,000	約 3,400	約 200	約 100	約 100	重傷者数	約 300	約 400	約 900	約 100	約 100	約 100	軽傷者数	約 700	約 1,000	約 2,200	約 300	約 300	約 300	ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	-	約 10	約 10	-	-	-	重傷者数	-	約 70	約 100	-	-	約 10	軽傷者数	約 10	約 200	約 300	-	約 10	約 20	死傷者数合計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約 75,000	約 36,000	約 46,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000	重傷者数	約 22,000	約 37,000	約 23,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600	軽傷者数	約 47,000	約 55,000	約 43,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000	早期避難率低	死者数	約 105,000	約 67,000	約 82,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000	重傷者数	約 24,000	約 38,000	約 25,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600	軽傷者数	約 50,000	約 58,000	約 46,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000	自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 50,000	約 49,000	約 48,000	約 14,000	約 14,000	約 14,000	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000
項目	被害区分			予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
建物倒壊 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
建物倒壊 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	死者数	約 7,800 (約 700)	約 4,100 (約 500)	約 6,200 (約 600)	約 2,200 (約 200)	約 1,200 (約 100)	約 1,800 (約 100)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	重傷者数	約 19,000 (約 2,500)	約 35,000 (約 2,100)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,600 (約 500)	約 10,000 (約 500)	約 6,100 (約 400)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	軽傷者数	約 42,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 38,000 (約 7,600)	約 12,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 11,000 (約 1,700)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
火災	死者数	約 1,500	約 1,000	約 3,300	約 200	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	重傷者数	約 300	約 400	約 900	約 100	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	軽傷者数	約 700	約 900	約 2,200	約 300	約 300	約 300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	-	約 10	約 10	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	重傷者数	-	約 70	約 100	-	-	約 10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	軽傷者数	約 10	約 200	約 300	-	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
死傷者数合計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約 75,000	約 36,000	約 46,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		重傷者数	約 22,000	約 36,000	約 23,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		軽傷者数	約 47,000	約 55,000	約 43,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	早期避難率低	死者数	約 105,000	約 67,000	約 82,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		重傷者数	約 24,000	約 38,000	約 25,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		軽傷者数	約 50,000	約 58,000	約 46,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 50,000	約 49,000	約 48,000	約 14,000	約 14,000	約 14,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
建物倒壊 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
建物倒壊 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	死者数	約 7,800 (約 700)	約 4,100 (約 600)	約 6,200 (約 600)	約 2,200 (約 200)	約 1,200 (約 100)	約 1,800 (約 100)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	重傷者数	約 19,000 (約 2,500)	約 35,000 (約 2,100)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,600 (約 500)	約 10,000 (約 500)	約 6,100 (約 400)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	軽傷者数	約 42,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 38,000 (約 7,600)	約 12,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 11,000 (約 1,700)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
火災	死者数	約 1,500	約 1,000	約 3,400	約 200	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	重傷者数	約 300	約 400	約 900	約 100	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	軽傷者数	約 700	約 1,000	約 2,200	約 300	約 300	約 300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	-	約 10	約 10	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	重傷者数	-	約 70	約 100	-	-	約 10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	軽傷者数	約 10	約 200	約 300	-	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
死傷者数合計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約 75,000	約 36,000	約 46,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		重傷者数	約 22,000	約 37,000	約 23,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		軽傷者数	約 47,000	約 55,000	約 43,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	早期避難率低	死者数	約 105,000	約 67,000	約 82,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		重傷者数	約 24,000	約 38,000	約 25,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		軽傷者数	約 50,000	約 58,000	約 46,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 50,000	約 49,000	約 48,000	約 14,000	約 14,000	約 14,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新														
地震-21	<p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関が東海地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。</p> <p>県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は<u>東南海・南海地震</u>防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ東海地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>（略）</p> <p>2 市町</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理（対策計画については、<u>東南海・南海地震</u>防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市町に限る。）</p> <p>（略）</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>（1）指定地方行政機関</p>	<p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関が東海地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。</p> <p>県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は<u>南海トラフ地震</u>防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ東海地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>2 市町</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理（対策計画については、<u>南海トラフ地震</u>防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市町に限る。）</p> <p>（略）</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>（1）指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td>ア～オ （略） カ 津波・<u>噴火警報等</u>の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</td> <td>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア （略） イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ、エ （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）</td> <td>ア （略） イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ～オ （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	ア～オ （略） カ 津波・ <u>噴火警報等</u> の伝達に関すること	（略）	（略）	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア （略） イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ、エ （略）	（略）	（略）	気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）	ア （略） イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ～オ （略）	（略）	（略）
機 関 名	処理すべき事務又は業務															
警察庁関東管区警察局	ア～オ （略） カ 津波・ <u>噴火警報等</u> の伝達に関すること															
（略）	（略）															
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア （略） イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ、エ （略）															
（略）	（略）															
気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）	ア （略） イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ～オ （略）															
（略）	（略）															
地震-22	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td>ア～オ （略） カ 津波警報の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	ア～オ （略） カ 津波警報の伝達に関すること	（略）	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td>ア～オ （略） カ 津波・<u>噴火警報等</u>の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	ア～オ （略） カ 津波・ <u>噴火警報等</u> の伝達に関すること	（略）	（略）		
機 関 名	処理すべき事務又は業務															
警察庁関東管区警察局	ア～オ （略） カ 津波警報の伝達に関すること															
（略）	（略）															
機 関 名	処理すべき事務又は業務															
警察庁関東管区警察局	ア～オ （略） カ 津波・ <u>噴火警報等</u> の伝達に関すること															
（略）	（略）															
地震-23	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</td> <td>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア （略） イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ、エ （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア （略） イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ、エ （略）	（略）	（略）	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</td> <td>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア （略） イ 初動対応 <u>地方整備局災害対策本部からの指示により</u>、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ、エ （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア （略） イ 初動対応 <u>地方整備局災害対策本部からの指示により</u> 、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ、エ （略）	（略）	（略）						
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア （略） イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ、エ （略）															
（略）	（略）															
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア （略） イ 初動対応 <u>地方整備局災害対策本部からの指示により</u> 、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ、エ （略）															
（略）	（略）															
地震-24	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）</td> <td>ア （略） イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ～オ （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）	ア （略） イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ～オ （略）	（略）	（略）	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）</td> <td>ア （略） イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、<u>大津波警報</u>、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ～オ （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）	ア （略） イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、 <u>大津波警報</u> 、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ～オ （略）	（略）	（略）						
気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）	ア （略） イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ～オ （略）															
（略）	（略）															
気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）	ア （略） イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、 <u>大津波警報</u> 、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ～オ （略）															
（略）	（略）															

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																			
地震-25	(2) 指定公共機関	(2) 指定公共機関																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社</td> <td>防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td>ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本通運株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	(略)	(略)	KDDI株式会社	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u></td> <td>防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 <u>ソフトバンクテレコ</u> <u>ム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバ</u> <u>ル株式会社</u></td> <td>ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	(略)	(略)	KDDI株式会社 <u>ソフトバンクテレコ</u> <u>ム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバ</u> <u>ル株式会社</u>
機 関 名	処理すべき事務又は業務																				
(略)	(略)																				
日本通運株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保																				
(略)	(略)																				
KDDI株式会社	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施																				
機 関 名	処理すべき事務又は業務																				
(略)	(略)																				
日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保																				
(略)	(略)																				
KDDI株式会社 <u>ソフトバンクテレコ</u> <u>ム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバ</u> <u>ル株式会社</u>	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施																				
地震-26	(3) 指定地方公共機関	(3) 指定地方公共機関																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会</td> <td>ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会 <u>及び</u> 社団法人静岡県看護協会を除く。）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人静岡県栄養士会</td> <td>ア <u>災害時要援護者</u>等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会 <u>及び</u> 社団法人静岡県看護協会を除く。）	(略)	(略)	公益社団法人静岡県栄養士会	ア <u>災害時要援護者</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会</td> <td>ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、<u>公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会</u>を除く。） <u>ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人静岡県栄養士会</td> <td>ア <u>要配慮者</u>等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、 <u>公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会</u> を除く。） <u>ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）</u>	(略)	(略)	公益社団法人静岡県栄養士会	ア <u>要配慮者</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力			
機 関 名	処理すべき事務又は業務																				
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会 <u>及び</u> 社団法人静岡県看護協会を除く。）																				
(略)	(略)																				
公益社団法人静岡県栄養士会	ア <u>災害時要援護者</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力																				
機 関 名	処理すべき事務又は業務																				
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、 <u>公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会</u> を除く。） <u>ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）</u>																				
(略)	(略)																				
公益社団法人静岡県栄養士会	ア <u>要配慮者</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力																				
	(略)	(略)																			

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新												
地震-27	<p>第2章 平常時対策 第1、2節 (略) 第3節 地震防災訓練の実施</p> <p>○ 東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。</p> <p>○ 県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。</p> <p>○ なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等<u>災害時要援護者</u>に十分配慮した訓練を実施し、<u>災害時要援護者</u>の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 平常時対策 第1、2節 (略) 第3節 地震防災訓練の実施</p> <p>○ 東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。</p> <p>○ 県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。</p> <p>○ なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等<u>要配慮者</u>に十分配慮した訓練を実施し、<u>要配慮者</u>の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>												
地震-28	<p>2 市町</p> <p>○ 市町は、総合防災訓練、地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。</p> <p>○ 県及び市町は、訓練に当たっては、<u>災害時要援護者</u>の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域防災訓練</td> <td> <p>ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。</p> <p>イ この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、<u>災害時要援護者</u>等に配慮した訓練を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	地域防災訓練	<p>ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。</p> <p>イ この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、<u>災害時要援護者</u>等に配慮した訓練を実施する。</p>	<p>2 市町</p> <p>○ 市町は、総合防災訓練、地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。</p> <p>○ 県及び市町は、訓練に当たっては、<u>要配慮者</u>の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域防災訓練</td> <td> <p>ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。</p> <p>イ この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、<u>要配慮者</u>等に配慮した訓練を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	地域防災訓練	<p>ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。</p> <p>イ この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、<u>要配慮者</u>等に配慮した訓練を実施する。</p>
区 分	内 容													
(略)	(略)													
地域防災訓練	<p>ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。</p> <p>イ この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、<u>災害時要援護者</u>等に配慮した訓練を実施する。</p>													
区 分	内 容													
(略)	(略)													
地域防災訓練	<p>ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。</p> <p>イ この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、<u>要配慮者</u>等に配慮した訓練を実施する。</p>													
地震-29	<p>3 防災関係機関</p> <p>○ 防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに<u>東南海・南海地震</u>防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>3 防災関係機関</p> <p>○ 防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに<u>南海トラフ地震</u>防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。</p> <p>(略)</p>												
地震-30	<p>第4節 地震災害予防対策の推進 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第4節 地震災害予防対策の推進 (略)</p> <p><u>2 消防用施設の整備</u></p> <p>○ <u>県及び市町は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消防団による避難誘導のための拠点施設</u> ・ <u>緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設</u> ・ <u>消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの</u> ・ <u>消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備</u> ・ <u>地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材</u> 												

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																												
地震-31	<p><u>2</u> 火災の予防対策 (略)</p> <p><u>3</u> 建築物等の耐震対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>供給ラインの耐震化</td> <td> ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	供給ラインの耐震化	ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。	<p>・ <u>消防救急デジタル無線又は高機能指令センター</u></p> <p>・ <u>その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設</u></p> <p><u>3</u> 火災の予防対策 (略)</p> <p><u>4</u> 建築物等の耐震対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>供給ラインの耐震化</td> <td> ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、<u>非常用電源の確保</u>、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	供給ラインの耐震化	ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、 <u>非常用電源の確保</u> 、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。																
区 分	内 容																													
(略)	(略)																													
供給ラインの耐震化	ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。																													
区 分	内 容																													
(略)	(略)																													
供給ラインの耐震化	ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、 <u>非常用電源の確保</u> 、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。																													
地震-32	<p><u>4</u> 被災建築物等に対する安全対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震災建築物の被災度区分判定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県は、“震災建築物の「被災度区分判定基準及び復旧技術指針」講習会受講者登録制度取扱い方針”に基づき、H13～H16年度に県で養成した震災建築物の被災度区分判定復旧技術者の名簿を管理し活用する。</u> ・ 県は、財団法人日本建築防災協会等が主催する“震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会”の受講を奨励する。 </td> </tr> <tr> <td><u>大規模盛土造成地対策の推進</u></td> <td><u>地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。</u></td> </tr> <tr> <td>災害危険区域の指定</td> <td> 知事又は市町長は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>指定の目的</td> <td>災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。</td> </tr> <tr> <td>指定の方法</td> <td>条例により区域を指定し、周知する。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	震災建築物の被災度区分判定	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県は、“震災建築物の「被災度区分判定基準及び復旧技術指針」講習会受講者登録制度取扱い方針”に基づき、H13～H16年度に県で養成した震災建築物の被災度区分判定復旧技術者の名簿を管理し活用する。</u> ・ 県は、財団法人日本建築防災協会等が主催する“震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会”の受講を奨励する。 	<u>大規模盛土造成地対策の推進</u>	<u>地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。</u>	災害危険区域の指定	知事又は市町長は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>指定の目的</td> <td>災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。</td> </tr> <tr> <td>指定の方法</td> <td>条例により区域を指定し、周知する。</td> </tr> </tbody> </table>	指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。	指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。	<p><u>5</u> 被災建築物等に対する安全対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震災建築物の被災度区分判定</td> <td> (削除) ・ 県は、<u>一般財団法人日本建築防災協会等が主催する“震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会”の受講を奨励し、その名簿を活用する。</u> </td> </tr> <tr> <td>(次項へ移設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害危険区域の指定</td> <td> 知事又は市町長は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>指定の目的</td> <td>災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、<u>その他建築物の建築に関する制限を定める。</u></td> </tr> <tr> <td>指定の方法</td> <td>条例により区域を指定し、周知する。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	震災建築物の被災度区分判定	(削除) ・ 県は、 <u>一般財団法人日本建築防災協会等が主催する“震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会”の受講を奨励し、その名簿を活用する。</u>	(次項へ移設)		災害危険区域の指定	知事又は市町長は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>指定の目的</td> <td>災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、<u>その他建築物の建築に関する制限を定める。</u></td> </tr> <tr> <td>指定の方法</td> <td>条例により区域を指定し、周知する。</td> </tr> </tbody> </table>	指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、 <u>その他建築物の建築に関する制限を定める。</u>	指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。
区 分	内 容																													
(略)	(略)																													
震災建築物の被災度区分判定	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県は、“震災建築物の「被災度区分判定基準及び復旧技術指針」講習会受講者登録制度取扱い方針”に基づき、H13～H16年度に県で養成した震災建築物の被災度区分判定復旧技術者の名簿を管理し活用する。</u> ・ 県は、財団法人日本建築防災協会等が主催する“震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会”の受講を奨励する。 																													
<u>大規模盛土造成地対策の推進</u>	<u>地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。</u>																													
災害危険区域の指定	知事又は市町長は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>指定の目的</td> <td>災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。</td> </tr> <tr> <td>指定の方法</td> <td>条例により区域を指定し、周知する。</td> </tr> </tbody> </table>	指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。	指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。																									
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。																													
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。																													
区 分	内 容																													
(略)	(略)																													
震災建築物の被災度区分判定	(削除) ・ 県は、 <u>一般財団法人日本建築防災協会等が主催する“震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会”の受講を奨励し、その名簿を活用する。</u>																													
(次項へ移設)																														
災害危険区域の指定	知事又は市町長は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>指定の目的</td> <td>災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、<u>その他建築物の建築に関する制限を定める。</u></td> </tr> <tr> <td>指定の方法</td> <td>条例により区域を指定し、周知する。</td> </tr> </tbody> </table>	指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、 <u>その他建築物の建築に関する制限を定める。</u>	指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。																									
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、 <u>その他建築物の建築に関する制限を定める。</u>																													
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。																													
	<p><u>5</u> 都市防災不燃化促進対策 (略)</p>	<p><u>6</u> 都市防災不燃化促進対策 (略)</p>																												

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																				
地震-33	<p>6 地盤災害の予防対策</p> <p>○ 県及び市町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="350 373 1537 877"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>軟弱地盤対策の推進</td> <td>軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、<u>「木造住宅の簡易な軟弱地盤対策」等により</u>必要な対策を講ずるよう指導する。</td> </tr> <tr> <td>液状化対策の推進</td> <td>埋立地や旧河道など浅部の地盤データ収集とデータベース化の充実を図る。 <u>地盤の液状化が予想される地域においては、建築物等の被害を未然に防止するため、地盤の液状化に関する知識の普及に努めるとともに、「木造住宅の簡易な液状化対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>(前項から移設)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、 <u>「木造住宅の簡易な軟弱地盤対策」等により</u> 必要な対策を講ずるよう指導する。	液状化対策の推進	埋立地や旧河道など浅部の地盤データ収集とデータベース化の充実を図る。 <u>地盤の液状化が予想される地域においては、建築物等の被害を未然に防止するため、地盤の液状化に関する知識の普及に努めるとともに、「木造住宅の簡易な液状化対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。</u>	<u>(前項から移設)</u>		<p>7 地盤災害の予防対策</p> <p>○ 県及び市町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="1605 373 2783 968"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>軟弱地盤対策の推進</td> <td>軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。</td> </tr> <tr> <td>液状化対策の推進</td> <td>埋立地や旧河道など浅部の地盤データ収集とデータベース化の充実を図る。 <u>地盤の液状化が予想される地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、液状化に関する知識の普及に努める。</u></td> </tr> <tr> <td><u>大規模盛土造成地対策の推進</u></td> <td><u>地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。	液状化対策の推進	埋立地や旧河道など浅部の地盤データ収集とデータベース化の充実を図る。 <u>地盤の液状化が予想される地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、液状化に関する知識の普及に努める。</u>	<u>大規模盛土造成地対策の推進</u>	<u>地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。</u>
	区 分	内 容																				
(略)	(略)																					
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、 <u>「木造住宅の簡易な軟弱地盤対策」等により</u> 必要な対策を講ずるよう指導する。																					
液状化対策の推進	埋立地や旧河道など浅部の地盤データ収集とデータベース化の充実を図る。 <u>地盤の液状化が予想される地域においては、建築物等の被害を未然に防止するため、地盤の液状化に関する知識の普及に努めるとともに、「木造住宅の簡易な液状化対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。</u>																					
<u>(前項から移設)</u>																						
区 分	内 容																					
(略)	(略)																					
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。																					
液状化対策の推進	埋立地や旧河道など浅部の地盤データ収集とデータベース化の充実を図る。 <u>地盤の液状化が予想される地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、液状化に関する知識の普及に努める。</u>																					
<u>大規模盛土造成地対策の推進</u>	<u>地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。</u>																					
	<p>7 落下倒壊危険物対策 (略)</p> <p>8 危険予想地域における災害の予防 (1) 避難計画の策定</p> <table border="1" data-bbox="350 1226 1537 1751"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要避難地区の指定</td> <td>市町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。</td> </tr> <tr> <td>避難対象地区の指定</td> <td>市町長は、警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち<u>延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く</u>、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	要避難地区の指定	市町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。	避難対象地区の指定	市町長は、警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち <u>延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く</u> 、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。	(略)	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>8 落下倒壊危険物対策 (略)</p> <p>9 危険予想地域における災害の予防 (1) 避難計画の策定 <u>市町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1605 1247 2783 1751"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要避難地区の指定</td> <td>市町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。</td> </tr> <tr> <td>避難対象地区の指定</td> <td>市町長は、警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>避難所の指定</u></td> <td><u>市町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	要避難地区の指定	市町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。	避難対象地区の指定	市町長は、警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。	(略)	(略)	<u>避難所の指定</u>	<u>市町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。</u>
区 分	内 容																					
要避難地区の指定	市町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。																					
避難対象地区の指定	市町長は、警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち <u>延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く</u> 、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。																					
(略)	(略)																					
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																					
区 分	内 容																					
要避難地区の指定	市町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。																					
避難対象地区の指定	市町長は、警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。																					
(略)	(略)																					
<u>避難所の指定</u>	<u>市町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。</u>																					

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																														
地震-34	<p>(2) 平常時に実施する災害要望措置</p> <table border="1" data-bbox="350 237 1516 1329"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 237 498 283">区分</th> <th data-bbox="498 237 1516 283">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 283 498 510">避難誘導体制整備</td> <td data-bbox="498 283 1516 510">市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の<u>災害時要援護者</u>を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 510 498 1329" rowspan="4">山・がけ崩れ危険予想地域</td> <td data-bbox="498 510 1516 604">要避難地区のうち、<u>山・がけ崩れ危険予想地域</u>については次の予防措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="498 604 1516 783"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="498 604 655 783">山・がけ崩れ危険予想地域図</td> <td data-bbox="655 604 1516 783">・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="498 783 1516 919">住民への危険性の周知</td> <td data-bbox="655 783 1516 919">・市町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="498 919 1516 1098">警戒宣言発令時</td> <td data-bbox="655 919 1516 1098">・市町は、警戒宣言が発せられた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="498 1098 1516 1329">地震発生時</td> <td data-bbox="655 1098 1516 1329">・市町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、<u>避難施設や避難地</u>へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="320 1381 655 1455"><u>9</u> 被災者の救出活動対策 (略)</p> <p data-bbox="320 1507 685 1533"><u>10</u> <u>災害時要援護者</u>の支援</p> <p data-bbox="350 1539 1516 1675">○ 高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の<u>災害時要援護者</u>に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策の巻 第2章第11節「<u>災害時要援護者</u>支援計画」に準ずる。</p>	区分	内容	避難誘導体制整備	市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の <u>災害時要援護者</u> を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。	山・がけ崩れ危険予想地域	要避難地区のうち、 <u>山・がけ崩れ危険予想地域</u> については次の予防措置を講ずる。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="498 604 655 783">山・がけ崩れ危険予想地域図</td> <td data-bbox="655 604 1516 783">・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。</td> </tr> </table>	山・がけ崩れ危険予想地域図	・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。	住民への危険性の周知	・市町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。	警戒宣言発令時	・市町は、警戒宣言が発せられた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。	地震発生時	・市町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、 <u>避難施設や避難地</u> へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。	<p>(2) 平常時に実施する災害要望措置</p> <table border="1" data-bbox="1605 237 2772 1329"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 237 1754 283">区分</th> <th data-bbox="1754 237 2772 283">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 283 1754 510">避難誘導体制整備</td> <td data-bbox="1754 283 2772 510">市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の<u>要配慮者</u>を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 510 1754 1329" rowspan="5">山・がけ崩れ危険予想地域等</td> <td data-bbox="1754 510 2772 625">要避難地区については次の予防措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1754 625 2772 804"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1754 625 1911 804">山・がけ崩れ危険予想地域図</td> <td data-bbox="1911 625 2772 804">・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1754 804 2772 940">住民への危険性の周知</td> <td data-bbox="1911 804 2772 940">・市町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1754 940 2772 1119">警戒宣言発令時</td> <td data-bbox="1911 940 2772 1119">・市町は、警戒宣言が発せられた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1754 1119 2772 1329">地震発生時</td> <td data-bbox="1911 1119 2772 1329">・市町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（<u>耐震性を有する屋内施設を含む</u>）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1576 1381 1941 1455"><u>10</u> 被災者の救出活動対策 (略)</p> <p data-bbox="1576 1507 1852 1533"><u>11</u> <u>要配慮者</u>の支援</p> <p data-bbox="1605 1539 2801 1633">○ 高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の<u>要配慮者</u>に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策の巻 第2章第11節「<u>要配慮者</u>支援計画」に準ずる。</p>	区分	内容	避難誘導体制整備	市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の <u>要配慮者</u> を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。	山・がけ崩れ危険予想地域等	要避難地区については次の予防措置を講ずる。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1754 625 1911 804">山・がけ崩れ危険予想地域図</td> <td data-bbox="1911 625 2772 804">・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。</td> </tr> </table>	山・がけ崩れ危険予想地域図	・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。	住民への危険性の周知	・市町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。	警戒宣言発令時	・市町は、警戒宣言が発せられた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。	地震発生時	・市町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（ <u>耐震性を有する屋内施設を含む</u> ）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。
区分	内容																															
避難誘導体制整備	市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の <u>災害時要援護者</u> を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。																															
山・がけ崩れ危険予想地域	要避難地区のうち、 <u>山・がけ崩れ危険予想地域</u> については次の予防措置を講ずる。																															
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="498 604 655 783">山・がけ崩れ危険予想地域図</td> <td data-bbox="655 604 1516 783">・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。</td> </tr> </table>	山・がけ崩れ危険予想地域図	・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。																													
	山・がけ崩れ危険予想地域図	・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。																														
	住民への危険性の周知	・市町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。																														
警戒宣言発令時	・市町は、警戒宣言が発せられた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。																															
地震発生時	・市町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、 <u>避難施設や避難地</u> へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。																															
区分	内容																															
避難誘導体制整備	市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の <u>要配慮者</u> を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。																															
山・がけ崩れ危険予想地域等	要避難地区については次の予防措置を講ずる。																															
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1754 625 1911 804">山・がけ崩れ危険予想地域図</td> <td data-bbox="1911 625 2772 804">・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。</td> </tr> </table>	山・がけ崩れ危険予想地域図	・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。																													
	山・がけ崩れ危険予想地域図	・県及び市町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。																														
	住民への危険性の周知	・市町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。																														
	警戒宣言発令時	・市町は、警戒宣言が発せられた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。																														
地震発生時	・市町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（ <u>耐震性を有する屋内施設を含む</u> ）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。																															

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
地震-35	<p><u>1.1</u> 生活の確保 (略) (2) 飲料水の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県民</td> <td> ア 家庭における貯水 (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の<u>3</u>日分を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ (略) </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	(略)	(略)	県民	ア 家庭における貯水 (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の <u>3</u> 日分を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ (略)	<p><u>1.2</u> 生活の確保 (略) (2) 飲料水の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県民</td> <td> ア 家庭における貯水 (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の<u>7</u>日分を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ (略) </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	(略)	(略)	県民	ア 家庭における貯水 (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の <u>7</u> 日分を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ (略)				
実施主体	内 容																	
(略)	(略)																	
県民	ア 家庭における貯水 (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の <u>3</u> 日分を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ (略)																	
実施主体	内 容																	
(略)	(略)																	
県民	ア 家庭における貯水 (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の <u>7</u> 日分を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ (略)																	
地震-36	<p>(3) 医療救護</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> ア <u>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき市町医療救護計画を調整する。</u> イ <u>知事は、災害時において、救護病院を設置することが困難な市町等の重症患者に対する処置及び受入れの措置の必要に備え、特定の病院を災害拠点病院として定め、その施設を点検し、人員配置を調整する。</u> ウ 県外からの<u>応援医師</u>の要請、重症患者の<u>搬出</u>等の広域<u>対策</u>を作成する。 エ 県外からの支援薬品等の受入れ及び供給体制の整備を図る。 オ 医療救護施設の受入可能患者数等を把握する。 カ 家庭<u>看護</u>の普及を図る。 </td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td> ア <u>市町医療救護計画に基づき、医療救護体制を確立する。</u> イ <u>救護病院（災害拠点病院を除く。）の施設を点検し、人員配置を調整する。</u> ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達計画を作成する。 エ <u>応援医師</u>の要請、重症患者の<u>搬出等の広域</u>対応策を作成する。 オ 住民への献血者登録の推進を図る。 カ 家庭<u>看護</u>の普及を図る。 </td> </tr> <tr> <td>自主防災組織</td> <td> ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等<u>看護</u>に関する講習会を開催する。 </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	ア <u>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき市町医療救護計画を調整する。</u> イ <u>知事は、災害時において、救護病院を設置することが困難な市町等の重症患者に対する処置及び受入れの措置の必要に備え、特定の病院を災害拠点病院として定め、その施設を点検し、人員配置を調整する。</u> ウ 県外からの <u>応援医師</u> の要請、重症患者の <u>搬出</u> 等の広域 <u>対策</u> を作成する。 エ 県外からの支援薬品等の受入れ及び供給体制の整備を図る。 オ 医療救護施設の受入可能患者数等を把握する。 カ 家庭 <u>看護</u> の普及を図る。	市町	ア <u>市町医療救護計画に基づき、医療救護体制を確立する。</u> イ <u>救護病院（災害拠点病院を除く。）の施設を点検し、人員配置を調整する。</u> ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達計画を作成する。 エ <u>応援医師</u> の要請、重症患者の <u>搬出等の広域</u> 対応策を作成する。 オ 住民への献血者登録の推進を図る。 カ 家庭 <u>看護</u> の普及を図る。	自主防災組織	ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等 <u>看護</u> に関する講習会を開催する。	<p>(3) 医療救護</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> ア <u>国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、市町で対応できない広域的な医療救護活動を実施する。</u> イ <u>災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うとともに、DMAT等の受入れ機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域医療搬送への対応機能、DMATの派遣機能等を有する災害拠点病院を指定し、国が定める指定要件に合致しているか、定期的に確認する。</u> ウ 県外からの<u>救護班（DMAT等医療チーム）</u>の要請<u>及び受け入れ</u>、重症患者の<u>搬送</u>等の広域<u>計画</u>を作成する。 エ 県外からの支援薬品等の受入れ及び供給体制の整備を図る。 オ 医療救護施設の受入可能患者数等を把握する。 カ 家庭<u>救護</u>の普及を図る。 </td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td> ア <u>直接地域住民の生命、健康を守るため、市町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。</u> イ <u>大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。</u> ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達計画を作成する。 エ <u>救護班(DMAT等医療チーム)</u>の要請、重症患者の<u>広域医療搬送等の</u>対応策を作成する。 オ 住民への献血者登録の推進を図る。 カ 家庭<u>救護</u>の普及を図る。 </td> </tr> <tr> <td>自主防災組織</td> <td> ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等<u>救護</u>に関する講習会を開催する。 </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	ア <u>国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、市町で対応できない広域的な医療救護活動を実施する。</u> イ <u>災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うとともに、DMAT等の受入れ機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域医療搬送への対応機能、DMATの派遣機能等を有する災害拠点病院を指定し、国が定める指定要件に合致しているか、定期的に確認する。</u> ウ 県外からの <u>救護班（DMAT等医療チーム）</u> の要請 <u>及び受け入れ</u> 、重症患者の <u>搬送</u> 等の広域 <u>計画</u> を作成する。 エ 県外からの支援薬品等の受入れ及び供給体制の整備を図る。 オ 医療救護施設の受入可能患者数等を把握する。 カ 家庭 <u>救護</u> の普及を図る。	市町	ア <u>直接地域住民の生命、健康を守るため、市町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。</u> イ <u>大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。</u> ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達計画を作成する。 エ <u>救護班(DMAT等医療チーム)</u> の要請、重症患者の <u>広域医療搬送等の</u> 対応策を作成する。 オ 住民への献血者登録の推進を図る。 カ 家庭 <u>救護</u> の普及を図る。	自主防災組織	ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等 <u>救護</u> に関する講習会を開催する。
実施主体	内 容																	
県	ア <u>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき市町医療救護計画を調整する。</u> イ <u>知事は、災害時において、救護病院を設置することが困難な市町等の重症患者に対する処置及び受入れの措置の必要に備え、特定の病院を災害拠点病院として定め、その施設を点検し、人員配置を調整する。</u> ウ 県外からの <u>応援医師</u> の要請、重症患者の <u>搬出</u> 等の広域 <u>対策</u> を作成する。 エ 県外からの支援薬品等の受入れ及び供給体制の整備を図る。 オ 医療救護施設の受入可能患者数等を把握する。 カ 家庭 <u>看護</u> の普及を図る。																	
市町	ア <u>市町医療救護計画に基づき、医療救護体制を確立する。</u> イ <u>救護病院（災害拠点病院を除く。）の施設を点検し、人員配置を調整する。</u> ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達計画を作成する。 エ <u>応援医師</u> の要請、重症患者の <u>搬出等の広域</u> 対応策を作成する。 オ 住民への献血者登録の推進を図る。 カ 家庭 <u>看護</u> の普及を図る。																	
自主防災組織	ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等 <u>看護</u> に関する講習会を開催する。																	
実施主体	内 容																	
県	ア <u>国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、市町で対応できない広域的な医療救護活動を実施する。</u> イ <u>災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うとともに、DMAT等の受入れ機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域医療搬送への対応機能、DMATの派遣機能等を有する災害拠点病院を指定し、国が定める指定要件に合致しているか、定期的に確認する。</u> ウ 県外からの <u>救護班（DMAT等医療チーム）</u> の要請 <u>及び受け入れ</u> 、重症患者の <u>搬送</u> 等の広域 <u>計画</u> を作成する。 エ 県外からの支援薬品等の受入れ及び供給体制の整備を図る。 オ 医療救護施設の受入可能患者数等を把握する。 カ 家庭 <u>救護</u> の普及を図る。																	
市町	ア <u>直接地域住民の生命、健康を守るため、市町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。</u> イ <u>大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。</u> ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達計画を作成する。 エ <u>救護班(DMAT等医療チーム)</u> の要請、重症患者の <u>広域医療搬送等の</u> 対応策を作成する。 オ 住民への献血者登録の推進を図る。 カ 家庭 <u>救護</u> の普及を図る。																	
自主防災組織	ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等 <u>救護</u> に関する講習会を開催する。																	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新
地震-37	<p>(略)</p> <p>(6) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、<u>避難所（被災者の避難施設）</u>に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。 ○ なお、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の<u>災害時要援護者</u>にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。 <p>(略)</p> <p><u>1.2</u> 緊急輸送活動の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>1.3</u> 災害廃棄物の処理体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>1.4</u> 公共土木施設等の応急復旧</p> <p>(略)</p> <p><u>1.5</u> 情報システムの整備</p> <p>(略)</p> <p><u>1.6</u> 緊急輸送用車両等の整備</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(6) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、<u>避難所</u>に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。 ○ なお、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の<u>要配慮者</u>にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。 <p>(略)</p> <p><u>1.3</u> 緊急輸送活動の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>1.4</u> 災害廃棄物の処理体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>1.5</u> 公共土木施設等の応急復旧</p> <p>(略)</p> <p><u>1.6</u> 情報システムの整備</p> <p>(略)</p> <p><u>1.7</u> 緊急輸送用車両等の整備</p> <p>(略)</p>
地震-38	<p><u>1.7</u> 文化財等の耐震対策</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>1.8</u> 文化財等の耐震対策</p> <p>(略)</p> <p><u>1.9 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項</u></p> <p><u>南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された市町は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。なお、市町はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、南海トラフ推進計画に定めておくものとする。</u></p>

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																								
地震-40	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 第1節 (略) 第2節 地震対策緊急整備事業計画 (略) 3 緊急輸送路の整備</p> <table border="1" data-bbox="311 380 1498 831"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路の整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 <u>緊急輸送路として、第1次ルート</u>（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次<u>ルート</u>（第1次<u>ルート</u>と<u>市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路</u>）及び第3次<u>ルート</u>（第1次<u>及び</u>第2次<u>ルート</u>と<u>市町役場の支所とを結ぶ道路</u>及びその他の道路）を指定し、<u>道路を整備し事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>6 災害応急対策用施設等の整備</p> <table border="1" data-bbox="311 936 1498 1167"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備</td> <td>飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管<u>及び</u>緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 地震対策緊急整備事業計画 (略)</p>	区分	内容	道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 <u>緊急輸送路として、第1次ルート</u>（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次<u>ルート</u>（第1次<u>ルート</u>と<u>市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路</u>）及び第3次<u>ルート</u>（第1次<u>及び</u>第2次<u>ルート</u>と<u>市町役場の支所とを結ぶ道路</u>及びその他の道路）を指定し、<u>道路を整備し事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。</u> 	(略)	(略)	区分	内容	飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管 <u>及び</u> 緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。	(略)	(略)	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 第1節 (略) 第2節 地震対策緊急整備事業計画 (略) 3 緊急輸送路の整備</p> <table border="1" data-bbox="1593 380 2781 831"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路の整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 第1次<u>緊急輸送路</u>（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次<u>緊急輸送路</u>（第1次<u>緊急輸送路</u>と重要な<u>指定拠点とを結ぶ道路</u>）及び第3次<u>緊急輸送路</u>（第1次<u>又は</u>第2次<u>緊急輸送路</u>と<u>指定拠点とを連絡する道路</u>及びその他の道路）を指定し、<u>人員、物資の輸送に支障のないように整備する。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>6 災害応急対策用施設等の整備</p> <table border="1" data-bbox="1593 936 2781 1167"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備</td> <td>飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、<u>緊急遮断弁及び非常用電源</u>の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 地震対策緊急整備事業計画 (略)</p>	区分	内容	道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 第1次<u>緊急輸送路</u>（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次<u>緊急輸送路</u>（第1次<u>緊急輸送路</u>と重要な<u>指定拠点とを結ぶ道路</u>）及び第3次<u>緊急輸送路</u>（第1次<u>又は</u>第2次<u>緊急輸送路</u>と<u>指定拠点とを連絡する道路</u>及びその他の道路）を指定し、<u>人員、物資の輸送に支障のないように整備する。</u> 	(略)	(略)	区分	内容	飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、 <u>緊急遮断弁及び非常用電源</u> の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。	(略)	(略)
区分	内容																									
道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 <u>緊急輸送路として、第1次ルート</u>（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次<u>ルート</u>（第1次<u>ルート</u>と<u>市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路</u>）及び第3次<u>ルート</u>（第1次<u>及び</u>第2次<u>ルート</u>と<u>市町役場の支所とを結ぶ道路</u>及びその他の道路）を指定し、<u>道路を整備し事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。</u> 																									
(略)	(略)																									
区分	内容																									
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管 <u>及び</u> 緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。																									
(略)	(略)																									
区分	内容																									
道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 第1次<u>緊急輸送路</u>（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次<u>緊急輸送路</u>（第1次<u>緊急輸送路</u>と重要な<u>指定拠点とを結ぶ道路</u>）及び第3次<u>緊急輸送路</u>（第1次<u>又は</u>第2次<u>緊急輸送路</u>と<u>指定拠点とを連絡する道路</u>及びその他の道路）を指定し、<u>人員、物資の輸送に支障のないように整備する。</u> 																									
(略)	(略)																									
区分	内容																									
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、 <u>緊急遮断弁及び非常用電源</u> の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。																									
(略)	(略)																									
地震-42	<p>3 緊急輸送路の整備 (1) 道路の整備</p> <table border="1" data-bbox="329 1346 1540 1665"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の目的</td> <td>緊急輸送路として、第1次<u>ルート</u>（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次<u>ルート</u>（第1次<u>ルート</u>と<u>市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路</u>）及び第3次<u>ルート</u>（第1次<u>及び</u>第2次<u>ルート</u>と<u>市町役場の支所とを結ぶ道路</u>及びその他の道路）を指定し、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	事業の目的	緊急輸送路として、第1次 <u>ルート</u> （高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次 <u>ルート</u> （第1次 <u>ルート</u> と <u>市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路</u> ）及び第3次 <u>ルート</u> （第1次 <u>及び</u> 第2次 <u>ルート</u> と <u>市町役場の支所とを結ぶ道路</u> 及びその他の道路）を指定し、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。	(略)	(略)	<p>3 緊急輸送路の整備 (1) 道路の整備</p> <table border="1" data-bbox="1611 1346 2822 1665"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の目的</td> <td>緊急輸送路として、第1次<u>緊急輸送路</u>（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次<u>緊急輸送路</u>（第1次<u>緊急輸送路</u>と重要な<u>指定拠点とを連絡する道路</u>）及び第3次<u>緊急輸送路</u>（第1次<u>又は</u>第2次<u>緊急輸送路</u>と<u>指定拠点とを連絡する道路</u>及びその他の道路）を指定し、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	事業の目的	緊急輸送路として、第1次 <u>緊急輸送路</u> （高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次 <u>緊急輸送路</u> （第1次 <u>緊急輸送路</u> と重要な <u>指定拠点とを連絡する道路</u> ）及び第3次 <u>緊急輸送路</u> （第1次 <u>又は</u> 第2次 <u>緊急輸送路</u> と <u>指定拠点とを連絡する道路</u> 及びその他の道路）を指定し、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。	(略)	(略)												
区分	内容																									
事業の目的	緊急輸送路として、第1次 <u>ルート</u> （高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次 <u>ルート</u> （第1次 <u>ルート</u> と <u>市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路</u> ）及び第3次 <u>ルート</u> （第1次 <u>及び</u> 第2次 <u>ルート</u> と <u>市町役場の支所とを結ぶ道路</u> 及びその他の道路）を指定し、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。																									
(略)	(略)																									
区分	内容																									
事業の目的	緊急輸送路として、第1次 <u>緊急輸送路</u> （高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次 <u>緊急輸送路</u> （第1次 <u>緊急輸送路</u> と重要な <u>指定拠点とを連絡する道路</u> ）及び第3次 <u>緊急輸送路</u> （第1次 <u>又は</u> 第2次 <u>緊急輸送路</u> と <u>指定拠点とを連絡する道路</u> 及びその他の道路）を指定し、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。																									
(略)	(略)																									

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																							
地震-44	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">事業総括表</td> <td colspan="4">事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">改築</td> <td colspan="2">道路改良事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>約 <u>47</u>箇所</td> <td>百万円</td> <td><u>90,208</u></td> </tr> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>小計</td> <td>約 <u>169</u>箇所</td> <td><u>157,329</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">災害防除</td> <td colspan="2">災害防除事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>約 387箇所</td> <td>20,414</td> </tr> <tr> <td colspan="2">" (県道)</td> <td>県</td> <td>約 327箇所</td> <td>10,858</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>小計</td> <td>約 714箇所</td> <td>31,272</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td></td> <td>約 <u>950</u>箇所</td> <td><u>210,438</u></td> </tr> </table>	事業総括表	事業名				事業主体	事業概要	概算事業費	改築	道路改良事業(一般国道)		県・市	約 <u>47</u> 箇所	百万円	<u>90,208</u>	(略)								小計	約 <u>169</u> 箇所	<u>157,329</u>	災害防除	災害防除事業(一般国道)		県・市	約 387箇所	20,414	" (県道)		県	約 327箇所	10,858			小計	約 714箇所	31,272	計			約 <u>950</u> 箇所	<u>210,438</u>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">事業総括表</td> <td colspan="4">事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">改築</td> <td colspan="2">道路改良事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>約 <u>50</u>箇所</td> <td>百万円</td> <td><u>110,561</u></td> </tr> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>小計</td> <td>約 <u>172</u>箇所</td> <td><u>177,682</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">災害防除</td> <td colspan="2">災害防除事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>約 387箇所</td> <td>20,414</td> </tr> <tr> <td colspan="2">" (県道)</td> <td>県</td> <td>約 327箇所</td> <td>10,858</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>小計</td> <td>約 714箇所</td> <td>31,272</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td></td> <td>約 <u>953</u>箇所</td> <td><u>230,791</u></td> </tr> </table>	事業総括表	事業名				事業主体	事業概要	概算事業費	改築	道路改良事業(一般国道)		県・市	約 <u>50</u> 箇所	百万円	<u>110,561</u>	(略)								小計	約 <u>172</u> 箇所	<u>177,682</u>	災害防除	災害防除事業(一般国道)		県・市	約 387箇所	20,414	" (県道)		県	約 327箇所	10,858			小計	約 714箇所	31,272	計			約 <u>953</u> 箇所	<u>230,791</u>																									
	事業総括表		事業名				事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																																
			改築	道路改良事業(一般国道)		県・市	約 <u>47</u> 箇所	百万円	<u>90,208</u>																																																																																																																
				(略)																																																																																																																					
						小計	約 <u>169</u> 箇所	<u>157,329</u>																																																																																																																	
			災害防除	災害防除事業(一般国道)		県・市	約 387箇所	20,414																																																																																																																	
				" (県道)		県	約 327箇所	10,858																																																																																																																	
						小計	約 714箇所	31,272																																																																																																																	
				計			約 <u>950</u> 箇所	<u>210,438</u>																																																																																																																	
			事業総括表	事業名				事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																															
改築		道路改良事業(一般国道)		県・市	約 <u>50</u> 箇所	百万円	<u>110,561</u>																																																																																																																		
	(略)																																																																																																																								
				小計	約 <u>172</u> 箇所	<u>177,682</u>																																																																																																																			
災害防除	災害防除事業(一般国道)			県・市	約 387箇所	20,414																																																																																																																			
	" (県道)			県	約 327箇所	10,858																																																																																																																			
				小計	約 714箇所	31,272																																																																																																																			
	計				約 <u>953</u> 箇所	<u>230,791</u>																																																																																																																			
(略)	(略)																																																																																																																								
4 防災上重要な建物の整備	4 防災上重要な建物の整備																																																																																																																								
(略)	(略)																																																																																																																								
(2) 社会福祉施設の整備	(2) 社会福祉施設の整備																																																																																																																								
<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">事業総括表</td> <td colspan="2">事業名</td> <td>事業体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設整備事業(非木造改築)</td> <td>県</td> <td>約 2箇所</td> <td>" 174人</td> <td>2,129</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>約 <u>10</u>箇所</td> <td>" 714人</td> <td>5,097</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>約 34箇所</td> <td>" 2,293人</td> <td>14,916</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>約 48箇所</td> <td>" 3,181人</td> <td>22,142</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設整備事業(非木造補強)</td> <td>県</td> <td>約 3箇所</td> <td>" 290人</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>約 6箇所</td> <td>" 800人</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>約 14箇所</td> <td>" 1,180人</td> <td>617</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>約 23箇所</td> <td>" 2,270人</td> <td>847</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約 172箇所</td> <td>" 14,141人</td> <td>33,036</td> </tr> </table>	区分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名		事業体	事業概要	概算事業費	(略)		(略)			社会福祉施設整備事業(非木造改築)	県	約 2箇所	" 174人	2,129	市町	約 <u>10</u> 箇所	" 714人	5,097	社会福祉法人	約 34箇所	" 2,293人	14,916	小計	約 48箇所	" 3,181人	22,142	社会福祉施設整備事業(非木造補強)	県	約 3箇所	" 290人	176	市町	約 6箇所	" 800人	54	社会福祉法人	約 14箇所	" 1,180人	617	小計	約 23箇所	" 2,270人	847	計		約 172箇所	" 14,141人	33,036	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">事業総括表</td> <td colspan="2">事業名</td> <td>事業体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設整備事業(非木造改築)</td> <td>県</td> <td>約 2箇所</td> <td>" 174人</td> <td>2,129</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>約 <u>12</u>箇所</td> <td>" 714人</td> <td>5,097</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>約 34箇所</td> <td>" 2,293人</td> <td>14,916</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>約 48箇所</td> <td>" 3,181人</td> <td>22,142</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設整備事業(非木造補強)</td> <td>県</td> <td>約 3箇所</td> <td>" 290人</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>約 6箇所</td> <td>" 800人</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>約 14箇所</td> <td>" 1,180人</td> <td>617</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>約 23箇所</td> <td>" 2,270人</td> <td>847</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約 172箇所</td> <td>" 14,141人</td> <td>33,036</td> </tr> </table>	区分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名		事業体	事業概要	概算事業費	(略)		(略)			社会福祉施設整備事業(非木造改築)	県	約 2箇所	" 174人	2,129	市町	約 <u>12</u> 箇所	" 714人	5,097	社会福祉法人	約 34箇所	" 2,293人	14,916	小計	約 48箇所	" 3,181人	22,142	社会福祉施設整備事業(非木造補強)	県	約 3箇所	" 290人	176	市町	約 6箇所	" 800人	54	社会福祉法人	約 14箇所	" 1,180人	617	小計	約 23箇所	" 2,270人	847	計		約 172箇所	" 14,141人	33,036
区分	内 容																																																																																																																								
(略)	(略)																																																																																																																								
事業総括表	事業名		事業体	事業概要	概算事業費																																																																																																																				
	(略)		(略)																																																																																																																						
	社会福祉施設整備事業(非木造改築)	県	約 2箇所	" 174人	2,129																																																																																																																				
		市町	約 <u>10</u> 箇所	" 714人	5,097																																																																																																																				
		社会福祉法人	約 34箇所	" 2,293人	14,916																																																																																																																				
		小計	約 48箇所	" 3,181人	22,142																																																																																																																				
	社会福祉施設整備事業(非木造補強)	県	約 3箇所	" 290人	176																																																																																																																				
		市町	約 6箇所	" 800人	54																																																																																																																				
		社会福祉法人	約 14箇所	" 1,180人	617																																																																																																																				
		小計	約 23箇所	" 2,270人	847																																																																																																																				
計		約 172箇所	" 14,141人	33,036																																																																																																																					
区分	内 容																																																																																																																								
(略)	(略)																																																																																																																								
事業総括表	事業名		事業体	事業概要	概算事業費																																																																																																																				
	(略)		(略)																																																																																																																						
	社会福祉施設整備事業(非木造改築)	県	約 2箇所	" 174人	2,129																																																																																																																				
		市町	約 <u>12</u> 箇所	" 714人	5,097																																																																																																																				
		社会福祉法人	約 34箇所	" 2,293人	14,916																																																																																																																				
		小計	約 48箇所	" 3,181人	22,142																																																																																																																				
	社会福祉施設整備事業(非木造補強)	県	約 3箇所	" 290人	176																																																																																																																				
		市町	約 6箇所	" 800人	54																																																																																																																				
		社会福祉法人	約 14箇所	" 1,180人	617																																																																																																																				
		小計	約 23箇所	" 2,270人	847																																																																																																																				
計		約 172箇所	" 14,141人	33,036																																																																																																																					

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																				
	<p>(略) (3) 学校施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 275 486 321">区分</th> <th data-bbox="486 275 1510 321">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 321 486 415">事業の目的</td> <td data-bbox="486 321 1510 415">児童、生徒の生命の安全確保を図るとともに、災害応急対策の円滑化を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 415 486 642">整備の水準</td> <td data-bbox="486 415 1510 642"> <ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については耐震診断の結果により改築、補強を行う。 このうち、非木造の屋内運動場の補強及び大規模地震の際に倒壊または崩壊する危険性の高い公立小・中学校の施設については、地震防災緊急事業で実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 642 486 1129">事業総括表</td> <td data-bbox="486 642 1510 1129"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="516 653 828 747">事業名</th> <th data-bbox="828 653 946 747">事業主体</th> <th data-bbox="946 653 1299 747">事業概要</th> <th data-bbox="1299 653 1495 747">概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="516 747 828 842">公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）</td> <td data-bbox="828 747 946 842" rowspan="3">市町</td> <td data-bbox="946 747 1299 842">約 310校 改築面積 約 326,763 m²</td> <td data-bbox="1299 747 1495 842">百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 842 828 936">公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）</td> <td data-bbox="946 842 1299 936">約 <u>584</u>校 改築面積 約 <u>697,910</u> m²</td> <td data-bbox="1299 842 1495 936"><u>122,530</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 936 828 1031">公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）</td> <td data-bbox="946 936 1299 1031">約 <u>787</u>校 補強面積 約 <u>1,816,285</u> m²</td> <td data-bbox="1299 936 1495 1031"><u>66,639</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 1031 828 1129">計</td> <td data-bbox="828 1031 946 1129"></td> <td data-bbox="946 1031 1299 1129">約 <u>1,681</u>校 延面積 約 <u>2,840,958</u> m²</td> <td data-bbox="1299 1031 1495 1129"><u>230,216</u></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	事業の目的	児童、生徒の生命の安全確保を図るとともに、災害応急対策の円滑化を図る。	整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については耐震診断の結果により改築、補強を行う。 このうち、非木造の屋内運動場の補強及び大規模地震の際に倒壊または崩壊する危険性の高い公立小・中学校の施設については、地震防災緊急事業で実施する。 	事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="516 653 828 747">事業名</th> <th data-bbox="828 653 946 747">事業主体</th> <th data-bbox="946 653 1299 747">事業概要</th> <th data-bbox="1299 653 1495 747">概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="516 747 828 842">公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）</td> <td data-bbox="828 747 946 842" rowspan="3">市町</td> <td data-bbox="946 747 1299 842">約 310校 改築面積 約 326,763 m²</td> <td data-bbox="1299 747 1495 842">百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 842 828 936">公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）</td> <td data-bbox="946 842 1299 936">約 <u>584</u>校 改築面積 約 <u>697,910</u> m²</td> <td data-bbox="1299 842 1495 936"><u>122,530</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 936 828 1031">公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）</td> <td data-bbox="946 936 1299 1031">約 <u>787</u>校 補強面積 約 <u>1,816,285</u> m²</td> <td data-bbox="1299 936 1495 1031"><u>66,639</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 1031 828 1129">計</td> <td data-bbox="828 1031 946 1129"></td> <td data-bbox="946 1031 1299 1129">約 <u>1,681</u>校 延面積 約 <u>2,840,958</u> m²</td> <td data-bbox="1299 1031 1495 1129"><u>230,216</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町	約 310校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）	約 <u>584</u> 校 改築面積 約 <u>697,910</u> m ²	<u>122,530</u>	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）	約 <u>787</u> 校 補強面積 約 <u>1,816,285</u> m ²	<u>66,639</u>	計		約 <u>1,681</u> 校 延面積 約 <u>2,840,958</u> m ²	<u>230,216</u>	<p>(略) (3) 学校施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1623 275 1742 321">区分</th> <th data-bbox="1742 275 2766 321">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1623 321 1742 415">事業の目的</td> <td data-bbox="1742 321 2766 415">児童、生徒の生命の安全確保を図るとともに、災害応急対策の円滑化を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 415 1742 642">整備の水準</td> <td data-bbox="1742 415 2766 642"> <ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については耐震診断の結果により改築、補強を行う。 このうち、非木造の屋内運動場の補強及び大規模地震の際に倒壊または崩壊する危険性の高い公立小・中学校の施設については、地震防災緊急事業で実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 642 1742 1129">事業総括表</td> <td data-bbox="1742 642 2766 1129"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1771 653 2083 747">事業名</th> <th data-bbox="2083 653 2202 747">事業主体</th> <th data-bbox="2202 653 2555 747">事業概要</th> <th data-bbox="2555 653 2751 747">概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1771 747 2083 842">公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）</td> <td data-bbox="2083 747 2202 842" rowspan="3">市町</td> <td data-bbox="2202 747 2555 842">約 310校 改築面積 約 326,763 m²</td> <td data-bbox="2555 747 2751 842">百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1771 842 2083 936">公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）</td> <td data-bbox="2202 842 2555 936">約 <u>585</u>校 改築面積 約 <u>706,631</u> m²</td> <td data-bbox="2555 842 2751 936"><u>123,125</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1771 936 2083 1031">公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）</td> <td data-bbox="2202 936 2555 1031">約 <u>791</u>校 補強面積 約 <u>1,832,651</u> m²</td> <td data-bbox="2555 936 2751 1031"><u>66,976</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1771 1031 2083 1129">計</td> <td data-bbox="2083 1031 2202 1129"></td> <td data-bbox="2202 1031 2555 1129">約 <u>1,686</u>校 延面積 約 <u>2,866,045</u> m²</td> <td data-bbox="2555 1031 2751 1129"><u>231,148</u></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	事業の目的	児童、生徒の生命の安全確保を図るとともに、災害応急対策の円滑化を図る。	整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については耐震診断の結果により改築、補強を行う。 このうち、非木造の屋内運動場の補強及び大規模地震の際に倒壊または崩壊する危険性の高い公立小・中学校の施設については、地震防災緊急事業で実施する。 	事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1771 653 2083 747">事業名</th> <th data-bbox="2083 653 2202 747">事業主体</th> <th data-bbox="2202 653 2555 747">事業概要</th> <th data-bbox="2555 653 2751 747">概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1771 747 2083 842">公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）</td> <td data-bbox="2083 747 2202 842" rowspan="3">市町</td> <td data-bbox="2202 747 2555 842">約 310校 改築面積 約 326,763 m²</td> <td data-bbox="2555 747 2751 842">百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1771 842 2083 936">公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）</td> <td data-bbox="2202 842 2555 936">約 <u>585</u>校 改築面積 約 <u>706,631</u> m²</td> <td data-bbox="2555 842 2751 936"><u>123,125</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1771 936 2083 1031">公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）</td> <td data-bbox="2202 936 2555 1031">約 <u>791</u>校 補強面積 約 <u>1,832,651</u> m²</td> <td data-bbox="2555 936 2751 1031"><u>66,976</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1771 1031 2083 1129">計</td> <td data-bbox="2083 1031 2202 1129"></td> <td data-bbox="2202 1031 2555 1129">約 <u>1,686</u>校 延面積 約 <u>2,866,045</u> m²</td> <td data-bbox="2555 1031 2751 1129"><u>231,148</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町	約 310校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）	約 <u>585</u> 校 改築面積 約 <u>706,631</u> m ²	<u>123,125</u>	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）	約 <u>791</u> 校 補強面積 約 <u>1,832,651</u> m ²	<u>66,976</u>	計		約 <u>1,686</u> 校 延面積 約 <u>2,866,045</u> m ²	<u>231,148</u>
区分	内 容																																																					
事業の目的	児童、生徒の生命の安全確保を図るとともに、災害応急対策の円滑化を図る。																																																					
整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については耐震診断の結果により改築、補強を行う。 このうち、非木造の屋内運動場の補強及び大規模地震の際に倒壊または崩壊する危険性の高い公立小・中学校の施設については、地震防災緊急事業で実施する。 																																																					
事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="516 653 828 747">事業名</th> <th data-bbox="828 653 946 747">事業主体</th> <th data-bbox="946 653 1299 747">事業概要</th> <th data-bbox="1299 653 1495 747">概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="516 747 828 842">公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）</td> <td data-bbox="828 747 946 842" rowspan="3">市町</td> <td data-bbox="946 747 1299 842">約 310校 改築面積 約 326,763 m²</td> <td data-bbox="1299 747 1495 842">百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 842 828 936">公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）</td> <td data-bbox="946 842 1299 936">約 <u>584</u>校 改築面積 約 <u>697,910</u> m²</td> <td data-bbox="1299 842 1495 936"><u>122,530</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 936 828 1031">公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）</td> <td data-bbox="946 936 1299 1031">約 <u>787</u>校 補強面積 約 <u>1,816,285</u> m²</td> <td data-bbox="1299 936 1495 1031"><u>66,639</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 1031 828 1129">計</td> <td data-bbox="828 1031 946 1129"></td> <td data-bbox="946 1031 1299 1129">約 <u>1,681</u>校 延面積 約 <u>2,840,958</u> m²</td> <td data-bbox="1299 1031 1495 1129"><u>230,216</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町	約 310校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）	約 <u>584</u> 校 改築面積 約 <u>697,910</u> m ²	<u>122,530</u>	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）	約 <u>787</u> 校 補強面積 約 <u>1,816,285</u> m ²	<u>66,639</u>	計		約 <u>1,681</u> 校 延面積 約 <u>2,840,958</u> m ²	<u>230,216</u>																																			
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町	約 310校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047																																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）		約 <u>584</u> 校 改築面積 約 <u>697,910</u> m ²	<u>122,530</u>																																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）		約 <u>787</u> 校 補強面積 約 <u>1,816,285</u> m ²	<u>66,639</u>																																																			
計		約 <u>1,681</u> 校 延面積 約 <u>2,840,958</u> m ²	<u>230,216</u>																																																			
区分	内 容																																																					
事業の目的	児童、生徒の生命の安全確保を図るとともに、災害応急対策の円滑化を図る。																																																					
整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については耐震診断の結果により改築、補強を行う。 このうち、非木造の屋内運動場の補強及び大規模地震の際に倒壊または崩壊する危険性の高い公立小・中学校の施設については、地震防災緊急事業で実施する。 																																																					
事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1771 653 2083 747">事業名</th> <th data-bbox="2083 653 2202 747">事業主体</th> <th data-bbox="2202 653 2555 747">事業概要</th> <th data-bbox="2555 653 2751 747">概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1771 747 2083 842">公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）</td> <td data-bbox="2083 747 2202 842" rowspan="3">市町</td> <td data-bbox="2202 747 2555 842">約 310校 改築面積 約 326,763 m²</td> <td data-bbox="2555 747 2751 842">百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1771 842 2083 936">公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）</td> <td data-bbox="2202 842 2555 936">約 <u>585</u>校 改築面積 約 <u>706,631</u> m²</td> <td data-bbox="2555 842 2751 936"><u>123,125</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1771 936 2083 1031">公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）</td> <td data-bbox="2202 936 2555 1031">約 <u>791</u>校 補強面積 約 <u>1,832,651</u> m²</td> <td data-bbox="2555 936 2751 1031"><u>66,976</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1771 1031 2083 1129">計</td> <td data-bbox="2083 1031 2202 1129"></td> <td data-bbox="2202 1031 2555 1129">約 <u>1,686</u>校 延面積 約 <u>2,866,045</u> m²</td> <td data-bbox="2555 1031 2751 1129"><u>231,148</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町	約 310校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）	約 <u>585</u> 校 改築面積 約 <u>706,631</u> m ²	<u>123,125</u>	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）	約 <u>791</u> 校 補強面積 約 <u>1,832,651</u> m ²	<u>66,976</u>	計		約 <u>1,686</u> 校 延面積 約 <u>2,866,045</u> m ²	<u>231,148</u>																																			
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町	約 310校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047																																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）		約 <u>585</u> 校 改築面積 約 <u>706,631</u> m ²	<u>123,125</u>																																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）		約 <u>791</u> 校 補強面積 約 <u>1,832,651</u> m ²	<u>66,976</u>																																																			
計		約 <u>1,686</u> 校 延面積 約 <u>2,866,045</u> m ²	<u>231,148</u>																																																			

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																										
地震-46	<p>(略)</p> <p>地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">承認計画事業費</th> <th colspan="3">事業主体別内容</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>市町</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難地整備</td> <td></td> <td>26,660</td> <td></td> <td>26,660</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難路整備</td> <td></td> <td>51,879</td> <td>8,272</td> <td>42,656</td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>消防用施設整備</td> <td></td> <td>48,923</td> <td></td> <td>48,923</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急輸送路整備</td> <td>防災</td> <td>31,272</td> <td>30,736</td> <td>536</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改良等</td> <td><u>179,166</u></td> <td>171,692</td> <td><u>7,474</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾・漁港</td> <td>10,492</td> <td>10,044</td> <td>448</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信施設整備</td> <td></td> <td>5,424</td> <td>1,134</td> <td>4,290</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緩衝緑地整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">病院整備</td> <td>非木造・改</td> <td>12,991</td> <td>1,575</td> <td>7,484</td> <td>3,932</td> </tr> <tr> <td>木造・改</td> <td>10,047</td> <td>42</td> <td>7,264</td> <td>2,741</td> </tr> <tr> <td>非木造・改</td> <td>22,142</td> <td>2,129</td> <td>5,097</td> <td>14,916</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">福祉施設整備</td> <td>非木造・補</td> <td>847</td> <td>176</td> <td>54</td> <td>617</td> </tr> <tr> <td>木造・改</td> <td>41,047</td> <td></td> <td>41,047</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非木造・改</td> <td><u>122,530</u></td> <td></td> <td><u>122,530</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校設備(小・中)</td> <td>非木造・補</td> <td><u>66,639</u></td> <td></td> <td><u>66,639</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域河川</td> <td>35,306</td> <td>35,306</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸等</td> <td>44,659</td> <td>36,849</td> <td>7,810</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山崩れ等防止</td> <td>建設</td> <td>137,632</td> <td>137,632</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林野等</td> <td>65,683</td> <td>65,683</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農地等</td> <td>18,093</td> <td>15,233</td> <td>2,860</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td><u>931,432</u></td> <td>516,503</td> <td>391,772</td> <td>23,157</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 この表は、<u>平成24年3月31日</u>、内閣総理大臣の変更承認を得た地震対策緊急整備事業計画である。</p>	事業名	区分	承認計画事業費	事業主体別内容			県	市町	その他	避難地整備		26,660		26,660		避難路整備		51,879	8,272	42,656	951	消防用施設整備		48,923		48,923		緊急輸送路整備	防災	31,272	30,736	536		改良等	<u>179,166</u>	171,692	<u>7,474</u>		港湾・漁港	10,492	10,044	448		通信施設整備		5,424	1,134	4,290		緩衝緑地整備						病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932	木造・改	10,047	42	7,264	2,741	非木造・改	22,142	2,129	5,097	14,916	福祉施設整備	非木造・補	847	176	54	617	木造・改	41,047		41,047		非木造・改	<u>122,530</u>		<u>122,530</u>		学校設備(小・中)	非木造・補	<u>66,639</u>		<u>66,639</u>		広域河川	35,306	35,306			海岸等	44,659	36,849	7,810		山崩れ等防止	建設	137,632	137,632			林野等	65,683	65,683			農地等	18,093	15,233	2,860		合計		<u>931,432</u>	516,503	391,772	23,157	<p>(略)</p> <p>地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">承認計画事業費</th> <th colspan="3">事業主体別内容</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>市町</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難地整備</td> <td></td> <td>26,660</td> <td></td> <td>26,660</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難路整備</td> <td></td> <td>51,879</td> <td>8,272</td> <td>42,656</td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>消防用施設整備</td> <td></td> <td>48,923</td> <td></td> <td>48,923</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急輸送路整備</td> <td>防災</td> <td>31,272</td> <td>30,736</td> <td>536</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改良等</td> <td><u>199,519</u></td> <td>171,692</td> <td><u>27,827</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾・漁港</td> <td>10,492</td> <td>10,044</td> <td>448</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信施設整備</td> <td></td> <td>5,424</td> <td>1,134</td> <td>4,290</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緩衝緑地整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">病院整備</td> <td>非木造・改</td> <td>12,991</td> <td>1,575</td> <td>7,484</td> <td>3,932</td> </tr> <tr> <td>木造・改</td> <td>10,047</td> <td>42</td> <td>7,264</td> <td>2,741</td> </tr> <tr> <td>非木造・改</td> <td>22,142</td> <td>2,129</td> <td>5,097</td> <td>14,916</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">福祉施設整備</td> <td>非木造・補</td> <td>847</td> <td>176</td> <td>54</td> <td>617</td> </tr> <tr> <td>木造・改</td> <td>41,047</td> <td></td> <td>41,047</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非木造・改</td> <td><u>123,125</u></td> <td></td> <td><u>123,125</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校設備(小・中)</td> <td>非木造・補</td> <td><u>66,976</u></td> <td></td> <td><u>66,976</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域河川</td> <td>35,306</td> <td>35,306</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸等</td> <td>44,659</td> <td>36,849</td> <td>7,810</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山崩れ等防止</td> <td>建設</td> <td>137,632</td> <td>137,632</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林野等</td> <td>65,683</td> <td>65,683</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農地等</td> <td>18,093</td> <td>15,233</td> <td>2,860</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td><u>952,717,</u></td> <td>516,503</td> <td><u>413,057</u></td> <td>23,157</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 この表は、<u>平成26年3月27日</u>、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。</p>	事業名	区分	承認計画事業費	事業主体別内容			県	市町	その他	避難地整備		26,660		26,660		避難路整備		51,879	8,272	42,656	951	消防用施設整備		48,923		48,923		緊急輸送路整備	防災	31,272	30,736	536		改良等	<u>199,519</u>	171,692	<u>27,827</u>		港湾・漁港	10,492	10,044	448		通信施設整備		5,424	1,134	4,290		緩衝緑地整備						病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932	木造・改	10,047	42	7,264	2,741	非木造・改	22,142	2,129	5,097	14,916	福祉施設整備	非木造・補	847	176	54	617	木造・改	41,047		41,047		非木造・改	<u>123,125</u>		<u>123,125</u>		学校設備(小・中)	非木造・補	<u>66,976</u>		<u>66,976</u>		広域河川	35,306	35,306			海岸等	44,659	36,849	7,810		山崩れ等防止	建設	137,632	137,632			林野等	65,683	65,683			農地等	18,093	15,233	2,860		合計		<u>952,717,</u>	516,503	<u>413,057</u>	23,157
事業名	区分				承認計画事業費	事業主体別内容																																																																																																																																																																																																																																																						
		県	市町	その他																																																																																																																																																																																																																																																								
避難地整備		26,660		26,660																																																																																																																																																																																																																																																								
避難路整備		51,879	8,272	42,656	951																																																																																																																																																																																																																																																							
消防用施設整備		48,923		48,923																																																																																																																																																																																																																																																								
緊急輸送路整備	防災	31,272	30,736	536																																																																																																																																																																																																																																																								
	改良等	<u>179,166</u>	171,692	<u>7,474</u>																																																																																																																																																																																																																																																								
	港湾・漁港	10,492	10,044	448																																																																																																																																																																																																																																																								
通信施設整備		5,424	1,134	4,290																																																																																																																																																																																																																																																								
緩衝緑地整備																																																																																																																																																																																																																																																												
病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932																																																																																																																																																																																																																																																							
	木造・改	10,047	42	7,264	2,741																																																																																																																																																																																																																																																							
	非木造・改	22,142	2,129	5,097	14,916																																																																																																																																																																																																																																																							
福祉施設整備	非木造・補	847	176	54	617																																																																																																																																																																																																																																																							
	木造・改	41,047		41,047																																																																																																																																																																																																																																																								
	非木造・改	<u>122,530</u>		<u>122,530</u>																																																																																																																																																																																																																																																								
学校設備(小・中)	非木造・補	<u>66,639</u>		<u>66,639</u>																																																																																																																																																																																																																																																								
	広域河川	35,306	35,306																																																																																																																																																																																																																																																									
	海岸等	44,659	36,849	7,810																																																																																																																																																																																																																																																								
山崩れ等防止	建設	137,632	137,632																																																																																																																																																																																																																																																									
	林野等	65,683	65,683																																																																																																																																																																																																																																																									
	農地等	18,093	15,233	2,860																																																																																																																																																																																																																																																								
合計		<u>931,432</u>	516,503	391,772	23,157																																																																																																																																																																																																																																																							
事業名	区分	承認計画事業費	事業主体別内容																																																																																																																																																																																																																																																									
			県	市町	その他																																																																																																																																																																																																																																																							
避難地整備		26,660		26,660																																																																																																																																																																																																																																																								
避難路整備		51,879	8,272	42,656	951																																																																																																																																																																																																																																																							
消防用施設整備		48,923		48,923																																																																																																																																																																																																																																																								
緊急輸送路整備	防災	31,272	30,736	536																																																																																																																																																																																																																																																								
	改良等	<u>199,519</u>	171,692	<u>27,827</u>																																																																																																																																																																																																																																																								
	港湾・漁港	10,492	10,044	448																																																																																																																																																																																																																																																								
通信施設整備		5,424	1,134	4,290																																																																																																																																																																																																																																																								
緩衝緑地整備																																																																																																																																																																																																																																																												
病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932																																																																																																																																																																																																																																																							
	木造・改	10,047	42	7,264	2,741																																																																																																																																																																																																																																																							
	非木造・改	22,142	2,129	5,097	14,916																																																																																																																																																																																																																																																							
福祉施設整備	非木造・補	847	176	54	617																																																																																																																																																																																																																																																							
	木造・改	41,047		41,047																																																																																																																																																																																																																																																								
	非木造・改	<u>123,125</u>		<u>123,125</u>																																																																																																																																																																																																																																																								
学校設備(小・中)	非木造・補	<u>66,976</u>		<u>66,976</u>																																																																																																																																																																																																																																																								
	広域河川	35,306	35,306																																																																																																																																																																																																																																																									
	海岸等	44,659	36,849	7,810																																																																																																																																																																																																																																																								
山崩れ等防止	建設	137,632	137,632																																																																																																																																																																																																																																																									
	林野等	65,683	65,683																																																																																																																																																																																																																																																									
	農地等	18,093	15,233	2,860																																																																																																																																																																																																																																																								
合計		<u>952,717,</u>	516,503	<u>413,057</u>	23,157																																																																																																																																																																																																																																																							

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																		
地震-47	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 (略)</p> <p>1 防災業務施設の整備 (1) 消防用施設の整備及び消火用水対策</p> <table border="1" data-bbox="365 390 1531 1614"> <thead> <tr> <th data-bbox="365 390 507 480">区分</th> <th colspan="3" data-bbox="507 390 1531 480">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="365 480 507 617">事業の目的</td> <td colspan="3" data-bbox="507 480 1531 617">地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。なお、市町事業については整備の促進を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 617 507 932">整備の水準</td> <td colspan="3" data-bbox="507 617 1531 932"> <ul style="list-style-type: none"> 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 地震発生時の消火活動に農業水利施設の貯水又は流水を容易に活用できるようにするため、調整池への配水施設の設置、用排水施設、ため池施設への防火水槽及び給水栓の設置並びに農業水利施設への進入路等を整備する。 地震発生時の消火活動に河川の流水を容易に活用できるようにするため、河川の護岸に階段等の施設を整備する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 932 507 1614" rowspan="7">事業総括表</td> <td data-bbox="507 932 789 1037">事業名</td> <td data-bbox="789 932 917 1037">事業主体</td> <td data-bbox="917 932 1291 1037">事業概要</td> <td data-bbox="1291 932 1531 1037">概算事業費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1037 789 1127">河川事業</td> <td data-bbox="789 1037 917 1127">県</td> <td data-bbox="917 1037 1291 1127">消防用階段護岸 12箇所</td> <td data-bbox="1291 1037 1531 1127">百万円 45</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1127 789 1218">地域用水環境整備事業</td> <td data-bbox="789 1127 917 1218">県</td> <td data-bbox="917 1127 1291 1218">防火施設（防火水槽）42箇所</td> <td data-bbox="1291 1127 1531 1218">220</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1218 789 1308">中山間地域総合整備事業</td> <td data-bbox="789 1218 917 1308">県</td> <td data-bbox="917 1218 1291 1308">防火施設（防火水槽）1箇所</td> <td data-bbox="1291 1218 1531 1308">11</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1308 789 1398">都市防災総合推進事業</td> <td data-bbox="789 1308 917 1398">市</td> <td data-bbox="917 1308 1291 1398">耐震性貯水槽 44箇所</td> <td data-bbox="1291 1308 1531 1398">370</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1398 789 1541">消防防災施設整備費補助事業</td> <td data-bbox="789 1398 917 1541">市町他</td> <td data-bbox="917 1398 1291 1541">耐震性貯水槽・防火水槽 <u>6.4</u>箇所 消防車両 <u>20.6</u>箇所 その他の消防用施設 <u>9.3</u>箇所</td> <td data-bbox="1291 1398 1531 1541"><u>19,141</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1541 789 1614">計</td> <td data-bbox="789 1541 917 1614"></td> <td data-bbox="917 1541 1291 1614"><u>462</u>箇所</td> <td data-bbox="1291 1541 1531 1614"><u>19,787</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容			事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。なお、市町事業については整備の促進を図る。			整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 地震発生時の消火活動に農業水利施設の貯水又は流水を容易に活用できるようにするため、調整池への配水施設の設置、用排水施設、ため池施設への防火水槽及び給水栓の設置並びに農業水利施設への進入路等を整備する。 地震発生時の消火活動に河川の流水を容易に活用できるようにするため、河川の護岸に階段等の施設を整備する。 			事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	河川事業	県	消防用階段護岸 12箇所	百万円 45	地域用水環境整備事業	県	防火施設（防火水槽）42箇所	220	中山間地域総合整備事業	県	防火施設（防火水槽）1箇所	11	都市防災総合推進事業	市	耐震性貯水槽 44箇所	370	消防防災施設整備費補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 <u>6.4</u> 箇所 消防車両 <u>20.6</u> 箇所 その他の消防用施設 <u>9.3</u> 箇所	<u>19,141</u>	計		<u>462</u> 箇所	<u>19,787</u>	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 (略)</p> <p>1 防災業務施設の整備 (1) 消防用施設の整備及び消火用水対策</p> <table border="1" data-bbox="1617 390 2783 1614"> <thead> <tr> <th data-bbox="1617 390 1760 480">区分</th> <th colspan="3" data-bbox="1760 390 2783 480">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1617 480 1760 617">事業の目的</td> <td colspan="3" data-bbox="1760 480 2783 617">地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。なお、市町事業については整備の促進を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 617 1760 932">整備の水準</td> <td colspan="3" data-bbox="1760 617 2783 932"> <ul style="list-style-type: none"> 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 地震発生時の消火活動に農業水利施設の貯水又は流水を容易に活用できるようにするため、調整池への配水施設の設置、用排水施設、ため池施設への防火水槽及び給水栓の設置並びに農業水利施設への進入路等を整備する。 地震発生時の消火活動に河川の流水を容易に活用できるようにするため、河川の護岸に階段等の施設を整備する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 932 1760 1614" rowspan="7">事業総括表</td> <td data-bbox="1760 932 2041 1037">事業名</td> <td data-bbox="2041 932 2169 1037">事業主体</td> <td data-bbox="2169 932 2543 1037">事業概要</td> <td data-bbox="2543 932 2783 1037">概算事業費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1760 1037 2041 1127">河川事業</td> <td data-bbox="2041 1037 2169 1127">県</td> <td data-bbox="2169 1037 2543 1127">消防用階段護岸 12箇所</td> <td data-bbox="2543 1037 2783 1127">百万円 45</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1760 1127 2041 1218">地域用水環境整備事業</td> <td data-bbox="2041 1127 2169 1218">県</td> <td data-bbox="2169 1127 2543 1218">防火施設（防火水槽）42箇所</td> <td data-bbox="2543 1127 2783 1218">220</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1760 1218 2041 1308">中山間地域総合整備事業</td> <td data-bbox="2041 1218 2169 1308">県</td> <td data-bbox="2169 1218 2543 1308">防火施設（防火水槽）1箇所</td> <td data-bbox="2543 1218 2783 1308">11</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1760 1308 2041 1398">都市防災総合推進事業</td> <td data-bbox="2041 1308 2169 1398">市</td> <td data-bbox="2169 1308 2543 1398">耐震性貯水槽 44箇所</td> <td data-bbox="2543 1308 2783 1398">370</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1760 1398 2041 1541">消防防災施設整備費補助事業</td> <td data-bbox="2041 1398 2169 1541">市町他</td> <td data-bbox="2169 1398 2543 1541">耐震性貯水槽・防火水槽 <u>7.0</u>箇所 消防車両 <u>20.8</u>箇所 その他の消防用施設 <u>10.8</u>箇所</td> <td data-bbox="2543 1398 2783 1541"><u>22,783</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1760 1541 2041 1614">計</td> <td data-bbox="2041 1541 2169 1614"></td> <td data-bbox="2169 1541 2543 1614"><u>485</u>箇所</td> <td data-bbox="2543 1541 2783 1614"><u>23,429</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容			事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。なお、市町事業については整備の促進を図る。			整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 地震発生時の消火活動に農業水利施設の貯水又は流水を容易に活用できるようにするため、調整池への配水施設の設置、用排水施設、ため池施設への防火水槽及び給水栓の設置並びに農業水利施設への進入路等を整備する。 地震発生時の消火活動に河川の流水を容易に活用できるようにするため、河川の護岸に階段等の施設を整備する。 			事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	河川事業	県	消防用階段護岸 12箇所	百万円 45	地域用水環境整備事業	県	防火施設（防火水槽）42箇所	220	中山間地域総合整備事業	県	防火施設（防火水槽）1箇所	11	都市防災総合推進事業	市	耐震性貯水槽 44箇所	370	消防防災施設整備費補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 <u>7.0</u> 箇所 消防車両 <u>20.8</u> 箇所 その他の消防用施設 <u>10.8</u> 箇所	<u>22,783</u>	計		<u>485</u> 箇所	<u>23,429</u>
区分	内 容																																																																																			
事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。なお、市町事業については整備の促進を図る。																																																																																			
整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 地震発生時の消火活動に農業水利施設の貯水又は流水を容易に活用できるようにするため、調整池への配水施設の設置、用排水施設、ため池施設への防火水槽及び給水栓の設置並びに農業水利施設への進入路等を整備する。 地震発生時の消火活動に河川の流水を容易に活用できるようにするため、河川の護岸に階段等の施設を整備する。 																																																																																			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																
	河川事業	県	消防用階段護岸 12箇所	百万円 45																																																																																
	地域用水環境整備事業	県	防火施設（防火水槽）42箇所	220																																																																																
	中山間地域総合整備事業	県	防火施設（防火水槽）1箇所	11																																																																																
	都市防災総合推進事業	市	耐震性貯水槽 44箇所	370																																																																																
	消防防災施設整備費補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 <u>6.4</u> 箇所 消防車両 <u>20.6</u> 箇所 その他の消防用施設 <u>9.3</u> 箇所	<u>19,141</u>																																																																																
	計		<u>462</u> 箇所	<u>19,787</u>																																																																																
区分	内 容																																																																																			
事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。なお、市町事業については整備の促進を図る。																																																																																			
整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 地震発生時の消火活動に農業水利施設の貯水又は流水を容易に活用できるようにするため、調整池への配水施設の設置、用排水施設、ため池施設への防火水槽及び給水栓の設置並びに農業水利施設への進入路等を整備する。 地震発生時の消火活動に河川の流水を容易に活用できるようにするため、河川の護岸に階段等の施設を整備する。 																																																																																			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																
	河川事業	県	消防用階段護岸 12箇所	百万円 45																																																																																
	地域用水環境整備事業	県	防火施設（防火水槽）42箇所	220																																																																																
	中山間地域総合整備事業	県	防火施設（防火水槽）1箇所	11																																																																																
	都市防災総合推進事業	市	耐震性貯水槽 44箇所	370																																																																																
	消防防災施設整備費補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 <u>7.0</u> 箇所 消防車両 <u>20.8</u> 箇所 その他の消防用施設 <u>10.8</u> 箇所	<u>22,783</u>																																																																																
	計		<u>485</u> 箇所	<u>23,429</u>																																																																																

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																										
地震-50	<p>(略)</p> <p>4 防災上重要な建物の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の目的</td> <td colspan="3">園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画や不適格改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。</td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td colspan="3">公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>公立学校施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>66校(校舎49棟 屋内運動場33棟)</td> <td>百万円 10,351</td> </tr> <tr> <td>公立幼稚園施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>14園(園舎15棟)</td> <td>2,941</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>80校・園(97棟)</td> <td>13,292</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内 容			事業の目的	園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画や不適格改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。			整備の水準	公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。			事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立学校施設整備事業	市町	66校(校舎49棟 屋内運動場33棟)	百万円 10,351	公立幼稚園施設整備事業	市町	14園(園舎15棟)	2,941	計		80校・園(97棟)	13,292	<p>(略)</p> <p>4 防災上重要な建物の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の目的</td> <td colspan="3">園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画や不適格改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。</td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td colspan="3">公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>公立学校施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>72校(校舎56棟 屋内運動場34棟)</td> <td>百万円 10,716</td> </tr> <tr> <td>公立幼稚園施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>15園(園舎16棟)</td> <td>3,237</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>87校・園(106棟)</td> <td>13,953</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内 容			事業の目的	園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画や不適格改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。			整備の水準	公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。			事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立学校施設整備事業	市町	72校(校舎56棟 屋内運動場34棟)	百万円 10,716	公立幼稚園施設整備事業	市町	15園(園舎16棟)	3,237	計		87校・園(106棟)	13,953																
区分	内 容																																																																											
事業の目的	園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画や不適格改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。																																																																											
整備の水準	公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。																																																																											
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																								
	公立学校施設整備事業	市町	66校(校舎49棟 屋内運動場33棟)	百万円 10,351																																																																								
	公立幼稚園施設整備事業	市町	14園(園舎15棟)	2,941																																																																								
	計		80校・園(97棟)	13,292																																																																								
区分	内 容																																																																											
事業の目的	園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画や不適格改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。																																																																											
整備の水準	公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。																																																																											
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																								
	公立学校施設整備事業	市町	72校(校舎56棟 屋内運動場34棟)	百万円 10,716																																																																								
	公立幼稚園施設整備事業	市町	15園(園舎16棟)	3,237																																																																								
	計		87校・園(106棟)	13,953																																																																								
地震-52	<p>6 災害応急対策用施設等の整備</p> <p>(1) 水・自家発電設備等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の目的</td> <td colspan="3">地震災害時において地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要となる施設又は設備の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>スポーツ施設整備事業</td> <td>市</td> <td>公立学校浄水型水泳プール 3箇所</td> <td>百万円 664</td> </tr> <tr> <td>緊急時給水拠点確保事業</td> <td>市</td> <td>配水池 1箇所</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>簡易水道等施設整備事業</td> <td>市</td> <td>配水池 4箇所</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設整備費補助事業</td> <td>市</td> <td>給水車 1箇所</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>9箇所</td> <td>1,068</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容			事業の目的	地震災害時において地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要となる施設又は設備の整備を図る。			(略)	(略)			事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	スポーツ施設整備事業	市	公立学校浄水型水泳プール 3箇所	百万円 664	緊急時給水拠点確保事業	市	配水池 1箇所	219	簡易水道等施設整備事業	市	配水池 4箇所	175	消防防災施設整備費補助事業	市	給水車 1箇所	10	計		9箇所	1,068	<p>6 災害応急対策用施設等の整備</p> <p>(1) 水・自家発電設備等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の目的</td> <td colspan="3">地震災害時において地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要となる施設又は設備の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>スポーツ施設整備事業</td> <td>市</td> <td>公立学校浄水型水泳プール 1箇所</td> <td>百万円 222</td> </tr> <tr> <td>緊急時給水拠点確保事業</td> <td>市</td> <td>配水池 1箇所</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>簡易水道等施設整備事業</td> <td>市</td> <td>配水池 4箇所</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設整備費補助事業</td> <td>市</td> <td>給水車 1箇所</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>7箇所</td> <td>626</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容			事業の目的	地震災害時において地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要となる施設又は設備の整備を図る。			(略)	(略)			事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	スポーツ施設整備事業	市	公立学校浄水型水泳プール 1箇所	百万円 222	緊急時給水拠点確保事業	市	配水池 1箇所	219	簡易水道等施設整備事業	市	配水池 4箇所	175	消防防災施設整備費補助事業	市	給水車 1箇所	10	計		7箇所	626
区分	内 容																																																																											
事業の目的	地震災害時において地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要となる施設又は設備の整備を図る。																																																																											
(略)	(略)																																																																											
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																								
	スポーツ施設整備事業	市	公立学校浄水型水泳プール 3箇所	百万円 664																																																																								
	緊急時給水拠点確保事業	市	配水池 1箇所	219																																																																								
	簡易水道等施設整備事業	市	配水池 4箇所	175																																																																								
	消防防災施設整備費補助事業	市	給水車 1箇所	10																																																																								
計		9箇所	1,068																																																																									
区分	内 容																																																																											
事業の目的	地震災害時において地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要となる施設又は設備の整備を図る。																																																																											
(略)	(略)																																																																											
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																								
	スポーツ施設整備事業	市	公立学校浄水型水泳プール 1箇所	百万円 222																																																																								
	緊急時給水拠点確保事業	市	配水池 1箇所	219																																																																								
	簡易水道等施設整備事業	市	配水池 4箇所	175																																																																								
	消防防災施設整備費補助事業	市	給水車 1箇所	10																																																																								
計		7箇所	626																																																																									

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧							新							
	地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位：百万円)							地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位：百万円)							
地震-54	事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容				事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容				
				国	県	市町	その他				国	県	市町	その他	
避難地	一次避難地(都市公園)		746			746		避難地	一次避難地(都市公園)		746			746	
	一次避難地(区画整理)		82			69	13		一次避難地(区画整理)		82			69	13
避難路	港湾避難地		378		378			避難路	港湾避難地		378		378		
	農道等		1,840		1,840				農道等		1,840		1,840		
消防用施設	区画整理等		5,677		5,433	244		消防用施設	区画整理等		5,677		5,433	244	
	河川施設		45		45				河川施設		45		45		
	農業用水施設		231		231				農業用水施設		231		231		
	耐震性貯水槽		370		370				耐震性貯水槽		370		370		
消防活動用道路	消防施設		<u>19,141</u>		<u>17,779</u>	<u>1,362</u>		消防活動用道路	消防施設		<u>22,783</u>		<u>20,243</u>	<u>2,540</u>	
	区画整理等		388		360	28			区画整理等		388		360	28	
緊急輸送路	農道		734		734			緊急輸送路	農道		734		734		
	道路		9,086		2,490	6,596			道路		9,086		2,490	6,596	
	街路		2,027		158	1,869			街路		2,027		158	1,869	
	漁港		130		130				漁港		130		130		
共同溝等	交通管制施設		89		89			共同溝等	交通管制施設		89		89		
	道路		9,147		2,280	6,867			道路		9,147		2,280	6,867	
	街路		3,779		192	3,587			街路		3,779		192	3,587	
公立幼稚園・小中学校	区画整理等		4,178		4,178			公立幼稚園・小中学校	区画整理等		4,178		4,178		
	校舎		<u>3,303</u>		<u>3,303</u>				校舎		<u>5,387</u>		<u>5,387</u>		
	屋内運動場		<u>7,048</u>		<u>7,048</u>				屋内運動場		<u>5,329</u>		<u>5,329</u>		
津波対策	園舎		<u>2,941</u>		<u>2,941</u>			津波対策	園舎		<u>3,237</u>		<u>3,237</u>		
	水産庁所管海岸		345		345				水産庁所管海岸		345		345		
	国土交通省港湾局所管海岸		979		979				国土交通省港湾局所管海岸		979		979		
土砂災害対策	国土交通省水管理・国土保全局所管海岸		660		660			土砂災害対策	国土交通省水管理・国土保全局所管海岸		660		660		
	砂防設備		3,250		3,250				砂防設備		3,250		3,250		
地域防災拠点施	ため池		480		480			地域防災拠点施	ため池		480		480		
	防災拠点施設		3,298		3,298				防災拠点施設		3,298		3,298		
防災行政無線	防災無線通信設備		1,971		1,971			防災行政無線	防災無線通信設備		1,971		1,971		
水、自家発電設備等	配水池		394		394			水、自家発電設備等	配水池		394		394		
	公立学校プール		<u>664</u>		<u>664</u>				公立学校プール		<u>222</u>		<u>222</u>		
	給水車		10		10				給水車		10		10		
備蓄倉庫	備蓄倉庫		210		210			備蓄倉庫		210		210			
応急救護設備	震災初動資機材		1		1			応急救護設備	震災初動資機材		1		1		
老朽住宅密集対策	区画整理等		6,342		6,342			老朽住宅密集対策	区画整理等		6,342		6,342		
合計			89,964		14,281	74,036	1,647	合計		<u>93,825</u>		14,281	<u>76,719</u>	<u>2,825</u>	

注 この表は、平成 25 年 3 月 29 日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

注 この表は、平成 26 年 3 月 27 日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																												
地震-55	<p>第4章 地震防災応急対策（津波対策を含む） （略）</p> <p>東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、県民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や<u>災害時要援護者</u>の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市町・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 （略）</p> <p>1 県 （略）</p> <p>「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>配備基準</th> <th colspan="2">配備局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td rowspan="2">【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制</td> <td rowspan="2">気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき</td> <td>本庁</td> <td>企画広報部<u>知事戦略局</u>、交通基盤部、危機管理部</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、漁港管理事務所、地域危機管理局</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、地震防災応急対策の準備等を行なう体制（ただし勤務時間内においては通常業務に支障が生じないよう留意）</td> <td>気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震注意情報」を発表したとき</td> <td colspan="2">県職員全員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本部を設置し、全職員で情報の収集及び地震災害応急対策を実施する体制</td> <td>「警戒宣言」が発令されたとき</td> <td colspan="2">県職員全員</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制		配備基準	配備局等		事前配備体制	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき	本庁	企画広報部 <u>知事戦略局</u> 、交通基盤部、危機管理部	出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、漁港管理事務所、地域危機管理局	【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、地震防災応急対策の準備等を行なう体制（ただし勤務時間内においては通常業務に支障が生じないよう留意）		気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震注意情報」を発表したとき	県職員全員		【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本部を設置し、全職員で情報の収集及び地震災害応急対策を実施する体制		「警戒宣言」が発令されたとき	県職員全員		<p>第4章 地震防災応急対策（津波対策を含む） （略）</p> <p>東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、県民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や<u>要配慮者</u>の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市町・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 （略）</p> <p>1 県 （略）</p> <p>「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>配備基準</th> <th colspan="2">配備局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td rowspan="2">【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制</td> <td rowspan="2">気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき</td> <td>本庁</td> <td>企画広報部<u>広報課</u>、<u>文化・観光部空港振興局</u>、交通基盤部、危機管理部</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、漁港管理事務所、地域危機管理局</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、地震防災応急対策の準備等を行なう体制（ただし勤務時間内においては通常業務に支障が生じないよう留意）</td> <td>気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震注意情報」を発表したとき</td> <td colspan="2">県職員全員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本部を設置し、全職員で情報の収集及び地震災害応急対策を実施する体制</td> <td>「警戒宣言」が発令されたとき</td> <td colspan="2">県職員全員</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制		配備基準	配備局等		事前配備体制	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき	本庁	企画広報部 <u>広報課</u> 、 <u>文化・観光部空港振興局</u> 、交通基盤部、危機管理部	出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、漁港管理事務所、地域危機管理局	【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、地震防災応急対策の準備等を行なう体制（ただし勤務時間内においては通常業務に支障が生じないよう留意）		気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震注意情報」を発表したとき	県職員全員		【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本部を設置し、全職員で情報の収集及び地震災害応急対策を実施する体制		「警戒宣言」が発令されたとき	県職員全員	
配備体制		配備基準	配備局等																																											
事前配備体制	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき	本庁	企画広報部 <u>知事戦略局</u> 、交通基盤部、危機管理部																																										
			出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、漁港管理事務所、地域危機管理局																																										
【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、地震防災応急対策の準備等を行なう体制（ただし勤務時間内においては通常業務に支障が生じないよう留意）		気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震注意情報」を発表したとき	県職員全員																																											
【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本部を設置し、全職員で情報の収集及び地震災害応急対策を実施する体制		「警戒宣言」が発令されたとき	県職員全員																																											
配備体制		配備基準	配備局等																																											
事前配備体制	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき	本庁	企画広報部 <u>広報課</u> 、 <u>文化・観光部空港振興局</u> 、交通基盤部、危機管理部																																										
			出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、漁港管理事務所、地域危機管理局																																										
【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、地震防災応急対策の準備等を行なう体制（ただし勤務時間内においては通常業務に支障が生じないよう留意）		気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震注意情報」を発表したとき	県職員全員																																											
【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本部を設置し、全職員で情報の収集及び地震災害応急対策を実施する体制		「警戒宣言」が発令されたとき	県職員全員																																											
地震-56																																														

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																
地震-57	<p>「静岡県地震災害警戒本部編成図」(抄)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>教育長</td><td>経営管理部長</td><td>企画広報部長</td><td>知事戦略局長</td><td>くらし・環境部長</td><td>文化・観光部長</td><td>健康福祉部長</td><td>経済産業部長</td><td>交通基盤部長</td><td>危機管理部長</td><td>危機管理監代理</td><td>危機管理部部長代理</td><td>出納局長</td><td>企業局長</td> </tr> </table> <p>「静岡県災害対策本部方面本部編成図」(抄)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th colspan="5">指令班</th> </tr> <tr> <td>総務係</td><td>対策係</td><td>情報係</td><td>支援係</td><td>駐在</td> </tr> </table>	教育長	経営管理部長	企画広報部長	知事戦略局長	くらし・環境部長	文化・観光部長	健康福祉部長	経済産業部長	交通基盤部長	危機管理部長	危機管理監代理	危機管理部部長代理	出納局長	企業局長	指令班					総務係	対策係	情報係	支援係	駐在	<p>「静岡県地震災害警戒本部編成図」(抄)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>教育長</td><td>経営管理部長</td><td>企画広報部長</td><td>知事戦略監</td><td>くらし・環境部長</td><td>文化・観光部長</td><td>健康福祉部長</td><td>経済産業部長</td><td>交通基盤部長</td><td>危機管理部長</td><td>危機管理監代理</td><td>危機管理部部長代理</td><td>出納局長</td><td>企業局長</td> </tr> </table> <p>「静岡県災害対策本部方面本部編成図」(抄)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th colspan="5">指令班</th> </tr> <tr> <td>総務係</td><td>対策係</td><td>情報係</td><td>支援係</td><td>駐在スタッフ</td> </tr> </table>	教育長	経営管理部長	企画広報部長	知事戦略監	くらし・環境部長	文化・観光部長	健康福祉部長	経済産業部長	交通基盤部長	危機管理部長	危機管理監代理	危機管理部部長代理	出納局長	企業局長	指令班					総務係	対策係	情報係	支援係	駐在スタッフ
教育長	経営管理部長	企画広報部長	知事戦略局長	くらし・環境部長	文化・観光部長	健康福祉部長	経済産業部長	交通基盤部長	危機管理部長	危機管理監代理	危機管理部部長代理	出納局長	企業局長																																					
指令班																																																		
総務係	対策係	情報係	支援係	駐在																																														
教育長	経営管理部長	企画広報部長	知事戦略監	くらし・環境部長	文化・観光部長	健康福祉部長	経済産業部長	交通基盤部長	危機管理部長	危機管理監代理	危機管理部部長代理	出納局長	企業局長																																					
指令班																																																		
総務係	対策係	情報係	支援係	駐在スタッフ																																														
地震-58	<p>「東海地震注意情報に関する対策会議」</p>	<p>「東海地震注意情報に関する対策会議」</p>																																																

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																				
地震-58	<p>2 市町</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急対策の内容</td> <td>市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の实情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。 ア～ク (略) ケ 必要に応じて<u>災害時要援護者</u>等の避難のための避難地の開設 コ～シ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	応急対策の内容	市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の实情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。 ア～ク (略) ケ 必要に応じて <u>災害時要援護者</u> 等の避難のための避難地の開設 コ～シ (略)	(略)	(略)	<p>2 市町</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急対策の内容</td> <td>市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の实情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。 ア～ク (略) ケ 必要に応じて<u>要配慮者</u>等の避難のための避難地の開設 コ～シ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	応急対策の内容	市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の实情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。 ア～ク (略) ケ 必要に応じて <u>要配慮者</u> 等の避難のための避難地の開設 コ～シ (略)	(略)	(略)				
区 分	内 容																					
(略)	(略)																					
応急対策の内容	市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の实情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。 ア～ク (略) ケ 必要に応じて <u>災害時要援護者</u> 等の避難のための避難地の開設 コ～シ (略)																					
(略)	(略)																					
区 分	内 容																					
(略)	(略)																					
応急対策の内容	市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の实情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。 ア～ク (略) ケ 必要に応じて <u>要配慮者</u> 等の避難のための避難地の開設 コ～シ (略)																					
(略)	(略)																					
地震-61	<p>3 防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁第三管区 海上保安本部</td> <td>ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ <u>海洋</u>レジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	海上保安庁第三管区 海上保安本部	ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ <u>海洋</u> レジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導	<p>3 防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁第三管区 海上保安本部</td> <td>ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ <u>マリン</u>レジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	海上保安庁第三管区 海上保安本部	ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ <u>マリン</u> レジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導								
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																					
(略)	(略)																					
海上保安庁第三管区 海上保安本部	ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ <u>海洋</u> レジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導																					
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																					
(略)	(略)																					
海上保安庁第三管区 海上保安本部	ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ <u>マリン</u> レジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導																					
地震-62	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社</td> <td>防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td>ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本通運株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	(略)	(略)	KDDI株式会社	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u></td> <td>防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 <u>ソフトバンクテレコ</u> <u>ム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u></td> <td>ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	(略)	(略)	KDDI株式会社 <u>ソフトバンクテレコ</u> <u>ム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u>	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
機 関 名	処理すべき事務又は業務																					
(略)	(略)																					
日本通運株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保																					
(略)	(略)																					
KDDI株式会社	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施																					
機 関 名	処理すべき事務又は業務																					
(略)	(略)																					
日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保																					
(略)	(略)																					
KDDI株式会社 <u>ソフトバンクテレコ</u> <u>ム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u>	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施																					

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																														
地震-65	<p>第2節 (略)</p> <p>第3節 広報活動</p> <p>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに県民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等<u>災害時要援護者</u>に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 (略)</p> <p>第3節 広報活動</p> <p>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに県民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等<u>要配慮者</u>に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>																														
地震-67	<p>4 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報源</th> <th>情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ</td> <td>警戒宣言</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ</td> <td>東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況等</td> </tr> <tr> <td>同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車</td> <td>主として市町域内の情報、指示、指導等</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織を通じての連絡</td> <td>主として市町からの指示、指導、救助措置等</td> </tr> <tr> <td>サイレン、半鐘</td> <td>警戒宣言が発せられたことの伝達</td> </tr> </tbody> </table>	情報源	情報内容	緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言	ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況等	同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等	自主防災組織を通じての連絡	主として市町からの指示、指導、救助措置等	サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達	<p>4 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報源</th> <th>情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ</td> <td>警戒宣言</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ</td> <td>東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、<u>地域の情報・指示・指導等</u></td> </tr> <tr> <td>同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車</td> <td>主として市町域内の情報、指示、指導等</td> </tr> <tr> <td><u>携帯電話、スマートフォン</u></td> <td><u>緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等</u></td> </tr> <tr> <td>自主防災組織を通じての連絡</td> <td>主として市町からの指示、指導、救助措置等</td> </tr> <tr> <td>サイレン、半鐘</td> <td>警戒宣言が発せられたことの伝達</td> </tr> <tr> <td><u>インターネット</u></td> <td><u>地域の情報・指示・指導等</u></td> </tr> <tr> <td><u>デジタルサイネージ</u></td> <td><u>地域の情報・指示・指導等</u></td> </tr> </tbody> </table>	情報源	情報内容	緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言	ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、 <u>地域の情報・指示・指導等</u>	同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等	<u>携帯電話、スマートフォン</u>	<u>緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等</u>	自主防災組織を通じての連絡	主として市町からの指示、指導、救助措置等	サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達	<u>インターネット</u>	<u>地域の情報・指示・指導等</u>	<u>デジタルサイネージ</u>	<u>地域の情報・指示・指導等</u>
情報源	情報内容																															
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言																															
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況等																															
同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等																															
自主防災組織を通じての連絡	主として市町からの指示、指導、救助措置等																															
サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達																															
情報源	情報内容																															
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言																															
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、 <u>地域の情報・指示・指導等</u>																															
同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等																															
<u>携帯電話、スマートフォン</u>	<u>緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等</u>																															
自主防災組織を通じての連絡	主として市町からの指示、指導、救助措置等																															
サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達																															
<u>インターネット</u>	<u>地域の情報・指示・指導等</u>																															
<u>デジタルサイネージ</u>	<u>地域の情報・指示・指導等</u>																															
地震-68	<p>第4節 自主防災活動</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難活動</td> <td> <p>避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。 自力避難の困難な<u>災害時要援護者</u>については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	避難活動	<p>避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。 自力避難の困難な<u>災害時要援護者</u>については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 	<p>第4節 自主防災活動</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難活動</td> <td> <p>避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。 自力避難の困難な<u>避難行動要支援者</u>については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区 <u>又は半島部で避難地または避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区</u>（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	避難活動	<p>避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。 自力避難の困難な<u>避難行動要支援者</u>については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区 <u>又は半島部で避難地または避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区</u>（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 																		
区分	内容																															
(略)	(略)																															
避難活動	<p>避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。 自力避難の困難な<u>災害時要援護者</u>については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 																															
区分	内容																															
(略)	(略)																															
避難活動	<p>避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。 自力避難の困難な<u>避難行動要支援者</u>については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区 <u>又は半島部で避難地または避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区</u>（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 																															

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																
地震-65	<p>第2節 (略)</p> <p>第3節 広報活動</p> <p>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに県民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等<u>災害時要援護者</u>に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 (略)</p> <p>第3節 広報活動</p> <p>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに県民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等<u>要配慮者</u>に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>																																
地震-67	<p>4 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報源</th> <th>情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ</td> <td>警戒宣言</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ</td> <td>東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況等</td> </tr> <tr> <td>同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車</td> <td>主として市町域内の情報、指示、指導等</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織を通じての連絡</td> <td>主として市町からの指示、指導、救助措置等</td> </tr> <tr> <td>サイレン、半鐘</td> <td>警戒宣言が発せられたことの伝達</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	情報源	情報内容	緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言	ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況等	同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等	自主防災組織を通じての連絡	主として市町からの指示、指導、救助措置等	サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達	<u>(新設)</u>		<p>4 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報源</th> <th>情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ</td> <td>警戒宣言</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ</td> <td>東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、<u>地域の情報・指示・指導等</u></td> </tr> <tr> <td>同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車</td> <td>主として市町域内の情報、指示、指導等</td> </tr> <tr> <td><u>携帯電話、スマートフォン</u></td> <td><u>緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等</u></td> </tr> <tr> <td>自主防災組織を通じての連絡</td> <td>主として市町からの指示、指導、救助措置等</td> </tr> <tr> <td>サイレン、半鐘</td> <td>警戒宣言が発せられたことの伝達</td> </tr> <tr> <td><u>インターネット</u></td> <td><u>地域の情報・指示・指導等</u></td> </tr> <tr> <td><u>デジタルサイネージ</u></td> <td><u>地域の情報・指示・指導等</u></td> </tr> </tbody> </table>	情報源	情報内容	緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言	ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、 <u>地域の情報・指示・指導等</u>	同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等	<u>携帯電話、スマートフォン</u>	<u>緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等</u>	自主防災組織を通じての連絡	主として市町からの指示、指導、救助措置等	サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達	<u>インターネット</u>	<u>地域の情報・指示・指導等</u>	<u>デジタルサイネージ</u>	<u>地域の情報・指示・指導等</u>
情報源	情報内容																																	
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言																																	
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況等																																	
同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等																																	
自主防災組織を通じての連絡	主として市町からの指示、指導、救助措置等																																	
サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達																																	
<u>(新設)</u>																																		
情報源	情報内容																																	
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言																																	
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、 <u>地域の情報・指示・指導等</u>																																	
同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等																																	
<u>携帯電話、スマートフォン</u>	<u>緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等</u>																																	
自主防災組織を通じての連絡	主として市町からの指示、指導、救助措置等																																	
サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達																																	
<u>インターネット</u>	<u>地域の情報・指示・指導等</u>																																	
<u>デジタルサイネージ</u>	<u>地域の情報・指示・指導等</u>																																	
地震-68	<p>第4節 自主防災活動</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難活動</td> <td> <p>避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。 自力避難の困難な<u>災害時要援護者</u>については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	避難活動	<p>避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。 自力避難の困難な<u>災害時要援護者</u>については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 	<p>第4節 自主防災活動</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難活動</td> <td> <p>避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。 自力避難の困難な<u>避難行動要支援者</u>については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区 <u>又は半島部で避難地または避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区</u>（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	避難活動	<p>避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。 自力避難の困難な<u>避難行動要支援者</u>については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区 <u>又は半島部で避難地または避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区</u>（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 																				
区分	内容																																	
(略)	(略)																																	
避難活動	<p>避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。 自力避難の困難な<u>災害時要援護者</u>については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 																																	
区分	内容																																	
(略)	(略)																																	
避難活動	<p>避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。 自力避難の困難な<u>避難行動要支援者</u>については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区 <u>又は半島部で避難地または避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区</u>（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 																																	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新																					
地震-72	避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 避難実施等措置者は、あらかじめ市町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 避難計画の策定に当たっては、災害時要援護者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。 	避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 避難実施等措置者は、あらかじめ市町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。 																				
	(略)	(略)	(略)	(略)																				
2 避難地の設置及び避難生活																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 604 468 646">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="468 604 2828 646">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 646 468 709">(略)</td> <td colspan="2" data-bbox="468 646 2828 709">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 709 468 1024" rowspan="3">避難地の設置及び避難生活</td> <td data-bbox="468 709 635 793">(略)</td> <td data-bbox="635 709 2828 793">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 793 635 1024">設置場所</td> <td data-bbox="635 793 2828 1024"> <ul style="list-style-type: none"> 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、災害時要援護者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 1024 635 1339">設置期間</td> <td data-bbox="635 1024 2828 1339"> <ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、災害時要援護者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1339 468 1877" rowspan="2">避難所の運営</td> <td data-bbox="468 1339 635 1877" rowspan="2">避難所の運営</td> <td data-bbox="635 1339 2828 1549"> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 </td> <td data-bbox="1546 1339 1676 1877" rowspan="2">避難地の設置及び避難生活</td> <td data-bbox="1676 1339 2828 1549"> <ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1549 2828 1877"> <ul style="list-style-type: none"> 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 自主防災組織は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。 </td> <td data-bbox="1676 1549 2828 1877"> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 自主防災組織は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。 </td> </tr> </tbody> </table>					区分	内容		(略)	(略)		避難地の設置及び避難生活	(略)	(略)	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、災害時要援護者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。 	設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、災害時要援護者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。 	避難所の運営	避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 	避難地の設置及び避難生活	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 自主防災組織は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 自主防災組織は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
区分	内容																							
(略)	(略)																							
避難地の設置及び避難生活	(略)	(略)																						
	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、災害時要援護者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。 																						
	設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、災害時要援護者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。 																						
避難所の運営	避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 	避難地の設置及び避難生活	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。 																				
		<ul style="list-style-type: none"> 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 自主防災組織は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。 		<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 自主防災組織は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。 																				

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																												
地震-74	<p>第8節 (略)</p> <p>第9節 交通の確保活動</p> <p>1 陸上交通の確保対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 交通規制計画</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">広域交通規制</td> <td colspan="3">警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路</td> </tr> <tr> <td colspan="3">イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。</td> </tr> <tr> <td>路線名</td> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国道1</td> <td>田方郡函南町</td> <td>箱根峠</td> </tr> <tr> <td>国道1</td> <td>湖西市白須賀</td> <td>道の駅潮見坂</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国道52号</td> <td>富士宮市内房</td> <td>甲駿橋</td> </tr> <tr> <td>静岡市清水区興津</td> <td>国道52号入口交差</td> </tr> <tr> <td>東富士五湖道路</td> <td>駿東郡小山町</td> <td>須走IC</td> </tr> </table>	広域交通規制	警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。			ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。			東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路			イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。			路線名	設置場所		国道1	田方郡函南町	箱根峠	国道1	湖西市白須賀	道の駅潮見坂	国道52号	富士宮市内房	甲駿橋	静岡市清水区興津	国道52号入口交差	東富士五湖道路	駿東郡小山町	須走IC	<p>第8節 (略)</p> <p>第9節 交通の確保活動</p> <p>1 陸上交通の確保対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 交通規制計画</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">広域交通規制</td> <td colspan="3">警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>新東名高速道路</u>、東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路</td> </tr> <tr> <td colspan="3">イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。</td> </tr> <tr> <td>路線名</td> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国道1</td> <td>田方郡函南町</td> <td>箱根峠</td> </tr> <tr> <td>国道1</td> <td>湖西市白須賀</td> <td>道の駅潮見坂</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国道52号</td> <td>富士宮市内房</td> <td>甲駿橋</td> </tr> <tr> <td>静岡市清水区興津</td> <td>国道52号入口交差</td> </tr> <tr> <td>東富士五湖道路</td> <td>駿東郡小山町</td> <td>須走IC</td> </tr> </table>	広域交通規制	警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。			ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。			<u>新東名高速道路</u> 、東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路			イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。			路線名	設置場所		国道1	田方郡函南町	箱根峠	国道1	湖西市白須賀	道の駅潮見坂	国道52号	富士宮市内房	甲駿橋	静岡市清水区興津	国道52号入口交差	東富士五湖道路	駿東郡小山町	須走IC
広域交通規制	警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。																																																													
	ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。																																																													
	東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路																																																													
	イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。																																																													
	路線名	設置場所																																																												
国道1	田方郡函南町	箱根峠																																																												
国道1	湖西市白須賀	道の駅潮見坂																																																												
国道52号	富士宮市内房	甲駿橋																																																												
	静岡市清水区興津	国道52号入口交差																																																												
東富士五湖道路	駿東郡小山町	須走IC																																																												
広域交通規制	警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。																																																													
	ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。																																																													
	<u>新東名高速道路</u> 、東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路																																																													
	イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。																																																													
	路線名	設置場所																																																												
国道1	田方郡函南町	箱根峠																																																												
国道1	湖西市白須賀	道の駅潮見坂																																																												
国道52号	富士宮市内房	甲駿橋																																																												
	静岡市清水区興津	国道52号入口交差																																																												
東富士五湖道路	駿東郡小山町	須走IC																																																												
地震-77	<p>(略)</p> <p>第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理</p> <p>(1) 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">県</td> <td>ア <u>医療救護活動の準備を関係機関に要請する。</u></td> </tr> <tr> <td>イ <u>災害拠点病院の開設準備を要請する。</u></td> </tr> <tr> <td>ウ <u>広域搬送拠点の立上を準備する。</u></td> </tr> <tr> <td>エ <u>国等に対して医療救護の応援の準備を要請する。</u></td> </tr> <tr> <td>オ <u>国に対して医薬品等の応援の準備を要請する。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">市町</td> <td>ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。</td> </tr> <tr> <td>イ <u>医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等を設置する。</u></td> </tr> <tr> <td>ウ <u>要救護者の搬送準備を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>エ <u>広域搬送活動のための患者搬送用ヘリポート及び患者搬送用車両を準備する。</u></td> </tr> <tr> <td>オ <u>住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。</u></td> </tr> <tr> <td>カ <u>市町長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言発令時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。</u></td> </tr> </table>	実施主体	内容	県	ア <u>医療救護活動の準備を関係機関に要請する。</u>	イ <u>災害拠点病院の開設準備を要請する。</u>	ウ <u>広域搬送拠点の立上を準備する。</u>	エ <u>国等に対して医療救護の応援の準備を要請する。</u>	オ <u>国に対して医薬品等の応援の準備を要請する。</u>	市町	ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。	イ <u>医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等を設置する。</u>	ウ <u>要救護者の搬送準備を行う。</u>	エ <u>広域搬送活動のための患者搬送用ヘリポート及び患者搬送用車両を準備する。</u>	オ <u>住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。</u>	カ <u>市町長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言発令時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。</u>	<p>(略)</p> <p>第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理</p> <p>(1) 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">県</td> <td>ア <u>災害拠点病院に対し、医療救護活動の準備を要請する。</u></td> </tr> <tr> <td>イ <u>医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会等の医療関係団体及び国等に対し、医療救護の応援準備を要請する。</u></td> </tr> <tr> <td>ウ <u>広域搬送拠点施設との連絡調整や、SCUの設備及び資器材を点検・配置する等、広域医療搬送の準備を行う。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>エ 国に対して医薬品等の応援の準備を要請する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市町</td> <td>ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。</td> </tr> <tr> <td>イ <u>救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。</u></td> </tr> <tr> <td>ウ <u>患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>エ <u>住民に対し、医療救護施設情報を周知する。</u></td> </tr> <tr> <td>オ <u>警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。</u></td> </tr> </table>	実施主体	内容	県	ア <u>災害拠点病院に対し、医療救護活動の準備を要請する。</u>	イ <u>医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会等の医療関係団体及び国等に対し、医療救護の応援準備を要請する。</u>	ウ <u>広域搬送拠点施設との連絡調整や、SCUの設備及び資器材を点検・配置する等、広域医療搬送の準備を行う。</u>		エ 国に対して医薬品等の応援の準備を要請する。	市町	ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。	イ <u>救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。</u>	ウ <u>患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。</u>	エ <u>住民に対し、医療救護施設情報を周知する。</u>	オ <u>警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。</u>																															
実施主体	内容																																																													
県	ア <u>医療救護活動の準備を関係機関に要請する。</u>																																																													
	イ <u>災害拠点病院の開設準備を要請する。</u>																																																													
	ウ <u>広域搬送拠点の立上を準備する。</u>																																																													
	エ <u>国等に対して医療救護の応援の準備を要請する。</u>																																																													
	オ <u>国に対して医薬品等の応援の準備を要請する。</u>																																																													
市町	ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。																																																													
	イ <u>医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等を設置する。</u>																																																													
	ウ <u>要救護者の搬送準備を行う。</u>																																																													
	エ <u>広域搬送活動のための患者搬送用ヘリポート及び患者搬送用車両を準備する。</u>																																																													
	オ <u>住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。</u>																																																													
	カ <u>市町長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言発令時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。</u>																																																													
実施主体	内容																																																													
県	ア <u>災害拠点病院に対し、医療救護活動の準備を要請する。</u>																																																													
	イ <u>医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会等の医療関係団体及び国等に対し、医療救護の応援準備を要請する。</u>																																																													
	ウ <u>広域搬送拠点施設との連絡調整や、SCUの設備及び資器材を点検・配置する等、広域医療搬送の準備を行う。</u>																																																													
	エ 国に対して医薬品等の応援の準備を要請する。																																																													
市町	ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。																																																													
	イ <u>救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。</u>																																																													
	ウ <u>患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。</u>																																																													
	エ <u>住民に対し、医療救護施設情報を周知する。</u>																																																													
オ <u>警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。</u>																																																														

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新												
地震-78	<p>(略)</p> <p>5 応急仮設住宅の建設</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、社団法人プレハブ建築協会へ発災時の協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>第11節 (略)</p> <p>第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 応急仮設住宅の建設</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、社団法人プレハブ建築協会、静岡県木造応急仮設住宅建設協議会へ発災時の協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>第11節 (略)</p> <p>第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置</p> <p>(略)</p>												
地震-82	<p>(略)</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。 このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 災害用伝言ダイヤル171、災害用フロードバンド伝言板 web171 及び災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。 このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 災害用伝言ダイヤル171、災害用フロードバンド伝言板 web171 及び災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。 	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。 このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171 及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。 このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171 及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。 	(略)	(略)
区分	内容													
通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。 このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 災害用伝言ダイヤル171、災害用フロードバンド伝言板 web171 及び災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。 													
(略)	(略)													
区分	内容													
通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。 このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171 及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。 													
(略)	(略)													
地震-83	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>飛行場（(社)日本飛行連盟(赤十字飛行隊)三保）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 津波による被害が予想されるため利用しない。 ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう準備する。 </td> </tr> </tbody> </table>	飛行場（ (社)日本飛行連盟(赤十字飛行隊)三保 ）	<ul style="list-style-type: none"> 津波による被害が予想されるため利用しない。 ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう準備する。 	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>三保飛行場（(一社)日本飛行連盟・赤十字飛行隊）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 津波による被害が予想されるため利用しない。 ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう準備する。 </td> </tr> </tbody> </table>	三保 飛行場（ (一社)日本飛行連盟・赤十字飛行隊 ）	<ul style="list-style-type: none"> 津波による被害が予想されるため利用しない。 ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう準備する。 								
飛行場（ (社)日本飛行連盟(赤十字飛行隊)三保 ）	<ul style="list-style-type: none"> 津波による被害が予想されるため利用しない。 ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう準備する。 													
三保 飛行場（ (一社)日本飛行連盟・赤十字飛行隊 ）	<ul style="list-style-type: none"> 津波による被害が予想されるため利用しない。 ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう準備する。 													

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新												
地震-86	<p>第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 (略) <各施設・事業所の計画において定める個別事項> (略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="350 430 578 655">(略) ○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や<u>保護者</u>への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。</td> <td data-bbox="578 430 1537 655"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 655 578 1375">東海地震注意情報発表時</td> <td data-bbox="578 655 1537 1375"> <ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は<u>保護者</u>への引渡しを実施する。 イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は<u>保護者</u>への引渡しを実施する。 また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ <u>保護者</u>への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1375 578 1690">警戒宣言発令時</td> <td data-bbox="578 1375 1537 1690"> <ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や<u>保護者</u>への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 ・<u>保護者</u>への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 </td> </tr> </table>	(略) ○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や <u>保護者</u> への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。		東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は<u>保護者</u>への引渡しを実施する。 イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は<u>保護者</u>への引渡しを実施する。 また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ <u>保護者</u>への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や<u>保護者</u>への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 ・<u>保護者</u>への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 	<p>第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 (略) <各施設・事業所の計画において定める個別事項> (略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1602 430 1831 655">(略) ○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や<u>家族等</u>への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。</td> <td data-bbox="1831 430 2795 655"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 655 1831 1375">東海地震注意情報発表時</td> <td data-bbox="1831 655 2795 1375"> <ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は<u>家族等</u>への引渡しを実施する。 イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は<u>家族等</u>への引渡しを実施する。 また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ <u>家族等</u>への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1375 1831 1690">警戒宣言発令時</td> <td data-bbox="1831 1375 2795 1690"> <ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や<u>家族等</u>への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 ・<u>家族等</u>への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 </td> </tr> </table>	(略) ○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や <u>家族等</u> への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。		東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は<u>家族等</u>への引渡しを実施する。 イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は<u>家族等</u>への引渡しを実施する。 また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ <u>家族等</u>への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や<u>家族等</u>への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 ・<u>家族等</u>への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。
(略) ○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や <u>保護者</u> への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。														
東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は<u>保護者</u>への引渡しを実施する。 イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は<u>保護者</u>への引渡しを実施する。 また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ <u>保護者</u>への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 													
警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や<u>保護者</u>への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 ・<u>保護者</u>への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 													
(略) ○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や <u>家族等</u> への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。														
東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は<u>家族等</u>への引渡しを実施する。 イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は<u>家族等</u>への引渡しを実施する。 また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ <u>家族等</u>への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 													
警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や<u>家族等</u>への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 ・<u>家族等</u>への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 													

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新	
	社会福祉施設	<p>東海地震注意情報発表時</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については<u>保護者等</u>への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>保護者等</u>への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 イ <u>保護者</u>への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置 <p>警戒宣言発令時</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者は<u>保護者等</u>への引渡しを実施する。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>保護者等</u>への引渡し イ <u>保護者</u>への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送 	社会福祉施設	<p>東海地震注意情報発表時</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については<u>家族等</u>への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>家族等</u>への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 イ <u>家族等</u>への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置 <p>警戒宣言発令時</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者は<u>家族等</u>への引渡しを実施する。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>家族等</u>への引渡し イ <u>家族等</u>への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送
	(略)	(略)	(略)	(略)

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																						
地震-88	<p>第14節 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策 (略)</p> <p>【東海地震注意情報発表時】 (略)</p> <table border="1" data-bbox="350 474 1531 1056"> <tr> <td rowspan="5">施設の特 性に応じ た主要な 個別事項</td> <td colspan="2">病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、 第13節の規定に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>東海地震注意情報発表時の診療体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校</td> <td>ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（<u>保護者</u> への引渡し方法等）</td> </tr> <tr> <td>イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設におけ る避難者の受入方法 等</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施 設</td> <td>入所者の移送又は<u>家族</u>への引渡し方法</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【警戒宣言発令時】 (略)</p> <table border="1" data-bbox="350 1188 1531 1875"> <tr> <td rowspan="6">施設の特 性に応じ た主要な 個別事項</td> <td colspan="2">病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、 第13節の規定に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>警戒宣言発令時の診療体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校</td> <td>ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（<u>保護者</u> への引渡し方法等）</td> </tr> <tr> <td>イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設におけ る避難者の受入方法 等</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施 設</td> <td>入所者の移送又は<u>家族</u>への引渡し方法</td> </tr> <tr> <td>水道用水供給施 設及び工業用水 道施設</td> <td>溢水等による災害予防措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">静岡空港</td> <td>ア 空港の運用休止措置</td> </tr> <tr> <td>イ 滞留旅客の避難先の確保と移送方法</td> </tr> </table>	施設の特 性に応じ た主要な 個別事項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、 第13節の規定に準ずる。		病院	東海地震注意情報発表時の診療体制	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（ <u>保護者</u> への引渡し方法等）	イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設におけ る避難者の受入方法 等	社会福祉施 設	入所者の移送又は <u>家族</u> への引渡し方法	(略)	(略)	施設の特 性に応じ た主要な 個別事項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、 第13節の規定に準ずる。		病院	警戒宣言発令時の診療体制	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（ <u>保護者</u> への引渡し方法等）	イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設におけ る避難者の受入方法 等	社会福祉施 設	入所者の移送又は <u>家族</u> への引渡し方法	水道用水供給施 設及び工業用水 道施設	溢水等による災害予防措置	静岡空港	ア 空港の運用休止措置	イ 滞留旅客の避難先の確保と移送方法	<p>第14節 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策 (略)</p> <p>【東海地震注意情報発表時】 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1602 474 2783 1056"> <tr> <td rowspan="5">施設の特 性に応じ た主要な 個別事項</td> <td colspan="2">病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、 第13節の規定に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>東海地震注意情報発表時の診療体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校</td> <td>ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（<u>家族等</u> への引渡し方法等）</td> </tr> <tr> <td>イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設におけ る避難者の受入方法 等</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施 設</td> <td>入所者の移送又は<u>家族等</u>への引渡し方法</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【警戒宣言発令時】 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1602 1188 2783 1875"> <tr> <td rowspan="6">施設の特 性に応じ た主要な 個別事項</td> <td colspan="2">病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、 第13節の規定に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>警戒宣言発令時の診療体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校</td> <td>ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（<u>家族等</u> への引渡し方法等）</td> </tr> <tr> <td>イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設におけ る避難者の受入方法 等</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施 設</td> <td>入所者の移送又は<u>家族等</u>への引渡し方法</td> </tr> <tr> <td>水道用水供給施 設及び工業用水 道施設</td> <td>溢水等による災害予防措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">静岡空港</td> <td>ア 空港の運用休止措置</td> </tr> <tr> <td>イ 滞留旅客の避難先の確保と移送方法</td> </tr> </table>	施設の特 性に応じ た主要な 個別事項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、 第13節の規定に準ずる。		病院	東海地震注意情報発表時の診療体制	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（ <u>家族等</u> への引渡し方法等）	イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設におけ る避難者の受入方法 等	社会福祉施 設	入所者の移送又は <u>家族等</u> への引渡し方法	(略)	(略)	施設の特 性に応じ た主要な 個別事項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、 第13節の規定に準ずる。		病院	警戒宣言発令時の診療体制	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（ <u>家族等</u> への引渡し方法等）	イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設におけ る避難者の受入方法 等	社会福祉施 設	入所者の移送又は <u>家族等</u> への引渡し方法	水道用水供給施 設及び工業用水 道施設	溢水等による災害予防措置	静岡空港	ア 空港の運用休止措置	イ 滞留旅客の避難先の確保と移送方法
施設の特 性に応じ た主要な 個別事項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、 第13節の規定に準ずる。																																																							
	病院		東海地震注意情報発表時の診療体制																																																					
	学校		ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（ <u>保護者</u> への引渡し方法等）																																																					
			イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設におけ る避難者の受入方法 等																																																					
	社会福祉施 設	入所者の移送又は <u>家族</u> への引渡し方法																																																						
(略)	(略)																																																							
施設の特 性に応じ た主要な 個別事項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、 第13節の規定に準ずる。																																																							
	病院	警戒宣言発令時の診療体制																																																						
	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（ <u>保護者</u> への引渡し方法等）																																																						
		イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設におけ る避難者の受入方法 等																																																						
	社会福祉施 設	入所者の移送又は <u>家族</u> への引渡し方法																																																						
	水道用水供給施 設及び工業用水 道施設	溢水等による災害予防措置																																																						
静岡空港	ア 空港の運用休止措置																																																							
	イ 滞留旅客の避難先の確保と移送方法																																																							
施設の特 性に応じ た主要な 個別事項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、 第13節の規定に準ずる。																																																							
	病院	東海地震注意情報発表時の診療体制																																																						
	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（ <u>家族等</u> への引渡し方法等）																																																						
		イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設におけ る避難者の受入方法 等																																																						
	社会福祉施 設	入所者の移送又は <u>家族等</u> への引渡し方法																																																						
(略)	(略)																																																							
施設の特 性に応じ た主要な 個別事項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、 第13節の規定に準ずる。																																																							
	病院	警戒宣言発令時の診療体制																																																						
	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（ <u>家族等</u> への引渡し方法等）																																																						
		イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設におけ る避難者の受入方法 等																																																						
	社会福祉施 設	入所者の移送又は <u>家族等</u> への引渡し方法																																																						
	水道用水供給施 設及び工業用水 道施設	溢水等による災害予防措置																																																						
静岡空港	ア 空港の運用休止措置																																																							
	イ 滞留旅客の避難先の確保と移送方法																																																							

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																						
地震-90	<p>第5章 災害応急対策 第1節 防災関係機関の活動 1 県 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備内容</th> <th>配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td rowspan="2">【情報収集体制】 県内（出先機関事務所において は、管轄する市町）の震度観測点で震度4の地震を観測し気象庁が発表したとき</td> <td>本庁 交通基盤部、危機管理部</td> </tr> <tr> <td>出先 土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な地域危機管理局（※1）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【警戒体制】 県内（出先機関事務所において は、管轄する市町）の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき</td> <td rowspan="2">各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td>本庁 企画広報部広報局、文化・観光部観光局、国際・交流局、交通基盤部、危機管理部</td> </tr> <tr> <td>出先 土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な地域危機管理局（※2）</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備内容	配備部局等	事前配備体制	【情報収集体制】 県内（出先機関事務所において は、管轄する市町）の震度観測点で震度4の地震を観測し気象庁が発表したとき	本庁 交通基盤部、危機管理部	出先 土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な地域危機管理局（※1）	【警戒体制】 県内（出先機関事務所において は、管轄する市町）の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁 企画広報部広報局、文化・観光部観光局、国際・交流局、交通基盤部、危機管理部	出先 土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な地域危機管理局（※2）	<p>第5章 災害応急対策 第1節 防災関係機関の活動 1 県 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備内容</th> <th>配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td rowspan="2">【情報収集体制】 県内（出先機関事務所において は、管轄する市町）の震度観測点で震度4の地震を観測し気象庁が発表したとき</td> <td>本庁 交通基盤部、<u>文化・観光部空港振興局</u>、危機管理部</td> </tr> <tr> <td>出先 土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局（※1）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【警戒体制】 県内（出先機関事務所において は、管轄する市町）の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき</td> <td rowspan="2">各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制</td> <td>本庁 企画広報部広報課、<u>地域外交局</u>、<u>文化・観光部観光交流局</u>、<u>空港振興局</u>、交通基盤部、危機管理部</td> </tr> <tr> <td>出先 土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局（※2）</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備内容	配備部局等	事前配備体制	【情報収集体制】 県内（出先機関事務所において は、管轄する市町）の震度観測点で震度4の地震を観測し気象庁が発表したとき	本庁 交通基盤部、 <u>文化・観光部空港振興局</u> 、危機管理部	出先 土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局（※1）	【警戒体制】 県内（出先機関事務所において は、管轄する市町）の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁 企画広報部広報課、 <u>地域外交局</u> 、 <u>文化・観光部観光交流局</u> 、 <u>空港振興局</u> 、交通基盤部、危機管理部	出先 土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局（※2）
配備体制	配備内容	配備部局等																						
事前配備体制	【情報収集体制】 県内（出先機関事務所において は、管轄する市町）の震度観測点で震度4の地震を観測し気象庁が発表したとき	本庁 交通基盤部、危機管理部																						
		出先 土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な地域危機管理局（※1）																						
【警戒体制】 県内（出先機関事務所において は、管轄する市町）の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁 企画広報部広報局、文化・観光部観光局、国際・交流局、交通基盤部、危機管理部																						
		出先 土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な地域危機管理局（※2）																						
配備体制	配備内容	配備部局等																						
事前配備体制	【情報収集体制】 県内（出先機関事務所において は、管轄する市町）の震度観測点で震度4の地震を観測し気象庁が発表したとき	本庁 交通基盤部、 <u>文化・観光部空港振興局</u> 、危機管理部																						
		出先 土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局（※1）																						
【警戒体制】 県内（出先機関事務所において は、管轄する市町）の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁 企画広報部広報課、 <u>地域外交局</u> 、 <u>文化・観光部観光交流局</u> 、 <u>空港振興局</u> 、交通基盤部、危機管理部																						
		出先 土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局（※2）																						
地震-91	<p>(2) 対策会議 ア 対策会議は、別図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。 イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、<u>危機管理監</u>に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。 (略)</p>	<p>(2) 対策会議 ア 対策会議は、別図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。 イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、<u>対策会議</u>に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。 (略)</p>																						

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																				
地震-93	<p>< 県対策会議図 > ※発災初期における体制</p> <p>(略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="350 1207 1537 1396"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)</td> <td>ア 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="350 1522 1537 1711"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説	機関名	災害応急対策として講ずる措置	<u>(新設)</u>		<p>< 県対策会議図 > ※発災初期における体制</p> <p>(略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1602 1207 2789 1438"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)</td> <td>ア <u>大津波警報</u>、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1602 1522 2789 1711"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>公益社団法人静岡県栄養士会</u></td> <td>ア <u>要配慮者等への食料品の供給に関する協力</u> イ <u>避難所における健康相談に関する協力</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア <u>大津波警報</u> 、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説	機関名	災害応急対策として講ずる措置	<u>公益社団法人静岡県栄養士会</u>	ア <u>要配慮者等への食料品の供給に関する協力</u> イ <u>避難所における健康相談に関する協力</u>
	機関名	災害応急対策として講ずる措置																				
(略)	(略)																					
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説																					
機関名	災害応急対策として講ずる措置																					
<u>(新設)</u>																						
機関名	災害応急対策として講ずる措置																					
(略)	(略)																					
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア <u>大津波警報</u> 、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説																					
機関名	災害応急対策として講ずる措置																					
<u>公益社団法人静岡県栄養士会</u>	ア <u>要配慮者等への食料品の供給に関する協力</u> イ <u>避難所における健康相談に関する協力</u>																					

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																						
地震-97	<p>第2、3節（略） 第4節 緊急輸送活動 災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。 なお、東海地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 航空輸送体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸送の手段</td> <td>緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。 ア 自衛隊等の航空機 イ 県等のヘリコプター ウ 他の都道府県等のヘリコプター エ <u>日本赤十字社静岡県支部</u>及び民間の航空機</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	輸送の手段	緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。 ア 自衛隊等の航空機 イ 県等のヘリコプター ウ 他の都道府県等のヘリコプター エ <u>日本赤十字社静岡県支部</u> 及び民間の航空機	(略)	(略)	<p>第2、3節（略） 第4節 緊急輸送活動 災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。 なお、東海地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による <u>(当該計画は、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用する)</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 航空輸送体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸送の手段</td> <td>緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。 ア 自衛隊等の航空機 イ 県等のヘリコプター ウ 他の都道府県等のヘリコプター エ <u>赤十字飛行隊</u>及び民間の航空機</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	輸送の手段	緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。 ア 自衛隊等の航空機 イ 県等のヘリコプター ウ 他の都道府県等のヘリコプター エ <u>赤十字飛行隊</u> 及び民間の航空機	(略)	(略)						
区分	内容																							
(略)	(略)																							
輸送の手段	緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。 ア 自衛隊等の航空機 イ 県等のヘリコプター ウ 他の都道府県等のヘリコプター エ <u>日本赤十字社静岡県支部</u> 及び民間の航空機																							
(略)	(略)																							
区分	内容																							
(略)	(略)																							
輸送の手段	緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。 ア 自衛隊等の航空機 イ 県等のヘリコプター ウ 他の都道府県等のヘリコプター エ <u>赤十字飛行隊</u> 及び民間の航空機																							
(略)	(略)																							
地震-98	<p>第5節 広域応援活動 広域激甚な災害に対応する県、警察、市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。 災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。 なお、東海地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による。</p>	<p>第5節 広域応援活動 広域激甚な災害に対応する県、警察、市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。 災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。 なお、東海地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による <u>(当該計画は、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用する)</u>。</p>																						
地震-99	<p>(略)</p> <p>1 行政機関及び民間団体の応援活動</p> <p>(1) 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民間団体等に対する応援協力の要請</td> <td>対象となる民間団体等</td> <td>ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字社奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容		(略)	(略)		民間団体等に対する応援協力の要請	対象となる民間団体等	ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字社奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>1 行政機関及び民間団体の応援活動</p> <p>(1) 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民間団体等に対する応援協力の要請</td> <td>対象となる民間団体等</td> <td>ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容		(略)	(略)		民間団体等に対する応援協力の要請	対象となる民間団体等	ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒	(略)	(略)
区分	内 容																							
(略)	(略)																							
民間団体等に対する応援協力の要請	対象となる民間団体等	ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字社奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒																						
	(略)	(略)																						
区分	内 容																							
(略)	(略)																							
民間団体等に対する応援協力の要請	対象となる民間団体等	ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒																						
	(略)	(略)																						

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																		
地震-101	<p>2 自衛隊の支援 (2) 自衛隊との連絡</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">情報交換</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">電 話 番 号</th> <th colspan="2">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>音 声</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊 第 34 普通科連 隊第 2 科</td> <td rowspan="2">0550-89-1310</td> <td>地上系 5-<u>839-9106</u></td> <td>地上系 5-<u>839-9100</u></td> </tr> <tr> <td>衛星系 8-<u>839-9106</u></td> <td>衛星系 8-<u>839-9100</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海上自衛隊 横須賀地方総監 部</td> <td rowspan="2">046-822-3522 (直通) 046-823-1009 (夜間)</td> <td>衛星系 8-<u>844-9106</u></td> <td>衛星系 8-<u>844-9100</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第 1 航空団(浜 松基地)</td> <td>053-472-1111</td> <td>地上系 5-<u>843-9106</u> 衛星系 8-<u>843-9106</u></td> <td>地上系 5-<u>843-9100</u> 衛星系 8-<u>843-9100</u></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	情報交換	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">電 話 番 号</th> <th colspan="2">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>音 声</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊 第 34 普通科連 隊第 2 科</td> <td rowspan="2">0550-89-1310</td> <td>地上系 5-<u>839-9106</u></td> <td>地上系 5-<u>839-9100</u></td> </tr> <tr> <td>衛星系 8-<u>839-9106</u></td> <td>衛星系 8-<u>839-9100</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海上自衛隊 横須賀地方総監 部</td> <td rowspan="2">046-822-3522 (直通) 046-823-1009 (夜間)</td> <td>衛星系 8-<u>844-9106</u></td> <td>衛星系 8-<u>844-9100</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第 1 航空団(浜 松基地)</td> <td>053-472-1111</td> <td>地上系 5-<u>843-9106</u> 衛星系 8-<u>843-9106</u></td> <td>地上系 5-<u>843-9100</u> 衛星系 8-<u>843-9100</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	電 話 番 号	県防災行政無線		音 声	F A X	陸上自衛隊 第 34 普通科連 隊第 2 科	0550-89-1310	地上系 5- <u>839-9106</u>	地上系 5- <u>839-9100</u>	衛星系 8- <u>839-9106</u>	衛星系 8- <u>839-9100</u>	海上自衛隊 横須賀地方総監 部	046-822-3522 (直通) 046-823-1009 (夜間)	衛星系 8- <u>844-9106</u>	衛星系 8- <u>844-9100</u>	航空自衛隊 第 1 航空団(浜 松基地)	053-472-1111	地上系 5- <u>843-9106</u> 衛星系 8- <u>843-9106</u>	地上系 5- <u>843-9100</u> 衛星系 8- <u>843-9100</u>	<p>2 自衛隊の支援 (2) 自衛隊との連絡</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">情報交換</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">電 話 番 号</th> <th colspan="2">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>音 声</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊 第 34 普通科連 隊第 2 科</td> <td rowspan="2">0550-89-1310</td> <td>地上系 5-<u>150-9000</u></td> <td>地上系 5-<u>150-8001</u></td> </tr> <tr> <td>衛星系 8-<u>150-9000</u></td> <td>衛星系 8-<u>150-8001</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海上自衛隊 横須賀地方総監 部</td> <td rowspan="2">046-822-3522 (直通) 046-823-1009 (夜間)</td> <td>衛星系 8-<u>156-9106</u></td> <td>衛星系 8-<u>156-9100</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第 1 航空団(浜 松基地)</td> <td>053-472-1111</td> <td>地上系 5-<u>153-9000</u> 衛星系 8-<u>153-9000</u></td> <td>地上系 5-<u>153-8001</u> 衛星系 8-<u>153-8001</u></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	情報交換	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">電 話 番 号</th> <th colspan="2">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>音 声</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊 第 34 普通科連 隊第 2 科</td> <td rowspan="2">0550-89-1310</td> <td>地上系 5-<u>150-9000</u></td> <td>地上系 5-<u>150-8001</u></td> </tr> <tr> <td>衛星系 8-<u>150-9000</u></td> <td>衛星系 8-<u>150-8001</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海上自衛隊 横須賀地方総監 部</td> <td rowspan="2">046-822-3522 (直通) 046-823-1009 (夜間)</td> <td>衛星系 8-<u>156-9106</u></td> <td>衛星系 8-<u>156-9100</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第 1 航空団(浜 松基地)</td> <td>053-472-1111</td> <td>地上系 5-<u>153-9000</u> 衛星系 8-<u>153-9000</u></td> <td>地上系 5-<u>153-8001</u> 衛星系 8-<u>153-8001</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	電 話 番 号	県防災行政無線		音 声	F A X	陸上自衛隊 第 34 普通科連 隊第 2 科	0550-89-1310	地上系 5- <u>150-9000</u>	地上系 5- <u>150-8001</u>	衛星系 8- <u>150-9000</u>	衛星系 8- <u>150-8001</u>	海上自衛隊 横須賀地方総監 部	046-822-3522 (直通) 046-823-1009 (夜間)	衛星系 8- <u>156-9106</u>	衛星系 8- <u>156-9100</u>	航空自衛隊 第 1 航空団(浜 松基地)	053-472-1111	地上系 5- <u>153-9000</u> 衛星系 8- <u>153-9000</u>	地上系 5- <u>153-8001</u> 衛星系 8- <u>153-8001</u>
区 分	内 容																																																			
情報交換	(略)																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">電 話 番 号</th> <th colspan="2">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>音 声</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊 第 34 普通科連 隊第 2 科</td> <td rowspan="2">0550-89-1310</td> <td>地上系 5-<u>839-9106</u></td> <td>地上系 5-<u>839-9100</u></td> </tr> <tr> <td>衛星系 8-<u>839-9106</u></td> <td>衛星系 8-<u>839-9100</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海上自衛隊 横須賀地方総監 部</td> <td rowspan="2">046-822-3522 (直通) 046-823-1009 (夜間)</td> <td>衛星系 8-<u>844-9106</u></td> <td>衛星系 8-<u>844-9100</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第 1 航空団(浜 松基地)</td> <td>053-472-1111</td> <td>地上系 5-<u>843-9106</u> 衛星系 8-<u>843-9106</u></td> <td>地上系 5-<u>843-9100</u> 衛星系 8-<u>843-9100</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	電 話 番 号		県防災行政無線		音 声	F A X	陸上自衛隊 第 34 普通科連 隊第 2 科	0550-89-1310	地上系 5- <u>839-9106</u>	地上系 5- <u>839-9100</u>	衛星系 8- <u>839-9106</u>	衛星系 8- <u>839-9100</u>	海上自衛隊 横須賀地方総監 部	046-822-3522 (直通) 046-823-1009 (夜間)	衛星系 8- <u>844-9106</u>	衛星系 8- <u>844-9100</u>	航空自衛隊 第 1 航空団(浜 松基地)	053-472-1111	地上系 5- <u>843-9106</u> 衛星系 8- <u>843-9106</u>	地上系 5- <u>843-9100</u> 衛星系 8- <u>843-9100</u>																														
	機 関 名			電 話 番 号	県防災行政無線																																															
		音 声	F A X																																																	
陸上自衛隊 第 34 普通科連 隊第 2 科	0550-89-1310	地上系 5- <u>839-9106</u>	地上系 5- <u>839-9100</u>																																																	
		衛星系 8- <u>839-9106</u>	衛星系 8- <u>839-9100</u>																																																	
海上自衛隊 横須賀地方総監 部	046-822-3522 (直通) 046-823-1009 (夜間)	衛星系 8- <u>844-9106</u>	衛星系 8- <u>844-9100</u>																																																	
		航空自衛隊 第 1 航空団(浜 松基地)	053-472-1111	地上系 5- <u>843-9106</u> 衛星系 8- <u>843-9106</u>	地上系 5- <u>843-9100</u> 衛星系 8- <u>843-9100</u>																																															
区 分	内 容																																																			
情報交換	(略)																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">電 話 番 号</th> <th colspan="2">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>音 声</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊 第 34 普通科連 隊第 2 科</td> <td rowspan="2">0550-89-1310</td> <td>地上系 5-<u>150-9000</u></td> <td>地上系 5-<u>150-8001</u></td> </tr> <tr> <td>衛星系 8-<u>150-9000</u></td> <td>衛星系 8-<u>150-8001</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海上自衛隊 横須賀地方総監 部</td> <td rowspan="2">046-822-3522 (直通) 046-823-1009 (夜間)</td> <td>衛星系 8-<u>156-9106</u></td> <td>衛星系 8-<u>156-9100</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第 1 航空団(浜 松基地)</td> <td>053-472-1111</td> <td>地上系 5-<u>153-9000</u> 衛星系 8-<u>153-9000</u></td> <td>地上系 5-<u>153-8001</u> 衛星系 8-<u>153-8001</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	電 話 番 号	県防災行政無線		音 声	F A X	陸上自衛隊 第 34 普通科連 隊第 2 科	0550-89-1310	地上系 5- <u>150-9000</u>	地上系 5- <u>150-8001</u>	衛星系 8- <u>150-9000</u>	衛星系 8- <u>150-8001</u>	海上自衛隊 横須賀地方総監 部	046-822-3522 (直通) 046-823-1009 (夜間)	衛星系 8- <u>156-9106</u>	衛星系 8- <u>156-9100</u>	航空自衛隊 第 1 航空団(浜 松基地)	053-472-1111	地上系 5- <u>153-9000</u> 衛星系 8- <u>153-9000</u>	地上系 5- <u>153-8001</u> 衛星系 8- <u>153-8001</u>																															
	機 関 名			電 話 番 号	県防災行政無線																																															
		音 声	F A X																																																	
陸上自衛隊 第 34 普通科連 隊第 2 科	0550-89-1310	地上系 5- <u>150-9000</u>	地上系 5- <u>150-8001</u>																																																	
		衛星系 8- <u>150-9000</u>	衛星系 8- <u>150-8001</u>																																																	
海上自衛隊 横須賀地方総監 部	046-822-3522 (直通) 046-823-1009 (夜間)	衛星系 8- <u>156-9106</u>	衛星系 8- <u>156-9100</u>																																																	
		航空自衛隊 第 1 航空団(浜 松基地)	053-472-1111	地上系 5- <u>153-9000</u> 衛星系 8- <u>153-9000</u>	地上系 5- <u>153-8001</u> 衛星系 8- <u>153-8001</u>																																															
地震-102	<p>3 海上保安庁の支援 (1) 支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町長の支援要請の依頼手続き</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。 (略) </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内容	(略)	(略)	市町長の支援要請の依頼手続き	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。 (略) 	<p>3 海上保安庁の支援 (1) 支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町長の支援要請の依頼手続き</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。 (略) </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内容	(略)	(略)	市町長の支援要請の依頼手続き	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。 (略) 																																						
区分	内容																																																			
(略)	(略)																																																			
市町長の支援要請の依頼手続き	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。 (略) 																																																			
区分	内容																																																			
(略)	(略)																																																			
市町長の支援要請の依頼手続き	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。 (略) 																																																			

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																					
地震-105	<p><u>(新設)</u></p> <p>第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動 (略)</p> <p>5 災害危険区域の指定 知事又は市町長は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。</p> <table border="1" data-bbox="329 919 1537 1115"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定の目的</td> <td>・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を<u>禁止する。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	指定の目的	・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を <u>禁止する。</u>	(略)	(略)	<p><u>4 富士山静岡空港の活用</u> <u>南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時、富士山静岡空港を第4節（緊急輸送活動）、本節（広域応援活動）等において、以下の機能を有する大規模な広域防災拠点として活用する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1620 338 2801 657"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">富士山静岡空港</td> <td>○海外等からの緊急支援物資・支援人員の受入れ</td> </tr> <tr> <td>○広域支援部隊等の一次集結・ベースキャンプのスペース及び施設の提供</td> </tr> <tr> <td>○被災地域外から被災地域内への緊急支援物資の集積、分配等</td> </tr> <tr> <td>○医薬品、医療用機材・設備の提供等の支援、搬送用ヘリコプターの運用等、災害医療の支援</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○情報収集等災害応急対策に従事する航空機の給油・整備等</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動 (略)</p> <p>5 災害危険区域の指定 知事又は市町長は、地震、<u>津波等</u>により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。</p> <table border="1" data-bbox="1590 926 2792 1119"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定の目的</td> <td>・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の<u>禁止、その他建築に関する制限を定める。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	富士山静岡空港	○海外等からの緊急支援物資・支援人員の受入れ	○広域支援部隊等の一次集結・ベースキャンプのスペース及び施設の提供	○被災地域外から被災地域内への緊急支援物資の集積、分配等	○医薬品、医療用機材・設備の提供等の支援、搬送用ヘリコプターの運用等、災害医療の支援		○情報収集等災害応急対策に従事する航空機の給油・整備等	区 分	内 容	指定の目的	・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の <u>禁止、その他建築に関する制限を定める。</u>	(略)	(略)
区 分	内 容																						
指定の目的	・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を <u>禁止する。</u>																						
(略)	(略)																						
区 分	内 容																						
富士山静岡空港	○海外等からの緊急支援物資・支援人員の受入れ																						
	○広域支援部隊等の一次集結・ベースキャンプのスペース及び施設の提供																						
	○被災地域外から被災地域内への緊急支援物資の集積、分配等																						
	○医薬品、医療用機材・設備の提供等の支援、搬送用ヘリコプターの運用等、災害医療の支援																						
	○情報収集等災害応急対策に従事する航空機の給油・整備等																						
区 分	内 容																						
指定の目的	・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の <u>禁止、その他建築に関する制限を定める。</u>																						
(略)	(略)																						
地震-106	<p>第7節 避難活動 地震災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。</p> <p>1 避難対策 (1) 基本方針 ア (略) イ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、<u>災害時要援護者</u>等に配慮するものとする。 ウ (略)</p> <p>(2) 情報・広報活動 ・県、市町及び防災関係機関は、地震等に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2節 情報活動」に準ずる。 ・県、市町及び防災関係機関は、地震等に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、<u>災害時要援護者</u>への的確な情報提供に配慮する。 (略)</p>	<p>第7節 避難活動 地震災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。</p> <p>1 避難対策 (1) 基本方針 ア (略) イ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、<u>要配慮者</u>等に配慮するものとする。 ウ (略) (略)</p> <p>(2) 情報・広報活動 ・県、市町及び防災関係機関は、地震等に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2節 情報活動」に準ずる。 ・県、市町及び防災関係機関は、地震等に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、<u>要配慮者</u>への的確な情報提供に配慮する。 (略)</p>																					

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																				
地震-107	<p>(3) 避難のための勧告・指示</p> <table border="1" data-bbox="350 296 1537 667"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>勧告・指示の内容</td> <td> 避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の勧告・指示が出された地域名 イ 避難経路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(5) 避難方法等</p> <table border="1" data-bbox="350 758 1537 982"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難地への市町職員等の配置</td> <td>市町が設定した避難地（<u>一次避難地及び広域避難地</u>）には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	勧告・指示の内容	避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の勧告・指示が出された地域名 イ 避難経路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項	区 分	内 容	避難地への市町職員等の配置	市町が設定した避難地（ <u>一次避難地及び広域避難地</u> ）には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。	<p>(3) 避難のための勧告・指示</p> <table border="1" data-bbox="1602 296 2783 684"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>勧告・指示の内容</td> <td> 避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の勧告・指示が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(5) 避難方法等</p> <table border="1" data-bbox="1602 779 2783 1003"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難地への市町職員等の配置</td> <td>市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	勧告・指示の内容	避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の勧告・指示が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項	区 分	内 容	避難地への市町職員等の配置	市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
区 分	内 容																					
(略)	(略)																					
勧告・指示の内容	避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の勧告・指示が出された地域名 イ 避難経路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項																					
区 分	内 容																					
避難地への市町職員等の配置	市町が設定した避難地（ <u>一次避難地及び広域避難地</u> ）には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。																					
区 分	内 容																					
(略)	(略)																					
勧告・指示の内容	避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の勧告・指示が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項																					
区 分	内 容																					
避難地への市町職員等の配置	市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。																					
地震-108	<p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>避難所の運営に当たっては、<u>災害時要援護者</u>等に配慮するものとする。</p>	<p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>避難所の運営に当たっては、<u>県が作成した「避難所運営マニュアル」を参考とし、要配慮者</u>等に配慮するものとする。</p>																				

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																								
	<p>(2) 避難所の設置及び避難生活</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 237 516 283">区分</th> <th data-bbox="516 237 1492 283">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 283 516 329">(略)</td> <td data-bbox="516 283 1492 329">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 329 516 919">設置場所</td> <td data-bbox="516 329 1492 919"> <ul style="list-style-type: none"> 山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置する。 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校、体育館、公民館等の公共建築物 イ あらかじめ協定した民間の建築物 ウ 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。） 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 919 516 1283">福祉避難所、2次的避難所</td> <td data-bbox="516 919 1492 1283"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="516 919 596 1102">市町</th> <th data-bbox="596 919 1492 1102">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="516 919 596 1102"></td> <td data-bbox="596 919 1492 1102"> <ul style="list-style-type: none"> <u>災害時要援護者</u>を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した<u>災害時要援護者</u>の支援に当たる人材の確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 1102 596 1283">県</td> <td data-bbox="596 1102 1492 1283"> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、<u>災害時要援護者</u>を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・(略) </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1283 516 1329">(略)</td> <td data-bbox="516 1283 1492 1329">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1329 516 1780">避難所の運営</td> <td data-bbox="516 1329 1492 1780"> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・(略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1780 516 1827">(略)</td> <td data-bbox="516 1780 1492 1827">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	(略)	(略)	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置する。 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校、体育館、公民館等の公共建築物 イ あらかじめ協定した民間の建築物 ウ 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。） 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 (略)	福祉避難所、2次的避難所	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="516 919 596 1102">市町</th> <th data-bbox="596 919 1492 1102">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="516 919 596 1102"></td> <td data-bbox="596 919 1492 1102"> <ul style="list-style-type: none"> <u>災害時要援護者</u>を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した<u>災害時要援護者</u>の支援に当たる人材の確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 1102 596 1283">県</td> <td data-bbox="596 1102 1492 1283"> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、<u>災害時要援護者</u>を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・(略) </td> </tr> </tbody> </table>	市町	内 容		<ul style="list-style-type: none"> <u>災害時要援護者</u>を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した<u>災害時要援護者</u>の支援に当たる人材の確保に努める。 	県	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、<u>災害時要援護者</u>を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・(略)	(略)	(略)	避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・(略)	(略)	(略)	<p>(2) 避難所の設置及び避難生活</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1602 237 1768 283">区分</th> <th data-bbox="1768 237 2804 283">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 283 1768 329">(略)</td> <td data-bbox="1768 283 2804 329">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 329 1768 919">設置場所</td> <td data-bbox="1768 329 2804 919"> <ul style="list-style-type: none"> 山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置する。 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校、体育館、公民館等の公共建築物 イ あらかじめ協定した民間の建築物 ウ 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。） <u>安全性の確認にあたり、県は「災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書」に基づいて被災建築物の応急危険度判定を依頼するものとする。</u> 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 919 1768 1283">福祉避難所、2次的避難所</td> <td data-bbox="1768 919 2804 1283"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1768 919 1905 1102">市町</th> <th data-bbox="1905 919 2804 1102">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1768 919 1905 1102"></td> <td data-bbox="1905 919 2804 1102"> <ul style="list-style-type: none"> <u>要配慮者</u>を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した<u>要配慮者</u>の支援に当たる人材の確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1768 1102 1905 1283">県</td> <td data-bbox="1905 1102 2804 1283"> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、<u>要配慮者</u>を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・(略) </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1283 1768 1329">(略)</td> <td data-bbox="1768 1283 2804 1329">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1329 1768 1780">避難所の運営</td> <td data-bbox="1768 1329 2804 1780"> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、<u>要配慮者</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・(略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1780 1768 1827">(略)</td> <td data-bbox="1768 1780 2804 1827">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	(略)	(略)	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置する。 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校、体育館、公民館等の公共建築物 イ あらかじめ協定した民間の建築物 ウ 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。） <u>安全性の確認にあたり、県は「災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書」に基づいて被災建築物の応急危険度判定を依頼するものとする。</u> 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 (略)	福祉避難所、2次的避難所	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1768 919 1905 1102">市町</th> <th data-bbox="1905 919 2804 1102">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1768 919 1905 1102"></td> <td data-bbox="1905 919 2804 1102"> <ul style="list-style-type: none"> <u>要配慮者</u>を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した<u>要配慮者</u>の支援に当たる人材の確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1768 1102 1905 1283">県</td> <td data-bbox="1905 1102 2804 1283"> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、<u>要配慮者</u>を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・(略) </td> </tr> </tbody> </table>	市町	内 容		<ul style="list-style-type: none"> <u>要配慮者</u>を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した<u>要配慮者</u>の支援に当たる人材の確保に努める。 	県	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、<u>要配慮者</u>を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・(略)	(略)	(略)	避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、<u>要配慮者</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・(略)	(略)	(略)
区分	内 容																																									
(略)	(略)																																									
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置する。 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校、体育館、公民館等の公共建築物 イ あらかじめ協定した民間の建築物 ウ 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。） 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 (略)																																									
福祉避難所、2次的避難所	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="516 919 596 1102">市町</th> <th data-bbox="596 919 1492 1102">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="516 919 596 1102"></td> <td data-bbox="596 919 1492 1102"> <ul style="list-style-type: none"> <u>災害時要援護者</u>を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した<u>災害時要援護者</u>の支援に当たる人材の確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 1102 596 1283">県</td> <td data-bbox="596 1102 1492 1283"> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、<u>災害時要援護者</u>を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・(略) </td> </tr> </tbody> </table>	市町	内 容		<ul style="list-style-type: none"> <u>災害時要援護者</u>を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した<u>災害時要援護者</u>の支援に当たる人材の確保に努める。 	県	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、<u>災害時要援護者</u>を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・(略)																																			
市町	内 容																																									
	<ul style="list-style-type: none"> <u>災害時要援護者</u>を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した<u>災害時要援護者</u>の支援に当たる人材の確保に努める。 																																									
県	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、<u>災害時要援護者</u>を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・(略)																																									
(略)	(略)																																									
避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・(略)																																									
(略)	(略)																																									
区分	内 容																																									
(略)	(略)																																									
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置する。 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校、体育館、公民館等の公共建築物 イ あらかじめ協定した民間の建築物 ウ 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。） <u>安全性の確認にあたり、県は「災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書」に基づいて被災建築物の応急危険度判定を依頼するものとする。</u> 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 (略)																																									
福祉避難所、2次的避難所	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1768 919 1905 1102">市町</th> <th data-bbox="1905 919 2804 1102">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1768 919 1905 1102"></td> <td data-bbox="1905 919 2804 1102"> <ul style="list-style-type: none"> <u>要配慮者</u>を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した<u>要配慮者</u>の支援に当たる人材の確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1768 1102 1905 1283">県</td> <td data-bbox="1905 1102 2804 1283"> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、<u>要配慮者</u>を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・(略) </td> </tr> </tbody> </table>	市町	内 容		<ul style="list-style-type: none"> <u>要配慮者</u>を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した<u>要配慮者</u>の支援に当たる人材の確保に努める。 	県	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、<u>要配慮者</u>を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・(略)																																			
市町	内 容																																									
	<ul style="list-style-type: none"> <u>要配慮者</u>を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した<u>要配慮者</u>の支援に当たる人材の確保に努める。 																																									
県	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、<u>要配慮者</u>を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・(略)																																									
(略)	(略)																																									
避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、<u>要配慮者</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・(略)																																									
(略)	(略)																																									

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																											
地震-110	<p>第8節 社会秩序を維持する活動（略） 第9節 交通の確保対策 災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上、海上及び航空交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。</p> <p>1 陸上交通の確保 (2) 県、県公安委員会（県警察）、道路管理者等</p>	<p>第8節 社会秩序を維持する活動（略） 第9節 交通の確保対策 災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上、海上及び航空交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。</p> <p>1 陸上交通の確保 (2) 県、県公安委員会（県警察）、道路管理者等</p>																											
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="350 489 507 863" rowspan="3">交通規制の実施</td> <td data-bbox="507 489 664 552">(略)</td> <td data-bbox="664 489 1534 552">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 552 664 779">緊急輸送路等の確保</td> <td data-bbox="664 552 1534 779"> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。 <u>この場合、県警察は県下主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 779 664 863">(略)</td> <td data-bbox="664 779 1534 863">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 863 507 1293" rowspan="3">道路交通確保の措置</td> <td data-bbox="507 863 664 911">(略)</td> <td data-bbox="664 863 1534 911">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 911 664 1251">警察官の措置命令</td> <td data-bbox="664 911 1534 1251"> <p>ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1251 664 1293">(略)</td> <td data-bbox="664 1251 1534 1293">(略)</td> </tr> </table>	交通規制の実施	(略)	(略)	緊急輸送路等の確保	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。 <u>この場合、県警察は県下主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。</u> 	(略)	(略)	道路交通確保の措置	(略)	(略)	警察官の措置命令	<p>ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1605 489 1762 831" rowspan="3">交通規制の実施</td> <td data-bbox="1762 489 1920 552">(略)</td> <td data-bbox="1920 489 2789 552">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1762 552 1920 743">緊急輸送路等の確保</td> <td data-bbox="1920 552 2789 743"> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。 <p><u>(削除)</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1762 743 1920 831">(略)</td> <td data-bbox="1920 743 2789 831">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 831 1762 1251" rowspan="3">道路交通確保の措置</td> <td data-bbox="1762 831 1920 879">(略)</td> <td data-bbox="1920 831 2789 879">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1762 879 1920 1194">警察官の措置命令</td> <td data-bbox="1920 879 2789 1194"> <p>ア 警察官は、<u>災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した</u>通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1762 1194 1920 1251">(略)</td> <td data-bbox="1920 1194 2789 1251">(略)</td> </tr> </table>	交通規制の実施	(略)	(略)	緊急輸送路等の確保	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。 <p><u>(削除)</u></p>	(略)	(略)	道路交通確保の措置	(略)	(略)	警察官の措置命令	<p>ア 警察官は、<u>災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した</u>通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>(略)</p>	(略)
交通規制の実施	(略)		(略)																										
	緊急輸送路等の確保		<ul style="list-style-type: none"> 知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。 <u>この場合、県警察は県下主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。</u> 																										
	(略)	(略)																											
道路交通確保の措置	(略)	(略)																											
	警察官の措置命令	<p>ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>(略)</p>																											
	(略)	(略)																											
交通規制の実施	(略)	(略)																											
	緊急輸送路等の確保	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。 <p><u>(削除)</u></p>																											
	(略)	(略)																											
道路交通確保の措置	(略)	(略)																											
	警察官の措置命令	<p>ア 警察官は、<u>災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した</u>通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>(略)</p>																											
	(略)	(略)																											

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新												
地震-113	<p>第10節 地域への救援活動 (略)</p> <p>2 給水活動</p> <table border="1" data-bbox="350 373 1537 741"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県民及び 自主防災 組織</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生後3日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 医療救護活動 (1) 基本方針</p> <p>ア 市町は、当該市町域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。<u>なお救護病院を確保できない場合及び管内に救護病院がない場合には仮設救護病院を設置する。</u></p> <p>イ 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市町独自では対応できない事態に対応する。</p> <p>ウ 県は、県内での対応が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「<u>広域医療搬送活動</u>」という。）するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム)、<u>救護班</u>受入による治療を実施する。</p> <p>エ 県は、災害拠点病院及び市町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の<u>広域</u>搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市町が行う。</p> <p>オ 県及び市町は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p> <p>カ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「<u>トリアージ</u>」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。</p> <p>キ 県及び市町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、<u>応援</u>の派遣等を行うものとする。</p> <p>ク 県は<u>医療活動相互応援体制整備に努めるとともに、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p>	実施主体	内 容	(略)	(略)	県民及び 自主防災 組織	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後3日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。 	<p>第10節 地域への救援活動 (略)</p> <p>2 給水活動</p> <table border="1" data-bbox="1602 373 2789 741"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県民及び 自主防災 組織</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 医療救護活動 (1) 基本方針</p> <p>ア 市町は、当該市町域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。</p> <p>イ 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市町独自では対応できない事態に対応する。</p> <p>ウ 県は、県内での対応が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「<u>広域医療搬送</u>」という。）するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム)<u>等医療チーム(救護班)</u>受入による治療を実施する。</p> <p>エ 県は、災害拠点病院及び市町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の<u>地域医療</u>搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市町が行う。</p> <p>オ 県及び市町は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p> <p>カ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「<u>トリアージ</u>」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。</p> <p>キ 県及び市町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、<u>救護班</u>の派遣等を行うものとする。</p> <p>ク 県は、<u>国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。</u></p>	実施主体	内 容	(略)	(略)	県民及び 自主防災 組織	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。
実施主体	内 容													
(略)	(略)													
県民及び 自主防災 組織	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後3日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。 													
実施主体	内 容													
(略)	(略)													
県民及び 自主防災 組織	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。 													
地震-114														

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																
	<p>(2) 救護所、救護病院及び災害拠点病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 254 507 296">区分</th> <th data-bbox="507 254 1549 296">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 296 507 657">救護所</td> <td data-bbox="507 296 1549 657"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="522 296 566 380">設置</td> <td data-bbox="566 296 1549 380">市町は、<u>地震による災害が発生したとき、あらかじめ市町長が指定した救護所で医療救護活動を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="522 380 566 657">活動</td> <td data-bbox="566 380 1549 657"> ア トリアージ イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 救護病院、<u>仮設救護病院</u>及び災害拠点病院への<u>患者搬送</u>の手配 エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 657 507 1018">救護病院</td> <td data-bbox="507 657 1549 1018"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="522 657 566 741">設置</td> <td data-bbox="566 657 1549 741">市町は、<u>地震による災害が発生したとき、あらかじめ市町長が指定した救護病院で医療救護活動を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="522 741 566 1018">活動</td> <td data-bbox="566 741 1549 1018"> ア トリアージ イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 災害拠点病院、広域搬送拠点への<u>患者搬送</u>の手配 エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1018 507 1423">仮設救護病院</td> <td data-bbox="507 1018 1549 1423"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="522 1018 566 1150">設置</td> <td data-bbox="566 1018 1549 1150">市町は、<u>救護病院を確保することができないとき及び救護病院の病床に不足を生ずるとき、あらかじめ市町長が指定した仮設救護病院で医療救護活動を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="522 1150 566 1423">活動</td> <td data-bbox="566 1150 1549 1423"> ア トリアージ イ <u>中等症患者の処置及び受入れ。必要に応じ、重症患者の応急処置</u> ウ <u>救護病院及び災害拠点病院への患者搬送の手配</u> エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ <u>その他必要な事項</u> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1423 507 1696">災害拠点病院</td> <td data-bbox="507 1423 1549 1696"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="522 1423 566 1556">設置</td> <td data-bbox="566 1423 1549 1556">知事は、あらかじめ二次保健医療圏毎を原則に災害拠点病院を指定し、<u>災害医療に関して県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点を1ヶ所指定する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="522 1556 566 1696">活動</td> <td data-bbox="566 1556 1549 1696"><u>他の医療救護施設での処置が困難な重症患者の処置及び受入れのほか、救護病院の確保が困難であるか又は救護病院のない市町の重症患者及び中等症患者の処置並びに受入れ、広域搬送拠点への患者搬送手配を行う。</u></td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	救護所	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="522 296 566 380">設置</td> <td data-bbox="566 296 1549 380">市町は、<u>地震による災害が発生したとき、あらかじめ市町長が指定した救護所で医療救護活動を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="522 380 566 657">活動</td> <td data-bbox="566 380 1549 657"> ア トリアージ イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 救護病院、<u>仮設救護病院</u>及び災害拠点病院への<u>患者搬送</u>の手配 エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項 </td> </tr> </table>	設置	市町は、 <u>地震による災害が発生したとき、あらかじめ市町長が指定した救護所で医療救護活動を行う。</u>	活動	ア トリアージ イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 救護病院、 <u>仮設救護病院</u> 及び災害拠点病院への <u>患者搬送</u> の手配 エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項	救護病院	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="522 657 566 741">設置</td> <td data-bbox="566 657 1549 741">市町は、<u>地震による災害が発生したとき、あらかじめ市町長が指定した救護病院で医療救護活動を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="522 741 566 1018">活動</td> <td data-bbox="566 741 1549 1018"> ア トリアージ イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 災害拠点病院、広域搬送拠点への<u>患者搬送</u>の手配 エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項 </td> </tr> </table>	設置	市町は、 <u>地震による災害が発生したとき、あらかじめ市町長が指定した救護病院で医療救護活動を行う。</u>	活動	ア トリアージ イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 災害拠点病院、広域搬送拠点への <u>患者搬送</u> の手配 エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項	仮設救護病院	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="522 1018 566 1150">設置</td> <td data-bbox="566 1018 1549 1150">市町は、<u>救護病院を確保することができないとき及び救護病院の病床に不足を生ずるとき、あらかじめ市町長が指定した仮設救護病院で医療救護活動を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="522 1150 566 1423">活動</td> <td data-bbox="566 1150 1549 1423"> ア トリアージ イ <u>中等症患者の処置及び受入れ。必要に応じ、重症患者の応急処置</u> ウ <u>救護病院及び災害拠点病院への患者搬送の手配</u> エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ <u>その他必要な事項</u> </td> </tr> </table>	設置	市町は、 <u>救護病院を確保することができないとき及び救護病院の病床に不足を生ずるとき、あらかじめ市町長が指定した仮設救護病院で医療救護活動を行う。</u>	活動	ア トリアージ イ <u>中等症患者の処置及び受入れ。必要に応じ、重症患者の応急処置</u> ウ <u>救護病院及び災害拠点病院への患者搬送の手配</u> エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ <u>その他必要な事項</u>	災害拠点病院	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="522 1423 566 1556">設置</td> <td data-bbox="566 1423 1549 1556">知事は、あらかじめ二次保健医療圏毎を原則に災害拠点病院を指定し、<u>災害医療に関して県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点を1ヶ所指定する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="522 1556 566 1696">活動</td> <td data-bbox="566 1556 1549 1696"><u>他の医療救護施設での処置が困難な重症患者の処置及び受入れのほか、救護病院の確保が困難であるか又は救護病院のない市町の重症患者及び中等症患者の処置並びに受入れ、広域搬送拠点への患者搬送手配を行う。</u></td> </tr> </table>	設置	知事は、あらかじめ二次保健医療圏毎を原則に災害拠点病院を指定し、 <u>災害医療に関して県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点を1ヶ所指定する。</u>	活動	<u>他の医療救護施設での処置が困難な重症患者の処置及び受入れのほか、救護病院の確保が困難であるか又は救護病院のない市町の重症患者及び中等症患者の処置並びに受入れ、広域搬送拠点への患者搬送手配を行う。</u>	<p>(2) 救護所、救護病院及び災害拠点病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 254 1762 296">区分</th> <th data-bbox="1762 254 2801 296">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 296 1762 646">救護所</td> <td data-bbox="1762 296 2801 646"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1777 296 1822 380">設置</td> <td data-bbox="1822 296 2801 380">市町は、<u>あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1777 380 1822 646">活動</td> <td data-bbox="1822 380 2801 646"> ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</u> イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ <u>中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送</u>手配 エ 死亡の確認<u>及び遺体搬送の手配</u> オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 646 1762 1003">救護病院</td> <td data-bbox="1762 646 2801 1003"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1777 646 1822 730">設置</td> <td data-bbox="1822 646 2801 730">市町は、<u>あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1777 730 1822 1003">活動</td> <td data-bbox="1822 730 2801 1003"> ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</u> イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ <u>重症患者の</u>災害拠点病院、広域搬送拠点へ<u>搬送</u>手配 エ 死亡の確認<u>及び遺体搬送の手配</u> オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1003 1762 1108">(削除)</td> <td data-bbox="1762 1003 2801 1108">(削除)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1108 1762 1507">災害拠点病院</td> <td data-bbox="1762 1108 2801 1507"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1777 1108 1822 1283">設置</td> <td data-bbox="1822 1108 2801 1283"><u>県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1777 1283 1822 1507">活動</td> <td data-bbox="1822 1283 2801 1507"> ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</u> イ <u>他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置</u> ウ <u>重症患者の広域搬送拠点への搬送手配</u> エ <u>DMA T等医療チームの受入れ及び派遣</u> オ <u>地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</u> </td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	救護所	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1777 296 1822 380">設置</td> <td data-bbox="1822 296 2801 380">市町は、<u>あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1777 380 1822 646">活動</td> <td data-bbox="1822 380 2801 646"> ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</u> イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ <u>中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送</u>手配 エ 死亡の確認<u>及び遺体搬送の手配</u> オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項 </td> </tr> </table>	設置	市町は、 <u>あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。</u>	活動	ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</u> イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ <u>中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送</u> 手配 エ 死亡の確認 <u>及び遺体搬送の手配</u> オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項	救護病院	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1777 646 1822 730">設置</td> <td data-bbox="1822 646 2801 730">市町は、<u>あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1777 730 1822 1003">活動</td> <td data-bbox="1822 730 2801 1003"> ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</u> イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ <u>重症患者の</u>災害拠点病院、広域搬送拠点へ<u>搬送</u>手配 エ 死亡の確認<u>及び遺体搬送の手配</u> オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項 </td> </tr> </table>	設置	市町は、 <u>あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。</u>	活動	ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</u> イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ <u>重症患者の</u> 災害拠点病院、広域搬送拠点へ <u>搬送</u> 手配 エ 死亡の確認 <u>及び遺体搬送の手配</u> オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項	(削除)	(削除)	災害拠点病院	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1777 1108 1822 1283">設置</td> <td data-bbox="1822 1108 2801 1283"><u>県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1777 1283 1822 1507">活動</td> <td data-bbox="1822 1283 2801 1507"> ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</u> イ <u>他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置</u> ウ <u>重症患者の広域搬送拠点への搬送手配</u> エ <u>DMA T等医療チームの受入れ及び派遣</u> オ <u>地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</u> </td> </tr> </table>	設置	<u>県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。</u>	活動	ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</u> イ <u>他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置</u> ウ <u>重症患者の広域搬送拠点への搬送手配</u> エ <u>DMA T等医療チームの受入れ及び派遣</u> オ <u>地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</u>
区分	内容																																																	
救護所	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="522 296 566 380">設置</td> <td data-bbox="566 296 1549 380">市町は、<u>地震による災害が発生したとき、あらかじめ市町長が指定した救護所で医療救護活動を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="522 380 566 657">活動</td> <td data-bbox="566 380 1549 657"> ア トリアージ イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 救護病院、<u>仮設救護病院</u>及び災害拠点病院への<u>患者搬送</u>の手配 エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項 </td> </tr> </table>	設置	市町は、 <u>地震による災害が発生したとき、あらかじめ市町長が指定した救護所で医療救護活動を行う。</u>	活動	ア トリアージ イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 救護病院、 <u>仮設救護病院</u> 及び災害拠点病院への <u>患者搬送</u> の手配 エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項																																													
設置	市町は、 <u>地震による災害が発生したとき、あらかじめ市町長が指定した救護所で医療救護活動を行う。</u>																																																	
活動	ア トリアージ イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 救護病院、 <u>仮設救護病院</u> 及び災害拠点病院への <u>患者搬送</u> の手配 エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項																																																	
救護病院	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="522 657 566 741">設置</td> <td data-bbox="566 657 1549 741">市町は、<u>地震による災害が発生したとき、あらかじめ市町長が指定した救護病院で医療救護活動を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="522 741 566 1018">活動</td> <td data-bbox="566 741 1549 1018"> ア トリアージ イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 災害拠点病院、広域搬送拠点への<u>患者搬送</u>の手配 エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項 </td> </tr> </table>	設置	市町は、 <u>地震による災害が発生したとき、あらかじめ市町長が指定した救護病院で医療救護活動を行う。</u>	活動	ア トリアージ イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 災害拠点病院、広域搬送拠点への <u>患者搬送</u> の手配 エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項																																													
設置	市町は、 <u>地震による災害が発生したとき、あらかじめ市町長が指定した救護病院で医療救護活動を行う。</u>																																																	
活動	ア トリアージ イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 災害拠点病院、広域搬送拠点への <u>患者搬送</u> の手配 エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項																																																	
仮設救護病院	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="522 1018 566 1150">設置</td> <td data-bbox="566 1018 1549 1150">市町は、<u>救護病院を確保することができないとき及び救護病院の病床に不足を生ずるとき、あらかじめ市町長が指定した仮設救護病院で医療救護活動を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="522 1150 566 1423">活動</td> <td data-bbox="566 1150 1549 1423"> ア トリアージ イ <u>中等症患者の処置及び受入れ。必要に応じ、重症患者の応急処置</u> ウ <u>救護病院及び災害拠点病院への患者搬送の手配</u> エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ <u>その他必要な事項</u> </td> </tr> </table>	設置	市町は、 <u>救護病院を確保することができないとき及び救護病院の病床に不足を生ずるとき、あらかじめ市町長が指定した仮設救護病院で医療救護活動を行う。</u>	活動	ア トリアージ イ <u>中等症患者の処置及び受入れ。必要に応じ、重症患者の応急処置</u> ウ <u>救護病院及び災害拠点病院への患者搬送の手配</u> エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ <u>その他必要な事項</u>																																													
設置	市町は、 <u>救護病院を確保することができないとき及び救護病院の病床に不足を生ずるとき、あらかじめ市町長が指定した仮設救護病院で医療救護活動を行う。</u>																																																	
活動	ア トリアージ イ <u>中等症患者の処置及び受入れ。必要に応じ、重症患者の応急処置</u> ウ <u>救護病院及び災害拠点病院への患者搬送の手配</u> エ 死亡の確認 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ <u>その他必要な事項</u>																																																	
災害拠点病院	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="522 1423 566 1556">設置</td> <td data-bbox="566 1423 1549 1556">知事は、あらかじめ二次保健医療圏毎を原則に災害拠点病院を指定し、<u>災害医療に関して県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点を1ヶ所指定する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="522 1556 566 1696">活動</td> <td data-bbox="566 1556 1549 1696"><u>他の医療救護施設での処置が困難な重症患者の処置及び受入れのほか、救護病院の確保が困難であるか又は救護病院のない市町の重症患者及び中等症患者の処置並びに受入れ、広域搬送拠点への患者搬送手配を行う。</u></td> </tr> </table>	設置	知事は、あらかじめ二次保健医療圏毎を原則に災害拠点病院を指定し、 <u>災害医療に関して県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点を1ヶ所指定する。</u>	活動	<u>他の医療救護施設での処置が困難な重症患者の処置及び受入れのほか、救護病院の確保が困難であるか又は救護病院のない市町の重症患者及び中等症患者の処置並びに受入れ、広域搬送拠点への患者搬送手配を行う。</u>																																													
設置	知事は、あらかじめ二次保健医療圏毎を原則に災害拠点病院を指定し、 <u>災害医療に関して県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点を1ヶ所指定する。</u>																																																	
活動	<u>他の医療救護施設での処置が困難な重症患者の処置及び受入れのほか、救護病院の確保が困難であるか又は救護病院のない市町の重症患者及び中等症患者の処置並びに受入れ、広域搬送拠点への患者搬送手配を行う。</u>																																																	
区分	内容																																																	
救護所	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1777 296 1822 380">設置</td> <td data-bbox="1822 296 2801 380">市町は、<u>あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1777 380 1822 646">活動</td> <td data-bbox="1822 380 2801 646"> ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</u> イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ <u>中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送</u>手配 エ 死亡の確認<u>及び遺体搬送の手配</u> オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項 </td> </tr> </table>	設置	市町は、 <u>あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。</u>	活動	ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</u> イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ <u>中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送</u> 手配 エ 死亡の確認 <u>及び遺体搬送の手配</u> オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項																																													
設置	市町は、 <u>あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。</u>																																																	
活動	ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</u> イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ <u>中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送</u> 手配 エ 死亡の確認 <u>及び遺体搬送の手配</u> オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項																																																	
救護病院	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1777 646 1822 730">設置</td> <td data-bbox="1822 646 2801 730">市町は、<u>あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1777 730 1822 1003">活動</td> <td data-bbox="1822 730 2801 1003"> ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</u> イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ <u>重症患者の</u>災害拠点病院、広域搬送拠点へ<u>搬送</u>手配 エ 死亡の確認<u>及び遺体搬送の手配</u> オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項 </td> </tr> </table>	設置	市町は、 <u>あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。</u>	活動	ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</u> イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ <u>重症患者の</u> 災害拠点病院、広域搬送拠点へ <u>搬送</u> 手配 エ 死亡の確認 <u>及び遺体搬送の手配</u> オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項																																													
設置	市町は、 <u>あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。</u>																																																	
活動	ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</u> イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ <u>重症患者の</u> 災害拠点病院、広域搬送拠点へ <u>搬送</u> 手配 エ 死亡の確認 <u>及び遺体搬送の手配</u> オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項																																																	
(削除)	(削除)																																																	
災害拠点病院	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1777 1108 1822 1283">設置</td> <td data-bbox="1822 1108 2801 1283"><u>県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1777 1283 1822 1507">活動</td> <td data-bbox="1822 1283 2801 1507"> ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</u> イ <u>他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置</u> ウ <u>重症患者の広域搬送拠点への搬送手配</u> エ <u>DMA T等医療チームの受入れ及び派遣</u> オ <u>地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</u> </td> </tr> </table>	設置	<u>県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。</u>	活動	ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</u> イ <u>他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置</u> ウ <u>重症患者の広域搬送拠点への搬送手配</u> エ <u>DMA T等医療チームの受入れ及び派遣</u> オ <u>地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</u>																																													
設置	<u>県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。</u>																																																	
活動	ア <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</u> イ <u>他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置</u> ウ <u>重症患者の広域搬送拠点への搬送手配</u> エ <u>DMA T等医療チームの受入れ及び派遣</u> オ <u>地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</u>																																																	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新								
地震-115	<p>(3) 県、市町、県民及び自主防災組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 296 507 340">実施主体</th> <th data-bbox="507 296 1534 340">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 340 507 1192">県</td> <td data-bbox="507 340 1534 1192"> <p>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、市町から<u>医師及び医療従事者（以下「医師等」という。）の派遣の要請</u>があったときは関係機関に対して<u>医師等</u>の派遣を要請する。 知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは医薬品備蓄センター及び静岡県医薬品卸業協会等から調達・あっせんを図る。 知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、県内血液センターへ供給を要請する。 知事は、市町から<u>医師等</u>の派遣や<u>緊急患者</u>及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への受入れのため必要な措置を講ずる。 被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を<u>県外の医療施設へ搬送</u>するために必要な措置を講ずる。 災害救助法に基づく医療及び助産に関する県の実施事項は、「共通対策の巻」による。 </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	<p>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、市町から<u>医師及び医療従事者（以下「医師等」という。）の派遣の要請</u>があったときは関係機関に対して<u>医師等</u>の派遣を要請する。 知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは医薬品備蓄センター及び静岡県医薬品卸業協会等から調達・あっせんを図る。 知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、県内血液センターへ供給を要請する。 知事は、市町から<u>医師等</u>の派遣や<u>緊急患者</u>及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への受入れのため必要な措置を講ずる。 被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を<u>県外の医療施設へ搬送</u>するために必要な措置を講ずる。 災害救助法に基づく医療及び助産に関する県の実施事項は、「共通対策の巻」による。 	<p>(3) 県、市町、県民及び自主防災組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1602 296 1760 340">実施主体</th> <th data-bbox="1760 296 2786 340">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 340 1760 1192">県</td> <td data-bbox="1760 340 2786 1192"> <p>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、市町から<u>救護班の派遣要請</u>があったときは関係機関に対して<u>救護班</u>の派遣を要請する。 知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは医薬品備蓄センター及び静岡県医薬品卸業協会等から調達・あっせんを図る。 知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、県内血液センターへ供給を要請する。 知事は、市町から<u>救護班</u>の派遣や<u>患者輸送</u>及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への受入れのため必要な措置を講ずる。 被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を<u>広域医療搬送</u>するために必要な措置を講ずる。 災害救助法に基づく医療及び助産に関する県の実施事項は、「共通対策の巻」による。 </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	<p>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、市町から<u>救護班の派遣要請</u>があったときは関係機関に対して<u>救護班</u>の派遣を要請する。 知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは医薬品備蓄センター及び静岡県医薬品卸業協会等から調達・あっせんを図る。 知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、県内血液センターへ供給を要請する。 知事は、市町から<u>救護班</u>の派遣や<u>患者輸送</u>及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への受入れのため必要な措置を講ずる。 被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を<u>広域医療搬送</u>するために必要な措置を講ずる。 災害救助法に基づく医療及び助産に関する県の実施事項は、「共通対策の巻」による。
	実施主体	内 容								
	県	<p>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、市町から<u>医師及び医療従事者（以下「医師等」という。）の派遣の要請</u>があったときは関係機関に対して<u>医師等</u>の派遣を要請する。 知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは医薬品備蓄センター及び静岡県医薬品卸業協会等から調達・あっせんを図る。 知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、県内血液センターへ供給を要請する。 知事は、市町から<u>医師等</u>の派遣や<u>緊急患者</u>及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への受入れのため必要な措置を講ずる。 被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を<u>県外の医療施設へ搬送</u>するために必要な措置を講ずる。 災害救助法に基づく医療及び助産に関する県の実施事項は、「共通対策の巻」による。 								
	実施主体	内 容								
県	<p>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、市町から<u>救護班の派遣要請</u>があったときは関係機関に対して<u>救護班</u>の派遣を要請する。 知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは医薬品備蓄センター及び静岡県医薬品卸業協会等から調達・あっせんを図る。 知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、県内血液センターへ供給を要請する。 知事は、市町から<u>救護班</u>の派遣や<u>患者輸送</u>及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への受入れのため必要な措置を講ずる。 被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を<u>広域医療搬送</u>するために必要な措置を講ずる。 災害救助法に基づく医療及び助産に関する県の実施事項は、「共通対策の巻」による。 									
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。 <p><u>ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）</u></p> <p><u>イ 必要な救護班数</u></p> <p><u>ウ 医療救護活動を必要とする期間</u></p> <p><u>エ 救護班の派遣場所</u></p> <p><u>オ その他必要事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 被害の状況に応じて、重症患者の広域搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。 	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。 <p><u>ア 必要な救護班数</u></p> <p><u>イ 救護班の派遣場所</u></p> <p><u>ウ その他必要事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 被害の状況に応じて、重症患者の広域<u>医療搬送</u>を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。 									
<p>県民及び自主防災組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>傷を負った者</u>については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 <u>負傷者で介護</u>を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。 	<p>県民及び自主防災組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>傷病者</u>については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 <u>傷病者で救護</u>を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。 									
(略)	(略)									

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																
地震-118	<p>9 遺体の捜索及び措置</p> <table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th colspan="3">内容</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">市 町</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遺体収容施設</td> <td>設置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案、<u>検視</u>に必要な医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>市町長から遺体の捜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事は、市町から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。 ・知事は、遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。 ・知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。 	実施主体	内容			市 町	(略)	(略)		遺体収容施設	設置	(略)	活動	市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案、 <u>検視</u> に必要な医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。	(略)	(略)		<p>9 遺体の捜索及び措置</p> <table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th colspan="3">内容</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">市 町</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遺体収容施設</td> <td>設置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案<u>及び検視並びに身元確認</u>に必要な医師<u>及び歯科医師</u>の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>市町長から遺体の捜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事は、市町から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。 ・知事は、遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。 ・知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て、<u>火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等</u>、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。 	実施主体	内容			市 町	(略)	(略)		遺体収容施設	設置	(略)	活動	市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案 <u>及び検視並びに身元確認</u> に必要な医師 <u>及び歯科医師</u> の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。	(略)	(略)	
	実施主体	内容																																
市 町	(略)	(略)																																
	遺体収容施設	設置	(略)																															
		活動	市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案、 <u>検視</u> に必要な医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。																															
(略)	(略)																																	
実施主体	内容																																	
市 町	(略)	(略)																																
	遺体収容施設	設置	(略)																															
		活動	市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案 <u>及び検視並びに身元確認</u> に必要な医師 <u>及び歯科医師</u> の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。																															
(略)	(略)																																	
地震-119	<p>(略)</p> <p>10 応急住宅の確保</p> <p>(1) 県</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急住宅の入居者の認定及び管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 ・入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、<u>災害時要援護者</u>を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	応急住宅の入居者の認定及び管理	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 ・入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、<u>災害時要援護者</u>を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。 	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>10 応急住宅の確保</p> <p>(1) 県</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急住宅の入居者の認定及び管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 ・入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、<u>要配慮者</u>を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	応急住宅の入居者の認定及び管理	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 ・入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、<u>要配慮者</u>を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。 	(略)	(略)																
区 分	内 容																																	
(略)	(略)																																	
応急住宅の入居者の認定及び管理	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 ・入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、<u>災害時要援護者</u>を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。 																																	
(略)	(略)																																	
区 分	内 容																																	
(略)	(略)																																	
応急住宅の入居者の認定及び管理	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 ・入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、<u>要配慮者</u>を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。 																																	
(略)	(略)																																	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																				
地震-124	<p>第11、12節（略） 第13節 県有施設及び設備等の対策 災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な県有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。</p> <p>1 県防災行政無線</p> <table border="1" data-bbox="350 499 1537 1581"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県庁統制局の機能確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。（なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。） ・県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、<u>全県移動用無線</u>等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。 </td> </tr> <tr> <td>中継局の機能確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。 ・多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他<u>全県移動、又は土木地区移動の各無線機</u>を使用して連絡を確保する。 ・上記2つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。 </td> </tr> <tr> <td>総合庁舎局等の機能確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。 ・電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか<u>全県移動系又は地区移動系等の無線機</u>を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。 </td> </tr> <tr> <td>市町及び他機関端末局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。 ・障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市町、方面本部と県庁の間の通信を確保する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>第14、15節（略）</p>	区分	内 容	県庁統制局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> ・統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。（なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。） ・県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、<u>全県移動用無線</u>等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。 	中継局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> ・中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。 ・多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他<u>全県移動、又は土木地区移動の各無線機</u>を使用して連絡を確保する。 ・上記2つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。 	総合庁舎局等の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> ・総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。 ・電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか<u>全県移動系又は地区移動系等の無線機</u>を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。 	市町及び他機関端末局	<ul style="list-style-type: none"> ・端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。 ・障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市町、方面本部と県庁の間の通信を確保する。 	<p>第11、12節（略） 第13節 県有施設及び設備等の対策 災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な県有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。</p> <p>1 県防災行政無線</p> <table border="1" data-bbox="1602 499 2789 1581"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県庁統制局の機能確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。（なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。） ・県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、<u>移動系無線</u>等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。 </td> </tr> <tr> <td>中継局の機能確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。 ・多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他<u>移動系無線機</u>を使用して連絡を確保する。 ・上記2つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。 </td> </tr> <tr> <td>総合庁舎局等の機能確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。 ・電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか<u>移動系無線機</u>を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。 </td> </tr> <tr> <td>市町及び他機関端末局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。 ・障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市町、方面本部と県庁の間の通信を確保する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>第14、15節（略）</p>	区分	内 容	県庁統制局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> ・統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。（なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。） ・県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、<u>移動系無線</u>等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。 	中継局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> ・中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。 ・多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他<u>移動系無線機</u>を使用して連絡を確保する。 ・上記2つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。 	総合庁舎局等の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> ・総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。 ・電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか<u>移動系無線機</u>を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。 	市町及び他機関端末局	<ul style="list-style-type: none"> ・端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。 ・障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市町、方面本部と県庁の間の通信を確保する。
区分	内 容																					
県庁統制局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> ・統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。（なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。） ・県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、<u>全県移動用無線</u>等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。 																					
中継局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> ・中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。 ・多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他<u>全県移動、又は土木地区移動の各無線機</u>を使用して連絡を確保する。 ・上記2つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。 																					
総合庁舎局等の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> ・総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。 ・電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか<u>全県移動系又は地区移動系等の無線機</u>を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。 																					
市町及び他機関端末局	<ul style="list-style-type: none"> ・端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。 ・障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市町、方面本部と県庁の間の通信を確保する。 																					
区分	内 容																					
県庁統制局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> ・統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。（なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。） ・県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、<u>移動系無線</u>等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。 																					
中継局の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> ・中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。 ・多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他<u>移動系無線機</u>を使用して連絡を確保する。 ・上記2つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。 																					
総合庁舎局等の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> ・総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。 ・電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか<u>移動系無線機</u>を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。 																					
市町及び他機関端末局	<ul style="list-style-type: none"> ・端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。 ・障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、方面本部と市町、方面本部と県庁の間の通信を確保する。 																					

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新												
地震131	<p>第6章 復旧・復興対策 第1節 防災関係機関の活動 (略) 4 防災関係機関 防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。</p>	<p>第6章 復旧・復興対策 第1節 防災関係機関の活動 (略) 4 防災関係機関 防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。</p>												
	<p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="350 514 1534 787"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 514 655 558">機 関 名</th> <th data-bbox="655 514 1534 558">復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 558 655 653">(略)</td> <td data-bbox="655 558 1534 653">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 653 655 787">気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)</td> <td data-bbox="655 653 1534 787">津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	(略)	(略)	気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説	<p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1602 514 2786 787"> <thead> <tr> <th data-bbox="1602 514 1908 558">機 関 名</th> <th data-bbox="1908 514 2786 558">復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 558 1908 653">(略)</td> <td data-bbox="1908 558 2786 653">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 653 1908 787">気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)</td> <td data-bbox="1908 653 2786 787"><u>大津波警報</u>、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	(略)	(略)	気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	<u>大津波警報</u> 、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
	機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項												
	(略)	(略)												
気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説													
機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項													
(略)	(略)													
気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	<u>大津波警報</u> 、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説													
(略)	(略)													
第2～7節 (略)	第2～7節 (略)													

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																										
地震-139	<p>第8節 被災者の生活再建支援 (略)</p> <p>1 恒久住宅対策</p> <table border="1"> <tr> <td>基本方針</td> <td>被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。</td> </tr> </table>	基本方針	被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。	<p>第8節 被災者の生活再建支援 (略)</p> <p>1 恒久住宅対策</p> <table border="1"> <tr> <td>基本方針</td> <td>被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。</td> </tr> </table>	基本方針	被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。																																						
	基本方針	被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。																																										
基本方針	被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。																																											
地震-140	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公的住宅に関する協議</td> <td>次の事項について市町と協議する。 ア <u>災害復興公営住宅</u>の建設に関する役割分担 イ 買取り・借上げによる<u>公営住宅</u>の供給に関する役割分担 ウ <u>特定優良賃貸住宅の供給に関する役割分担</u></td> </tr> <tr> <td><u>県営</u>住宅等の供給</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>他の用途と調整を行い</u>、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、<u>県営住宅</u>を建設する。 ・買取り・借上げ方式による<u>県営住宅</u>の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅等のストックの活用を図る。 ・静岡県住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構に良質な賃貸住宅及び分譲住宅のストックの活用を要請する。 </td> </tr> <tr> <td>住宅に関する情報提供</td> <td>震災復興相談センター等で自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市町</td> <td>住宅復興計画の策定</td> <td>県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。</td> </tr> <tr> <td>県との協議</td> <td>公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。</td> </tr> <tr> <td><u>市町営住宅等</u>の供給</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>他の用途と調整を行い</u>、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、<u>市町営住宅</u>を建設する。 ・買取り・借上げ方式による<u>市町営住宅</u>の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。 </td> </tr> <tr> <td>住宅に関する情報提供</td> <td>相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内 容		県	(略)	(略)	公的住宅に関する協議	次の事項について市町と協議する。 ア <u>災害復興公営住宅</u> の建設に関する役割分担 イ 買取り・借上げによる <u>公営住宅</u> の供給に関する役割分担 ウ <u>特定優良賃貸住宅の供給に関する役割分担</u>	<u>県営</u> 住宅等の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>他の用途と調整を行い</u>、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、<u>県営住宅</u>を建設する。 ・買取り・借上げ方式による<u>県営住宅</u>の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅等のストックの活用を図る。 ・静岡県住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構に良質な賃貸住宅及び分譲住宅のストックの活用を要請する。 	住宅に関する情報提供	震災復興相談センター等で自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。	市町	住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。	県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。	<u>市町営住宅等</u> の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>他の用途と調整を行い</u>、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、<u>市町営住宅</u>を建設する。 ・買取り・借上げ方式による<u>市町営住宅</u>の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。 	住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公的住宅に関する協議</td> <td>次の事項について市町と協議する。 ア <u>災害公営住宅等</u>の建設に関する役割分担 イ 買取り・借上げによる<u>災害公営住宅等</u>の供給に関する役割分担 <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害公営</u>住宅等の供給</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、<u>災害公営住宅等</u>を供給する。 ・買取り・借上げ方式による<u>災害公営住宅等</u>の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅等のストックの活用を図る。 ・静岡県住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構に良質な賃貸住宅及び分譲住宅のストックの活用を要請する。 </td> </tr> <tr> <td>住宅に関する情報提供</td> <td>震災復興相談センター等で自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市町</td> <td>住宅復興計画の策定</td> <td>県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。</td> </tr> <tr> <td>県との協議</td> <td>公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。</td> </tr> <tr> <td><u>災害公営住宅等</u>の供給</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、<u>災害公営住宅等</u>を供給する。 ・買取り・借上げ方式による<u>災害公営住宅等</u>の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。 </td> </tr> <tr> <td>住宅に関する情報提供</td> <td>相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内 容		県	(略)	(略)	公的住宅に関する協議	次の事項について市町と協議する。 ア <u>災害公営住宅等</u> の建設に関する役割分担 イ 買取り・借上げによる <u>災害公営住宅等</u> の供給に関する役割分担 <u>(削除)</u>	<u>災害公営</u> 住宅等の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、<u>災害公営住宅等</u>を供給する。 ・買取り・借上げ方式による<u>災害公営住宅等</u>の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅等のストックの活用を図る。 ・静岡県住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構に良質な賃貸住宅及び分譲住宅のストックの活用を要請する。 	住宅に関する情報提供	震災復興相談センター等で自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。	市町	住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。	県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。	<u>災害公営住宅等</u> の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、<u>災害公営住宅等</u>を供給する。 ・買取り・借上げ方式による<u>災害公営住宅等</u>の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。 	住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。
実施主体	内 容																																											
県	(略)	(略)																																										
	公的住宅に関する協議	次の事項について市町と協議する。 ア <u>災害復興公営住宅</u> の建設に関する役割分担 イ 買取り・借上げによる <u>公営住宅</u> の供給に関する役割分担 ウ <u>特定優良賃貸住宅の供給に関する役割分担</u>																																										
	<u>県営</u> 住宅等の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>他の用途と調整を行い</u>、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、<u>県営住宅</u>を建設する。 ・買取り・借上げ方式による<u>県営住宅</u>の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅等のストックの活用を図る。 ・静岡県住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構に良質な賃貸住宅及び分譲住宅のストックの活用を要請する。 																																										
	住宅に関する情報提供	震災復興相談センター等で自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。																																										
市町	住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。																																										
	県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。																																										
	<u>市町営住宅等</u> の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>他の用途と調整を行い</u>、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、<u>市町営住宅</u>を建設する。 ・買取り・借上げ方式による<u>市町営住宅</u>の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。 																																										
	住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。																																										
実施主体	内 容																																											
県	(略)	(略)																																										
	公的住宅に関する協議	次の事項について市町と協議する。 ア <u>災害公営住宅等</u> の建設に関する役割分担 イ 買取り・借上げによる <u>災害公営住宅等</u> の供給に関する役割分担 <u>(削除)</u>																																										
	<u>災害公営</u> 住宅等の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、<u>災害公営住宅等</u>を供給する。 ・買取り・借上げ方式による<u>災害公営住宅等</u>の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅等のストックの活用を図る。 ・静岡県住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構に良質な賃貸住宅及び分譲住宅のストックの活用を要請する。 																																										
	住宅に関する情報提供	震災復興相談センター等で自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。																																										
市町	住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。																																										
	県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。																																										
	<u>災害公営住宅等</u> の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、<u>災害公営住宅等</u>を供給する。 ・買取り・借上げ方式による<u>災害公営住宅等</u>の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。 																																										
	住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。																																										

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																								
地震-141	<p>5 <u>災害時要援護者</u>の支援</p> <table border="1" data-bbox="350 275 1537 499"> <tr> <td data-bbox="350 275 474 499">基本方針</td> <td data-bbox="474 275 1537 499"> (1) 高齢者や障害のある人等のいわゆる<u>災害時要援護者</u>は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 (2) 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="350 537 1537 1094"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 537 474 625">実施主体</th> <th colspan="2" data-bbox="474 537 1537 625">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 625 474 800">県</td> <td data-bbox="474 625 706 800">被災状況の把握</td> <td data-bbox="706 625 1537 800"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時要援護者</u>の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。 ・調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="474 800 706 800">(略)</td> <td data-bbox="706 800 1537 800">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 800 474 1094">市町</td> <td data-bbox="474 800 706 974">被災状況の把握</td> <td data-bbox="706 800 1537 974"> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア <u>災害時要援護者</u>の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="474 974 706 1045">一時入所の実施</td> <td data-bbox="706 974 1537 1045">震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった<u>要援護者</u>に対し、市町有施設への一時入所を実施する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="474 1045 706 1094">(略)</td> <td data-bbox="706 1045 1537 1094">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="314 1142 498 1178">第9節 (略)</p>	基本方針	(1) 高齢者や障害のある人等のいわゆる <u>災害時要援護者</u> は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 (2) 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。	実施主体	内 容		県	被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時要援護者</u>の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。 ・調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。 		(略)	(略)	市町	被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア <u>災害時要援護者</u>の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況 		一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった <u>要援護者</u> に対し、市町有施設への一時入所を実施する。		(略)	(略)	<p>5 <u>要配慮者</u>の支援</p> <table border="1" data-bbox="1605 275 2792 499"> <tr> <td data-bbox="1605 275 1730 499">基本方針</td> <td data-bbox="1730 275 2792 499"> (1) 高齢者や障害のある人等のいわゆる<u>要配慮者</u>は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 (2) 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1605 537 2792 1058"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 537 1730 625">実施主体</th> <th colspan="2" data-bbox="1730 537 2792 625">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 625 1730 764">県</td> <td data-bbox="1730 625 1961 764">被災状況の把握</td> <td data-bbox="1961 625 2792 764"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>要配慮者</u>の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。 ・調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1730 764 1961 764">(略)</td> <td data-bbox="1961 764 2792 764">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 764 1730 1058">市町</td> <td data-bbox="1730 764 1961 938">被災状況の把握</td> <td data-bbox="1961 764 2792 938"> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア <u>要配慮者</u>の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1730 938 1961 1010">一時入所の実施</td> <td data-bbox="1961 938 2792 1010">震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった<u>要配慮者</u>に対し、市町有施設への一時入所を実施する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1730 1010 1961 1058">(略)</td> <td data-bbox="1961 1010 2792 1058">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1567 1150 1751 1186">第9節 (略)</p>	基本方針	(1) 高齢者や障害のある人等のいわゆる <u>要配慮者</u> は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 (2) 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。	実施主体	内 容		県	被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>要配慮者</u>の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。 ・調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。 		(略)	(略)	市町	被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア <u>要配慮者</u>の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況 		一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった <u>要配慮者</u> に対し、市町有施設への一時入所を実施する。		(略)	(略)
基本方針	(1) 高齢者や障害のある人等のいわゆる <u>災害時要援護者</u> は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 (2) 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。																																									
実施主体	内 容																																									
県	被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時要援護者</u>の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。 ・調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。 																																								
	(略)	(略)																																								
市町	被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア <u>災害時要援護者</u>の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況 																																								
	一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった <u>要援護者</u> に対し、市町有施設への一時入所を実施する。																																								
	(略)	(略)																																								
基本方針	(1) 高齢者や障害のある人等のいわゆる <u>要配慮者</u> は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 (2) 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。																																									
実施主体	内 容																																									
県	被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>要配慮者</u>の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町を支援する。 ・調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。 																																								
	(略)	(略)																																								
市町	被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア <u>要配慮者</u>の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況 																																								
	一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった <u>要配慮者</u> に対し、市町有施設への一時入所を実施する。																																								
	(略)	(略)																																								

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新												
津波-1	<p>第1章 総則</p> <p>この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「津波対策の巻」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「<u>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</u>（平成14年法律第92号）」<u>第6条</u>の規定に基づく「<u>東南海・南海地震防災対策推進計画</u>」を含むものである。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>第1章 総則</td> <td>防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害</td> </tr> <tr> <td>第2章 平常時対策</td> <td>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害応急対策</td> <td><u>地震</u>災害が発生した場合の対策</td> </tr> </table>	第1章 総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害	第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策	第3章 災害応急対策	<u>地震</u> 災害が発生した場合の対策	<p>第1章 総則</p> <p>この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「津波対策の巻」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「<u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</u>（平成14年法律第92号）」<u>第5条</u>の規定に基づく「<u>南海トラフ地震防災対策推進計画</u>」を含むものである。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>第1章 総則</td> <td>防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害</td> </tr> <tr> <td>第2章 平常時対策</td> <td>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害応急対策</td> <td><u>津波</u>災害が発生した場合の対策</td> </tr> </table>	第1章 総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害	第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策	第3章 災害応急対策	<u>津波</u> 災害が発生した場合の対策
第1章 総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害													
第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策													
第3章 災害応急対策	<u>地震</u> 災害が発生した場合の対策													
第1章 総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害													
第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策													
第3章 災害応急対策	<u>津波</u> 災害が発生した場合の対策													
津波-2	<p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td>ア～オ (略) カ 津波警報の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	ア～オ (略) カ 津波警報の伝達に関すること	(略)	(略)	<p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td>ア～オ (略) カ 津波、<u>噴火警報等</u>の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	ア～オ (略) カ 津波、 <u>噴火警報等</u> の伝達に関すること	(略)	(略)
機 関 名	処理すべき事務又は業務													
警察庁関東管区警察局	ア～オ (略) カ 津波警報の伝達に関すること													
(略)	(略)													
機 関 名	処理すべき事務又は業務													
警察庁関東管区警察局	ア～オ (略) カ 津波、 <u>噴火警報等</u> の伝達に関すること													
(略)	(略)													
津波-3	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</td> <td> 管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア (略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ (略) </td> </tr> </tbody> </table>	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア (略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ (略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</td> <td> 管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア (略) イ 初動対応 <u>地方整備局災害対策本部からの指示により</u>、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ (略) </td> </tr> </tbody> </table>	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア (略) イ 初動対応 <u>地方整備局災害対策本部からの指示により</u> 、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ (略)								
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア (略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ (略)													
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア (略) イ 初動対応 <u>地方整備局災害対策本部からの指示により</u> 、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ (略)													
津波-4	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)								
(略)	(略)													
(略)	(略)													

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新	
	気象庁東京管区気象台 （静岡地方気象台）	ア 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 エ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること	気象庁東京管区気象台 （静岡地方気象台）	ア 大津波警報 、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 エ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること
	海上保安庁第三管区 海上保安本部	ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導 イ 海洋 レジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置	海上保安庁第三管区 海上保安本部	ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導 イ マリン レジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																				
津波-5	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="302 296 457 386">機 関 名</th> <th data-bbox="457 296 1513 386">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="302 386 457 449">(略)</td> <td data-bbox="457 386 1513 449">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 449 457 617">日本通運株式会社</td> <td data-bbox="457 449 1513 617">防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 617 457 659">(略)</td> <td data-bbox="457 617 1513 659">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 659 457 882">K D D I 株式会社</td> <td data-bbox="457 659 1513 882"> ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本通運株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	(略)	(略)	K D D I 株式会社	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 296 1869 338">機 関 名</th> <th data-bbox="1869 296 2807 338">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 338 1869 386">(略)</td> <td data-bbox="1869 338 2807 386">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 386 1869 617"> 日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u> </td> <td data-bbox="1869 386 2807 617">防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 617 1869 659">(略)</td> <td data-bbox="1869 617 2807 659">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 659 1869 882"> K D D I 株式会社 <u>ソフトバンクテレコ</u> <u>ム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u> </td> <td data-bbox="1869 659 2807 882"> ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	(略)	(略)	K D D I 株式会社 <u>ソフトバンクテレコ</u> <u>ム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u>	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
	機 関 名	処理すべき事務又は業務																				
	(略)	(略)																				
	日本通運株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保																				
	(略)	(略)																				
	K D D I 株式会社	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施																				
機 関 名	処理すべき事務又は業務																					
(略)	(略)																					
日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保																					
(略)	(略)																					
K D D I 株式会社 <u>ソフトバンクテレコ</u> <u>ム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u>	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施																					
<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="302 974 635 1016">機 関 名</th> <th data-bbox="635 974 1513 1016">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="302 1016 635 1478"> 一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 </td> <td data-bbox="635 1016 1513 1478"> ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く。） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 1478 635 1520">(略)</td> <td data-bbox="635 1478 1513 1520">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 1520 635 1617">公益社団法人静岡県栄養士会</td> <td data-bbox="635 1520 1513 1617"> ア <u>災害時要援護者</u>等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) 第2節 (略)</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）	(略)	(略)	公益社団法人静岡県栄養士会	ア <u>災害時要援護者</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 974 1869 1016">機 関 名</th> <th data-bbox="1869 974 2807 1016">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 1016 1869 1478"> 一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 </td> <td data-bbox="1869 1016 2807 1478"> ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、<u>公益</u>社団法人静岡県看護協会及び<u>公益社団法人静岡県病院協会</u>を除く。） <u>ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1478 1869 1520">(略)</td> <td data-bbox="1869 1478 2807 1520">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1520 1869 1617">公益社団法人静岡県栄養士会</td> <td data-bbox="1869 1520 2807 1617"> ア <u>要配慮者</u>等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) 第2節 (略)</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、 <u>公益</u> 社団法人静岡県看護協会及び <u>公益社団法人静岡県病院協会</u> を除く。） <u>ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）</u>	(略)	(略)	公益社団法人静岡県栄養士会	ア <u>要配慮者</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力					
機 関 名	処理すべき事務又は業務																					
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）																					
(略)	(略)																					
公益社団法人静岡県栄養士会	ア <u>災害時要援護者</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力																					
機 関 名	処理すべき事務又は業務																					
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、 <u>公益</u> 社団法人静岡県看護協会及び <u>公益社団法人静岡県病院協会</u> を除く。） <u>ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）</u>																					
(略)	(略)																					
公益社団法人静岡県栄養士会	ア <u>要配慮者</u> 等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力																					

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
津波-14	<p>第3節 予想される災害 (略)</p> <p>3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果 (略)</p> <p>(3) 人的被害に係る想定結果 【地震動：基本ケース、津波：ケース①】</p> <p>(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)</td> <td>死者数</td> <td>約 5,500 (約 700)</td> <td>約 2,700 (約 500)</td> <td>約 4,300 (約 500)</td> <td>約 1,600 (約 100)</td> <td>約 800 (約 100)</td> <td>約 1,200 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 19,000 (約 2,600)</td> <td>約 30,000 (約 2,100)</td> <td>約 19,000 (約 1,600)</td> <td>約 5,300 (約 600)</td> <td>約 8,700 (約 400)</td> <td>約 5,500 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 49,000 (約 9,700)</td> <td>約 52,000 (約 7,800)</td> <td>約 42,000 (約 7,600)</td> <td>約 14,000 (約 2,100)</td> <td>約 15,000 (約 1,700)</td> <td>約 12,000 (約 1,700)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="7">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【地震動：基本ケース、津波：ケース①】</p>	項 目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)	(略)	(略)							<p>第3節 予想される災害 (略)</p> <p>3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果 (略)</p> <p>(3) 人的被害に係る想定結果 【地震動：基本ケース、津波：ケース①】</p> <p>(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)</td> <td>死者数</td> <td>約 5,500 (約 700)</td> <td>約 2,700 (約 500)</td> <td>約 4,300 (約 500)</td> <td>約 1,600 (約 100)</td> <td>約 800 (約 100)</td> <td>約 1,200 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 19,000 (約 2,600)</td> <td>約 30,000 (約 2,100)</td> <td>約 19,000 (約 1,600)</td> <td>約 5,300 (約 600)</td> <td>約 8,700 (約 500)</td> <td>約 5,500 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 49,000 (約 9,700)</td> <td>約 52,000 (約 7,800)</td> <td>約 42,000 (約 7,600)</td> <td>約 14,000 (約 2,100)</td> <td>約 15,000 (約 1,700)</td> <td>約 12,000 (約 1,700)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="7">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】</p>	項 目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 500)	約 5,500 (約 400)	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																						
	項 目			被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
冬・深夜		夏・昼	冬・夕		冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
項 目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 500)	約 5,500 (約 400)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
津波-15	<p>(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)</td> <td>死者数</td> <td>約 7,800 (約 700)</td> <td>約 4,100 (約 500)</td> <td>約 6,200 (約 600)</td> <td>約 2,200 (約 200)</td> <td>約 1,200 (約 100)</td> <td>約 1,800 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 19,000 (約 2,500)</td> <td>約 35,000 (約 2,100)</td> <td>約 21,000 (約 1,700)</td> <td>約 5,600 (約 500)</td> <td>約 10,000 (約 500)</td> <td>約 6,100 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 42,000 (約 9,700)</td> <td>約 52,000 (約 7,800)</td> <td>約 38,000 (約 7,600)</td> <td>約 12,000 (約 2,100)</td> <td>約 15,000 (約 1,700)</td> <td>約 11,000 (約 1,700)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="7">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火 災</td> <td>死者数</td> <td>約 1,500</td> <td>約 1,000</td> <td>約 3,300</td> <td>約 200</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 300</td> <td>約 400</td> <td>約 900</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 700</td> <td>約 900</td> <td>約 2,200</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブロック塀の転倒、屋外落下物</td> <td>死者数</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>-</td> <td>約 70</td> <td>約 100</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 10</td> <td>約 200</td> <td>約 300</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">死傷者数合計</td> <td rowspan="3">早期避難率高 + 呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 75,000</td> <td>約 36,000</td> <td>約 46,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 8,500</td> <td>約 10,000</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 22,000</td> <td>約 36,000</td> <td>約 23,000</td> <td>約 6,200</td> <td>約 11,000</td> <td>約 6,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 47,000</td> <td>約 55,000</td> <td>約 43,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 105,000</td> <td>約 67,000</td> <td>約 82,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 8,500</td> <td>約 10,000</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 24,000</td> <td>約 38,000</td> <td>約 25,000</td> <td>約 6,200</td> <td>約 11,000</td> <td>約 6,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 50,000</td> <td>約 58,000</td> <td>約 46,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td>自力脱出困難者数・要救助者数</td> <td>地震動</td> <td>約 50,000</td> <td>約 49,000</td> <td>約 48,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 14,000</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 23,000</td> <td>約 33,000</td> <td>約 26,000</td> <td>約 2,700</td> <td>約 3,800</td> <td>約 3,000</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約 7,800 (約 700)	約 4,100 (約 500)	約 6,200 (約 600)	約 2,200 (約 200)	約 1,200 (約 100)	約 1,800 (約 100)	重傷者数	約 19,000 (約 2,500)	約 35,000 (約 2,100)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,600 (約 500)	約 10,000 (約 500)	約 6,100 (約 400)	軽傷者数	約 42,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 38,000 (約 7,600)	約 12,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 11,000 (約 1,700)	(略)	(略)							火 災	死者数	約 1,500	約 1,000	約 3,300	約 200	約 100	約 100	重傷者数	約 300	約 400	約 900	約 100	約 100	約 100	軽傷者数	約 700	約 900	約 2,200	約 300	約 300	約 300	ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	-	約 10	約 10	-	-	-	重傷者数	-	約 70	約 100	-	-	約 10	軽傷者数	約 10	約 200	約 300	-	約 10	約 20	死傷者数合計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約 75,000	約 36,000	約 46,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000	重傷者数	約 22,000	約 36,000	約 23,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600	軽傷者数	約 47,000	約 55,000	約 43,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000	早期避難率低	死者数	約 105,000	約 67,000	約 82,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000	重傷者数	約 24,000	約 38,000	約 25,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600	軽傷者数	約 50,000	約 58,000	約 46,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000	自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 50,000	約 49,000	約 48,000	約 14,000	約 14,000	約 14,000	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000	<p>(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)</td> <td>死者数</td> <td>約 7,800 (約 700)</td> <td>約 4,100 (約 600)</td> <td>約 6,200 (約 600)</td> <td>約 2,200 (約 200)</td> <td>約 1,200 (約 100)</td> <td>約 1,800 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 19,000 (約 2,500)</td> <td>約 35,000 (約 2,100)</td> <td>約 21,000 (約 1,700)</td> <td>約 5,600 (約 500)</td> <td>約 10,000 (約 500)</td> <td>約 6,100 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 42,000 (約 9,700)</td> <td>約 52,000 (約 7,800)</td> <td>約 38,000 (約 7,600)</td> <td>約 12,000 (約 2,100)</td> <td>約 15,000 (約 1,700)</td> <td>約 11,000 (約 1,700)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="7">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火 災</td> <td>死者数</td> <td>約 1,500</td> <td>約 1,000</td> <td>約 3,400</td> <td>約 200</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 300</td> <td>約 400</td> <td>約 900</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 700</td> <td>約 1,000</td> <td>約 2,200</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブロック塀の転倒、屋外落下物</td> <td>死者数</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>-</td> <td>約 70</td> <td>約 100</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 10</td> <td>約 200</td> <td>約 300</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">死傷者数合計</td> <td rowspan="3">早期避難率高 + 呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 75,000</td> <td>約 36,000</td> <td>約 46,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 8,500</td> <td>約 10,000</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 22,000</td> <td>約 37,000</td> <td>約 23,000</td> <td>約 6,200</td> <td>約 11,000</td> <td>約 6,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 47,000</td> <td>約 55,000</td> <td>約 43,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 105,000</td> <td>約 67,000</td> <td>約 82,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 8,500</td> <td>約 10,000</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 24,000</td> <td>約 38,000</td> <td>約 25,000</td> <td>約 6,200</td> <td>約 11,000</td> <td>約 6,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 50,000</td> <td>約 58,000</td> <td>約 46,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td>自力脱出困難者数・要救助者数</td> <td>地震動</td> <td>約 50,000</td> <td>約 49,000</td> <td>約 48,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 14,000</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 23,000</td> <td>約 33,000</td> <td>約 26,000</td> <td>約 2,700</td> <td>約 3,800</td> <td>約 3,000</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約 7,800 (約 700)	約 4,100 (約 600)	約 6,200 (約 600)	約 2,200 (約 200)	約 1,200 (約 100)	約 1,800 (約 100)	重傷者数	約 19,000 (約 2,500)	約 35,000 (約 2,100)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,600 (約 500)	約 10,000 (約 500)	約 6,100 (約 400)	軽傷者数	約 42,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 38,000 (約 7,600)	約 12,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 11,000 (約 1,700)	(略)	(略)							火 災	死者数	約 1,500	約 1,000	約 3,400	約 200	約 100	約 100	重傷者数	約 300	約 400	約 900	約 100	約 100	約 100	軽傷者数	約 700	約 1,000	約 2,200	約 300	約 300	約 300	ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	-	約 10	約 10	-	-	-	重傷者数	-	約 70	約 100	-	-	約 10	軽傷者数	約 10	約 200	約 300	-	約 10	約 20	死傷者数合計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約 75,000	約 36,000	約 46,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000	重傷者数	約 22,000	約 37,000	約 23,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600	軽傷者数	約 47,000	約 55,000	約 43,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000	早期避難率低	死者数	約 105,000	約 67,000	約 82,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000	重傷者数	約 24,000	約 38,000	約 25,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600	軽傷者数	約 50,000	約 58,000	約 46,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000	自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 50,000	約 49,000	約 48,000	約 14,000	約 14,000	約 14,000	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000
項 目	被害区分			予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約 7,800 (約 700)	約 4,100 (約 500)	約 6,200 (約 600)	約 2,200 (約 200)	約 1,200 (約 100)	約 1,800 (約 100)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	重傷者数	約 19,000 (約 2,500)	約 35,000 (約 2,100)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,600 (約 500)	約 10,000 (約 500)	約 6,100 (約 400)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者数	約 42,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 38,000 (約 7,600)	約 12,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 11,000 (約 1,700)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
火 災	死者数	約 1,500	約 1,000	約 3,300	約 200	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	重傷者数	約 300	約 400	約 900	約 100	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者数	約 700	約 900	約 2,200	約 300	約 300	約 300																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	-	約 10	約 10	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	重傷者数	-	約 70	約 100	-	-	約 10																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者数	約 10	約 200	約 300	-	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
死傷者数合計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約 75,000	約 36,000	約 46,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		重傷者数	約 22,000	約 36,000	約 23,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		軽傷者数	約 47,000	約 55,000	約 43,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	早期避難率低	死者数	約 105,000	約 67,000	約 82,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		重傷者数	約 24,000	約 38,000	約 25,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		軽傷者数	約 50,000	約 58,000	約 46,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 50,000	約 49,000	約 48,000	約 14,000	約 14,000	約 14,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
項 目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約 7,800 (約 700)	約 4,100 (約 600)	約 6,200 (約 600)	約 2,200 (約 200)	約 1,200 (約 100)	約 1,800 (約 100)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	重傷者数	約 19,000 (約 2,500)	約 35,000 (約 2,100)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,600 (約 500)	約 10,000 (約 500)	約 6,100 (約 400)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者数	約 42,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 38,000 (約 7,600)	約 12,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 11,000 (約 1,700)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
火 災	死者数	約 1,500	約 1,000	約 3,400	約 200	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	重傷者数	約 300	約 400	約 900	約 100	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者数	約 700	約 1,000	約 2,200	約 300	約 300	約 300																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	-	約 10	約 10	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	重傷者数	-	約 70	約 100	-	-	約 10																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者数	約 10	約 200	約 300	-	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
死傷者数合計	早期避難率高 + 呼びかけ	死者数	約 75,000	約 36,000	約 46,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		重傷者数	約 22,000	約 37,000	約 23,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		軽傷者数	約 47,000	約 55,000	約 43,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	早期避難率低	死者数	約 105,000	約 67,000	約 82,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		重傷者数	約 24,000	約 38,000	約 25,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		軽傷者数	約 50,000	約 58,000	約 46,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 50,000	約 49,000	約 48,000	約 14,000	約 14,000	約 14,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
津波-23	<p>第2章 平常時対策</p> <p>第1、2節 (略)</p> <p>第3節 防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。 ○ 県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。 ○ なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、<u>災害時要援護者</u>の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の<u>男女</u>のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 <p>(略)</p>	<p>第2章 平常時対策</p> <p>第1、2節 (略)</p> <p>第3節 防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。 ○ 県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。 ○ なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、<u>要配慮者</u>の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 <p>(略)</p>																
津波-24	<p>2 市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。 ○ 訓練に当たっては、<u>災害時要援護者</u>の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。 <p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>1 避難誘導體制の確保</p> <p>1-1 市町長の避難計画の策定</p>	<p>2 市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。 ○ 訓練に当たっては、<u>要配慮者</u>の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。 <p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>1 避難誘導體制の確保</p> <p>1-1 市町長の避難計画の策定</p> <p><u>市町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。</u></p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 1192 516 1239">区 分</th> <th data-bbox="516 1192 1472 1239">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 1239 516 1373">要避難地区の指定</td> <td data-bbox="516 1239 1472 1373">第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1373 516 1507">避難対象地区の指定</td> <td data-bbox="516 1373 1472 1507">警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち<u>延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く</u>、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1507 516 1822">避難地、避難路の指定</td> <td data-bbox="516 1507 1472 1822">要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	要避難地区の指定	第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。	避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち <u>延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く</u> 、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。	避難地、避難路の指定	要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1578 1192 1810 1239">区 分</th> <th data-bbox="1810 1192 2766 1239">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1578 1239 1810 1373">要避難地区の指定</td> <td data-bbox="1810 1239 2766 1373">第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1578 1373 1810 1507">避難対象地区の指定</td> <td data-bbox="1810 1373 2766 1507">警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1578 1507 1810 1822">避難地、<u>津波避難施設</u>、避難路の指定</td> <td data-bbox="1810 1507 2766 1822">要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、<u>津波避難施設</u>、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	要避難地区の指定	第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。	避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。	避難地、 <u>津波避難施設</u> 、避難路の指定	要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、 <u>津波避難施設</u> 、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。
区 分	内 容																	
要避難地区の指定	第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。																	
避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち <u>延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く</u> 、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。																	
避難地、避難路の指定	要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。																	
区 分	内 容																	
要避難地区の指定	第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。																	
避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。																	
避難地、 <u>津波避難施設</u> 、避難路の指定	要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、 <u>津波避難施設</u> 、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。																	

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
津波-25	<p>1-2 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 避難誘導體制整備</p> <p>○ 市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の 災害時要援護者 を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>○ 県及び市町等は、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。</p> <p>(2) 津波危険予想地域における予防措置</p> <p>○ 要避難地区のうち、津波危険予想地域 については次の予防措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="317 968 1504 1535"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て 災害時要援護者 の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 津波に強いまちづくり</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 県及び市町は、行政関連機関、災害時要援護者 に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。</p> <p>○ (略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て 災害時要援護者 の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。 	(略)	(略)	<p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>(1) 避難誘導體制整備</p> <p>○ 市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の 要配慮者 を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>○ 県及び市町等は、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市町等が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達 津波からの避難誘導 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等 <p>(2) 要避難地区 における予防措置</p> <p>○ 要避難地区については次の予防措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="1573 968 2760 1524"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て 要配慮者 の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 市町長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 津波に強いまちづくり</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 県及び市町は、行政関連機関、要配慮者 に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。</p> <p>○ (略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て 要配慮者 の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 市町長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。 	(略)	(略)
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て 災害時要援護者 の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。 																	
(略)	(略)																	
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て 要配慮者 の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 市町長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。 																	
(略)	(略)																	

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
津波-26	<p>3 津波避難施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び市町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。 ○ 県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき下記の施設整備等を実施する。 ○ 県は、津波により海岸保全施設が被災した場合でも、その復旧が迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう維持管理するものとする。 ○ 県及び市町は、<u>避難場所</u>の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。 <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="350 968 1537 1268"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>安全な避難空間の確保</td> <td>津波到達時間内に安全に避難できるよう、津波避難タワーや命山の設置、<u>津波避難ビルの指定</u>、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	安全な避難空間の確保	津波到達時間内に安全に避難できるよう、津波避難タワーや命山の設置、 <u>津波避難ビルの指定</u> 、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。	(略)	(略)	<p>3 津波避難施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び市町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。 ○ 県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき下記の施設整備等を実施する。 ○ 県は、津波により海岸保全施設が被災した場合でも、その復旧が迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう維持管理するものとする。 ○ 県及び市町は、<u>避難地（屋内施設含む）・津波避難施設</u>の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。 ○ <u>避難地（屋内施設含む）・津波避難施設を津波による浸水の恐れがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。</u> ○ <u>県及び市町は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置（耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等）に努めるものとする。</u> <table border="1" data-bbox="1605 968 2792 1268"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>安全な避難空間の確保</td> <td><u>レベル2の津波に対しても</u>津波到達時間内に安全に避難できるよう<u>津波避難ビルの指定</u>、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	安全な避難空間の確保	<u>レベル2の津波に対しても</u> 津波到達時間内に安全に避難できるよう <u>津波避難ビルの指定</u> 、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。	(略)	(略)
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
安全な避難空間の確保	津波到達時間内に安全に避難できるよう、津波避難タワーや命山の設置、 <u>津波避難ビルの指定</u> 、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。																	
(略)	(略)																	
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
安全な避難空間の確保	<u>レベル2の津波に対しても</u> 津波到達時間内に安全に避難できるよう <u>津波避難ビルの指定</u> 、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。																	
(略)	(略)																	

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																		
津波-28	<p>第3章 災害応急対策 (略) 第1節 防災関係機関の活動 (略) 1 県 (略)</p> <table border="1" data-bbox="329 562 1534 1556"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>配備内容</th> <th colspan="2">配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td>【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき</td> <td>各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td>本庁</td> <td>経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>出先</td> <td>必要な地域危機管理局(※1)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td>【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき</td> <td>各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制</td> <td>本庁</td> <td>企画広報部知事戦略局、文化・観光部観光局、国際・交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>出先</td> <td>必要な地域危機管理局(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【警戒本部設置体制】 津波警報(大津波)が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想される時</td> <td>全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制</td> <td>本庁</td> <td>企画広報部知事戦略局、文化・観光部観光局、国際・交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>出先</td> <td>必要な地域危機管理局(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 賀茂危機管理局については、賀茂方面本部指令班員のうち、賀茂地域支援局及び下田財務事務所職員を含む。 ※2 必要により、地域危機管理局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。</p>	配備体制		配備内容	配備部局等		事前配備体制	【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部			出先	必要な地域危機管理局(※1)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所	事前配備体制	【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁	企画広報部知事戦略局、文化・観光部観光局、国際・交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部			出先	必要な地域危機管理局(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所		【警戒本部設置体制】 津波警報(大津波)が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想される時	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁	企画広報部知事戦略局、文化・観光部観光局、国際・交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部				出先	必要な地域危機管理局(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所	<p>第3章 災害応急対策 (略) 第1節 防災関係機関の活動 (略) 1 県 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1581 562 2786 1556"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>配備内容</th> <th colspan="2">配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td>【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき</td> <td>各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td>本庁</td> <td>経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>出先</td> <td>必要な危機管理局(※1)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td>【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき</td> <td>各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制</td> <td>本庁</td> <td>企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>出先</td> <td>必要な危機管理局(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【警戒本部設置体制】 大津波警報が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想される時</td> <td>全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制</td> <td>本庁</td> <td>企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>出先</td> <td>必要な危機管理局(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 賀茂危機管理局については、賀茂方面本部指令班員のうち、賀茂地域支援局及び下田財務事務所職員を含む。 ※2 必要により、危機管理局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。</p>	配備体制		配備内容	配備部局等		事前配備体制	【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部			出先	必要な危機管理局(※1)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所	事前配備体制	【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁	企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部			出先	必要な危機管理局(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所		【警戒本部設置体制】 大津波警報が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想される時	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁	企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部				出先	必要な危機管理局(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所
配備体制		配備内容	配備部局等																																																																	
事前配備体制	【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部																																																																
			出先	必要な地域危機管理局(※1)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所																																																																
事前配備体制	【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁	企画広報部知事戦略局、文化・観光部観光局、国際・交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部																																																																
			出先	必要な地域危機管理局(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所																																																																
	【警戒本部設置体制】 津波警報(大津波)が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想される時	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁	企画広報部知事戦略局、文化・観光部観光局、国際・交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部																																																																
			出先	必要な地域危機管理局(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所																																																																
配備体制		配備内容	配備部局等																																																																	
事前配備体制	【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部																																																																
			出先	必要な危機管理局(※1)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所																																																																
事前配備体制	【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁	企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部																																																																
			出先	必要な危機管理局(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所																																																																
	【警戒本部設置体制】 大津波警報が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想される時	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁	企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産部局、交通基盤部、危機管理部																																																																
			出先	必要な危機管理局(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所																																																																

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																								
津波-31	<p>(略)</p> <p>(2) 対策会議</p> <p>ア 対策会議は、危機管理監の指名する危機担当監で構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。</p> <p>イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、<u>危機管理監</u>に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</p> <p>ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="344 877 1546 1801"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局</td> <td>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア (略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ～エ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</td> <td>ア 津波警報<u>及び</u>津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ～エ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	(略)		国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア (略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ～エ (略)	(略)	(略)	気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	ア 津波警報 <u>及び</u> 津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ～エ (略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>(2) 対策会議</p> <p>ア 対策会議は、危機管理監の指名する危機担当監で構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。</p> <p>イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、<u>対策会議</u>に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</p> <p>ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1602 877 2804 1801"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局</td> <td>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア (略) イ 初動対応 <u>地方整備局災害対策本部からの指示により</u>情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ～エ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</td> <td>ア <u>大津波警報及び</u>津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ～エ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	(略)		国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア (略) イ 初動対応 <u>地方整備局災害対策本部からの指示により</u> 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ～エ (略)	(略)	(略)	気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	ア <u>大津波警報及び</u> 津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ～エ (略)	(略)	(略)
	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																								
(略)																										
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア (略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ～エ (略)																									
(略)	(略)																									
気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	ア 津波警報 <u>及び</u> 津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ～エ (略)																									
(略)	(略)																									
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																									
(略)																										
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア (略) イ 初動対応 <u>地方整備局災害対策本部からの指示により</u> 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ～エ (略)																									
(略)	(略)																									
気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	ア <u>大津波警報及び</u> 津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ～エ (略)																									
(略)	(略)																									

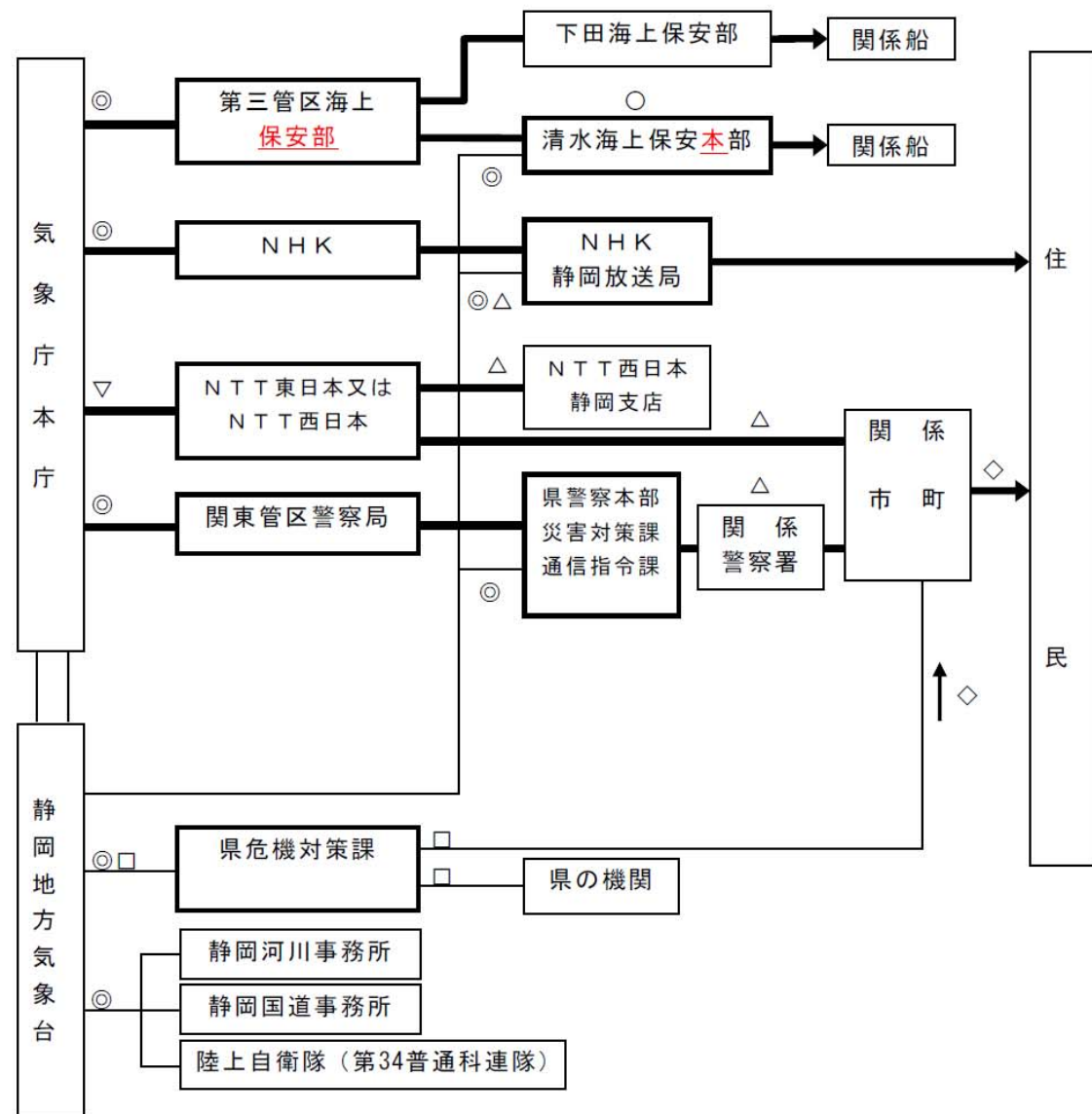
静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																				
津波-33	<p>(略)</p> <p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="350 338 1546 852"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会</td> <td>ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会 <u>及び</u> 社団法人静岡県看護協会を除く。）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人静岡県建設業協会</td> <td>道路施設等の被害調査、復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 情報活動</p> <p>(略)</p> <p>1 津波情報等の種類</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象庁本庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。 ○ 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。 ○ <u>ただし</u>、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。 ○ 予想される津波の高さを定性的な表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。 <p>(略)</p>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会 <u>及び</u> 社団法人静岡県看護協会を除く。）	(略)	(略)	一般社団法人静岡県建設業協会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力	<u>(新設)</u>		<p>(略)</p> <p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1605 338 2733 852"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会</td> <td>ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、<u>公益</u>社団法人静岡県看護協会 <u>及び公益社団法人静岡県病院協会</u>を除く。） <u>ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人静岡県建設業協会</td> <td>道路施設等の被害調査、復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>公益社団法人静岡県栄養士会</u></td> <td><u>ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力</u> <u>イ 避難所における健康相談に関する協力</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 情報活動</p> <p>(略)</p> <p>1 津波情報等の種類</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象庁本庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。 <u>なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる</u> ○ 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。 ○ 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。 ○ 予想される津波の高さを定性的な表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。 <p>(略)</p>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、 <u>公益</u> 社団法人静岡県看護協会 <u>及び公益社団法人静岡県病院協会</u> を除く。） <u>ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）</u>	(略)	(略)	一般社団法人静岡県建設業協会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力	<u>公益社団法人静岡県栄養士会</u>	<u>ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力</u> <u>イ 避難所における健康相談に関する協力</u>
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																					
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会 <u>及び</u> 社団法人静岡県看護協会を除く。）																					
(略)	(略)																					
一般社団法人静岡県建設業協会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力																					
<u>(新設)</u>																						
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																					
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、 <u>公益</u> 社団法人静岡県看護協会 <u>及び公益社団法人静岡県病院協会</u> を除く。） <u>ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）</u>																					
(略)	(略)																					
一般社団法人静岡県建設業協会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力																					
<u>公益社団法人静岡県栄養士会</u>	<u>ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力</u> <u>イ 避難所における健康相談に関する協力</u>																					

旧

新

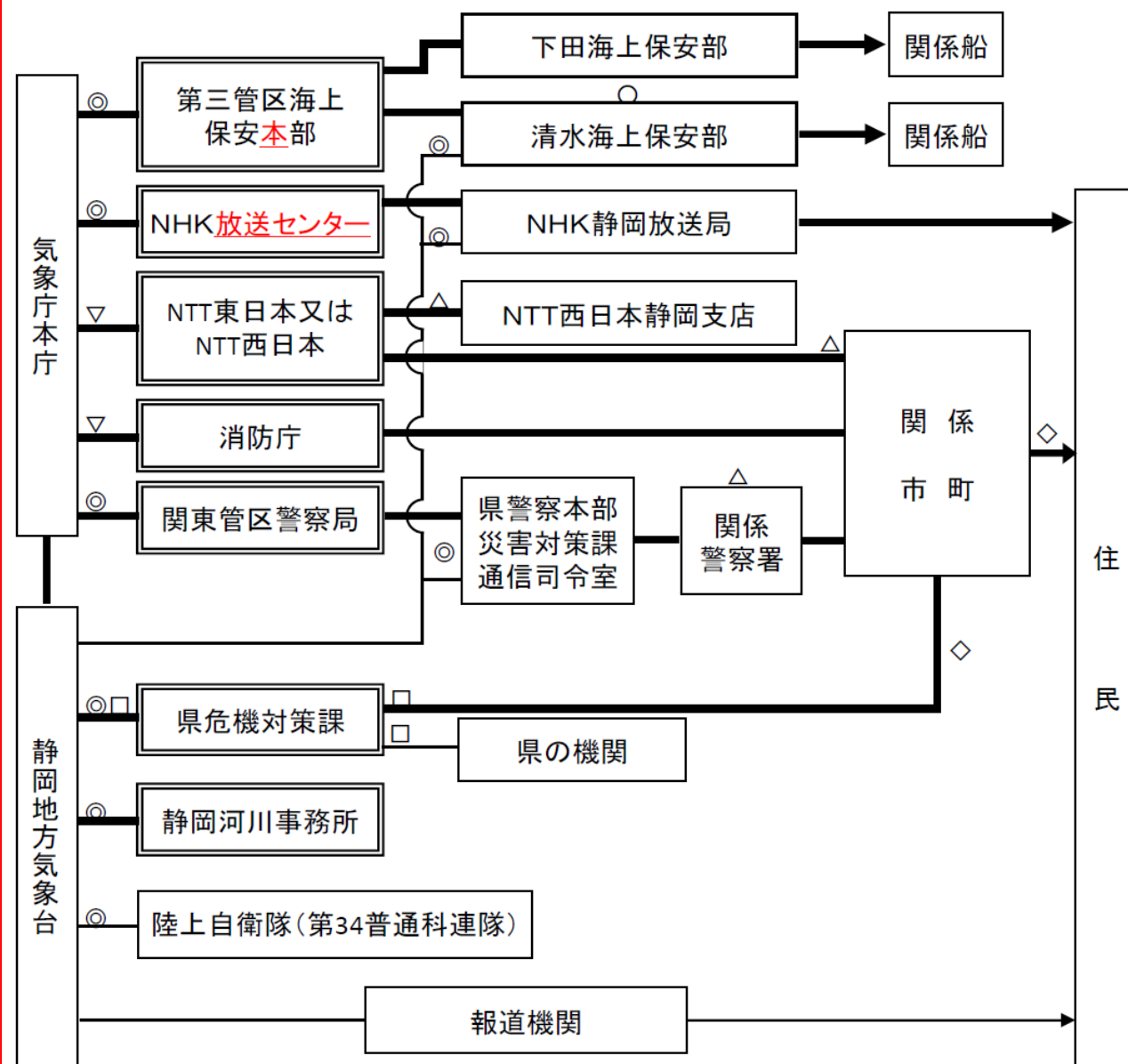
2 津波情報等の伝達系統図



- 法令（気象業務法等）による通知系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- ◎防災情報提供システム
- 専用電話・FAX
- △加入電話・FAX
- ▽オンライン（アデス経由）
- 県防災行政無線
- ◇市町村防災行政無線

法令により、気象官署から警報事項を受領する機関（警報のみ伝達確認を行う機関）
 通信途絶時の警報・注意報伝達経路
 障害等により通常の通信経路が途絶した場合、あらかじめ定めた各機関の障害用FAXへ伝達する。
 このFAXによる経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線等の手段により伝達に努める。

2 津波情報等の伝達系統図



- 法令（気象業務法等）による通知、周知の系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- ◎防災情報提供システム
- 専用電話・FAX
- △加入電話・FAX
- ▽オンライン（アデス経由）
- 県防災行政無線
- ◇市町村防災行政無線

法令により、気象官署から警報事項を通知する機関

注）特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																				
津波-41	<p>第3、4節（略）</p> <p>第5節 避難活動 （略）</p> <p>1 避難対策</p> <table border="1"> <tr> <td>基本方針</td> <td> <p>(1) 津波災害発生時においては、津波の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</p> <p>(2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、災害時要援護者等に配慮するものとする。</p> <p>(3)（略）</p> </td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>(2) 避難のための勧告・指示</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>勧告・指示の内容</td> <td> <p>避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難の勧告・指示が出された地域名</p> <p>イ 避難経路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 津波からの避難対策</p> <p>津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。</p> <p>① 市町が実施する自衛措置</p> <p>沿岸地域の市町においては、次の措置をとるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>震度6弱以上の強い揺れを感じた場合</td> <td>市町長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基本方針	<p>(1) 津波災害発生時においては、津波の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</p> <p>(2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、災害時要援護者等に配慮するものとする。</p> <p>(3)（略）</p>	区分	内容	(略)	(略)	勧告・指示の内容	<p>避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難の勧告・指示が出された地域名</p> <p>イ 避難経路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p>	(略)	(略)	区分	内容	(略)		震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	市町長は、直ちに 津波避難対象地区 にある住民、海水浴客等に対して、避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。	(略)		<p>第3、4節（略）</p> <p>第5節 避難活動 （略）</p> <p>1 避難対策</p> <table border="1"> <tr> <td>基本方針</td> <td> <p>(1) 津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</p> <p>(2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。</p> <p>(3)（略）</p> </td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>(2) 避難のための勧告・指示</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>勧告・指示の内容</td> <td> <p>避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難の勧告・指示が出された地域名</p> <p>イ 避難路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 津波からの避難対策</p> <p>津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。</p> <p>① 市町が実施する自衛措置</p> <p>沿岸地域の市町においては、次の措置をとるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>震度6弱以上の強い揺れを感じた場合</td> <td>市町長は、直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基本方針	<p>(1) 津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</p> <p>(2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。</p> <p>(3)（略）</p>	区分	内容	(略)	(略)	勧告・指示の内容	<p>避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難の勧告・指示が出された地域名</p> <p>イ 避難路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p>	(略)	(略)	区分	内容	(略)		震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	市町長は、直ちに 要避難地区 にある住民、海水浴客等に対して、避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。	(略)	
基本方針	<p>(1) 津波災害発生時においては、津波の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</p> <p>(2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、災害時要援護者等に配慮するものとする。</p> <p>(3)（略）</p>																																					
区分	内容																																					
(略)	(略)																																					
勧告・指示の内容	<p>避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難の勧告・指示が出された地域名</p> <p>イ 避難経路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p>																																					
(略)	(略)																																					
区分	内容																																					
(略)																																						
震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	市町長は、直ちに 津波避難対象地区 にある住民、海水浴客等に対して、避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。																																					
(略)																																						
基本方針	<p>(1) 津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</p> <p>(2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。</p> <p>(3)（略）</p>																																					
区分	内容																																					
(略)	(略)																																					
勧告・指示の内容	<p>避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難の勧告・指示が出された地域名</p> <p>イ 避難路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p>																																					
(略)	(略)																																					
区分	内容																																					
(略)																																						
震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	市町長は、直ちに 要避難地区 にある住民、海水浴客等に対して、避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。																																					
(略)																																						
津波-42																																						

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																								
津波-43	<p>(略)</p> <p>(5) 避難方法等</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="350 338 596 478">避難地への市町職員等の配置</td> <td data-bbox="596 338 1546 478">市町が設定した避難地（<u>一次避難地及び広域避難地</u>）には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 478 418 835">避難の方法</td> <td data-bbox="418 478 1546 835"> <p>災害の状況により異なるが<u>原則として次により避難する。また、徒歩による避難を原則とする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 569 596 709"><u>要避難地区で避難を要する場合</u></td> <td data-bbox="596 569 1546 709"><u>津波危険予想地域の住民は、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 709 596 835"><u>任意避難地区で避難を要する場合</u></td> <td data-bbox="596 709 1546 835"><u>住民等は、</u>災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 835 596 926">幹線避難路の確保</td> <td data-bbox="596 835 1546 926">市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 926 596 1514">避難地における業務</td> <td data-bbox="596 926 1546 1514"> <p>(1) 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <p>ア 津波等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>イ 津波等に関する情報の伝達</p> <p>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>エ 必要な応急救護</p> <p>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>(2) 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p> <p>(3) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1514 596 1829">避難状況の報告</td> <td data-bbox="596 1514 1546 1829"> <p>(1) 市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等<u>て</u>次に掲げる避難状況の報告を求める。</p> <p>ただし、<u>避難対象地区</u>以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア(略)</p> </td> </tr> </table>	避難地への市町職員等の配置	市町が設定した避難地（ <u>一次避難地及び広域避難地</u> ）には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。	避難の方法	<p>災害の状況により異なるが<u>原則として次により避難する。また、徒歩による避難を原則とする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 569 596 709"><u>要避難地区で避難を要する場合</u></td> <td data-bbox="596 569 1546 709"><u>津波危険予想地域の住民は、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 709 596 835"><u>任意避難地区で避難を要する場合</u></td> <td data-bbox="596 709 1546 835"><u>住民等は、</u>災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</td> </tr> </table>	<u>要避難地区で避難を要する場合</u>	<u>津波危険予想地域の住民は、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</u>	<u>任意避難地区で避難を要する場合</u>	<u>住民等は、</u> 災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。	幹線避難路の確保	市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。	避難地における業務	<p>(1) 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <p>ア 津波等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>イ 津波等に関する情報の伝達</p> <p>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>エ 必要な応急救護</p> <p>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>(2) 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p> <p>(3) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。</p>	避難状況の報告	<p>(1) 市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等<u>て</u>次に掲げる避難状況の報告を求める。</p> <p>ただし、<u>避難対象地区</u>以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 避難方法等</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1602 338 1849 478">避難地への市町職員等の配置</td> <td data-bbox="1849 338 2801 478">市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 478 1670 835">避難の方法</td> <td data-bbox="1670 478 2801 835"> <p>災害の状況により異なるが、<u>徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。</u></p> <p><u>ア 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。</u></p> <p><u>イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄の津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウント）等）へ避難する</u></p> <p><u>ウ 要避難地区以外の住民であっても、</u>災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 835 1849 926">幹線避難路の確保</td> <td data-bbox="1849 835 2801 926">市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 926 1849 1514">避難地における業務</td> <td data-bbox="1849 926 2801 1514"> <p>(1) 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <p>ア 津波等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>イ 津波等に関する情報の伝達</p> <p>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>エ 必要な応急救護</p> <p>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>(2) 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p> <p>(3) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1514 1849 1829">避難状況の報告</td> <td data-bbox="1849 1514 2801 1829"> <p>(1) 市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等次に掲げる避難状況の報告を求める。</p> <p>ただし、<u>要避難地区</u>以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア(略)</p> </td> </tr> </table>	避難地への市町職員等の配置	市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。	避難の方法	<p>災害の状況により異なるが、<u>徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。</u></p> <p><u>ア 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。</u></p> <p><u>イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄の津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウント）等）へ避難する</u></p> <p><u>ウ 要避難地区以外の住民であっても、</u>災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>	幹線避難路の確保	市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。	避難地における業務	<p>(1) 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <p>ア 津波等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>イ 津波等に関する情報の伝達</p> <p>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>エ 必要な応急救護</p> <p>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>(2) 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p> <p>(3) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。</p>	避難状況の報告	<p>(1) 市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等次に掲げる避難状況の報告を求める。</p> <p>ただし、<u>要避難地区</u>以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア(略)</p>
避難地への市町職員等の配置	市町が設定した避難地（ <u>一次避難地及び広域避難地</u> ）には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。																									
避難の方法	<p>災害の状況により異なるが<u>原則として次により避難する。また、徒歩による避難を原則とする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 569 596 709"><u>要避難地区で避難を要する場合</u></td> <td data-bbox="596 569 1546 709"><u>津波危険予想地域の住民は、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 709 596 835"><u>任意避難地区で避難を要する場合</u></td> <td data-bbox="596 709 1546 835"><u>住民等は、</u>災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</td> </tr> </table>	<u>要避難地区で避難を要する場合</u>	<u>津波危険予想地域の住民は、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</u>	<u>任意避難地区で避難を要する場合</u>	<u>住民等は、</u> 災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。																					
<u>要避難地区で避難を要する場合</u>	<u>津波危険予想地域の住民は、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</u>																									
<u>任意避難地区で避難を要する場合</u>	<u>住民等は、</u> 災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。																									
幹線避難路の確保	市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。																									
避難地における業務	<p>(1) 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <p>ア 津波等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>イ 津波等に関する情報の伝達</p> <p>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>エ 必要な応急救護</p> <p>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>(2) 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p> <p>(3) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。</p>																									
避難状況の報告	<p>(1) 市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等<u>て</u>次に掲げる避難状況の報告を求める。</p> <p>ただし、<u>避難対象地区</u>以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア(略)</p>																									
避難地への市町職員等の配置	市町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。																									
避難の方法	<p>災害の状況により異なるが、<u>徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。</u></p> <p><u>ア 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。</u></p> <p><u>イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄の津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウント）等）へ避難する</u></p> <p><u>ウ 要避難地区以外の住民であっても、</u>災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>																									
幹線避難路の確保	市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。																									
避難地における業務	<p>(1) 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <p>ア 津波等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>イ 津波等に関する情報の伝達</p> <p>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>エ 必要な応急救護</p> <p>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>(2) 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p> <p>(3) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。</p>																									
避難状況の報告	<p>(1) 市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等次に掲げる避難状況の報告を求める。</p> <p>ただし、<u>要避難地区</u>以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア(略)</p>																									

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																
津波-44	<p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <table border="1" data-bbox="350 296 1546 520"> <tr> <td data-bbox="350 296 513 520">基本方針</td> <td data-bbox="513 296 1546 520"> (1)市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 (2)避難所の運営に当たっては、災害時要援護者等に配慮するものとする。 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(1) 避難所の設置及び避難生活</p> <table border="1" data-bbox="350 657 1546 1902"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 657 513 699">区 分</th> <th data-bbox="513 657 1546 699">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 699 513 793">避難生活者</td> <td data-bbox="513 699 1546 793">避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 793 513 1335">設置場所</td> <td data-bbox="513 793 1546 1335"> <ul style="list-style-type: none"> 津波などの危険のない地域に設置する。 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 ア～ウ (略) 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難場所を維持することの適否を検討するものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1335 513 1829">福祉避難所、2次的避難所</td> <td data-bbox="513 1335 1546 1829"> <table border="1" data-bbox="513 1335 1546 1829"> <tr> <td data-bbox="513 1335 596 1514">市町</td> <td data-bbox="596 1335 1546 1514"> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した災害時要援護者の支援に当たる人材の確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1514 596 1829">県</td> <td data-bbox="596 1514 1546 1829"> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、災害時要援護者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1829 513 1902">(略)</td> <td data-bbox="513 1829 1546 1902"></td> </tr> </tbody> </table>	基本方針	(1)市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 (2)避難所の運営に当たっては、 災害時要援護者 等に配慮するものとする。	区 分	内 容	避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 津波などの危険のない地域に設置する。 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 ア～ウ (略) 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難場所を維持することの適否を検討するものとする。 	福祉避難所、2次的避難所	<table border="1" data-bbox="513 1335 1546 1829"> <tr> <td data-bbox="513 1335 596 1514">市町</td> <td data-bbox="596 1335 1546 1514"> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した災害時要援護者の支援に当たる人材の確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1514 596 1829">県</td> <td data-bbox="596 1514 1546 1829"> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、災害時要援護者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 </td> </tr> </table>	市町	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した災害時要援護者の支援に当たる人材の確保に努める。 	県	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、災害時要援護者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 	(略)		<p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <table border="1" data-bbox="1602 296 2798 520"> <tr> <td data-bbox="1602 296 1765 520">基本方針</td> <td data-bbox="1765 296 2798 520"> (1)市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 (2)避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(1) 避難所の設置及び避難生活</p> <table border="1" data-bbox="1602 657 2798 1902"> <thead> <tr> <th data-bbox="1602 657 1765 699">区 分</th> <th data-bbox="1765 657 2798 699">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 699 1765 793">避難生活者</td> <td data-bbox="1765 699 2798 793">避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 793 1765 1335">設置場所</td> <td data-bbox="1765 793 2798 1335"> <ul style="list-style-type: none"> 津波などの危険のない地域に設置する。 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 ア～ウ (略) 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1335 1765 1829">福祉避難所、2次的避難所</td> <td data-bbox="1765 1335 2798 1829"> <table border="1" data-bbox="1765 1335 2798 1829"> <tr> <td data-bbox="1765 1335 1849 1514">市町</td> <td data-bbox="1849 1335 2798 1514"> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1765 1514 1849 1829">県</td> <td data-bbox="1849 1514 2798 1829"> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1829 1765 1902">(略)</td> <td data-bbox="1765 1829 2798 1902"></td> </tr> </tbody> </table>	基本方針	(1)市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 (2)避難所の運営に当たっては、 要配慮者 等に配慮するものとする。	区 分	内 容	避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 津波などの危険のない地域に設置する。 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 ア～ウ (略) 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。 	福祉避難所、2次的避難所	<table border="1" data-bbox="1765 1335 2798 1829"> <tr> <td data-bbox="1765 1335 1849 1514">市町</td> <td data-bbox="1849 1335 2798 1514"> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1765 1514 1849 1829">県</td> <td data-bbox="1849 1514 2798 1829"> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 </td> </tr> </table>	市町	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。 	県	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 	(略)	
基本方針	(1)市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 (2)避難所の運営に当たっては、 災害時要援護者 等に配慮するものとする。																																	
区 分	内 容																																	
避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。																																	
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 津波などの危険のない地域に設置する。 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 ア～ウ (略) 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難場所を維持することの適否を検討するものとする。 																																	
福祉避難所、2次的避難所	<table border="1" data-bbox="513 1335 1546 1829"> <tr> <td data-bbox="513 1335 596 1514">市町</td> <td data-bbox="596 1335 1546 1514"> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した災害時要援護者の支援に当たる人材の確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1514 596 1829">県</td> <td data-bbox="596 1514 1546 1829"> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、災害時要援護者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 </td> </tr> </table>	市町	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した災害時要援護者の支援に当たる人材の確保に努める。 	県	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、災害時要援護者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 																													
市町	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した災害時要援護者の支援に当たる人材の確保に努める。 																																	
県	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、災害時要援護者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 																																	
(略)																																		
基本方針	(1)市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 (2)避難所の運営に当たっては、 要配慮者 等に配慮するものとする。																																	
区 分	内 容																																	
避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。																																	
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 津波などの危険のない地域に設置する。 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 ア～ウ (略) 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。 																																	
福祉避難所、2次的避難所	<table border="1" data-bbox="1765 1335 2798 1829"> <tr> <td data-bbox="1765 1335 1849 1514">市町</td> <td data-bbox="1849 1335 2798 1514"> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1765 1514 1849 1829">県</td> <td data-bbox="1849 1514 2798 1829"> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 </td> </tr> </table>	市町	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。 	県	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 																													
市町	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。 																																	
県	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 																																	
(略)																																		

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																												
津波 4 5	<p>第6節 広域応援活動 (略)</p> <p>1 行政機関及び民間団体の応援活動 (略)</p> <p>(1) 県</p> <table border="1" data-bbox="350 443 1537 1236"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 443 543 491">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="543 443 1537 491">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 491 543 648">(略)</td> <td colspan="2" data-bbox="543 491 1537 648"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 648 543 1146" rowspan="2">民間団体等 に対する応 援協力の要 請</td> <td data-bbox="543 648 780 831">応援協力要請の 対象となる民間 団体等</td> <td data-bbox="780 648 1537 831">ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤 十字社奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設 等の学生・生徒</td> </tr> <tr> <td data-bbox="543 831 780 1146">応援協力要請の 時期及び要請事 項</td> <td data-bbox="780 831 1537 1146">知事は、市町から要請があったとき、又は知事が必要と 認めるときは、次の事項を示して応援協力を要請する。 ア 応援協力を要請する人員 イ 作業内容 ウ 作業場所 エ 集合場所 オ その他応援協力要請に関し必要な事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1146 543 1236"></td> <td data-bbox="543 1146 780 1236">応援協力要請の 実施方法</td> <td data-bbox="780 1146 1537 1236">応援協力要請の具体的実施方法は、「共通対策の巻」に よる。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		(略)			民間団体等 に対する応 援協力の要 請	応援協力要請の 対象となる民間 団体等	ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤 十字社奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設 等の学生・生徒	応援協力要請の 時期及び要請事 項	知事は、市町から要請があったとき、又は知事が必要と 認めるときは、次の事項を示して応援協力を要請する。 ア 応援協力を要請する人員 イ 作業内容 ウ 作業場所 エ 集合場所 オ その他応援協力要請に関し必要な事項		応援協力要請の 実施方法	応援協力要請の具体的実施方法は、「共通対策の巻」に よる。	<p>第6節 広域応援活動 (略)</p> <p>1 行政機関及び民間団体の応援活動 (略)</p> <p>(1) 県</p> <table border="1" data-bbox="1605 443 2792 1236"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 443 1798 491">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="1798 443 2792 491">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 491 1798 648">(略)</td> <td colspan="2" data-bbox="1798 491 2792 648"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 648 1798 1146" rowspan="2">民間団体等 に対する応 援協力の要 請</td> <td data-bbox="1798 648 2036 831">応援協力要請の 対象となる民間 団体等</td> <td data-bbox="2036 648 2792 831">ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤 十字奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設 等の学生・生徒</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 831 2036 1146">応援協力要請の 時期及び要請事 項</td> <td data-bbox="2036 831 2792 1146">知事は、市町から要請があったとき、又は知事が必要と 認めるときは、次の事項を示して応援協力を要請する。 ア 応援協力を要請する人員 イ 作業内容 ウ 作業場所 エ 集合場所 オ その他応援協力要請に関し必要な事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1146 1798 1236"></td> <td data-bbox="1798 1146 2036 1236">応援協力要請の 実施方法</td> <td data-bbox="2036 1146 2792 1236">応援協力要請の具体的実施方法は、「共通対策の巻」に よる。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		(略)			民間団体等 に対する応 援協力の要 請	応援協力要請の 対象となる民間 団体等	ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤 十字奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設 等の学生・生徒	応援協力要請の 時期及び要請事 項	知事は、市町から要請があったとき、又は知事が必要と 認めるときは、次の事項を示して応援協力を要請する。 ア 応援協力を要請する人員 イ 作業内容 ウ 作業場所 エ 集合場所 オ その他応援協力要請に関し必要な事項		応援協力要請の 実施方法	応援協力要請の具体的実施方法は、「共通対策の巻」に よる。
区 分	内 容																													
(略)																														
民間団体等 に対する応 援協力の要 請	応援協力要請の 対象となる民間 団体等	ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤 十字社奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設 等の学生・生徒																												
	応援協力要請の 時期及び要請事 項	知事は、市町から要請があったとき、又は知事が必要と 認めるときは、次の事項を示して応援協力を要請する。 ア 応援協力を要請する人員 イ 作業内容 ウ 作業場所 エ 集合場所 オ その他応援協力要請に関し必要な事項																												
	応援協力要請の 実施方法	応援協力要請の具体的実施方法は、「共通対策の巻」に よる。																												
区 分	内 容																													
(略)																														
民間団体等 に対する応 援協力の要 請	応援協力要請の 対象となる民間 団体等	ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤 十字奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設 等の学生・生徒																												
	応援協力要請の 時期及び要請事 項	知事は、市町から要請があったとき、又は知事が必要と 認めるときは、次の事項を示して応援協力を要請する。 ア 応援協力を要請する人員 イ 作業内容 ウ 作業場所 エ 集合場所 オ その他応援協力要請に関し必要な事項																												
	応援協力要請の 実施方法	応援協力要請の具体的実施方法は、「共通対策の巻」に よる。																												

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																		
津波 47	<p>(略)</p> <p>2 自衛隊の支援</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自衛隊との連絡</p> <table border="1" data-bbox="350 457 1537 1665"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 457 492 499">区 分</th> <th colspan="4" data-bbox="492 457 1537 499">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 499 492 1346">情報交換</td> <td colspan="4" data-bbox="492 499 1537 699"> <p>知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあつては第 34 普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあつては浜松基地第 1 航空団と密接な情報交換を行う。</p> <table border="1" data-bbox="528 699 1501 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 699 759 741">機 関 名</th> <th data-bbox="759 699 1003 741">電 話 番 号</th> <th colspan="2" data-bbox="1003 699 1501 741">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th data-bbox="1003 741 1252 783">音 声</th> <th data-bbox="1252 741 1501 783">F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 783 759 978">陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科</td> <td data-bbox="759 783 1003 978">0550-89-1310</td> <td data-bbox="1003 783 1252 978">地上系 5-839- <u>9106</u> 衛星系 8-839- <u>9106</u></td> <td data-bbox="1252 783 1501 978">地上系 5-839- <u>9100</u> 衛星系 8-839- <u>9100</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 978 759 1161">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="759 978 1003 1161">046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)</td> <td data-bbox="1003 978 1252 1161">衛星系 8-844- <u>9106</u></td> <td data-bbox="1252 978 1501 1161">衛星系 8-844- 9100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1161 759 1346">航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="759 1161 1003 1346">053-472-1111</td> <td data-bbox="1003 1161 1252 1346">地上系 5-843- <u>9106</u> 衛星系 8-843- <u>9106</u></td> <td data-bbox="1252 1161 1501 1346">地上系 5-843- <u>9100</u> 衛星系 8-843- <u>9100</u></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td data-bbox="492 1346 1537 1528"> <p>・知事は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第 1 航空団司令に対して、連絡班の派遣を要請する。</p> <p>・自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1528 492 1665">自衛隊支援活動の総合調整</td> <td data-bbox="492 1528 1537 1665"> <p>知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。</p> </td> <td data-bbox="1558 247 2807 1923"> <p>(略)</p> <p>2 自衛隊の支援</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自衛隊との連絡</p> <table border="1" data-bbox="1602 457 2789 1665"> <thead> <tr> <th data-bbox="1602 457 1745 499">区 分</th> <th colspan="4" data-bbox="1745 457 2789 499">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 499 1745 1346">情報交換</td> <td colspan="4" data-bbox="1745 499 2789 699"> <p>知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあつては第 34 普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあつては浜松基地第 1 航空団と密接な情報交換を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1774 699 2748 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="1774 699 2006 741">機 関 名</th> <th data-bbox="2006 699 2249 741">電 話 番 号</th> <th colspan="2" data-bbox="2249 699 2748 741">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th data-bbox="2249 741 2499 783">音 声</th> <th data-bbox="2499 741 2748 783">F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1774 783 2006 978">陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科</td> <td data-bbox="2006 783 2249 978">0550-89-1310</td> <td data-bbox="2249 783 2499 978">地上系 5-150- <u>9002</u> 衛星系 8-150- <u>9002</u></td> <td data-bbox="2499 783 2748 978">地上 5-150- <u>8001</u> 衛星系 8- <u>150-8001</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 978 2006 1161">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="2006 978 2249 1161">046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)</td> <td data-bbox="2249 978 2499 1161">衛星系 8-156- 9106</td> <td data-bbox="2499 978 2748 1161">衛星系 8-156- 9100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 1161 2006 1346">航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="2006 1161 2249 1346">053-472-1111</td> <td data-bbox="2249 1161 2499 1346">地上系 5-153- <u>9000</u> 衛星系 8-153- <u>9000</u></td> <td data-bbox="2499 1161 2748 1346">地上系 5-153- <u>8001</u> 衛星系 8-153- <u>8100</u></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td data-bbox="1745 1346 2789 1528"> <p>・知事は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第 1 航空団司令に対して、連絡班の派遣を要請する。</p> <p>・自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1528 1745 1665">自衛隊支援活動の総合調整</td> <td data-bbox="1745 1528 2789 1665"> <p>知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>	区 分	内 容				情報交換	<p>知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあつては第 34 普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあつては浜松基地第 1 航空団と密接な情報交換を行う。</p> <table border="1" data-bbox="528 699 1501 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 699 759 741">機 関 名</th> <th data-bbox="759 699 1003 741">電 話 番 号</th> <th colspan="2" data-bbox="1003 699 1501 741">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th data-bbox="1003 741 1252 783">音 声</th> <th data-bbox="1252 741 1501 783">F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 783 759 978">陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科</td> <td data-bbox="759 783 1003 978">0550-89-1310</td> <td data-bbox="1003 783 1252 978">地上系 5-839- <u>9106</u> 衛星系 8-839- <u>9106</u></td> <td data-bbox="1252 783 1501 978">地上系 5-839- <u>9100</u> 衛星系 8-839- <u>9100</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 978 759 1161">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="759 978 1003 1161">046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)</td> <td data-bbox="1003 978 1252 1161">衛星系 8-844- <u>9106</u></td> <td data-bbox="1252 978 1501 1161">衛星系 8-844- 9100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1161 759 1346">航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="759 1161 1003 1346">053-472-1111</td> <td data-bbox="1003 1161 1252 1346">地上系 5-843- <u>9106</u> 衛星系 8-843- <u>9106</u></td> <td data-bbox="1252 1161 1501 1346">地上系 5-843- <u>9100</u> 衛星系 8-843- <u>9100</u></td> </tr> </tbody> </table>				機 関 名	電 話 番 号	県防災行政無線				音 声	F A X	陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科	0550-89-1310	地上系 5- 839 - <u>9106</u> 衛星系 8-839 - <u>9106</u>	地上系 5- 839 - <u>9100</u> 衛星系 8- 839 - <u>9100</u>	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)	衛星系 8- 844 - <u>9106</u>	衛星系 8-844- 9100	航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5- 843 - <u>9106</u> 衛星系 8- 843 - <u>9106</u>	地上系 5- 843 - <u>9100</u> 衛星系 8- 843 - <u>9100</u>	<p>・知事は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第 1 航空団司令に対して、連絡班の派遣を要請する。</p> <p>・自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</p>	自衛隊支援活動の総合調整	<p>知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>2 自衛隊の支援</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自衛隊との連絡</p> <table border="1" data-bbox="1602 457 2789 1665"> <thead> <tr> <th data-bbox="1602 457 1745 499">区 分</th> <th colspan="4" data-bbox="1745 457 2789 499">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 499 1745 1346">情報交換</td> <td colspan="4" data-bbox="1745 499 2789 699"> <p>知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあつては第 34 普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあつては浜松基地第 1 航空団と密接な情報交換を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1774 699 2748 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="1774 699 2006 741">機 関 名</th> <th data-bbox="2006 699 2249 741">電 話 番 号</th> <th colspan="2" data-bbox="2249 699 2748 741">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th data-bbox="2249 741 2499 783">音 声</th> <th data-bbox="2499 741 2748 783">F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1774 783 2006 978">陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科</td> <td data-bbox="2006 783 2249 978">0550-89-1310</td> <td data-bbox="2249 783 2499 978">地上系 5-150- <u>9002</u> 衛星系 8-150- <u>9002</u></td> <td data-bbox="2499 783 2748 978">地上 5-150- <u>8001</u> 衛星系 8- <u>150-8001</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 978 2006 1161">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="2006 978 2249 1161">046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)</td> <td data-bbox="2249 978 2499 1161">衛星系 8-156- 9106</td> <td data-bbox="2499 978 2748 1161">衛星系 8-156- 9100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 1161 2006 1346">航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="2006 1161 2249 1346">053-472-1111</td> <td data-bbox="2249 1161 2499 1346">地上系 5-153- <u>9000</u> 衛星系 8-153- <u>9000</u></td> <td data-bbox="2499 1161 2748 1346">地上系 5-153- <u>8001</u> 衛星系 8-153- <u>8100</u></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td data-bbox="1745 1346 2789 1528"> <p>・知事は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第 1 航空団司令に対して、連絡班の派遣を要請する。</p> <p>・自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1528 1745 1665">自衛隊支援活動の総合調整</td> <td data-bbox="1745 1528 2789 1665"> <p>知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容				情報交換	<p>知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあつては第 34 普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあつては浜松基地第 1 航空団と密接な情報交換を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1774 699 2748 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="1774 699 2006 741">機 関 名</th> <th data-bbox="2006 699 2249 741">電 話 番 号</th> <th colspan="2" data-bbox="2249 699 2748 741">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th data-bbox="2249 741 2499 783">音 声</th> <th data-bbox="2499 741 2748 783">F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1774 783 2006 978">陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科</td> <td data-bbox="2006 783 2249 978">0550-89-1310</td> <td data-bbox="2249 783 2499 978">地上系 5-150- <u>9002</u> 衛星系 8-150- <u>9002</u></td> <td data-bbox="2499 783 2748 978">地上 5-150- <u>8001</u> 衛星系 8- <u>150-8001</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 978 2006 1161">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="2006 978 2249 1161">046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)</td> <td data-bbox="2249 978 2499 1161">衛星系 8-156- 9106</td> <td data-bbox="2499 978 2748 1161">衛星系 8-156- 9100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 1161 2006 1346">航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="2006 1161 2249 1346">053-472-1111</td> <td data-bbox="2249 1161 2499 1346">地上系 5-153- <u>9000</u> 衛星系 8-153- <u>9000</u></td> <td data-bbox="2499 1161 2748 1346">地上系 5-153- <u>8001</u> 衛星系 8-153- <u>8100</u></td> </tr> </tbody> </table>				機 関 名	電 話 番 号	県防災行政無線				音 声	F A X	陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科	0550-89-1310	地上系 5- 150 - <u>9002</u> 衛星系 8- 150 - <u>9002</u>	地上 5- 150 - <u>8001</u> 衛星系 8- <u>150-8001</u>	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)	衛星系 8- 156 - 9106	衛星系 8- 156 - 9100	航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5- 153 - <u>9000</u> 衛星系 8- 153 - <u>9000</u>	地上系 5- 153 - <u>8001</u> 衛星系 8- 153 - <u>8100</u>	<p>・知事は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第 1 航空団司令に対して、連絡班の派遣を要請する。</p> <p>・自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</p>	自衛隊支援活動の総合調整	<p>知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。</p>
区 分	内 容																																																																			
情報交換	<p>知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあつては第 34 普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあつては浜松基地第 1 航空団と密接な情報交換を行う。</p> <table border="1" data-bbox="528 699 1501 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 699 759 741">機 関 名</th> <th data-bbox="759 699 1003 741">電 話 番 号</th> <th colspan="2" data-bbox="1003 699 1501 741">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th data-bbox="1003 741 1252 783">音 声</th> <th data-bbox="1252 741 1501 783">F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 783 759 978">陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科</td> <td data-bbox="759 783 1003 978">0550-89-1310</td> <td data-bbox="1003 783 1252 978">地上系 5-839- <u>9106</u> 衛星系 8-839- <u>9106</u></td> <td data-bbox="1252 783 1501 978">地上系 5-839- <u>9100</u> 衛星系 8-839- <u>9100</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 978 759 1161">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="759 978 1003 1161">046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)</td> <td data-bbox="1003 978 1252 1161">衛星系 8-844- <u>9106</u></td> <td data-bbox="1252 978 1501 1161">衛星系 8-844- 9100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1161 759 1346">航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="759 1161 1003 1346">053-472-1111</td> <td data-bbox="1003 1161 1252 1346">地上系 5-843- <u>9106</u> 衛星系 8-843- <u>9106</u></td> <td data-bbox="1252 1161 1501 1346">地上系 5-843- <u>9100</u> 衛星系 8-843- <u>9100</u></td> </tr> </tbody> </table>				機 関 名	電 話 番 号	県防災行政無線				音 声	F A X	陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科	0550-89-1310	地上系 5- 839 - <u>9106</u> 衛星系 8-839 - <u>9106</u>	地上系 5- 839 - <u>9100</u> 衛星系 8- 839 - <u>9100</u>	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)	衛星系 8- 844 - <u>9106</u>	衛星系 8-844- 9100	航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5- 843 - <u>9106</u> 衛星系 8- 843 - <u>9106</u>	地上系 5- 843 - <u>9100</u> 衛星系 8- 843 - <u>9100</u>	<p>・知事は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第 1 航空団司令に対して、連絡班の派遣を要請する。</p> <p>・自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</p>																																											
機 関 名	電 話 番 号	県防災行政無線																																																																		
		音 声	F A X																																																																	
陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科	0550-89-1310	地上系 5- 839 - <u>9106</u> 衛星系 8-839 - <u>9106</u>	地上系 5- 839 - <u>9100</u> 衛星系 8- 839 - <u>9100</u>																																																																	
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)	衛星系 8- 844 - <u>9106</u>	衛星系 8-844- 9100																																																																	
航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5- 843 - <u>9106</u> 衛星系 8- 843 - <u>9106</u>	地上系 5- 843 - <u>9100</u> 衛星系 8- 843 - <u>9100</u>																																																																	
自衛隊支援活動の総合調整	<p>知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>2 自衛隊の支援</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自衛隊との連絡</p> <table border="1" data-bbox="1602 457 2789 1665"> <thead> <tr> <th data-bbox="1602 457 1745 499">区 分</th> <th colspan="4" data-bbox="1745 457 2789 499">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 499 1745 1346">情報交換</td> <td colspan="4" data-bbox="1745 499 2789 699"> <p>知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあつては第 34 普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあつては浜松基地第 1 航空団と密接な情報交換を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1774 699 2748 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="1774 699 2006 741">機 関 名</th> <th data-bbox="2006 699 2249 741">電 話 番 号</th> <th colspan="2" data-bbox="2249 699 2748 741">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th data-bbox="2249 741 2499 783">音 声</th> <th data-bbox="2499 741 2748 783">F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1774 783 2006 978">陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科</td> <td data-bbox="2006 783 2249 978">0550-89-1310</td> <td data-bbox="2249 783 2499 978">地上系 5-150- <u>9002</u> 衛星系 8-150- <u>9002</u></td> <td data-bbox="2499 783 2748 978">地上 5-150- <u>8001</u> 衛星系 8- <u>150-8001</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 978 2006 1161">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="2006 978 2249 1161">046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)</td> <td data-bbox="2249 978 2499 1161">衛星系 8-156- 9106</td> <td data-bbox="2499 978 2748 1161">衛星系 8-156- 9100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 1161 2006 1346">航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="2006 1161 2249 1346">053-472-1111</td> <td data-bbox="2249 1161 2499 1346">地上系 5-153- <u>9000</u> 衛星系 8-153- <u>9000</u></td> <td data-bbox="2499 1161 2748 1346">地上系 5-153- <u>8001</u> 衛星系 8-153- <u>8100</u></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td data-bbox="1745 1346 2789 1528"> <p>・知事は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第 1 航空団司令に対して、連絡班の派遣を要請する。</p> <p>・自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1528 1745 1665">自衛隊支援活動の総合調整</td> <td data-bbox="1745 1528 2789 1665"> <p>知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容				情報交換	<p>知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあつては第 34 普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあつては浜松基地第 1 航空団と密接な情報交換を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1774 699 2748 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="1774 699 2006 741">機 関 名</th> <th data-bbox="2006 699 2249 741">電 話 番 号</th> <th colspan="2" data-bbox="2249 699 2748 741">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th data-bbox="2249 741 2499 783">音 声</th> <th data-bbox="2499 741 2748 783">F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1774 783 2006 978">陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科</td> <td data-bbox="2006 783 2249 978">0550-89-1310</td> <td data-bbox="2249 783 2499 978">地上系 5-150- <u>9002</u> 衛星系 8-150- <u>9002</u></td> <td data-bbox="2499 783 2748 978">地上 5-150- <u>8001</u> 衛星系 8- <u>150-8001</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 978 2006 1161">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="2006 978 2249 1161">046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)</td> <td data-bbox="2249 978 2499 1161">衛星系 8-156- 9106</td> <td data-bbox="2499 978 2748 1161">衛星系 8-156- 9100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 1161 2006 1346">航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="2006 1161 2249 1346">053-472-1111</td> <td data-bbox="2249 1161 2499 1346">地上系 5-153- <u>9000</u> 衛星系 8-153- <u>9000</u></td> <td data-bbox="2499 1161 2748 1346">地上系 5-153- <u>8001</u> 衛星系 8-153- <u>8100</u></td> </tr> </tbody> </table>				機 関 名	電 話 番 号	県防災行政無線				音 声	F A X	陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科	0550-89-1310	地上系 5- 150 - <u>9002</u> 衛星系 8- 150 - <u>9002</u>	地上 5- 150 - <u>8001</u> 衛星系 8- <u>150-8001</u>	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)	衛星系 8- 156 - 9106	衛星系 8- 156 - 9100	航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5- 153 - <u>9000</u> 衛星系 8- 153 - <u>9000</u>	地上系 5- 153 - <u>8001</u> 衛星系 8- 153 - <u>8100</u>	<p>・知事は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第 1 航空団司令に対して、連絡班の派遣を要請する。</p> <p>・自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</p>	自衛隊支援活動の総合調整	<p>知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。</p>																																	
区 分	内 容																																																																			
情報交換	<p>知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあつては第 34 普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあつては浜松基地第 1 航空団と密接な情報交換を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1774 699 2748 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="1774 699 2006 741">機 関 名</th> <th data-bbox="2006 699 2249 741">電 話 番 号</th> <th colspan="2" data-bbox="2249 699 2748 741">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th data-bbox="2249 741 2499 783">音 声</th> <th data-bbox="2499 741 2748 783">F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1774 783 2006 978">陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科</td> <td data-bbox="2006 783 2249 978">0550-89-1310</td> <td data-bbox="2249 783 2499 978">地上系 5-150- <u>9002</u> 衛星系 8-150- <u>9002</u></td> <td data-bbox="2499 783 2748 978">地上 5-150- <u>8001</u> 衛星系 8- <u>150-8001</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 978 2006 1161">海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td data-bbox="2006 978 2249 1161">046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)</td> <td data-bbox="2249 978 2499 1161">衛星系 8-156- 9106</td> <td data-bbox="2499 978 2748 1161">衛星系 8-156- 9100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 1161 2006 1346">航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)</td> <td data-bbox="2006 1161 2249 1346">053-472-1111</td> <td data-bbox="2249 1161 2499 1346">地上系 5-153- <u>9000</u> 衛星系 8-153- <u>9000</u></td> <td data-bbox="2499 1161 2748 1346">地上系 5-153- <u>8001</u> 衛星系 8-153- <u>8100</u></td> </tr> </tbody> </table>				機 関 名	電 話 番 号	県防災行政無線				音 声	F A X	陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科	0550-89-1310	地上系 5- 150 - <u>9002</u> 衛星系 8- 150 - <u>9002</u>	地上 5- 150 - <u>8001</u> 衛星系 8- <u>150-8001</u>	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)	衛星系 8- 156 - 9106	衛星系 8- 156 - 9100	航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5- 153 - <u>9000</u> 衛星系 8- 153 - <u>9000</u>	地上系 5- 153 - <u>8001</u> 衛星系 8- 153 - <u>8100</u>	<p>・知事は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第 1 航空団司令に対して、連絡班の派遣を要請する。</p> <p>・自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</p>																																											
機 関 名	電 話 番 号	県防災行政無線																																																																		
		音 声	F A X																																																																	
陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科	0550-89-1310	地上系 5- 150 - <u>9002</u> 衛星系 8- 150 - <u>9002</u>	地上 5- 150 - <u>8001</u> 衛星系 8- <u>150-8001</u>																																																																	
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522(直 通) 046-823-1009 (夜 間)	衛星系 8- 156 - 9106	衛星系 8- 156 - 9100																																																																	
航空自衛隊第 1 航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5- 153 - <u>9000</u> 衛星系 8- 153 - <u>9000</u>	地上系 5- 153 - <u>8001</u> 衛星系 8- 153 - <u>8100</u>																																																																	
自衛隊支援活動の総合調整	<p>知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。</p>																																																																			

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
津波 47	<p>(略)</p> <p>3 海上保安庁の支援</p> <p>知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請するものとする。</p> <p>(1) 支援要請</p> <table border="1" data-bbox="350 541 1537 1627"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 541 507 590">区 分</th> <th data-bbox="507 541 1537 590">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 590 507 726">要請事項</td> <td data-bbox="507 590 1537 726"> ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 726 507 1266">要請手続</td> <td data-bbox="507 726 1537 1266"> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、次の事項を明らかにした要請書により、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に要請する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を必要とする期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1266 507 1627">市町長の支援要請の依頼手続き</td> <td data-bbox="507 1266 1537 1627"> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁〇支援要請を行うよう依頼する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	要請事項	ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援	要請手続	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、次の事項を明らかにした要請書により、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に要請する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を必要とする期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 	市町長の支援要請の依頼手続き	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁〇支援要請を行うよう依頼する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 	<p>(略)</p> <p>3 海上保安庁の支援</p> <p>知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請するものとする。</p> <p>(1) 支援要請</p> <table border="1" data-bbox="1605 541 2792 1627"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 541 1762 590">区 分</th> <th data-bbox="1762 541 2792 590">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 590 1762 726">要請事項</td> <td data-bbox="1762 590 2792 726"> ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 726 1762 1266">要請手続</td> <td data-bbox="1762 726 2792 1266"> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、次の事項を明らかにした要請書により、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に要請する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を必要とする期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1266 1762 1627">市町長の支援要請の依頼手続き</td> <td data-bbox="1762 1266 2792 1627"> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁〇支援要請を行うよう依頼する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	要請事項	ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援	要請手続	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、次の事項を明らかにした要請書により、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に要請する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を必要とする期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 	市町長の支援要請の依頼手続き	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁〇支援要請を行うよう依頼する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。
区 分	内 容																	
要請事項	ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援																	
要請手続	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、次の事項を明らかにした要請書により、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に要請する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を必要とする期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 																	
市町長の支援要請の依頼手続き	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁〇支援要請を行うよう依頼する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 																	
区 分	内 容																	
要請事項	ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援																	
要請手続	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、次の事項を明らかにした要請書により、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に要請する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を必要とする期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 																	
市町長の支援要請の依頼手続き	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁〇支援要請を行うよう依頼する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 																	

空 白

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新
風水害-5	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 過去の顕著な災害 (略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が <u>1,614</u> 箇所、地すべり防止区域が <u>184</u> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,189</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>8,269</u> 箇所（いずれも平成 <u>24</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9 参照）</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 過去の顕著な災害 (略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が <u>1,633</u> 箇所、地すべり防止区域が <u>185</u> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,195</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>9,913</u> 箇所（いずれも平成 <u>25</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）</p> <p>(略)</p>
風水害-7	<p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節 災害予防計画 (略)</p> <p>3 浸水想定区域の指定と周知</p> <p>(2) 市町</p> <p>○ 市町は浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は主として高齢者等の <u>災害時要援護者</u> が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。</p> <p>○ 市町は市町地域防災計画において、浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の <u>災害時要援護者</u> が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>○ 浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の <u>災害時要援護者</u> が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第2～8節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 災害対策本部 (略)</p>	<p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節 災害予防計画 (略)</p> <p>3 浸水想定区域の指定と周知</p> <p>(2) 市町</p> <p>○ 市町は浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は主として高齢者等の <u>要配慮者</u> が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。</p> <p>○ 市町は市町地域防災計画において、浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の <u>要配慮者</u> が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>○ 浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の <u>要配慮者</u> が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第2～8節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 災害対策本部 (略)</p>

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																												
風水害-17	<p>2 対策会議</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、<u>危機管理監</u>に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>2 対策会議</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、<u>対策会議</u>に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</p> <p>ウ (略)</p>																												
風水害-18	<p>「静岡県災害対策本部 本部員会議」(抄)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>教育長</td><td>経営管理部長</td><td>企画広報部長</td><td><u>知事戦略局長</u></td><td>くらし・環境部長</td><td>文化・観光部長</td><td>健康福祉部長</td><td>経済産業部長</td><td>交通基盤部長</td><td>危機管理部長</td><td>危機管理監代理</td><td>危機管理部部长代理</td><td>出納局長</td><td>企業局長</td> </tr> </table> <p>「静岡県災害対策本部 対策会議」(抄)</p> <div style="text-align:center;"> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:150px; margin:0 auto;">危機管理監</div> <div style="display:flex; justify-content:center; gap:10px; margin-top:10px;"> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">経営管理部職員局長</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">企画広報部地域外交局長</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">くらし・環境部管理局长</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">文化・観光部観光局长</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">健康福祉部管理局长</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">経済産業部管理局长</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">交通基盤部管理局长</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">出納局次長</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">企業局理事</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">教育委員会 <u>教育次長</u></div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">その他必要とする者</div> </div> <div style="border:1px dashed black; padding:5px; width:60px; height:60px; display:flex; align-items:center; justify-content:center; margin-top:10px;">危機管理部 (指令部)</div> </div> <p>第2～5節 (略)</p> <p>第6節 水防に関する予警報</p> <p>1 「水防活動」の気象注意報・気象警報等</p> <p>○ 静岡地方气象台から発表される<u>大雨注意報、大雨警報、高潮注意報、高潮警報、洪水注意報及び洪水警報、並びに気象庁から発表される津波注意報及び津波警報</u>をもって代えるものとし、これを受領したとき知事は、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7～11節 (略)</p>	教育長	経営管理部長	企画広報部長	<u>知事戦略局長</u>	くらし・環境部長	文化・観光部長	健康福祉部長	経済産業部長	交通基盤部長	危機管理部長	危機管理監代理	危機管理部部长代理	出納局長	企業局長	<p>「静岡県災害対策本部 本部員会議」(抄)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>教育長</td><td>経営管理部長</td><td>企画広報部長</td><td><u>知事戦略監</u></td><td>くらし・環境部長</td><td>文化・観光部長</td><td>健康福祉部長</td><td>経済産業部長</td><td>交通基盤部長</td><td>危機管理部長</td><td>危機管理監代理</td><td>危機管理部部长代理</td><td>出納局長</td><td>企業局長</td> </tr> </table> <p>「静岡県災害対策本部 対策会議」(抄)</p> <div style="text-align:center;"> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:150px; margin:0 auto;">危機管理監</div> <div style="display:flex; justify-content:center; gap:10px; margin-top:10px;"> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">経営管理部職員局長</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">企画広報部地域外交局長</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">くらし・環境部管理局长</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">文化・観光部観光交流局长</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">健康福祉部管理局长</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">経済産業部管理局长</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">交通基盤部管理局长</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">出納局次長 <u>兼会計管理課長</u></div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">企業局理事</div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">教育委員会 <u>参事兼教育総務課長</u></div> <div style="border:1px solid black; padding:5px; width:60px; height:100px; display:flex; align-items:center; justify-content:center;">その他必要とする者</div> </div> <div style="border:1px dashed black; padding:5px; width:60px; height:60px; display:flex; align-items:center; justify-content:center; margin-top:10px;">危機管理部 (指令部)</div> </div> <p>第2～5節 (略)</p> <p>第6節 水防に関する予警報</p> <p>1 「水防活動」の気象注意報・気象警報等</p> <p>○ 静岡地方气象台から発表される<u>大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報、高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報、洪水警報及び洪水注意報並びに気象庁から発表される大津波警報、津波警報及び津波注意報</u>をもって代えるものとし、これを受領したとき知事は、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7～11節 (略)</p>	教育長	経営管理部長	企画広報部長	<u>知事戦略監</u>	くらし・環境部長	文化・観光部長	健康福祉部長	経済産業部長	交通基盤部長	危機管理部長	危機管理監代理	危機管理部部长代理	出納局長	企業局長
教育長	経営管理部長	企画広報部長	<u>知事戦略局長</u>	くらし・環境部長	文化・観光部長	健康福祉部長	経済産業部長	交通基盤部長	危機管理部長	危機管理監代理	危機管理部部长代理	出納局長	企業局長																	
教育長	経営管理部長	企画広報部長	<u>知事戦略監</u>	くらし・環境部長	文化・観光部長	健康福祉部長	経済産業部長	交通基盤部長	危機管理部長	危機管理監代理	危機管理部部长代理	出納局長	企業局長																	
風水害-20	<p>1 「水防活動」の気象注意報・気象警報等</p> <p>○ 静岡地方气象台から発表される<u>大雨注意報、大雨警報、高潮注意報、高潮警報、洪水注意報及び洪水警報、並びに気象庁から発表される津波注意報及び津波警報</u>をもって代えるものとし、これを受領したとき知事は、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7～11節 (略)</p>	<p>1 「水防活動」の気象注意報・気象警報等</p> <p>○ 静岡地方气象台から発表される<u>大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報、高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報、洪水警報及び洪水注意報並びに気象庁から発表される大津波警報、津波警報及び津波注意報</u>をもって代えるものとし、これを受領したとき知事は、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7～11節 (略)</p>																												

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新												
大火災-7	<p>第2章 火災予防計画 (略) 第1節 消防体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団の活性化</td> <td>・県及び市町は、消防団の施設・装備の整備、青年層の団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	消防団の活性化	・県及び市町は、消防団の施設・装備の整備、青年層の団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。	<p>第2章 火災予防計画 (略) 第1節 消防体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団の活性化</td> <td>・県及び市町は、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	消防団の活性化	・県及び市町は、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。				
区分	内容													
消防団の活性化	・県及び市町は、消防団の施設・装備の整備、青年層の団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。													
区分	内容													
消防団の活性化	・県及び市町は、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。													
大火災-8	<p>(略)</p> <p>第3節 林野火災対策の推進</p> <p>森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林野火災関係機関</td> <td>各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(社)静岡県林業会議所、(社)静岡県猟友会、(社)静岡県観光協会、(社)静岡県建設業協会、(社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、(独)森林総合研究所森林農地整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株)富士保全・サービスセンター、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(財)静岡県舞台芸術センター</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	林野火災関係機関	各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(社)静岡県林業会議所、(社)静岡県猟友会、(社)静岡県観光協会、(社)静岡県建設業協会、(社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、(独)森林総合研究所森林農地整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株)富士保全・サービスセンター、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(財)静岡県舞台芸術センター	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>第3節 林野火災対策の推進</p> <p>森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林野火災関係機関</td> <td>各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、(独)森林総合研究所森林農地整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	林野火災関係機関	各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、(独)森林総合研究所森林農地整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター	(略)	(略)
区分	内容													
林野火災関係機関	各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(社)静岡県林業会議所、(社)静岡県猟友会、(社)静岡県観光協会、(社)静岡県建設業協会、(社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、(独)森林総合研究所森林農地整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株)富士保全・サービスセンター、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(財)静岡県舞台芸術センター													
(略)	(略)													
区分	内容													
林野火災関係機関	各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、(独)森林総合研究所森林農地整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター													
(略)	(略)													

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧					新	
大火災-9	県有消防資機材 化学消火薬剤備蓄状況					(削除)	
	薬剤種類 備蓄消防本部	たん白系 3%型	たん白系 6%型	合成界面 活性剤	水成膜泡 消火薬剤		水溶性 液体用 泡消火薬剤
	静岡県				54.2		
	静岡市			49	55		8
	浜松市			5.26	4.3		1.03
	沼津市	0.71		1.1	0.96		
	熱海市	0.4		0.02			
	三島市	1.74	0.02	0.1			
	富士宮市	0.12		1.96			
	伊東市			1.25			0.16
	島田市			0.74	0.84		
	富士市			3.96	8.12		
	磐田市			2.18			0.28
	焼津市			2.37			
	掛川市			3.82			
	藤枝市			2.22			
	湖西市			0.7			
	菊川市			1			
	東伊豆町			0.24			
	清水町			0.36			
	長泉町				1.32		
	牧之原市・御前崎市消防本部			0.28			
	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部			0.66			
袋井市・森町広域行政組合消防本部	0.06		0.97				
田方消防本部				2			
西伊豆広域消防本部			0.94				
吉田町牧之原市広域施設組合消防本部			0.51		0.12		
下田消防本部			0.88				

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新
<p>大火災-11 大火災-13</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 (略) (2) 対策会議 ア 対策会議は、下図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。 なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。 イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、<u>危機管理監</u>に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</p> <p><県対策会議図></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 (略) (2) 対策会議 ア 対策会議は、下図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。 なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。 イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、<u>対策会議</u>に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</p> <p><県対策会議図></p>

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																					
大火災-18	II 大爆発対策計画 第1章 総則 (略)	II 大爆発対策計画 第1章 総則 (略)																																																																																					
	県内危険物施設	県内危険物施設																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造所</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯蔵所</td> <td>屋内貯蔵</td> <td>2,548</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク</td> <td>2,779</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク</td> <td>588</td> </tr> <tr> <td>地下タンク</td> <td>2,551</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>移動タンク</td> <td>1,865</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>437</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>10,822</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取扱所</td> <td>給油取扱</td> <td>2,369</td> </tr> <tr> <td>第1種販売</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>第2種販売</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>移送</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>2,423</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>4,850</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,895</td> </tr> <tr> <td>事業者数</td> <td>7,419</td> </tr> </tbody> </table>	区分	県計	製造所	223	貯蔵所	屋内貯蔵	2,548	屋外タンク	2,779	屋内タンク	588	地下タンク	2,551	簡易タンク	54	移動タンク	1,865	屋外	437	小計	10,822	取扱所	給油取扱	2,369	第1種販売	41	第2種販売	6	移送	11	一般	2,423	小計	4,850	合計	15,895	事業者数	7,419	県内火薬類製造施設																																															
	区分	県計																																																																																					
	製造所	223																																																																																					
	貯蔵所	屋内貯蔵	2,548																																																																																				
		屋外タンク	2,779																																																																																				
		屋内タンク	588																																																																																				
		地下タンク	2,551																																																																																				
		簡易タンク	54																																																																																				
移動タンク		1,865																																																																																					
屋外		437																																																																																					
小計		10,822																																																																																					
取扱所	給油取扱	2,369																																																																																					
	第1種販売	41																																																																																					
	第2種販売	6																																																																																					
	移送	11																																																																																					
	一般	2,423																																																																																					
	小計	4,850																																																																																					
合計	15,895																																																																																						
事業者数	7,419																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>事業所名</th> <th>製造する火薬類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南伊豆町</td> <td>(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場</td> <td>打揚煙火、玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>裾野市</td> <td>日邦工業(株)</td> <td>実包</td> </tr> <tr> <td>富士市</td> <td>勝又煙火店(勝又正幸)</td> <td>仕掛煙火</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>(株)光屋窪田煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)静玉屋</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>藤枝市</td> <td>(株)臼井煙火 仮宿工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)臼井煙火 岡部工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)神戸煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)イケブン寺島工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)イケブン野竹工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>島田市</td> <td>井上玩具煙火(株)中河工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>井上玩具煙火(株)大津工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>井上玩具煙火(株)大津第2工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>湖西市</td> <td>三遠煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>浜松市(旧細江町)</td> <td>田畑煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	事業所名	製造する火薬類	南伊豆町	(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火	裾野市	日邦工業(株)	実包	富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火	静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火	〃	(株)静玉屋	打揚煙火	藤枝市	(株)臼井煙火 仮宿工場	打揚煙火	〃	(株)臼井煙火 岡部工場	打揚煙火	〃	(株)神戸煙火工場	打揚煙火	〃	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火	〃	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火	島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火	〃	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火	〃	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火	湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火	浜松市(旧細江町)	田畑煙火(株)	打揚煙火	県内火薬類製造施設																																						
市町名	事業所名	製造する火薬類																																																																																					
南伊豆町	(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火																																																																																					
裾野市	日邦工業(株)	実包																																																																																					
富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火																																																																																					
静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火																																																																																					
〃	(株)静玉屋	打揚煙火																																																																																					
藤枝市	(株)臼井煙火 仮宿工場	打揚煙火																																																																																					
〃	(株)臼井煙火 岡部工場	打揚煙火																																																																																					
〃	(株)神戸煙火工場	打揚煙火																																																																																					
〃	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火																																																																																					
〃	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火																																																																																					
島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火																																																																																					
〃	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火																																																																																					
〃	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火																																																																																					
湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火																																																																																					
浜松市(旧細江町)	田畑煙火(株)	打揚煙火																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造所</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯蔵所</td> <td>屋内貯蔵</td> <td>2,539</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク</td> <td>2,732</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク</td> <td>583</td> </tr> <tr> <td>地下タンク</td> <td>2,420</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>移動タンク</td> <td>1,857</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>427</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>10,834</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取扱所</td> <td>給油取扱</td> <td>2,315</td> </tr> <tr> <td>第1種販売</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>第2種販売</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>移送</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>2,369</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>4,738</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,572</td> </tr> <tr> <td>事業者数</td> <td>7,198</td> </tr> </tbody> </table>	区分	県計	製造所	220	貯蔵所	屋内貯蔵	2,539	屋外タンク	2,732	屋内タンク	583	地下タンク	2,420	簡易タンク	56	移動タンク	1,857	屋外	427	小計	10,834	取扱所	給油取扱	2,315	第1種販売	38	第2種販売	6	移送	10	一般	2,369	小計	4,738	合計	15,572	事業者数	7,198	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>事業所名</th> <th>製造する火薬類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南伊豆町</td> <td>(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場</td> <td>打揚煙火、玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>裾野市</td> <td>日邦工業(株)</td> <td>実包</td> </tr> <tr> <td>富士市</td> <td>勝又煙火店(勝又正幸)</td> <td>仕掛煙火</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>(株)光屋窪田煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)静玉屋</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>藤枝市</td> <td>(株)臼井煙火 仮宿工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)臼井煙火 岡部工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)神戸煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)イケブン寺島工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)イケブン野竹工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>島田市</td> <td>井上玩具煙火(株)中河工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>井上玩具煙火(株)大津工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>井上玩具煙火(株)大津第2工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>湖西市</td> <td>三遠煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>浜松市(旧細江町)</td> <td>田畑煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	事業所名	製造する火薬類	南伊豆町	(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火	裾野市	日邦工業(株)	実包	富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火	静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火	〃	(株)静玉屋	打揚煙火	藤枝市	(株)臼井煙火 仮宿工場	打揚煙火	〃	(株)臼井煙火 岡部工場	打揚煙火	〃	(株)神戸煙火工場	打揚煙火	〃	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火	〃	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火	島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火	〃	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火	〃	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火	湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火	浜松市(旧細江町)	田畑煙火(株)	打揚煙火
区分	県計																																																																																						
製造所	220																																																																																						
貯蔵所	屋内貯蔵	2,539																																																																																					
	屋外タンク	2,732																																																																																					
	屋内タンク	583																																																																																					
	地下タンク	2,420																																																																																					
	簡易タンク	56																																																																																					
	移動タンク	1,857																																																																																					
	屋外	427																																																																																					
	小計	10,834																																																																																					
取扱所	給油取扱	2,315																																																																																					
	第1種販売	38																																																																																					
	第2種販売	6																																																																																					
	移送	10																																																																																					
	一般	2,369																																																																																					
	小計	4,738																																																																																					
合計	15,572																																																																																						
事業者数	7,198																																																																																						
市町名	事業所名	製造する火薬類																																																																																					
南伊豆町	(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火																																																																																					
裾野市	日邦工業(株)	実包																																																																																					
富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火																																																																																					
静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火																																																																																					
〃	(株)静玉屋	打揚煙火																																																																																					
藤枝市	(株)臼井煙火 仮宿工場	打揚煙火																																																																																					
〃	(株)臼井煙火 岡部工場	打揚煙火																																																																																					
〃	(株)神戸煙火工場	打揚煙火																																																																																					
〃	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火																																																																																					
〃	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火																																																																																					
島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火																																																																																					
〃	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火																																																																																					
〃	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火																																																																																					
湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火																																																																																					
浜松市(旧細江町)	田畑煙火(株)	打揚煙火																																																																																					

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧								新										
大火災-19	高圧ガス製造事業所（第1種）								高圧ガス製造事業所（第1種）										
	区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガスLPG	一般高圧ガス					その他	区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガスLPG	一般高圧ガス					その他	
				酸素	水素	アンモニア	塩素						酸素	水素	アンモニア	塩素			
	下田市		3	1	1					下田市		3	1	1					
	伊東市		4							伊東市		4							
	熱海市		3	1	1					熱海市		3	1	1					
	三島市		4	1	1					三島市		4	1	1					
	沼津市		13	2	1				天然ガス1	沼津市		13	2	1					天然ガス1
	裾野市		5	5	1	1	1		天然ガス1、メタン1	裾野市		5	5	1	1	1			天然ガス1、メタン1
	御殿場市		12	2	2					御殿場市		12	3	2					天然ガス1
	富士市		15	15	7	2	2	1	天然ガス3	富士市		15	15	7	2	2	1		天然ガス3
	富士宮市	1	8	6	2				天然ガス4	富士宮市	1	8	7	2					天然ガス5
	静岡市	6	27	22	11	1		1	エタン、エチレン、塩化水素、天然ガス4、ヘキサフルオロプロピレン、ジメチルエタン	静岡市	6	27	23	11	1		1		エタン、エチレン、塩化水素、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン、ジメチルエタン
	焼津市	9	14	4	1				天然ガス3	焼津市	9	14	4	1					天然ガス3
	藤枝市		5							藤枝市		5							
	島田市		12	4		1			天然ガス3	島田市		12	4		1				天然ガス3
	掛川市		16	6	2	2			天然ガス2	掛川市		16	6	2	2				天然ガス2
	袋井市	2	10	6			1		ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニリデン1、三塩化窒素1	袋井市	2	10	6			1			ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニリデン1、三塩化窒素1
	磐田市	1	12	15	2	3	1		塩化ビニル1、天然ガス8	磐田市	1	12	14	2	2	1			塩化ビニル1、天然ガス8
	浜松市		28	26	14	2	2		アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イソ1	浜松市		28	26	14	2	2			アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イソ1
	湖西市		7	1	1					湖西市		7	1	1					
	伊豆市		1							伊豆市		1							
	御前崎市		2	1					トリメチルアミン1	御前崎市		2	1						トリメチルアミン1
	伊豆の国市		6							伊豆の国市		6							
	菊川市		4							菊川市		4							
	牧之原市		8	1					天然ガス1	牧之原市		8	1						天然ガス1
	賀茂郡		4							賀茂郡		4							
田方郡		2							田方郡		2								
駿東郡		12	4	2				天然ガス2	駿東郡		12	3	1					天然ガス2	
榛原郡		7	2	2					榛原郡		7	2	2						
周智郡									周智郡										
計	19	244	125	51	12	7	2	53	計	19	244	126	50	11	7	2	56		
	※不活性ガス・圧縮空気を除く。								※不活性ガス・圧縮空気を除く。										
	※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合がありますため、ガス別の事業者数								※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合がありますため、ガス別の事業者数										

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新
大火災-21	<p>LPガスは、さまざまな事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、県と(社)静岡県エルピーガス協会、関係事業者が、LPガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。 (略)</p>	<p>LPガスは、さまざまな事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、県と(一社)静岡県LPガス協会、関係事業者が、LPガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。 (略)</p>
大火災-22	<p>第2節 危険物災害予防計画</p> <p>各消防本部が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。 また、警察、(社)静岡県危険物安全協会連合会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。 (略)</p>	<p>第2節 危険物災害予防計画</p> <p>各消防本部が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。 また、警察、(一社)静岡県危険物安全協会連合会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。 (略)</p>
大火災-23	<p>県は警察、消防、(社)静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。 (略)</p>	<p>県は警察、消防、(一社)静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。 (略)</p>

静岡県地域防災計画（大事故対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																				
大事故-5	<p>I 道路事故対策 第1章 総則（略） 第1～2節（略） 第3節 予想される事故と地域</p> <p>1 県内の道路状況 （平成24年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td style="text-align:center;"><u>1</u></td> <td style="text-align:center;"><u>185.4</u></td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td style="text-align:center;">18</td> <td style="text-align:center;"><u>1,241.5</u></td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td style="text-align:center;">307</td> <td style="text-align:center;"><u>3,222.0</u></td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td style="text-align:center;"><u>106,589</u></td> <td style="text-align:center;"><u>31,865.9</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align:center;"><u>106,915</u></td> <td style="text-align:center;"><u>36,514.8</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>II 船舶事故対策計画 （略） 第3章 災害応急対策計画（略） 第2節 応急対策（略）</p> <p>2 県の体制 （略） （2）災害対策本部 （略） ② 対策会議 ア（略） イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、<u>危機管理監</u>に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。 ウ（略）</p>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	<u>1</u>	<u>185.4</u>	一般国道	18	<u>1,241.5</u>	県道	307	<u>3,222.0</u>	市町道	<u>106,589</u>	<u>31,865.9</u>	合計	<u>106,915</u>	<u>36,514.8</u>	<p>I 道路事故対策 第1章 総則（略） 第1～2節（略） 第3節 予想される事故と地域</p> <p>1 県内の道路状況 （平成25年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td style="text-align:center;"><u>2</u></td> <td style="text-align:center;"><u>351.8</u></td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td style="text-align:center;">18</td> <td style="text-align:center;"><u>1,247.9</u></td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td style="text-align:center;">307</td> <td style="text-align:center;"><u>3,222.9</u></td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td style="text-align:center;"><u>107,671</u></td> <td style="text-align:center;"><u>32,075.2</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align:center;"><u>107,998</u></td> <td style="text-align:center;"><u>36,897.8</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>II 船舶事故対策計画 （略） 第3章 災害応急対策計画（略） 第2節 応急対策（略）</p> <p>2 県の体制 （略） （2）災害対策本部 （略） ② 対策会議 ア（略） イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、<u>対策会議</u>に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。 ウ（略）</p> <p>III 沿岸排出油事故等対策計画（略） 第1章 総則 第2節 応急対策 （略） 2 具体的な排出物ごとの想定 （略） （3）危険物が排出された場合 （略）</p>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	<u>2</u>	<u>351.8</u>	一般国道	18	<u>1,247.9</u>	県道	307	<u>3,222.9</u>	市町道	<u>107,671</u>	<u>32,075.2</u>	合計	<u>107,998</u>	<u>36,897.8</u>
道路の種類	路線数	実延長(km)																																				
高速自動車国道	<u>1</u>	<u>185.4</u>																																				
一般国道	18	<u>1,241.5</u>																																				
県道	307	<u>3,222.0</u>																																				
市町道	<u>106,589</u>	<u>31,865.9</u>																																				
合計	<u>106,915</u>	<u>36,514.8</u>																																				
道路の種類	路線数	実延長(km)																																				
高速自動車国道	<u>2</u>	<u>351.8</u>																																				
一般国道	18	<u>1,247.9</u>																																				
県道	307	<u>3,222.9</u>																																				
市町道	<u>107,671</u>	<u>32,075.2</u>																																				
合計	<u>107,998</u>	<u>36,897.8</u>																																				
大事故-23																																						
大事故-27																																						

静岡県地域防災計画（大事故対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																		
大事故-30	<p>○重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主 体</th> <th>根拠法令</th> <th>責務等の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上保安庁</td> <td>海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項 第42条の26第1項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上災害防止センター</td> <td>海防法第42条の25 第1号～第2号</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 (略) 第2節 応急対策 (略)</p> <p>3 防災関係機関 防災関係機関は、次の事項を処理する。</p>	主 体	根拠法令	責務等の内容	海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項 第42条の26第1項	(略)	海上災害防止センター	海防法第42条の25 第1号～第2号	(略)	<p>○重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主 体</th> <th>根拠法令</th> <th>責務等の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上保安庁</td> <td>海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項 第42条の15第1項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上災害防止センター</td> <td>海防法第42条の14 第1号～第2号</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 (略) 第2節 応急対策 (略)</p> <p>3 防災関係機関 防災関係機関は、次の事項を処理する。</p>	主 体	根拠法令	責務等の内容	海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項 第42条の15第1項	(略)	海上災害防止センター	海防法第42条の14 第1号～第2号	(略)
主 体	根拠法令	責務等の内容																		
海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項 第42条の26第1項	(略)																		
海上災害防止センター	海防法第42条の25 第1号～第2号	(略)																		
主 体	根拠法令	責務等の内容																		
海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項 第42条の15第1項	(略)																		
海上災害防止センター	海防法第42条の14 第1号～第2号	(略)																		
大事故-40	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実 施 主 体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>(略) 伊豆小型船安全協会 ア、イ (略) ウ 会長への情報提供 (有)焼津石油基地運営協会 ア、イ (略) ウ 会長への情報提供 契約防災措置実施者 ア～ウ (略) エ 会長への情報提供</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実 施 主 体	内 容	(略)	(略)	関係団体	(略) 伊豆小型船安全協会 ア、イ (略) ウ 会長への情報提供 (有)焼津石油基地運営協会 ア、イ (略) ウ 会長への情報提供 契約防災措置実施者 ア～ウ (略) エ 会長への情報提供	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実 施 主 体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>(略) 伊豆小型船安全協会 ア、イ (略) ウ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供 (有)焼津石油基地運営協会 ア、イ (略) ウ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供 契約防災措置実施者 ア～ウ (略) エ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実 施 主 体	内 容	(略)	(略)	関係団体	(略) 伊豆小型船安全協会 ア、イ (略) ウ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供 (有)焼津石油基地運営協会 ア、イ (略) ウ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供 契約防災措置実施者 ア～ウ (略) エ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供	(略)	(略)		
実 施 主 体	内 容																			
(略)	(略)																			
関係団体	(略) 伊豆小型船安全協会 ア、イ (略) ウ 会長への情報提供 (有)焼津石油基地運営協会 ア、イ (略) ウ 会長への情報提供 契約防災措置実施者 ア～ウ (略) エ 会長への情報提供																			
(略)	(略)																			
実 施 主 体	内 容																			
(略)	(略)																			
関係団体	(略) 伊豆小型船安全協会 ア、イ (略) ウ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供 (有)焼津石油基地運営協会 ア、イ (略) ウ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供 契約防災措置実施者 ア～ウ (略) エ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供																			
(略)	(略)																			

静岡県地域防災計画（大事故対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新
<p>大事故-57</p>	<p>V 航空機事故対策編 第3章 災害応急対策計画 第1節 情報の収集・伝達</p> <p>○航空災害防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を下図に示す連絡系統により他の関係機関に連絡通報する。</p> <p><連絡系統図>（太枠は県の機関である）</p> <p>I 静岡空港等において航空機事故が発生した場合（詳細は「静岡空港航空機事故等対応計画」による。）</p>	<p>V 航空機事故対策編 第3章 災害応急対策計画 第1節 情報の収集・伝達</p> <p>○航空災害防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を下図に示す連絡系統により他の関係機関に連絡通報する。</p> <p><連絡系統図>（太枠は県の機関である）</p> <p>I 静岡空港等において航空機事故が発生した場合（詳細は「静岡空港航空機事故等対応計画」による。）</p>

静岡県地域防災計画（大事故対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新
大事故-58	<p>II I以外の地域において航空機事故が発生した場合</p> <p>国土交通省 (航空局対策本部又は救難調整本部)</p> <p>警察庁 消防庁 防衛省 (自衛隊) 海上保安庁</p> <p>警察本部 危機管理部 交通基盤部 東京航空局 静岡空港出張所</p> <p>所管地域危機管理局 健康福祉部 航空事業者</p> <p>管轄警察署 関係市町 地元消防機関 県内DMAT・県内災害拠点病院 静岡空港管理事務所</p> <p>発見者・原因者 静岡空港内関係機関</p>	<p>II I以外の地域において航空機事故が発生した場合</p> <p>国土交通省 (航空局対策本部又は救難調整本部)</p> <p>警察庁 消防庁 防衛省 (自衛隊) 海上保安庁</p> <p>警察本部 危機管理部 交通基盤部 文化・観光部 東京航空局 静岡空港出張所</p> <p>所管危機管理局 健康福祉部 航空事業者</p> <p>管轄警察署 関係市町 地元消防機関 県内DMAT・県内災害拠点病院 静岡空港管理事務所</p> <p>発見者・原因者 静岡空港内関係機関</p>
大事故-60	<p>< 県対策会議図 ></p> <p>危機管理監</p> <p>企画広報部地域外交局長 文化・観光部観光局長 健康福祉部管理局长 健康福祉部医療健康局長 交通基盤部管理局长 所管地域危機管理局長 其他必要とする者</p> <p>危機担当監は、危機事案の内容、事態の推移を勘案し、危機管理監が決定</p> <p>危機管理部 関係部局</p>	<p>< 県対策会議図 ></p> <p>危機管理監</p> <p>企画広報部地域外交局長 文化・観光部観光交流局長 健康福祉部管理局长 健康福祉部医療健康局長 交通基盤部管理局长 文化・観光部空港振興局長 其他必要とする者</p> <p>危機担当監は、危機事案の内容、事態の推移を勘案し、危機管理監が決定</p> <p>危機管理部 関係部局</p>

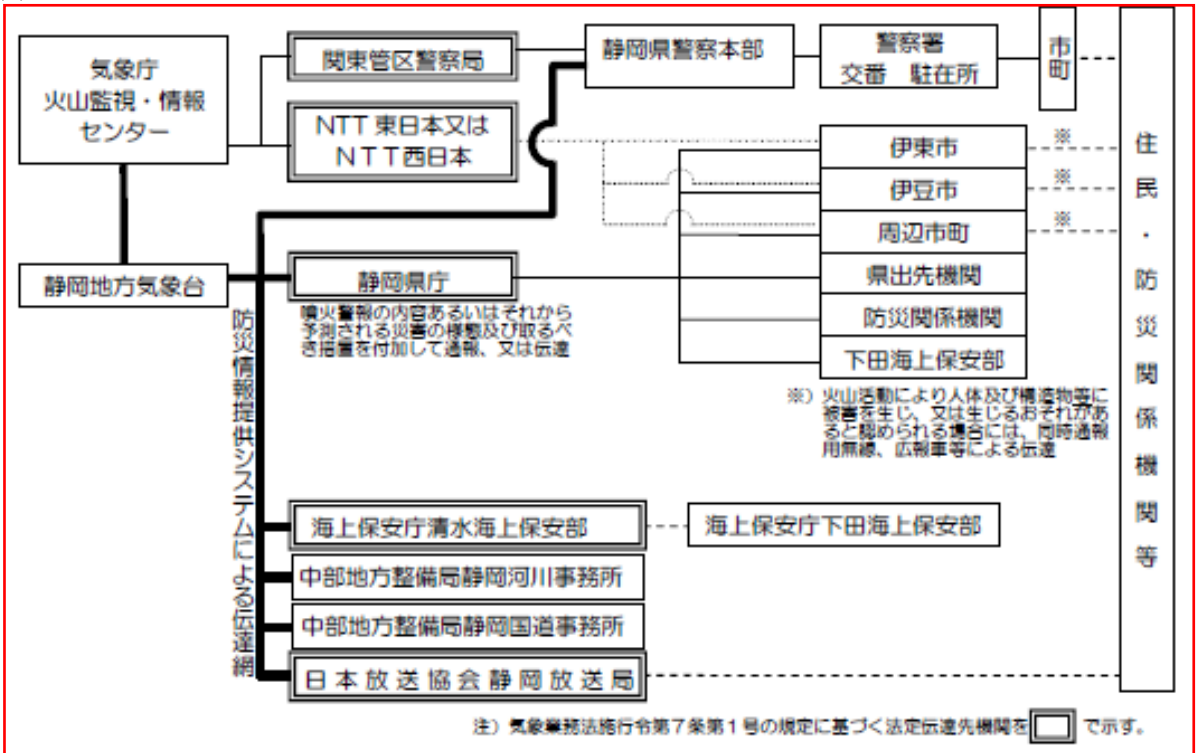
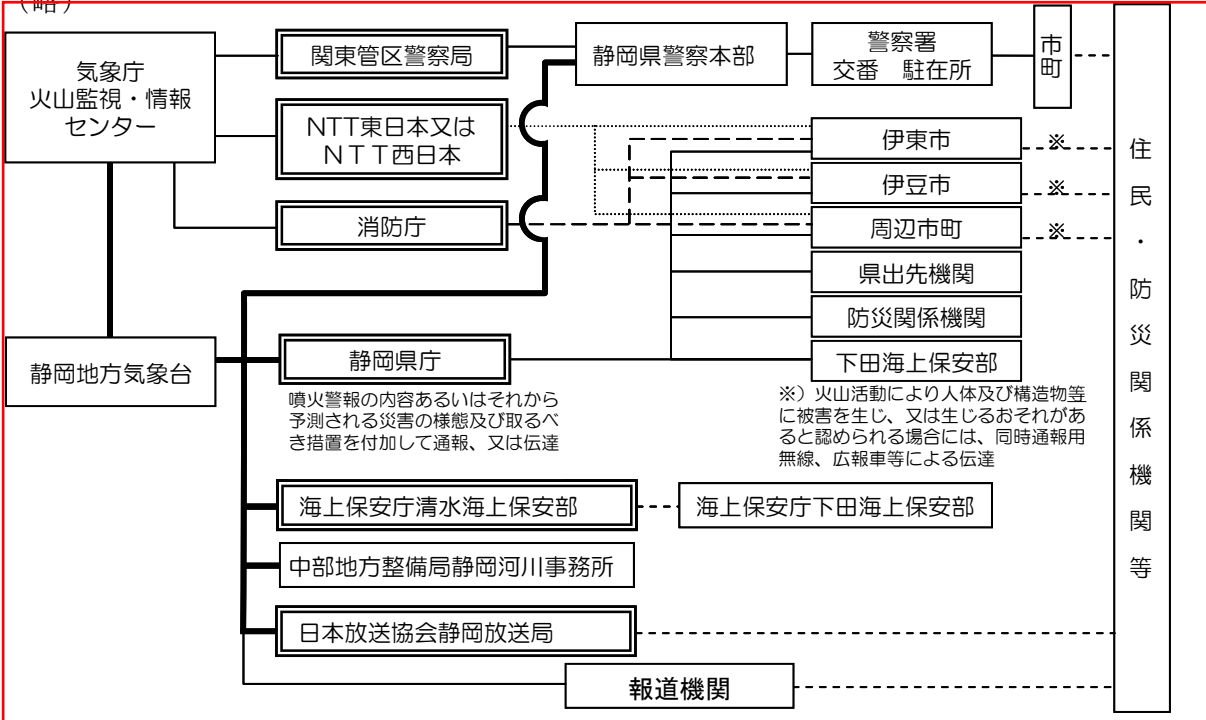
静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																				
火山-10	<p>I 伊豆東部火山群の火山防災対策計画 第1章 総則 第1節 想定 (略) 図6-1、6-2 <u>地震活動の予測情報</u> (略)</p>	<p>I 伊豆東部火山群の火山防災対策計画 第1章 総則 第1節 想定 (略) 図6-1、6-2 <u>地震活動の見通し情報</u> (略)</p>																																				
火山-12	<p>(2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル 【地震活動の見通しに関する情報の発表】 噴火予報（レベル1（平常））の場合に、地下のマグマ活動に関連した群発地震活動について、地震活動の見通しに関する情報を伝える。 予測<u>情報の内容は、予測される</u>地震の規模・震度、地震回数、活動期間等である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>予報警報</u></th> <th>レベル (キーワード)</th> <th>住民等の行動</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備、<u>災害時要援護者</u>の避難等が必要</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火口周辺警報</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	<u>予報警報</u>	レベル (キーワード)	住民等の行動	(略)	噴火警報	レベル5 (避難)	(略)	(略)	レベル4 (避難準備)	警戒が必要な居住地域での避難準備、 <u>災害時要援護者</u> の避難等が必要	(略)	火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	(略)	(略)	レベル2 (火口周辺規制)	(略)	(略)	<p>(2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル 【地震活動の見通しに関する情報の発表】 噴火予報（レベル1（平常））の場合に、地下のマグマ活動に関連した群発地震活動について、地震活動の見通しに関する情報を伝える。 予測<u>項目は</u>、地震の規模・震度、地震回数、活動期間等である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>名称</u></th> <th>レベル (キーワード)</th> <th>住民等の行動</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 又は 噴火警報（居住地域）</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備、<u>避難行動要支援者</u>の避難等が必要</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火口周辺警報 又は 噴火警報（火口周辺）</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	<u>名称</u>	レベル (キーワード)	住民等の行動	(略)	噴火警報 又は 噴火警報（居住地域）	レベル5 (避難)	(略)	(略)	レベル4 (避難準備)	警戒が必要な居住地域での避難準備、 <u>避難行動要支援者</u> の避難等が必要	(略)	火口周辺警報 又は 噴火警報（火口周辺）	レベル3 (入山規制)	(略)	(略)	レベル2 (火口周辺規制)	(略)	(略)
<u>予報警報</u>	レベル (キーワード)	住民等の行動	(略)																																			
噴火警報	レベル5 (避難)	(略)	(略)																																			
	レベル4 (避難準備)	警戒が必要な居住地域での避難準備、 <u>災害時要援護者</u> の避難等が必要	(略)																																			
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	(略)	(略)																																			
	レベル2 (火口周辺規制)	(略)	(略)																																			
<u>名称</u>	レベル (キーワード)	住民等の行動	(略)																																			
噴火警報 又は 噴火警報（居住地域）	レベル5 (避難)	(略)	(略)																																			
	レベル4 (避難準備)	警戒が必要な居住地域での避難準備、 <u>避難行動要支援者</u> の避難等が必要	(略)																																			
火口周辺警報 又は 噴火警報（火口周辺）	レベル3 (入山規制)	(略)	(略)																																			
	レベル2 (火口周辺規制)	(略)	(略)																																			

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧				新				
火山-13	噴火予報	レベル1 (平常) 〔地震活動の見通し に関する情報の発表〕	(略)	(略)	噴火予報	レベル1 (平常) 〔地震活動の見通し に関する情報の発表〕	(略)		
	※3) 略 <u>(新設)</u>				※3) 略 ※4) 噴火警報（噴火警戒レベル4（避難準備）、噴火警戒レベル5（避難））は、特別警報に位置付けられる。				
	(4) 火山現象に関する情報等 (略)				(4) 火山現象に関する情報等 (略)				
	情報の種類		内容		情報の種類		内容		発表時期
火山の状況に関する解説情報		火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの		火山の状況に関する解説情報		火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの		<u>必要に応じて定期的または臨時に発表</u>	
噴火に関する火山観測報		噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせるもの		噴火に関する火山観測報		噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせるもの		噴火が発生した場合に直ちに発表	
火山活動解説資料		地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの		火山活動解説資料		地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの		<u>定期的または必要に応じて臨時に発表</u>	
週間火山概況		過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの		週間火山概況		過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの		毎週金曜日に発表	
月間火山概況		前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの		月間火山概況		前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの		毎月上旬に発表	
航空路火山灰情報		火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図（6、12、18時間先まで予測）も合わせて発表される。		航空路火山灰情報		火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図（6、12、18時間先まで予測）も合わせて発表される。		責任領域（※）内の火山に関して噴火情報を入手した場合 なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信	

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
火山-16	第2章 災害予防計画（平常時対策） 第1節 （略） 第2節 異常現象発見の通報 （図9） 静岡地方気象台 技術課 第3節（略）	第2章 災害予防計画（平常時対策） 第1節 （略） 第2節 異常現象発見の通報 （図9） 静岡地方気象台 第3節（略）																
火山-21	第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達 （略）  <p>注）気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定伝達先機関を□で示す。</p>	第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達 （略）  <p>注）法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を□で示す。</p> <p>注）特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。</p>																
火山-22	（略） 第2節 避難活動 1 避難の勧告及び指示 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル及び火山活動の状況</th> <th colspan="2">市長の避難対応</th> </tr> <tr> <th>住民に対して</th> <th>一時滞在者に対して（観光客等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「レベル1（平常）」で、「地震活動の予測情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき</td> <td>（レベル4（避難準備）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）</td> <td>（レベル4（避難準備）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）</td> </tr> </tbody> </table> （略）	噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応		住民に対して	一時滞在者に対して（観光客等）	「レベル1（平常）」で、「地震活動の予測情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき	（レベル4（避難準備）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	（レベル4（避難準備）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	（略） 第2節 避難活動 1 避難の勧告及び指示 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル及び火山活動の状況</th> <th colspan="2">市長の避難対応</th> </tr> <tr> <th>住民に対して（避難行動要支援者）</th> <th>一時滞在者に対して（観光客等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「レベル1（平常）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき</td> <td>（レベル4（避難準備）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）</td> <td>（レベル4（避難準備）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）</td> </tr> </tbody> </table> （略）	噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応		住民に対して（避難行動要支援者）	一時滞在者に対して（観光客等）	「レベル1（平常）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき	（レベル4（避難準備）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	（レベル4（避難準備）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）
噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応																	
	住民に対して	一時滞在者に対して（観光客等）																
「レベル1（平常）」で、「地震活動の予測情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき	（レベル4（避難準備）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	（レベル4（避難準備）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）																
噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応																	
	住民に対して（避難行動要支援者）	一時滞在者に対して（観光客等）																
「レベル1（平常）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき	（レベル4（避難準備）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	（レベル4（避難準備）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）																

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																												
火山-23	<p>3 災害時要援護者の避難</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 及び 伊豆市長</td> <td>警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、災害時要援護者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 県の体制</p> <p>1 事前配備体制</p> <p>県は、「地震活動の見通しに関する情報」等に応じて、次の体制により対策に当たる。</p>	実施者	内 容	伊東市長 及び 伊豆市長	警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、 災害時要援護者 の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。	<p>3 要配慮者の避難</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 及び 伊豆市長</td> <td>警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、要配慮者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 県の体制</p> <p>1 事前配備体制</p> <p>県は、「地震活動の見通しに関する情報」等に応じて、次の体制により対策に当たる。</p>	実施者	内 容	伊東市長 及び 伊豆市長	警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、 要配慮者 の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。																																				
実施者	内 容																																													
伊東市長 及び 伊豆市長	警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、 災害時要援護者 の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。																																													
実施者	内 容																																													
伊東市長 及び 伊豆市長	警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、 要配慮者 の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。																																													
火山-24	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備の基準</th> <th colspan="2">配 備 課 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">【情報収集体制】 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 群発地震活動が開始し、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課又は危機情報課長が必要と認めるとき </td> <td>本庁</td> <td>文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等を実施する体制</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、又は有感地震が多発した場合で、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき </td> <td>本庁</td> <td>企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【災害対策本部等設置準備体制】 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 「地震活動の見通しに関する情報」に応じ、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき </td> <td>本庁</td> <td>企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備の基準	配 備 課 等		【情報収集体制】 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	<ul style="list-style-type: none"> 群発地震活動が開始し、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課又は危機情報課長が必要と認めるとき 	本庁	文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等を実施する体制	<ul style="list-style-type: none"> 「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、又は有感地震が多発した場合で、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき 	本庁	企画広報部 知事戦略局 、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）	【災害対策本部等設置準備体制】 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 「地震活動の見通しに関する情報」に応じ、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき 	本庁	企画広報部 知事戦略局 、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備の基準</th> <th colspan="2">配 備 課 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">【情報収集体制】 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 群発地震活動が開始し、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課又は危機情報課長が必要と認めるとき </td> <td>本庁</td> <td>文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等を実施する体制</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、又は有感地震が多発した場合で、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき </td> <td>本庁</td> <td>企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【災害対策本部等設置準備体制】 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 「地震活動の見通しに関する情報」に応じ、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき </td> <td>本庁</td> <td>企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備の基準	配 備 課 等		【情報収集体制】 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	<ul style="list-style-type: none"> 群発地震活動が開始し、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課又は危機情報課長が必要と認めるとき 	本庁	文化・観光部観光 交流 局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等を実施する体制	<ul style="list-style-type: none"> 「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、又は有感地震が多発した場合で、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき 	本庁	企画広報部 広報課 、地域外交局、文化・観光部観光 交流 局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）	【災害対策本部等設置準備体制】 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 「地震活動の見通しに関する情報」に応じ、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき 	本庁	企画広報部 広報課 、地域外交局、文化・観光部観光 交流 局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）
配備体制	配備の基準	配 備 課 等																																												
【情報収集体制】 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	<ul style="list-style-type: none"> 群発地震活動が開始し、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課又は危機情報課長が必要と認めるとき 	本庁	文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																											
		出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）																																											
【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等を実施する体制	<ul style="list-style-type: none"> 「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、又は有感地震が多発した場合で、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき 	本庁	企画広報部 知事戦略局 、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																											
		出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）																																											
【災害対策本部等設置準備体制】 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 「地震活動の見通しに関する情報」に応じ、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき 	本庁	企画広報部 知事戦略局 、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																											
		出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）																																											
配備体制	配備の基準	配 備 課 等																																												
【情報収集体制】 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	<ul style="list-style-type: none"> 群発地震活動が開始し、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課又は危機情報課長が必要と認めるとき 	本庁	文化・観光部観光 交流 局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																											
		出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）																																											
【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等を実施する体制	<ul style="list-style-type: none"> 「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、又は有感地震が多発した場合で、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき 	本庁	企画広報部 広報課 、地域外交局、文化・観光部観光 交流 局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																											
		出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）																																											
【災害対策本部等設置準備体制】 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 「地震活動の見通しに関する情報」に応じ、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき 	本庁	企画広報部 広報課 、地域外交局、文化・観光部観光 交流 局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																											
		出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）																																											

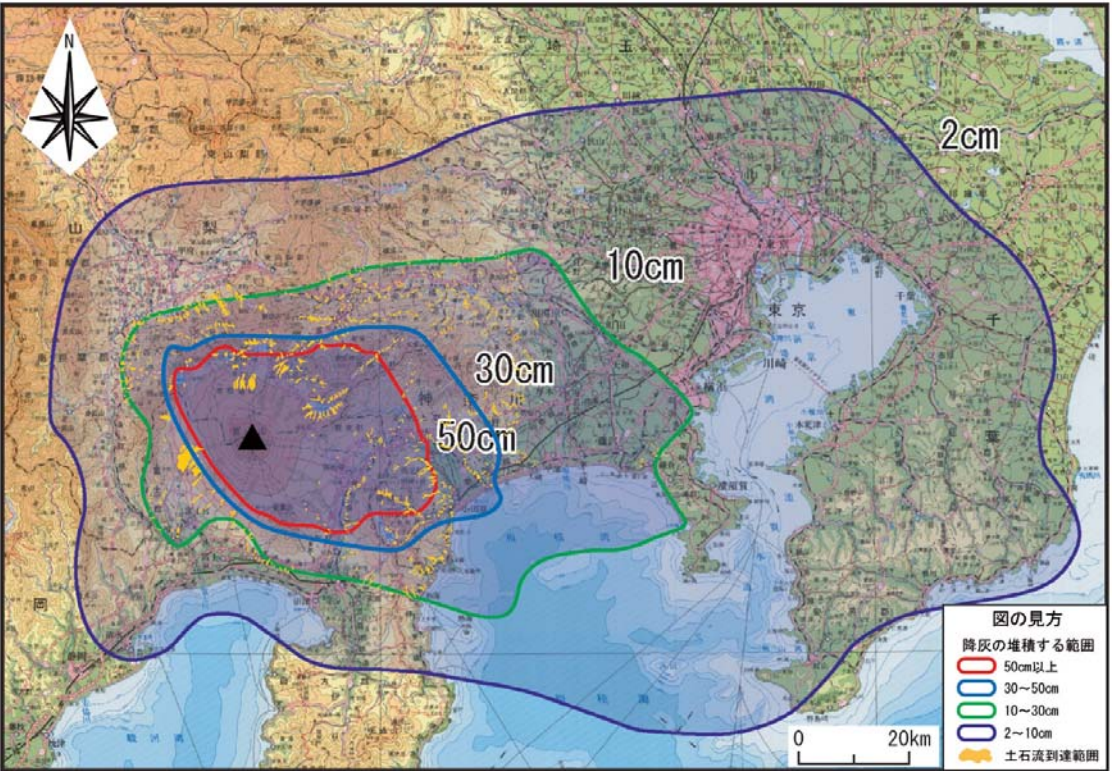
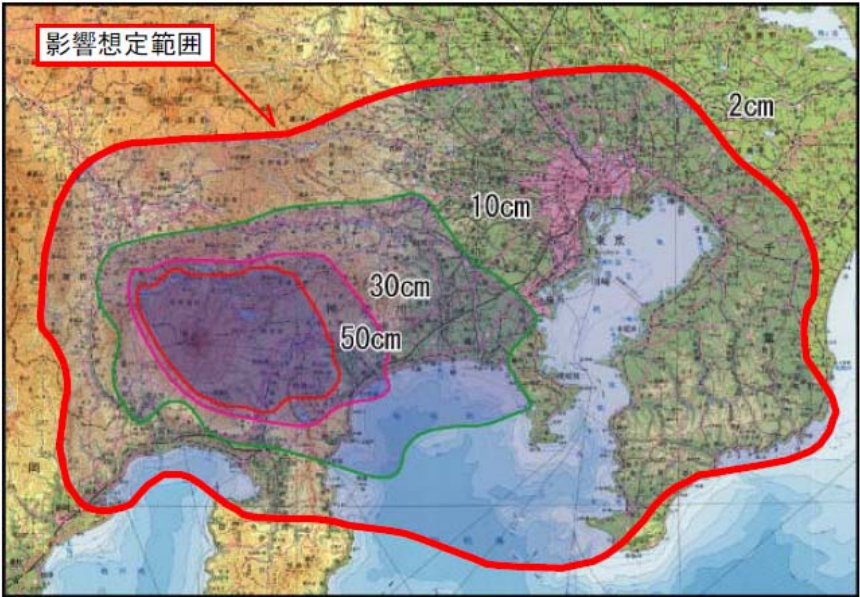
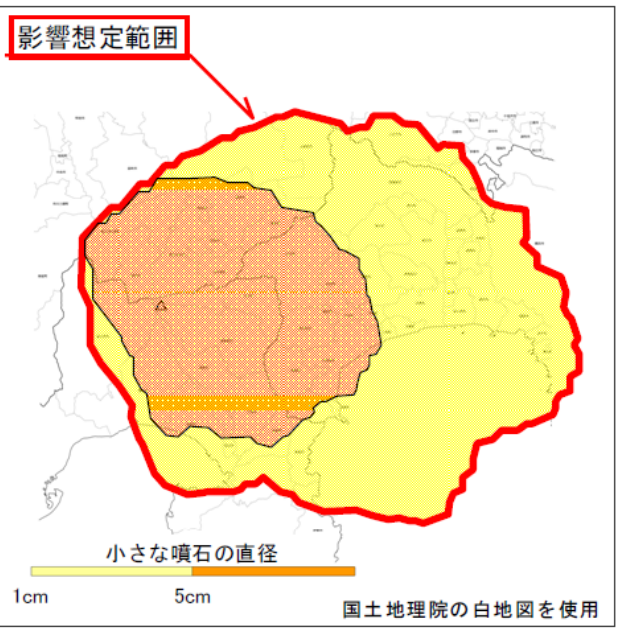
静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

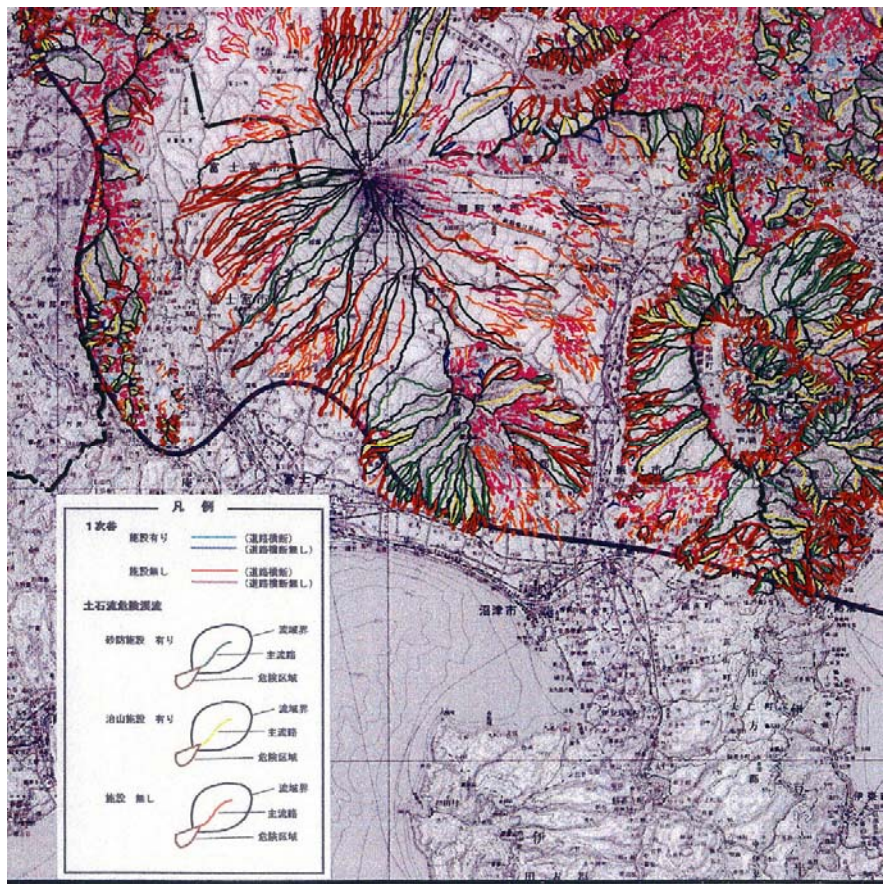
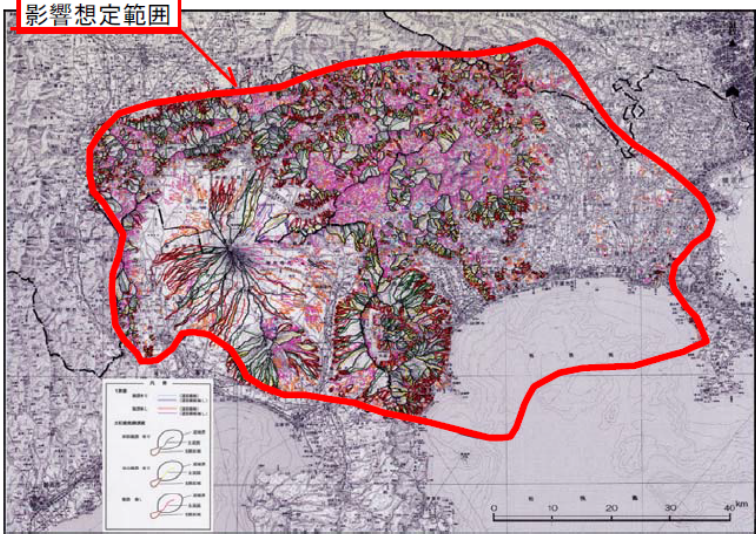
ページ	旧	新												
火山-26	<p>2 災害対策本部 (略) (2)会議 (略)</p>	<p>2 災害対策本部 (略) (2)会議 (略)</p>												
火山-31	<p>第4～7節 (略) 第4章 (略)</p> <p>II 富士山の火山防災計画 第1章 総則 第1節 想定 2 予想される火山現象とその危険性</p> <table border="1" data-bbox="311 1444 1478 1831"> <thead> <tr> <th>現象</th> <th>危険性等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴石</td> <td>(1) <u>直径数cm以上の岩の破片や軽石が、噴火と同時に火口から放出される現象である。</u> (2)～(5) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	現象	危険性等	噴石	(1) <u>直径数cm以上の岩の破片や軽石が、噴火と同時に火口から放出される現象である。</u> (2)～(5) (略)	(略)	(略)	<p>第4～7節 (略) 第4章 (略)</p> <p>II 富士山の火山防災計画 第1章 総則 第1節 想定 2 予想される火山現象とその危険性</p> <table border="1" data-bbox="1576 1428 2789 1837"> <thead> <tr> <th>現象</th> <th>危険性等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴石 <u>(大きな噴石、小さな噴石)</u></td> <td>(1) <u>噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm以上)及び火山岩塊(直径64mm以上)を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石(火山レキ)」と区別している。</u> (2)～(5) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	現象	危険性等	噴石 <u>(大きな噴石、小さな噴石)</u>	(1) <u>噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm以上)及び火山岩塊(直径64mm以上)を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石(火山レキ)」と区別している。</u> (2)～(5) (略)	(略)	(略)
現象	危険性等													
噴石	(1) <u>直径数cm以上の岩の破片や軽石が、噴火と同時に火口から放出される現象である。</u> (2)～(5) (略)													
(略)	(略)													
現象	危険性等													
噴石 <u>(大きな噴石、小さな噴石)</u>	(1) <u>噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm以上)及び火山岩塊(直径64mm以上)を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石(火山レキ)」と区別している。</u> (2)～(5) (略)													
(略)	(略)													

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新	
火山-32	<p><u>降灰後の 降雨によ る土石流</u></p>	<p>(略)</p>	<p><u>降灰後土 石流</u></p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>岩屑なだ れ</p>	<p>(1) 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊し、斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象である。 (2) 発生回数は過去1万年に2回程度と極めて少ない。 (3) 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。 (4) 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。</p>	<p>岩屑なだ れ・<u>山体 崩壊</u></p>	<p>(1) 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。 (2) 発生回数は過去1万年に2回程度と極めて少ない。 (3) 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。 (4) 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。</p>
	<p>3 火山現象の<u>影響予測範囲</u> この計画の対象となる各火山現象の<u>影響予測範囲</u>は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された<u>影響予測範囲</u>とし、その<u>影響予測範囲を富士山火山ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）</u>として図1から図3に示す。 なお、各火山現象の<u>影響予測範囲</u>は、噴火した場合に<u>影響予測範囲</u>全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。</p>		<p>3 火山現象の<u>影響想定範囲</u> この計画の対象となる各火山現象の<u>影響が想定される範囲</u>は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書や富士山火山防災対策協議会の富士山火山広域避難計画で示された<u>影響想定範囲</u>とし、その<u>影響想定範囲</u>を図1から図4に示す。 なお、各火山現象の<u>影響想定範囲</u>は、噴火した場合に<u>影響想定範囲</u>全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。<u>影響想定範囲の中で避難が必要な範囲を避難対象エリアとする。</u></p>	

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新
火山-33	図1 想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の <u>影響予測範囲</u> (略)	図1 想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の <u>影響想定範囲</u> (略)
火山-34	 <p data-bbox="765 1060 1092 1092">図2 降灰の<u>影響予測範囲</u></p>	 <p data-bbox="1573 945 1899 976">図2 降灰の<u>影響想定範囲</u></p>
	<p data-bbox="320 1150 421 1182"><u>(新設)</u></p>	 <p data-bbox="1573 1785 1982 1816">図3 小さな噴石の<u>影響想定範囲</u></p>

ページ	旧	新
火山-35	 <p data-bbox="626 1108 1228 1140">図3 降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲</p> <p data-bbox="305 1287 931 1318">4 噴火警報・予報の発表基準と噴火警戒レベル</p> <p data-bbox="305 1333 851 1365">(1)噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル</p> <p data-bbox="329 1377 1546 1499">気象庁火山監視・情報センターが発表する噴火警報、噴火予報の発表基準と、それぞれの情報が発表されるとき、富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性については次のとおりである。</p> <p data-bbox="353 1514 1228 1545">なお、富士山には平成19年12月1日より噴火警戒レベルが導入された。</p> <p data-bbox="329 1560 1546 1633">噴火警戒レベルは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。</p>	 <p data-bbox="1567 766 2006 798">図4 降灰後土石流の影響想定範囲</p> <p data-bbox="1567 1287 2255 1318">4 噴火警報・噴火予報の発表基準と噴火警戒レベル</p> <p data-bbox="1567 1333 2113 1365">(1)噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル</p> <p data-bbox="1590 1377 2807 1499">気象庁火山監視・情報センターが発表する噴火警報、噴火予報の発表基準と、それぞれの情報が発表されるとき、富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性については次のとおりである。</p> <p data-bbox="1614 1514 2555 1545">なお、富士山には平成19年12月1日より噴火警戒レベルの運用が開始された。</p> <p data-bbox="1590 1560 2807 1633">噴火警戒レベルは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。</p>

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧						新					
火山-36	予報警報	対象範囲	レベル(キーワード)	(略)	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	(略)	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	(略)	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	(略)
	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	(略)	危険な居住地域からの避難等が必要。	(略)	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	(略)	危険な居住地域からの避難等が必要。	(略)
			4(避難準備)	(略)	警戒が必要な居住地域での避難準備、 <u>災害時要援護者</u> の避難等が必要。	(略)			4(避難準備)	(略)	警戒が必要な居住地域での避難準備、 <u>避難行動要支援者</u> の避難等が必要。	(略)
	火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	(略)	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	(略)	火口周辺警報又は噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	(略)	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	(略)
		火口周辺	2(火口周辺規制)	(略)	住民は通常の生活火口周辺への立入規制等。	(略)		火口周辺	2(火口周辺規制)	(略)	住民は通常の生活火口周辺への立入規制等。	(略)
噴火予報	火口内等	1(平常)	(略)	特になし。	(略)	噴火予報	火口内等	1(平常)	(略)	特になし。	(略)	
(略)	注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(富士山火山防災協議会)で示された範囲を指す。						(略)					
(新設)	(3) 火山現象に関する情報等						注4) <u>噴火警報(噴火警戒レベル4(避難準備)、噴火警戒レベル5(避難))は、特別警報に位置付けられる。</u>					
(略)	(3) 火山現象に関する情報等						(略)					
	情報の種類	内容	発表時期				情報の種類	内容	発表時期			
	火山の状況に関する解説情報	<u>火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの</u>	<u>火山活動の状況等により、必要に応じて発表</u>				火山の状況に関する解説情報	<u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの</u>	<u>必要に応じて定期的または臨時に発表</u>			
	噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせるもの	噴火が発生した場合に直ちに発表				噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせるもの	噴火が発生した場合に直ちに発表			

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧			新		
	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	<u>毎月または必要に応じ発表</u>	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	<u>定期的または必要に応じて臨時に発表</u>
	週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎週金曜日に発表	週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎週金曜日に発表
	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表
	<u>(新設)</u>			<u>航空路火山灰情報</u>	<u>火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報</u> <u>衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図（6、12、18時間先まで予測）も合わせて発表される。</u>	<u>責任領域（※）内の火山に関して噴火情報を入手した場合</u> <u>なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信</u>
火山-37	第2章 災害予防計画（平常時対策） 第1節 関係する施設・設備の整備			第2章 災害予防計画（平常時対策） 第1節 関係する施設・設備の整備		
	実施主体	内 容		実施主体	内 容	
	県	ア 市町村や関係機関に対して、 <u>ハザードマップ</u> に基づく火山現象の <u>影響予測範囲</u> に関する情報提供 イ 噴石 <u>影響予測範囲</u> 内及び大量降灰が想定される範囲内の公共施設及び避難所となる施設の整備を行う場合は、建物構造の強化 ウ <u>避難対象地域</u> 内の観光施設等に対して、避難計画の策定指示 エ <u>避難対象地域</u> 内の医療・社会福祉施設等の現況把握（入院・入所・通所者数、避難計画の有無、車両等避難手段の状況等） オ <u>避難対象地域</u> 内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援 カ 富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止も考慮 キ <u>降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲</u> 内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備		県	ア 市町や関係機関に対して、 <u>富士山火山広域避難計画</u> に基づく火山現象の <u>影響想定範囲</u> に関する情報提供 イ 噴石 <u>影響想定範囲</u> 内及び大量降灰が想定される範囲内の公共施設及び避難所となる施設の整備を行う場合は、建物構造の強化 ウ <u>避難対象エリア</u> 内の観光施設等に対して、避難計画の策定指示 エ <u>避難対象エリア</u> 内の医療・社会福祉施設等の現況把握（入院・入所・通所者数、避難計画の有無、車両等避難手段の状況等） オ <u>避難対象エリア</u> 内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援 カ 富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止も考慮 キ <u>降灰後土石流の影響想定範囲</u> 内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備	

※) 責任領域：国際民間航空機関（ICAO）のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には9つの航空路火山灰情報センター（VAAC: Volcanic Ash Advisory Center）があり、気象庁は東京 VAAC として、アジア太平洋地域を担当している。

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新	
	<p>山体周辺市町村</p>	<p>ア 土地の所有者及び利用者に対し、<u>ハザードマップ</u>に基づく火山現象の<u>影響予測範囲</u>に関する情報提供 イ 噴石<u>影響予測範囲</u>内及び大量降灰が想定される範囲内の公共施設及び避難所となる施設の整備を行う場合は、建物構造の強化 ウ <u>避難対象地域</u>内の観光施設等に対して、避難計画の策定指示 エ <u>避難対象地域</u>内の医療・社会福祉施設等の現況把握（入院・入所・通所者数、避難計画の有無、車両等避難手段の状況等） オ <u>避難対象地域</u>内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援 カ～シ （略）</p>	<p>山体周辺市町</p>	<p>ア 土地の所有者及び利用者に対し、<u>富士山火山広域避難計画</u>に基づく火山現象の<u>影響想定範囲</u>に関する情報提供 イ 噴石<u>影響想定範囲</u>内及び大量降灰が想定される範囲内の公共施設及び避難所となる施設の整備を行う場合は、建物構造の強化 ウ <u>避難対象エリア</u>内の観光施設等に対して、避難計画の策定指示 エ <u>避難対象エリア</u>内の医療・社会福祉施設等の現況把握（入院・入所・通所者数、避難計画の有無、車両等避難手段の状況等） オ <u>避難対象エリア</u>内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援 カ～シ （略）</p>
	<p>国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所</p>	<p>ア 富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止も考慮 イ <u>降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲</u>内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備 ウ 火山活動の監視・観測情報及び情報共有のための機器等の整備</p>	<p>国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所</p>	<p>ア 富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止も考慮 イ <u>降灰後土石流の影響想定範囲</u>内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備 ウ 火山活動の監視・観測情報及び情報共有のための機器等の整備</p>
	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>気象庁(火山監視・情報センター)</u></p>	<p><u>火山に関する観測施設の整備及び観測体制の強化</u> ・ <u>地震計、傾斜計、空振計、遠望観測装置等を用いて火山観測を行う。</u> ・ <u>火山噴火災害に結びつく自然現象の把握のために、地方公共団体、大学等関係機関と協力して観測体制の強化を図る。</u></p>
	<p>医療・社会福祉施設等</p>	<p>ア 噴石<u>影響予測範囲</u>内及び大量降灰が想定される範囲内の医療・社会福祉施設等の整備を行う場合は、建物構造を強化 イ （略）</p>	<p>医療・社会福祉施設等</p>	<p>ア 噴石<u>影響想定範囲</u>内及び大量降灰が想定される範囲内の医療・社会福祉施設等の整備を行う場合は、建物構造を強化 イ （略）</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

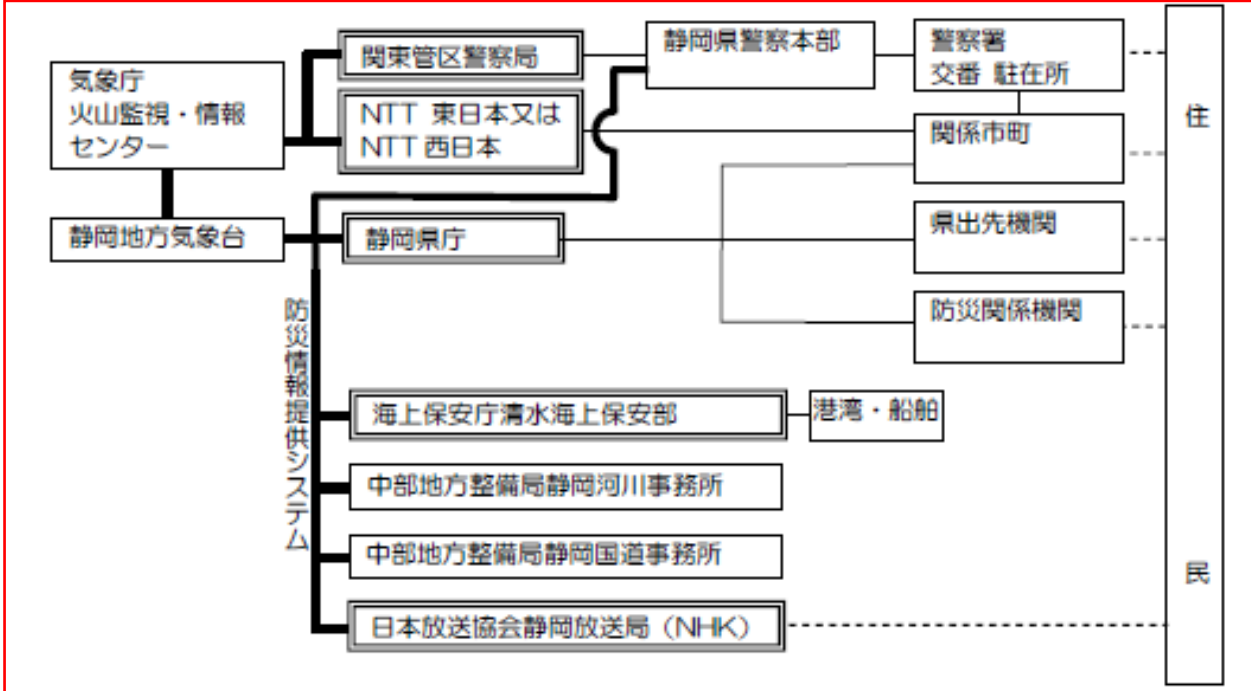
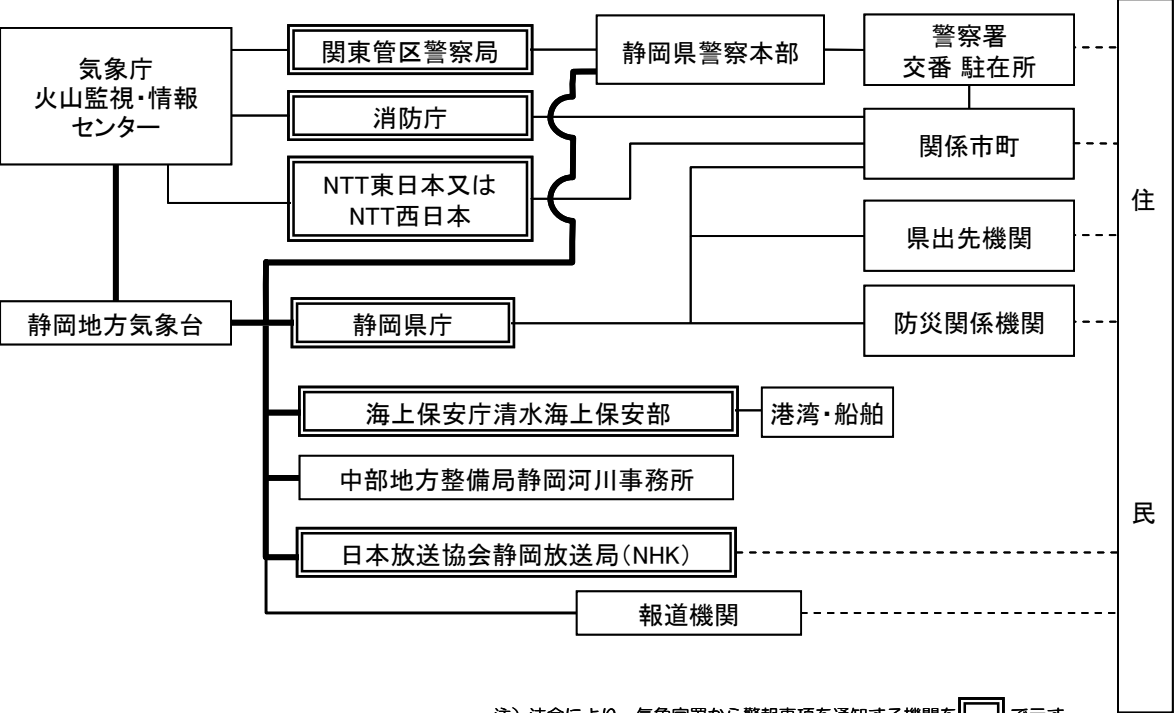
静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																		
火山-38	<p>第2節 情報連絡体制の整備</p>  <p>第3節 避難計画</p> <p>1 避難計画を作成する市町</p> <table border="1" data-bbox="371 651 1528 798"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>対象市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハザードマップに示された噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の影響予測範囲を有する地域</td> <td>富士宮市 富士市 御殿場市 裾野市 小山町</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 避難に関する情報の伝達体制の整備</p> <p>3 避難対象地域の区分</p> <p>山体周辺市町の長は、噴火前に避難行動をすべき地域（以下「避難対象地域」という。）を次の3地域に区分してあらかじめ設定する。</p> <p>なお、避難対象地域の設定にあたっては、住民等の避難が円滑に実施できるよう、字、地物等を考慮し、地域を設定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="400 1123 1528 1533"> <thead> <tr> <th>避難対象地域</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次避難対象地域</td> <td>想定火口範囲</td> </tr> <tr> <td>第2次避難対象地域</td> <td>火砕流・火砕サージ影響予測範囲、噴石影響予測範囲及び溶岩流3時間以内影響予測範囲を重ねた範囲から第1次避難対象地域を除いた範囲とし、積雪期には当該範囲に融雪型火山泥流の影響予測範囲内の谷筋や川沿いなどの低地を加えた範囲</td> </tr> <tr> <td>第3次避難対象地域</td> <td>溶岩流24時間以内影響予測範囲から第1次避難対象地域及び第2次避難対象地域を除いた範囲</td> </tr> </tbody> </table>	対象地域	対象市町	ハザードマップに示された噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の影響予測範囲を有する地域	富士宮市 富士市 御殿場市 裾野市 小山町	避難対象地域	範囲	第1次避難対象地域	想定火口範囲	第2次避難対象地域	火砕流・火砕サージ影響予測範囲、噴石影響予測範囲及び溶岩流3時間以内影響予測範囲を重ねた範囲から第1次避難対象地域を除いた範囲とし、積雪期には当該範囲に融雪型火山泥流の影響予測範囲内の谷筋や川沿いなどの低地を加えた範囲	第3次避難対象地域	溶岩流24時間以内影響予測範囲から第1次避難対象地域及び第2次避難対象地域を除いた範囲	<p>第2節 情報連絡体制の整備</p>  <p>第3節 避難計画</p> <p>削除</p> <p>1 避難に関する情報の伝達体制の整備</p> <p>2 避難対象となる範囲</p> <p>富士山火山広域避難計画において定められた避難対象エリアとする</p> <table border="1" data-bbox="1587 1008 2775 1900"> <thead> <tr> <th>火山現象</th> <th>避難対象</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流</td> <td>影響想定範囲</td> <td>可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)</td> </tr> <tr> <td>第1次避難対象エリア</td> <td>想定火口範囲</td> </tr> <tr> <td>第2次避難対象エリア</td> <td>火砕流、大きな噴石、溶岩流(3時間以内)到達範囲</td> </tr> <tr> <td>第3次避難対象エリア</td> <td>溶岩流(3時間-24時間)到達範囲</td> </tr> <tr> <td>第4次A避難対象エリア</td> <td>溶岩流(24時間-7日間)到達範囲</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第4次B避難対象エリア</td> <td>溶岩流(7日間-約40日間)到達範囲</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">融雪型火山泥流</td> <td>影響想定範囲</td> <td>可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。</td> </tr> <tr> <td>避難対象エリア</td> <td>融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲 (シミュレーション結果等により流下が想定される部分)</td> </tr> </tbody> </table>	火山現象	避難対象	説明	火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)	第1次避難対象エリア	想定火口範囲	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(3時間以内)到達範囲	第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間-24時間)到達範囲	第4次A避難対象エリア	溶岩流(24時間-7日間)到達範囲		第4次B避難対象エリア	溶岩流(7日間-約40日間)到達範囲	融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。	避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲 (シミュレーション結果等により流下が想定される部分)
対象地域	対象市町																																			
ハザードマップに示された噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の影響予測範囲を有する地域	富士宮市 富士市 御殿場市 裾野市 小山町																																			
避難対象地域	範囲																																			
第1次避難対象地域	想定火口範囲																																			
第2次避難対象地域	火砕流・火砕サージ影響予測範囲、噴石影響予測範囲及び溶岩流3時間以内影響予測範囲を重ねた範囲から第1次避難対象地域を除いた範囲とし、積雪期には当該範囲に融雪型火山泥流の影響予測範囲内の谷筋や川沿いなどの低地を加えた範囲																																			
第3次避難対象地域	溶岩流24時間以内影響予測範囲から第1次避難対象地域及び第2次避難対象地域を除いた範囲																																			
火山現象	避難対象	説明																																		
火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)																																		
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲																																		
	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(3時間以内)到達範囲																																		
	第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間-24時間)到達範囲																																		
	第4次A避難対象エリア	溶岩流(24時間-7日間)到達範囲																																		
	第4次B避難対象エリア	溶岩流(7日間-約40日間)到達範囲																																		
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。																																		
	避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲 (シミュレーション結果等により流下が想定される部分)																																		
火山-39																																				

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																															
火山-40	<p>4 避難体制の整備 (略)</p> <p>※ 避難計画策定の留意事項</p> <table border="1" data-bbox="320 1102 1528 1906"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所及び一時集合場所</td> <td> ア <u>災害時要援護者</u>の避難所については、再避難をする必要のない安全な地域であること。 イ 大量降灰を想定し、屋根や建物の強度が確保されていること。 ウ 十分な駐車スペースが確保されていること。 エ 一時集合場所は、原則として徒歩で避難できる範囲内であること。 オ 一時集合場所は、噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流及び降灰後の降雨による土石流の影響が予測される範囲を避けること。 </td> </tr> <tr> <td>避難経路の設定</td> <td> ア 山体周辺市町の長は、避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、避難経路をあらかじめ設定する。また、山体周辺市町の長は、円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。 イ 避難経路は、原則として融雪型火山泥流及び<u>降灰後の降雨による土石流の影響が予測される場所</u>を避けて設定する。 </td> </tr> <tr> <td>緊急輸送体制の整備</td> <td> ア 山体周辺市町は、陸上輸送を中心とした緊急輸送体制の整備を図る。 イ 山体周辺市町は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するため、バス会社等との協定締結や連絡体制構築等の連携強化に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	避難所及び一時集合場所	ア <u>災害時要援護者</u> の避難所については、再避難をする必要のない安全な地域であること。 イ 大量降灰を想定し、屋根や建物の強度が確保されていること。 ウ 十分な駐車スペースが確保されていること。 エ 一時集合場所は、原則として徒歩で避難できる範囲内であること。 オ 一時集合場所は、噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流及び降灰後の降雨による土石流の影響が予測される範囲を避けること。	避難経路の設定	ア 山体周辺市町の長は、避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、避難経路をあらかじめ設定する。また、山体周辺市町の長は、円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。 イ 避難経路は、原則として融雪型火山泥流及び <u>降灰後の降雨による土石流の影響が予測される場所</u> を避けて設定する。	緊急輸送体制の整備	ア 山体周辺市町は、陸上輸送を中心とした緊急輸送体制の整備を図る。 イ 山体周辺市町は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するため、バス会社等との協定締結や連絡体制構築等の連携強化に努める。	<table border="1" data-bbox="1587 201 2786 787"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">降灰</td> <td>影響想定範囲</td> <td>降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深2cm以上）</td> </tr> <tr> <td>避難対象エリア</td> <td>降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※1※2※3</td> </tr> <tr> <td>屋内退避対象エリア</td> <td>降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※2</td> </tr> <tr> <td>小さな噴石</td> <td>影響想定範囲</td> <td>1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">降灰後土石流</td> <td>影響想定範囲</td> <td>可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。</td> </tr> <tr> <td>避難対象エリア</td> <td>土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 <u>避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。</u></p> <p>※2 <u>気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。</u> また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。</p> <p>※3 <u>降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。</u></p> <p>3 避難体制の整備 (略)</p> <p>※ 避難計画策定の留意事項</p> <table border="1" data-bbox="1617 1087 2786 1906"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所</td> <td> ア <u>避難行動要支援者</u>の避難所については、再避難をする必要のない安全な地域であること。 イ 大量降灰を想定し、屋根や建物の強度が確保されていること。 ウ 十分な駐車スペースが確保されていること。 エ <u>避難所は、噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流及び降灰後土石流の避難対象エリアを避けること。</u> </td> </tr> <tr> <td>避難経路の設定</td> <td> ア 山体周辺市町の長は、避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、避難経路をあらかじめ設定する。また、山体周辺市町の長は、円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。 イ 避難経路は、原則として融雪型火山泥流及び<u>降灰後土石流の避難対象エリア</u>を避けて設定する。 </td> </tr> <tr> <td>緊急輸送体制の整備</td> <td> ア 山体周辺市町は、陸上輸送を中心とした緊急輸送体制の整備を図る。 イ 山体周辺市町は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するため、バス会社等との協定締結や連絡体制構築等の連携強化に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深2cm以上）	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※1※2※3	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※2	小さな噴石	影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲	降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域	区分	内容	避難所	ア <u>避難行動要支援者</u> の避難所については、再避難をする必要のない安全な地域であること。 イ 大量降灰を想定し、屋根や建物の強度が確保されていること。 ウ 十分な駐車スペースが確保されていること。 エ <u>避難所は、噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流及び降灰後土石流の避難対象エリアを避けること。</u>	避難経路の設定	ア 山体周辺市町の長は、避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、避難経路をあらかじめ設定する。また、山体周辺市町の長は、円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。 イ 避難経路は、原則として融雪型火山泥流及び <u>降灰後土石流の避難対象エリア</u> を避けて設定する。	緊急輸送体制の整備	ア 山体周辺市町は、陸上輸送を中心とした緊急輸送体制の整備を図る。 イ 山体周辺市町は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するため、バス会社等との協定締結や連絡体制構築等の連携強化に努める。
	区分	内容																															
避難所及び一時集合場所	ア <u>災害時要援護者</u> の避難所については、再避難をする必要のない安全な地域であること。 イ 大量降灰を想定し、屋根や建物の強度が確保されていること。 ウ 十分な駐車スペースが確保されていること。 エ 一時集合場所は、原則として徒歩で避難できる範囲内であること。 オ 一時集合場所は、噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流及び降灰後の降雨による土石流の影響が予測される範囲を避けること。																																
避難経路の設定	ア 山体周辺市町の長は、避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、避難経路をあらかじめ設定する。また、山体周辺市町の長は、円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。 イ 避難経路は、原則として融雪型火山泥流及び <u>降灰後の降雨による土石流の影響が予測される場所</u> を避けて設定する。																																
緊急輸送体制の整備	ア 山体周辺市町は、陸上輸送を中心とした緊急輸送体制の整備を図る。 イ 山体周辺市町は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するため、バス会社等との協定締結や連絡体制構築等の連携強化に努める。																																
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深2cm以上）																															
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※1※2※3																															
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※2																															
小さな噴石	影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲																															
降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。																															
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域																															
区分	内容																																
避難所	ア <u>避難行動要支援者</u> の避難所については、再避難をする必要のない安全な地域であること。 イ 大量降灰を想定し、屋根や建物の強度が確保されていること。 ウ 十分な駐車スペースが確保されていること。 エ <u>避難所は、噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流及び降灰後土石流の避難対象エリアを避けること。</u>																																
避難経路の設定	ア 山体周辺市町の長は、避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、避難経路をあらかじめ設定する。また、山体周辺市町の長は、円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。 イ 避難経路は、原則として融雪型火山泥流及び <u>降灰後土石流の避難対象エリア</u> を避けて設定する。																																
緊急輸送体制の整備	ア 山体周辺市町は、陸上輸送を中心とした緊急輸送体制の整備を図る。 イ 山体周辺市町は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するため、バス会社等との協定締結や連絡体制構築等の連携強化に努める。																																

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新
火山-41	<p>道路啓開体制の整備 (道路管理者)</p> <p>ア 優先的に啓開を要する道路の選定に係る市町との調整 イ 道路啓開活動要員の確保 ウ 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに道路の除灰に必要な車両の確保 ※融雪型火山泥流、<u>降灰後の降雨による土石流</u>及び降灰等を考慮して選定</p>	<p>道路啓開体制の整備 (道路管理者)</p> <p>ア 優先的に啓開を要する道路の選定に係る市町との調整 イ 道路啓開活動要員の確保 ウ 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに道路の除灰に必要な車両の確保 ※融雪型火山泥流、<u>降灰後土石流</u>及び降灰等を考慮して選定</p>
	<p>第4節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 噴火警報・噴火予報の伝達</p> <p>気象庁火山監視・情報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は<第1章第1節4(1)噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル>のとおりである。</p> <p>なお、情報伝達にあたっては、<u>災害時要援護者</u>への的確な情報提供に配慮するよう努める。</p>  <p>注) 気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定伝達先機関を□で示す。</p> <p>※ 1～4 (略) 5 避難所の開設 (1) (2) (略) (3) 高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等<u>災害時要援護者</u>に配慮して、被災地外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p>	<p>第4節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 噴火警報・噴火予報の伝達</p> <p>気象庁火山監視・情報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は<第1章第1節4(1)噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル>のとおりである。</p> <p>なお、情報伝達にあたっては、<u>要配慮者</u>への的確な情報提供に配慮するよう努める。</p>  <p>注) 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を□で示す。</p> <p>注) 特別警報に位置づけられる噴火警報(居住地)が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。</p> <p>※ 1～4 (略) 5 避難所の開設 (1) (2) (略) (3) 高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等<u>要配慮者</u>に配慮して、被災地外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p>

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																	
火山-42	<p>第2節 避難勧告等の基準</p> <p>1 市町長の避難の勧告及び指示 (略)</p> <table border="1" data-bbox="371 430 1528 1774"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル 及び 火山活動の状 況</th> <th rowspan="2">避難対象地域</th> <th colspan="2">市町長の避難対応</th> </tr> <tr> <th>住民に対して (災害時要援護 者)</th> <th>一時滞在者に対して (登山客、観光客等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル3 (入山規制)が発表されたとき</td> <td>第1次避難対象地域</td> <td>— — — —</td> <td>当該地域内からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">レベル4 (避難準備)が発表されたとき</td> <td>第1次避難対象地域</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)</td> </tr> <tr> <td>第2次避難対象地域</td> <td>避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)</td> <td>当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。</td> </tr> <tr> <td>第3次避難対象地域</td> <td>— — — —</td> <td>当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">レベル5 (避難)が発表されたとき</td> <td>第1次及び第2次避難対象地域</td> <td colspan="2">第1次避難対象地域は、避難勧告又は指示を継続する。 第2次避難対象地域は、避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)</td> </tr> <tr> <td>第3次避難対象地域</td> <td>避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)</td> <td>当該地域の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">レベル5 (避難)が発表された後に噴火し、レベル4 (避難準備)又はレベル5 (避難)が発表されたとき</td> <td>第1次避難対象地域の全域及び第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を継続する。</td> </tr> <tr> <td>第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域以外の地域</td> <td>火山活動の状況に応じて、避難勧告又は指示を解除する。</td> <td>当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。</td> </tr> <tr> <td>第3次避難対象地域</td> <td>— — — —</td> <td>当該地域の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル 及び 火山活動の状 況	避難対象地域	市町長の避難対応		住民に対して (災害時要援護 者)	一時滞在者に対して (登山客、観光客等)	レベル3 (入山規制)が発表されたとき	第1次避難対象地域	— — — —	当該地域内からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。	レベル4 (避難準備)が発表されたとき	第1次避難対象地域	避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		第2次避難対象地域	避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)	当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。	第3次避難対象地域	— — — —	当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。	レベル5 (避難)が発表されたとき	第1次及び第2次避難対象地域	第1次避難対象地域は、避難勧告又は指示を継続する。 第2次避難対象地域は、避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		第3次避難対象地域	避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)	当該地域の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。	レベル5 (避難)が発表された後に噴火し、レベル4 (避難準備)又はレベル5 (避難)が発表されたとき	第1次避難対象地域の全域及び第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を継続する。		第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域以外の地域	火山活動の状況に応じて、避難勧告又は指示を解除する。	当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。	第3次避難対象地域	— — — —	当該地域の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。	<p>第2節 避難勧告等の基準</p> <p>1 市町長の避難の勧告及び指示 (略)</p> <p>(1) 噴火前 (噴火警戒レベルの上昇) と噴火開始直後の避難</p> <table border="1" data-bbox="1573 441 2775 1690"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">噴火警戒レベル</th> <th colspan="5">溶岩流</th> <th rowspan="2">融雪型 火山泥 流</th> <th rowspan="2">降灰</th> <th rowspan="2">小さな 噴石</th> <th rowspan="2">降灰後 土石流</th> </tr> <tr> <th>火砕流、大きな 噴石</th> <th>火口形 成</th> <th>第1次 避難対象エ リア</th> <th>第2次 避難対象エ リア</th> <th>第3次 避難対象エ リア</th> <th>第4次 A 避難対象エ リア</th> <th>第4次 B 避難対象エ リア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">噴火前</td> <td>3</td> <td>避難準備・避難 入山規制 【全方位】</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>避難 避難 【全方位】</td> <td>避難準備 避難 入山規制 【全方位】</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>避難準備 避難 入山規制 【全方位】</td> <td>【降灰前に避難を要する場合】 避難準備 避難準備 避難準備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>避難 避難 【全方位】</td> <td>避難 避難 【全方位】</td> <td>避難準備 避難 入山規制 【全方位】</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>避難 避難 【全方位】</td> <td>避難 避難 避難</td> <td>避難準備 避難準備 避難準備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火開始直後</td> <td rowspan="2"></td> <td>避難 避難 【全方位】</td> <td>避難 避難 【全方位】</td> <td>避難 避難 避難 【必要なライン】</td> <td>避難準備 避難 入山規制 【必要なライン】</td> <td>—</td> <td>避難 避難 避難 【必要な範囲】</td> <td>降灰可能性マップの範囲 避難準備 避難準備 避難準備</td> <td>屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	噴火警戒レベル	溶岩流					融雪型 火山泥 流	降灰	小さな 噴石	降灰後 土石流	火砕流、大きな 噴石	火口形 成	第1次 避難対象エ リア	第2次 避難対象エ リア	第3次 避難対象エ リア	第4次 A 避難対象エ リア	第4次 B 避難対象エ リア	噴火前	3	避難準備・避難 入山規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—	4	避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—	—	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】 避難準備 避難準備 避難準備	—	—	5	避難 避難 【全方位】	避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—	避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難	避難準備 避難準備 避難準備	—	噴火開始直後		避難 避難 【全方位】	避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【必要なライン】	避難準備 避難 入山規制 【必要なライン】	—	避難 避難 避難 【必要な範囲】	降灰可能性マップの範囲 避難準備 避難準備 避難準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—
噴火警戒レベル 及び 火山活動の状 況	避難対象地域			市町長の避難対応																																																																																															
		住民に対して (災害時要援護 者)	一時滞在者に対して (登山客、観光客等)																																																																																																
レベル3 (入山規制)が発表されたとき	第1次避難対象地域	— — — —	当該地域内からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。																																																																																																
レベル4 (避難準備)が発表されたとき	第1次避難対象地域	避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)																																																																																																	
	第2次避難対象地域	避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)	当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。																																																																																																
	第3次避難対象地域	— — — —	当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。																																																																																																
レベル5 (避難)が発表されたとき	第1次及び第2次避難対象地域	第1次避難対象地域は、避難勧告又は指示を継続する。 第2次避難対象地域は、避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)																																																																																																	
	第3次避難対象地域	避難準備情報を発表する。 (避難所を開設する。)	当該地域の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。																																																																																																
レベル5 (避難)が発表された後に噴火し、レベル4 (避難準備)又はレベル5 (避難)が発表されたとき	第1次避難対象地域の全域及び第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を継続する。																																																																																																	
	第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域以外の地域	火山活動の状況に応じて、避難勧告又は指示を解除する。	当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。																																																																																																
	第3次避難対象地域	— — — —	当該地域の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。																																																																																																
区分	噴火警戒レベル	溶岩流					融雪型 火山泥 流	降灰	小さな 噴石	降灰後 土石流																																																																																									
		火砕流、大きな 噴石	火口形 成	第1次 避難対象エ リア	第2次 避難対象エ リア	第3次 避難対象エ リア					第4次 A 避難対象エ リア	第4次 B 避難対象エ リア																																																																																							
噴火前	3	避難準備・避難 入山規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																									
	4	避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—	—	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】 避難準備 避難準備 避難準備	—	—																																																																																									
	5	避難 避難 【全方位】	避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—	避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難	避難準備 避難準備 避難準備	—																																																																																									
噴火開始直後		避難 避難 【全方位】	避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【必要なライン】	避難準備 避難 入山規制 【必要なライン】	—	避難 避難 避難 【必要な範囲】	降灰可能性マップの範囲 避難準備 避難準備 避難準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—																																																																																									
		<p>上段：一般住民 中段：避難行動要支援者 下段：観光客・登山者</p>																																																																																																	
<p>—：避難行動の対象外</p>																																																																																																			

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																	
火山-43	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されずに噴火し、レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されたとき</td> <td>第1次避難対象地域の全域及び第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。 （当該地域への入山を規制するため、特に必要がある と認めるときは、警戒区域の設定を行う。）</td> </tr> <tr> <td>第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域以外の地域</td> <td>避難準備情報を発表する。 （避難所を開設する。）</td> <td>当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。</td> </tr> <tr> <td>第3次避難対象地域</td> <td>— — — —</td> <td>避難準備情報を発表する。 （避難所を開設する。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">溶岩流が発生し、レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されたとき</td> <td>第3次避難対象地域の内、溶岩流の影響が予測される地域</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。</td> </tr> <tr> <td>溶岩流の流下状況により、溶岩流の影響が第3次避難対象地域を越えることが予測される地域</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">降灰が発生し、レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されたとき</td> <td>降灰が予想される地域</td> <td colspan="2">降灰時における注意の呼び掛けを実施する。</td> </tr> <tr> <td>大量の降灰（概ね30cm/日）が予想される地域</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2 住民等の避難方法</p> <p>(1) 自ら避難のための交通手段を確保できる者は、当該交通手段により <u>避難対象地域</u> 以外に避難又退去する。</p> <p>(2) <u>自ら交通手段を確保できない者は、山体周辺市町の長があらかじめ指定した一時集合場所に集合し、当該市町が用意する車両で避難対象地域以外に避難又は退去する。</u></p> <p>(3) 医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、施設管理者が他の施設等への移送又は家族等への引渡しを実施する。</p> <p>(4) 避難する場合、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグルなどの着用を努める。</p> <p>(略)</p>	レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されずに噴火し、レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されたとき	第1次避難対象地域の全域及び第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を行う。 （当該地域への入山を規制するため、特に必要がある と認めるときは、警戒区域の設定を行う。）		第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域以外の地域	避難準備情報を発表する。 （避難所を開設する。）	当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。	第3次避難対象地域	— — — —	避難準備情報を発表する。 （避難所を開設する。）	溶岩流が発生し、レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されたとき	第3次避難対象地域の内、溶岩流の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を行う。		溶岩流の流下状況により、溶岩流の影響が第3次避難対象地域を越えることが予測される地域	避難勧告又は指示を行う。		降灰が発生し、レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されたとき	降灰が予想される地域	降灰時における注意の呼び掛けを実施する。		大量の降灰（概ね30cm/日）が予想される地域	避難勧告又は指示を行う。		<p>(2) 噴火開始後の現象発生別の避難</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">溶岩流</th> <th colspan="2">降灰</th> <th>小さな噴石</th> <th>降灰後土石流</th> </tr> <tr> <th>第1次 避難対象エリア</th> <th>第2次 避難対象エリア</th> <th>第3次 避難対象エリア</th> <th>第4次A 避難対象エリア</th> <th>第4次B 避難対象エリア</th> <th>避難対象エリア</th> <th>屋内退避対象エリア</th> <th>影響想定範囲</th> <th>降灰域内の 避難対象エリア</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">現象の発生</td> <td colspan="5">溶岩流の流下の場合</td> <td colspan="2">火山灰の降下の場合</td> <td>小さな噴石の降下の場合</td> <td>土石流の危険がある場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>*A</td> <td>*A</td> <td>*B</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火開始後</td> <td>避難 避難 避難</td> <td>避難 避難 避難</td> <td>避難 避難 避難</td> <td>避難 避難 避難</td> <td>避難準備 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 避難</td> <td>避難 避難 避難</td> <td>屋内退避 屋内退避 屋内退避</td> <td>避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)</td> </tr> <tr> <td>[対象ライン]</td> <td>[対象ライン]</td> <td>[対象ライン]</td> <td>[対象ライン]</td> <td>[対象ライン]</td> <td>[対象ライン]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>*A 第4次A避難対象エリアに流下の可能性がある場合。 *B 第4次B避難対象エリアに流下の可能性がある場合。</p> <p>(略)</p> <p>2 住民等の避難方法</p> <p>(1) 自ら避難のための交通手段を確保できる者は、当該交通手段により <u>避難対象エリア</u> 外に避難又退去する。</p> <p>(2) <u>避難先は避難対象エリア外の県内市町への避難を基本とする。</u></p> <p>(3) 医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、施設管理者が他の施設等への移送又は家族等への引渡しを実施する。</p> <p>(4) 避難する場合、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグルなどの着用を努める。</p> <p>(略)</p>	区分	溶岩流					降灰		小さな噴石	降灰後土石流	第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	降灰域内の 避難対象エリア	現象の発生	溶岩流の流下の場合					火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	土石流の危険がある場合				*A	*A	*B				噴火開始後	避難 避難 避難	避難 避難 避難	避難 避難 避難	避難 避難 避難	避難準備 避難 入山規制	避難 避難 避難	避難 避難 避難	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)	[対象ライン]	[対象ライン]	[対象ライン]	[対象ライン]	[対象ライン]	[対象ライン]			
レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されずに噴火し、レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されたとき	第1次避難対象地域の全域及び第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域		避難勧告又は指示を行う。 （当該地域への入山を規制するため、特に必要がある と認めるときは、警戒区域の設定を行う。）																																																																																
	第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域以外の地域		避難準備情報を発表する。 （避難所を開設する。）	当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。																																																																															
	第3次避難対象地域	— — — —	避難準備情報を発表する。 （避難所を開設する。）																																																																																
溶岩流が発生し、レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されたとき	第3次避難対象地域の内、溶岩流の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を行う。																																																																																	
	溶岩流の流下状況により、溶岩流の影響が第3次避難対象地域を越えることが予測される地域	避難勧告又は指示を行う。																																																																																	
降灰が発生し、レベル4（避難準備）又はレベル5（避難）が発表されたとき	降灰が予想される地域	降灰時における注意の呼び掛けを実施する。																																																																																	
	大量の降灰（概ね30cm/日）が予想される地域	避難勧告又は指示を行う。																																																																																	
区分	溶岩流					降灰		小さな噴石	降灰後土石流																																																																										
	第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	降灰域内の 避難対象エリア																																																																										
現象の発生	溶岩流の流下の場合					火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	土石流の危険がある場合																																																																										
				*A	*A	*B																																																																													
噴火開始後	避難 避難 避難	避難 避難 避難	避難 避難 避難	避難 避難 避難	避難準備 避難 入山規制	避難 避難 避難	避難 避難 避難	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)																																																																										
	[対象ライン]	[対象ライン]	[対象ライン]	[対象ライン]	[対象ライン]	[対象ライン]																																																																													

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																								
火山-45	<p>第3節 県の体制</p> <p>1 配備体制</p> <p>県は、噴火レベルに応じて、次の体制により対策に当たる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="344 338 724 380">配備体制</th> <th data-bbox="724 338 961 380">配備内容</th> <th colspan="2" data-bbox="961 338 1522 380">配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 380 724 877"> 【情報収集体制】 ・「噴火予報（レベル1（平常）」で危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき </td> <td data-bbox="724 380 961 877">各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td data-bbox="961 380 1012 569">本庁</td> <td data-bbox="1012 380 1522 569">文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 877 724 1287"> 【警戒体制】 ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき </td> <td data-bbox="724 877 961 1287">各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等実施する体制</td> <td data-bbox="961 877 1012 1108">本庁</td> <td data-bbox="1012 877 1522 1108">企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1287 724 1696"> 【警戒本部設置体制】 ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき </td> <td data-bbox="724 1287 961 1696">全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制</td> <td data-bbox="961 1287 1012 1518">本庁</td> <td data-bbox="1012 1287 1522 1518">企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="961 1518 1012 1696">出先</td> <td data-bbox="1012 1518 1522 1696">健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備内容	配備部局等		【情報収集体制】 ・「噴火予報（レベル1（平常）」で危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	【警戒体制】 ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等実施する体制	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	【警戒本部設置体制】 ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課			出先	健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局	<p>第3節 県の体制</p> <p>1 配備体制</p> <p>県は、噴火レベルに応じて、次の体制により対策に当たる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1611 338 1991 380">配備体制</th> <th data-bbox="1991 338 2228 380">配備内容</th> <th colspan="2" data-bbox="2228 338 2789 380">配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1611 380 1991 877"> 【情報収集体制】 ・「噴火予報（レベル1（平常）」で危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき </td> <td data-bbox="1991 380 2228 877">各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td data-bbox="2228 380 2279 558">本庁</td> <td data-bbox="2279 380 2789 558">文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 877 1991 1287"> 【警戒体制】 ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき </td> <td data-bbox="1991 877 2228 1287">各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等実施する体制</td> <td data-bbox="2228 877 2279 1098">本庁</td> <td data-bbox="2279 877 2789 1098">企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 1287 1991 1696"> 【警戒本部設置体制】 ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき </td> <td data-bbox="1991 1287 2228 1696">全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制</td> <td data-bbox="2228 1287 2279 1507">本庁</td> <td data-bbox="2279 1287 2789 1507">企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="2228 1507 2279 1686">出先</td> <td data-bbox="2279 1507 2789 1686">健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備内容	配備部局等		【情報収集体制】 ・「噴火予報（レベル1（平常）」で危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	【警戒体制】 ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等実施する体制	本庁	企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	【警戒本部設置体制】 ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁	企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課			出先	健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局
配備体制	配備内容	配備部局等																																								
【情報収集体制】 ・「噴火予報（レベル1（平常）」で危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																							
【警戒体制】 ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等実施する体制	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																							
【警戒本部設置体制】 ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																							
		出先	健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局																																							
配備体制	配備内容	配備部局等																																								
【情報収集体制】 ・「噴火予報（レベル1（平常）」で危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																							
【警戒体制】 ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等実施する体制	本庁	企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																							
【警戒本部設置体制】 ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁	企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																							
		出先	健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局																																							

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
火山-45	<p>2 災害対策本部の設置 (略) (2)対策会議</p> 	<p>2 災害対策本部の設置 (略) (2)対策会議</p> 																
火山-46	<p>第4節 交通の制限</p> <p>1 陸上交通</p> <table border="1" data-bbox="341 1008 1543 1890"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係市町長</td> <td>警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者を除き、当該地域に流入する交通の禁止を命ずる。</td> </tr> <tr> <td>県公安委員会 (警察)</td> <td>(1) 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 (2) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。 (3) 上記(2)の交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。</td> </tr> <tr> <td>道路管理者</td> <td>・融雪型火山泥流、<u>降灰後の降雨による土石流</u>及び降灰により、優先的に啓開を要する道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、本計画第2章第3節4に規定する道路啓開体制に基づき、速やかに応急復旧を実施する。 ・<u>降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲</u>内において降灰の堆積厚が10cm以上あり、かつ、時間雨量10mm以上の降雨があった場合は、関係機関と調整のうえ、土石流の流路及び氾濫範囲にある道路への一般車両の流入を極力、禁止又は制限するものとする。 ・交通規制を実施した場合、県、市町、警察庁、管区警察局、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容の広報の徹底を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	関係市町長	警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者を除き、当該地域に流入する交通の禁止を命ずる。	県公安委員会 (警察)	(1) 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 (2) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。 (3) 上記(2)の交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。	道路管理者	・融雪型火山泥流、 <u>降灰後の降雨による土石流</u> 及び降灰により、優先的に啓開を要する道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、本計画第2章第3節4に規定する道路啓開体制に基づき、速やかに応急復旧を実施する。 ・ <u>降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲</u> 内において降灰の堆積厚が10cm以上あり、かつ、時間雨量10mm以上の降雨があった場合は、関係機関と調整のうえ、土石流の流路及び氾濫範囲にある道路への一般車両の流入を極力、禁止又は制限するものとする。 ・交通規制を実施した場合、県、市町、警察庁、管区警察局、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容の広報の徹底を図る。	<p>第4節 交通の制限</p> <p>1 陸上交通</p> <table border="1" data-bbox="1608 1008 2804 1890"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係市町長</td> <td>警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者を除き、当該地域に流入する交通の禁止を命ずる。</td> </tr> <tr> <td>県公安委員会 (警察)</td> <td>(1) 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 (2) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。 (3) 上記(2)の交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。</td> </tr> <tr> <td>道路管理者</td> <td>・融雪型火山泥流、<u>降灰後土石流</u>及び降灰により、優先的に啓開を要する道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、本計画第2章第3節3に規定する道路啓開体制に基づき、速やかに応急復旧を実施する。 ・<u>降灰後土石流の影響想定範囲</u>内において降灰の堆積厚が10cm以上あり、かつ、時間雨量10mm以上の降雨があった場合は、関係機関と調整のうえ、土石流の流路及び氾濫範囲にある道路への一般車両の流入を極力、禁止又は制限するものとする。 ・交通規制を実施した場合、県、市町、警察庁、管区警察局、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容の広報の徹底を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	関係市町長	警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者を除き、当該地域に流入する交通の禁止を命ずる。	県公安委員会 (警察)	(1) 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 (2) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。 (3) 上記(2)の交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。	道路管理者	・融雪型火山泥流、 <u>降灰後土石流</u> 及び降灰により、優先的に啓開を要する道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、本計画第2章第3節3に規定する道路啓開体制に基づき、速やかに応急復旧を実施する。 ・ <u>降灰後土石流の影響想定範囲</u> 内において降灰の堆積厚が10cm以上あり、かつ、時間雨量10mm以上の降雨があった場合は、関係機関と調整のうえ、土石流の流路及び氾濫範囲にある道路への一般車両の流入を極力、禁止又は制限するものとする。 ・交通規制を実施した場合、県、市町、警察庁、管区警察局、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容の広報の徹底を図る。
実施主体	内 容																	
関係市町長	警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者を除き、当該地域に流入する交通の禁止を命ずる。																	
県公安委員会 (警察)	(1) 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 (2) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。 (3) 上記(2)の交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。																	
道路管理者	・融雪型火山泥流、 <u>降灰後の降雨による土石流</u> 及び降灰により、優先的に啓開を要する道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、本計画第2章第3節4に規定する道路啓開体制に基づき、速やかに応急復旧を実施する。 ・ <u>降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲</u> 内において降灰の堆積厚が10cm以上あり、かつ、時間雨量10mm以上の降雨があった場合は、関係機関と調整のうえ、土石流の流路及び氾濫範囲にある道路への一般車両の流入を極力、禁止又は制限するものとする。 ・交通規制を実施した場合、県、市町、警察庁、管区警察局、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容の広報の徹底を図る。																	
実施主体	内 容																	
関係市町長	警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者を除き、当該地域に流入する交通の禁止を命ずる。																	
県公安委員会 (警察)	(1) 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 (2) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。 (3) 上記(2)の交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。																	
道路管理者	・融雪型火山泥流、 <u>降灰後土石流</u> 及び降灰により、優先的に啓開を要する道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、本計画第2章第3節3に規定する道路啓開体制に基づき、速やかに応急復旧を実施する。 ・ <u>降灰後土石流の影響想定範囲</u> 内において降灰の堆積厚が10cm以上あり、かつ、時間雨量10mm以上の降雨があった場合は、関係機関と調整のうえ、土石流の流路及び氾濫範囲にある道路への一般車両の流入を極力、禁止又は制限するものとする。 ・交通規制を実施した場合、県、市町、警察庁、管区警察局、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容の広報の徹底を図る。																	

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
火山-47	<table border="1" data-bbox="341 210 1516 296"> <tr> <td data-bbox="341 210 528 296">鉄道事業者</td> <td data-bbox="528 210 1516 296">降灰により鉄道施設に被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、除灰、仮線路などの応急対策を行う</td> </tr> </table> <p data-bbox="302 348 492 380">第5節 （略）</p> <p data-bbox="302 432 647 464">第6節 被害拡大防止対策</p> <p data-bbox="302 474 1516 548">噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、<u>降灰後の降雨による土石流</u>及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。</p> <p data-bbox="302 600 1516 674">1 国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局、県、山体周辺市町、<u>降灰後の降雨による土石流危険予測範囲</u>内市町及び降灰があった市町</p> <ol data-bbox="341 695 1012 947" style="list-style-type: none"> (1) 築塁、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止 (2) 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止 (3) 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止 (4) 公共施設等に堆積した降灰等の除去 (5) 既存砂防施設の除石 <p data-bbox="302 989 647 1020">第7節 継続災害対応計画</p> <p data-bbox="302 1031 1516 1157">大量の降灰があった場合は、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、<u>降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲</u>内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。</p>	鉄道事業者	降灰により鉄道施設に被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、除灰、仮線路などの応急対策を行う	<table border="1" data-bbox="1605 210 2810 296"> <tr> <td data-bbox="1605 210 1792 296">鉄道事業者</td> <td data-bbox="1792 210 2810 296">降灰により鉄道施設に被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、除灰、仮線路などの応急対策を行う</td> </tr> </table> <p data-bbox="1567 348 1757 380">第5節 （略）</p> <p data-bbox="1567 432 1911 464">第6節 被害拡大防止対策</p> <p data-bbox="1567 474 2810 548">噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、<u>降灰後土石流</u>及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。</p> <p data-bbox="1567 600 2810 674">1 国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局、県、山体周辺市町、<u>降灰後土石流影響想定範囲</u>内市町及び降灰があった市町</p> <ol data-bbox="1605 695 2276 947" style="list-style-type: none"> (1) 築塁、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止 (2) 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止 (3) 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止 (4) 公共施設等に堆積した降灰等の除去 (5) 既存砂防施設の除石 <p data-bbox="1567 989 1911 1020">第7節 継続災害対応計画</p> <p data-bbox="1567 1031 2810 1125">大量の降灰があった場合は、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、<u>降灰後土石流の影響想定範囲</u>内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。</p>	鉄道事業者	降灰により鉄道施設に被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、除灰、仮線路などの応急対策を行う												
鉄道事業者	降灰により鉄道施設に被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、除灰、仮線路などの応急対策を行う																	
鉄道事業者	降灰により鉄道施設に被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、除灰、仮線路などの応急対策を行う																	
火山-48	<table border="1" data-bbox="359 1209 1457 1724"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 1209 854 1251">実施主体</th> <th data-bbox="854 1209 1457 1251">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 1251 854 1524">国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局</td> <td data-bbox="854 1251 1457 1524">ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知（土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供） ウ 土石流対策の緊急工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1524 854 1587">県</td> <td data-bbox="854 1524 1457 1587">土石流対策の緊急工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1587 854 1724">山体周辺市町及び<u>降灰後の降雨による土石流危険予測範囲</u>内市町</td> <td data-bbox="854 1587 1457 1724">ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知（土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供） ウ 土石流対策の緊急工事	県	土石流対策の緊急工事	山体周辺市町及び <u>降灰後の降雨による土石流危険予測範囲</u> 内市町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施	<table border="1" data-bbox="1623 1197 2721 1707"> <thead> <tr> <th data-bbox="1623 1197 2119 1239">実施主体</th> <th data-bbox="2119 1197 2721 1239">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1623 1239 2119 1512">国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局</td> <td data-bbox="2119 1239 2721 1512">ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知（土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供） ウ 土石流対策の緊急工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 1512 2119 1575">県</td> <td data-bbox="2119 1512 2721 1575">土石流対策の緊急工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 1575 2119 1707">山体周辺市町及び<u>降灰後土石流影響想定範囲</u>内市町</td> <td data-bbox="2119 1575 2721 1707">ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知（土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供） ウ 土石流対策の緊急工事	県	土石流対策の緊急工事	山体周辺市町及び <u>降灰後土石流影響想定範囲</u> 内市町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施
実施主体	内 容																	
国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知（土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供） ウ 土石流対策の緊急工事																	
県	土石流対策の緊急工事																	
山体周辺市町及び <u>降灰後の降雨による土石流危険予測範囲</u> 内市町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施																	
実施主体	内 容																	
国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知（土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供） ウ 土石流対策の緊急工事																	
県	土石流対策の緊急工事																	
山体周辺市町及び <u>降灰後土石流影響想定範囲</u> 内市町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施																	

空 白

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章（略） 第2章 原子力災害事前対策 第1節～第3節（略） 第4節 原子力防災専門官との連携 第5節～第20節（略） 第3章・第4章（略） 第5章 第1節・第2節（略） 第3節 原子力災害事後対策実施区域<u>の</u>における避難区域等の設定 第4節～第13節（略）</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章（略） 第2章 原子力災害事前対策 第1節～第3節（略） 第4節 原子力防災専門官 <u>及び地方放射線モニタリング対策官</u>との連携 第5節～第20節（略） 第3章・第4章（略） 第5章 第1節・第2節（略） 第3節 原子力災害事後対策実施区域 <u>に</u>における避難区域等の設定 第4節～第13節（略）</p>
原子力-1	<p>第1章 総 則 第1節 計画の目的 （本文略） また、県独自の取組として、本県、御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市と <u>事業者</u>との間で締結している原子力発電所の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。 この取組を活かし、原子力事故、災害を未然に予防する観点から、事故・トラブルに関する情報公開の徹底と、人為的ミスによる事故の発生を防止を目指す、県独自の原子力発電所の安全対策と安全安心対策を規定する。</p>	<p>第1章 総 則 第1節 計画の目的 （本文略） また、県独自の取組として、本県、御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市と <u>原子力事業者</u>との間で締結している原子力発電所の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。 この取組を活かし、原子力事故、災害を未然に予防する観点から、事故・トラブルに関する情報公開の徹底と、人為的ミスによる事故の発生を防止を目指す、県独自の原子力発電所の安全対策と安全安心対策を規定する。</p>
原子力-2	<p>第2節・第3節（略） 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（<u>平成25年2月27日改訂</u>）を遵守するものとする。</p>	<p>第2節・第3節（略） 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（<u>平成25年9月5日改正</u>）を遵守するものとする。</p>
原子力-5	<p>第5節・第6節（略） 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施 P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下 <u>に示す</u> 区分のどれに該当するか <u>を判断し、該当する区分</u> に応じて避難等</p>	<p>第5節・第6節（略） 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施 P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が <u>原子力災害対策指針等に基づき</u> 以下 <u>の</u> 区分のどれに該当するか <u>に応じ</u> て、<u>避</u></p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-6	<p>の予防的な防護措置を準備し、実施する<u>こととする。</u>なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示等によって PAZ の範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p><u>・警戒事象（特定事象（原災法10条事象）に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）</u></p> <p><u>・特定事象</u></p> <p><u>・原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）</u></p> <p>また、UPZにおいては、<u>原子力緊急事態</u>となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施<u>することとする。</u></p> <p><u>原子力災害対策指針においては、原子力施設の状況に基づく緊急事態区分として以下の3区分が示された。</u></p> <p><u>・警戒事態</u></p> <p><u>・施設敷地緊急事態</u></p> <p><u>・全面緊急事態</u></p> <p><u>原子力災害対策指針においては、緊急事態区分を判断するための基準として、従前より原災法等に基づき運用している施設の状況等を適用することから、警戒事態は警戒事象に、施設敷地緊急事態は特定事象に、全面緊急事態は原子力緊急事態に、それぞれ概ね対応するものとなっている。したがって、警戒事象、特定事象、原子力緊急事態という用語を使用するものとする。</u>実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、第3章第4節に示す。</p> <p>2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</p> <p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ <u>及びUPZ外においては、</u>緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する<u>こととする。</u></p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 （本文略） 1（略）</p>	<p>難等の予防的な防護措置を準備し、実施する<u>。</u>なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示等によって PAZ の範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p><u>・情報収集事態（御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（県内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>・警戒事態</u></p> <p><u>・施設敷地緊急事態</u></p> <p><u>・全面緊急事態</u></p> <p>また、UPZにおいては、<u>全面緊急事態</u>となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する<u>。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、第3章第4節に示す。</p> <p>2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</p> <p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ <u>を中心とした</u>緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する<u>。</u></p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 （本文略） 1（略）</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新																																												
原子力-8	2 自衛隊	2 自衛隊																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団</td> <td>1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団</td> <td>1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援 <u>3 スクリーニング・除染の支援</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援 <u>3 スクリーニング・除染の支援</u>																																				
	機 関 名	所 掌 事 務																																												
	陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援																																												
	機 関 名	所 掌 事 務																																												
	陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援 <u>3 スクリーニング・除染の支援</u>																																												
	3 指定公共機関及び指定地方公共機関等	3 指定公共機関及び指定地方公共機関等																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 KDD I 株式会社</td> <td>通信の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(社)静岡県歯科医師会 (略)</td> <td>災害時における医療救護の実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社</td> <td>1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策</td> </tr> <tr> <td>(一社)静岡県トラック協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(社)静岡県バス協会</td> <td>避難住民等の輸送の支援</td> </tr> <tr> <td>(独)日本原子力研究開発機構 <u>原子力緊急時支援・研修センター</u></td> <td>1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 KDD I 株式会社	通信の確保	(略)		(社)静岡県歯科医師会 (略)	災害時における医療救護の実施	(略)		日本通運株式会社	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策	(一社)静岡県トラック協会		(社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援	(独)日本原子力研究開発機構 <u>原子力緊急時支援・研修センター</u>	1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 KDD I 株式会社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></td> <td>通信の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社)静岡県歯科医師会 (略)</td> <td>災害時における医療救護の実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u></td> <td>1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策</td> </tr> <tr> <td>(一社)静岡県トラック協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社)静岡県バス協会</td> <td>避難住民等の輸送の支援</td> </tr> <tr> <td>(独)日本原子力研究開発機構</td> <td>1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 KDD I 株式会社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	通信の確保	(略)		(一社)静岡県歯科医師会 (略)	災害時における医療救護の実施	(略)		日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策	(一社)静岡県トラック協会		(一社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援	(独)日本原子力研究開発機構	1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）	(略)	
	機 関 名	所 掌 事 務																																												
	(略)																																													
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 KDD I 株式会社	通信の確保																																													
(略)																																														
(社)静岡県歯科医師会 (略)	災害時における医療救護の実施																																													
(略)																																														
日本通運株式会社	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策																																													
(一社)静岡県トラック協会																																														
(社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援																																													
(独)日本原子力研究開発機構 <u>原子力緊急時支援・研修センター</u>	1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）																																													
(略)																																														
機 関 名	所 掌 事 務																																													
(略)																																														
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 KDD I 株式会社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	通信の確保																																													
(略)																																														
(一社)静岡県歯科医師会 (略)	災害時における医療救護の実施																																													
(略)																																														
日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策																																													
(一社)静岡県トラック協会																																														
(一社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援																																													
(独)日本原子力研究開発機構	1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）																																													
(略)																																														
原子力-9	4～8 (略)	4～8 (略)																																												

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-12	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 原子力防災専門官との連携</p> <p>県は、静岡県地域防災計画「原子力災害対策の巻」の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携</p> <p><u>（1）</u> 県は、静岡県地域防災計画「原子力災害対策の巻」の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p><u>（2）</u> 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力の協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p>
原子力-13	<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>（1） 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>（2） 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>（3） 県は、<u>避難場所、避難施設</u>、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>（本文略）</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>（1） 県と関係機関相互の連携体制の確保</p> <p>（本文略）</p> <p>また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、<u>事業者</u>、関係機関等に周知する。</p> <p>・<u>事業者</u>からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）</p> <p>（略）</p>	<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>（1） 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど<u>協力体制を構築し</u>、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>（2） 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、<u>公的機関・供給事業者等</u>の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>（3） 県は、<u>避難所</u>、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>（本文略）</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>（1） 県と関係機関相互の連携体制の確保</p> <p>（本文略）</p> <p>また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災市町に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、<u>国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者その他</u>関係機関等に周知する。</p> <p>・<u>原子力事業者</u>からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）</p> <p>（略）</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-14	<p>・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の<u>意思決定者</u>が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。） （略） (2)～(6)（略）</p> <p>2 情報の分析整理 (1)・(2)（略） (3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p> <p>①（略） ② 社会環境に関する資料 ア（略） イ 周辺地域の人口、世帯数に関する資料（原子力発電所との距離別、<u>方位別の人口、世帯数、災害時要援護者の概数</u>、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p>	<p>・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の<u>決定者</u>が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。） （略） (2)～(6)（略）</p> <p>2 情報の分析整理 (1)・(2)（略） (3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者<u>その他関係機関</u>と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p> <p>①（略） ② 社会環境に関する資料 ア（略） イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力発電所との距離別、<u>方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要</u>、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p>
原子力-15	<p>ウ～オ（略）</p> <p>カ 緊急被ばく医療<u>施設</u>に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）</p> <p>キ（略）</p> <p>③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料 ア 周辺地域の<u>気象に関する資料</u>（過去1年間の周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の月別及び日変化の情報等）</p> <p><u>イ</u>（略） <u>ウ</u> 平常時環境放射線モニタリングに関する資料 <u>エ</u>・<u>オ</u>（略）</p> <p>④ 防護資機材等に関する資料 ア（略） イ 避難用車両の緊急時における<u>運用体制に関する資料</u> ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備<u>状況に関する資料</u></p> <p>⑤～⑥（略）</p> <p>3 通信手段の確保</p>	<p>ウ～オ（略）</p> <p>カ 緊急被ばく医療<u>機関</u>に関する資料（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関それぞれに関する位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）</p> <p>キ（略）</p> <p>③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料 ア 周辺地域の<u>気象資料</u>（過去1年間の周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の月別及び日変化の情報等） <u>イ モニタリングステーション・モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図、及び環境試料採取候補地点図</u></p> <p><u>ウ</u>（略） <u>エ</u> 平常時環境放射線モニタリング<u>資料</u> <u>オ</u>・<u>カ</u>（略）</p> <p>④ 防護資機材等に関する資料 ア（略） イ 避難用車両の緊急時における<u>運用体制</u> ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備<u>状況</u></p> <p>⑤～⑥（略）</p> <p>3 通信手段の確保</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-16	<p>県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。</p> <p>また、<u>通信事業者</u>に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。</p> <p>(1) 専用回線網の整備</p> <p>① 県と国、所在市、関係周辺市町との間の専用回線網の整備</p> <p><u>県と国は</u>、緊急時における県と国及び県と所在市、関係周辺市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 通信手段・経路の多様化</p> <p>①～⑧ (略)</p>	<p>県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。</p> <p>また、<u>電気通信事業者</u>に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。</p> <p>(1) 専用回線網の整備</p> <p>① 県と国、所在市、関係周辺市町との間の専用回線網の整備</p> <p><u>県は国と連携し</u>、緊急時における県と国及び県と所在市、関係周辺市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 通信手段・経路の多様化<u>等</u></p> <p>①～⑧ (略)</p>
原子力-17	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>(本文略)</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p><u>(1) 県原子力災害警戒本部の設置準備体制</u></p> <p>県は、<u>国から警戒事象発生の通報を受けた場合、もしくは、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、</u>速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、<u>特定事象発生</u>に備えて、県原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の<u>設置準備の体制について</u>あらかじめ定めておくものとする。</p> <p><u>(2) 県原子力災害警戒本部の体制</u></p> <p>県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。<u>県原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制</u></p> <p>県は、<u>国から警戒事象又は</u>原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国、所在市及び関係周辺市町と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、<u>原子力災害現地対策本部の事務局</u>機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整</p>	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>(本文略)</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p><u>(1) 県原子力情報収集体制</u></p> <p><u>県は、情報収集事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 県原子力警戒体制</u></p> <p>県は、<u>警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合又は国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、</u>速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、<u>施設敷地緊急事態発生</u>に備えて、県原子力災害警戒本部<u>設置の準備について</u>あらかじめ定めておくものとする。</p> <p><u>(3) 県原子力災害警戒本部の体制</u></p> <p>県は、原子力事業者から特定事象 <u>(原災法第10条事象)</u> 発生の通報を受けた場合 <u>又は国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、</u>知事を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。<u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制</u></p> <p>県は、<u>警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、</u>原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合 <u>又は国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、</u>直ちに国、所在市及び関係周辺市町</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
	<p>備するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 県原子力災害対策本部体制等の整備</p> <p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、知事を本部長とする県原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。<u>また、必要に応じて、県原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。</u></p> <p>(本文略)</p>	<p>と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、<u>原子力災害合同対策協議会</u>機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 県原子力災害対策本部体制等の整備</p> <p>県は、内閣総理大臣が<u>原災法第 15 条に基づく</u>原子力緊急事態宣言を発出した場合、知事を本部長とする県原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。<u>(削除)</u></p> <p>(本文略)</p>
原子力-18	<p>3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県は、<u>原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言</u>発出後は、同法第 23 条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、<u>原子力安全基盤機構</u>、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じて出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>(本文略)</p>	<p>3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県は、<u>原子力緊急事態宣言</u>発出後は、<u>原災法</u>第 23 条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、<u>(独)</u>放射線医学総合研究所、<u>(独)</u>日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じて出席することとされている。このため、県は、<u>原子力災害合同対策協議会</u>に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>(本文略)</p>
原子力-19	<p>4～6 (略)</p> <p>7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊</p> <p>県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結<u>の促進</u>、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 <u>緊急被ばく</u>医療チーム派遣要請体制</p> <p>県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、<u>放射線障害専門病院</u>等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>10 (略)</p>	<p>7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊</p> <p>県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結<u>を促進するなど</u>、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 <u>被ばく医療に係る</u>医療チーム派遣要請体制</p> <p>県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、<u>(独)放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関</u>等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>10 (略)</p>
原子力-20	<p>11 対策拠点施設</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 県及び国は相互に連携して、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、</p>	<p>11 対策拠点施設</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 県及び国は、<u>相互に</u>連携して、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システ</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
	<p>衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 対策拠点施設からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>12 モニタリング体制等</p> <p>緊急時モニタリングについては、原子力規制委員会の統括の下、<u>原子力規制委員会等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとされている。</u></p> <p>県は、緊急時に<u>おける</u>原子力施設からの<u>放射線物質又は放射線の放出</u>による周辺環境への影響の評価に資する観点から、<u>国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）</u>を適切に実施する。</p> <p><u>また、</u>県は、国及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の<u>策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</u></p> <p>(1) 緊急時モニタリング計画の<u>策定</u></p> <p>県は、原子力災害対策指針や<u>国の定めるマニュアル等に基づき、</u>緊急時モニタリング計画を<u>策定するものとする。</u></p> <p><u>なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。</u></p> <p><u>また、</u>県は、緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時環境放射線モニタリング実施要領を<u>策定するものとする。</u></p>	<p>ム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>県及び国は、相互に連携して、</u>対策拠点施設からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>12 モニタリング体制等</p> <p><u>（緊急時モニタリングセンター）</u></p> <p>緊急時モニタリングを<u>実施するために、</u>原子力規制委員会の統括の下、<u>緊急時モニタリングセンターが設置される。</u></p> <p><u>緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、県、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。</u></p> <p><u>原子力規制委員会による緊急時モニタリングの統括とは、以下の項目等を行うことである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・緊急時モニタリングの実施方針の策定</u> <u>・動員計画の作成</u> <u>・緊急時モニタリング実施計画の作成</u> <u>・緊急時モニタリングの実施の指示</u> <u>・緊急時モニタリングの実施の総合調整</u> <u>・緊急時モニタリングの結果の収集と公表</u> <u>・緊急時モニタリング結果の評価</u> <u>・緊急時モニタリング結果及び事態の進展に応じた実施計画の改定</u> <p><u>（平常時のモニタリングの実施）</u></p> <p>県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時<u>から</u>環境放射線モニタリングを適切に実施する。</p> <p><u>（その他体制の整備）</u></p> <p>県は、国、<u>所在市、関係周辺市町、</u>原子力事業者及び<u>関係指定公共機関等と協力して、</u>緊急時モニタリング計画の<u>作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、</u>緊急時モニタリング<u>体制の整備を図る。</u></p> <p><u>具体的には以下のとおり。</u></p> <p>(1) 緊急時モニタリング計画の<u>作成</u></p> <p>県は、原子力災害対策指針等に基づき、<u>国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て、</u>緊急時モニタリング計画を<u>作成する。</u></p> <p>県は、地域の特有の気象（風向・風速・降雨量等）や放射性物質の大気中拡散の特性（大気中拡散の距離や方向の傾向）を、気象情報や放射性物質の大気中拡散計算を用い把握し、モニタリングの実施地点の候補を選定する際に参考にする。</p> <p>緊急時モニタリング計画の作成においては、別途原子力規制庁が示す緊急時モニタリング計画の作</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-21	<p>(2) モニタリング<u>設備・機器</u>等の整備・維持 県は、平常時<u>又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握</u>するため、モニタリングステーション、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型<u>計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器</u>、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</p> <p>(3) <u>モニタリング要員</u>の確保 県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(4) <u>緊急時モニタリングの体制及び役割</u> 県は、モニタリング実施組織及びそれぞれの役割等を、緊急時環境放射線モニタリング実施要領において定めておくものとする。</p> <p>(5) <u>関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備</u> 県は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より緊密な連携を図るものとする。 県は、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。</p> <p>(6) <u>緊急時予測システム</u> 県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測（<u>緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）等</u>）に係る機器の整備を図る<u>こと</u>とする。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。</p> <p>(7) (略)</p> <p>13 専門家の派遣要請手続き 県は、<u>国から警戒事象又は原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合</u>、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>14 (略)</p> <p>15 複合災害に備えた体制の整備</p>	<p><u>成要領を参考にする。</u></p> <p>(2) モニタリング<u>資機材</u>等の整備・維持 県は、平常時の<u>環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施</u>するため、モニタリングステーション、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型<u>のモニタリング用資機材、環境試料分析装置並びに</u>携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</p> <p>(3) <u>要員</u>の確保 国は、緊急時モニタリング<u>のための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。</u> <u>(削除)</u></p> <p>(4) <u>訓練等を通じた測定品質の向上</u> 県は、平常時から、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。</p> <p>(5) <u>大気中放射性物質拡散計算システム</u> 県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測に係る機器の整備を図る<u>もの</u>とする。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。</p> <p>13 (略)</p> <p>14 専門家の派遣要請手続き 県は、<u>原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合に備え</u>、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>15 (略)</p> <p>16 複合災害に備えた体制の整備</p>
原子力-22	<p>県は国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。</p>	<p>県は、<u>国と連携し</u>、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-23	<p>(本文略)</p> <p><u>16</u> (略)</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の<u>作成</u>について支援するものとする。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、<u>予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の避難を迅速に行うための避難計画をあらかじめ作成</u>し、原子力緊急事態宣言発出時には<u>直ちに</u>PAZ圏内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。</p> <p>(本文略)</p> <p>2 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、<u>避難やスクリーニング等の場所を</u>その管理者の同意を<u>得て避難所等として</u>あらかじめ指定<u>するよう</u>助言するものとする。</p> <p>また、県は<u>避難場所指定の助言に</u>当っては、風向等の気象条件により<u>避難場所</u>が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、<u>災害時要援護者</u>に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、<u>避難</u>やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の<u>整備</u></p> <p><u>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、</u>県は、所在市及び関係周辺市町等と協力し、広域避難を想定した<u>避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</u></p> <p>(3) コンクリート屋内退避<u>体制</u>の整備</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避<u>体制</u>の整備について助言するものとする。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(本文略)</p> <p><u>17</u> (略)</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の<u>策定</u>について支援するものとする。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、<u>迅速な避難</u>を行うための避難計画をあらかじめ<u>策定</u>し、<u>施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、</u>原子力緊急事態宣言発出時にはPAZ圏内の住民等の避難が<u>直ちに</u>可能な体制を構築するものとする。</p> <p>(本文略)</p> <p>2 避難所等の整備<u>等</u></p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、<u>避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための避難所</u>をあらかじめ指定し、<u>住民への周知徹底を図るよう</u>助言するものとする。<u>また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言するものとする。</u></p> <p>また、県は、<u>所在市及び関係周辺市町等における指定緊急避難場所等の指定に</u>当っては、風向等の気象条件により<u>指定緊急避難場所等</u>が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、<u>要配慮者</u>に十分配慮する<u>よう助言するものとする。</u>また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、<u>避難所</u>として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の<u>確保</u> <u>(削除)</u></p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等と協力し、広域避難を想定し<u>て、</u>避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</p> <p>(3) コンクリート屋内退避<u>施設</u>の整備</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避<u>施設</u>の整備について助言するものとする。</p> <p>(4) (略)</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-24	<p>(5) 応急仮設住宅等の整備 県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急<u>仮設</u>住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく<u>ものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給</u>体制を整備しておくものとする。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) <u>避難場所</u>における設備等の整備 県は、<u>避難場所</u>において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど<u>傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等</u>にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備 県は、指定された<u>避難場所</u>又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、<u>避難場所</u>として指定<u>された</u>学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>3 <u>災害時要援護者等</u>の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) 県は、<u>傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要援護者等</u>及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>① <u>災害時要援護者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</u></p> <p>② <u>災害時要援護者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、所在市、関係周辺市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。</u></p> <p>③ <u>避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 所在市及び関係周辺市町に対し、<u>災害時要援護者等</u>避難支援計画等を整備することを助言するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>(5)応急<u>住宅の供給体制</u>等の整備 県は、国、<u>市町</u>、企業等と連携を図りつつ、応急<u>建設</u>住宅の<u>用地や</u>建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく<u>とともに、災害時における利用可能な被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、</u>あらかじめ体制を整備しておくものとする。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) <u>避難所</u>における設備等の整備 <u>市町</u>は、<u>避難所</u>において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど<u>要配慮者</u>にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものと<u>し、県は市町を支援する。</u></p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備 <u>市町</u>は、<u>避難所</u>又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、<u>避難所</u>として指定<u>した</u>学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものと<u>し、県は市町を支援する。</u></p> <p>3 <u>要配慮者</u>の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) 県は、<u>要配慮者</u>及び一時滞在者への対応を強化するため、<u>避難誘導に当たっては、</u>放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものと<u>し、県は市町を支援する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① (略)</p> <p>②所在市及び関係周辺市町に対し、<u>要配慮者</u>避難支援計画等を整備することを助言するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における<u>避難所（転院先）、</u>避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は、国の協力のもと、<u>病院等医療機関の避難に備え、</u>医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-25	<p>(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における<u>避難場所</u>、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。</p> <p>（本文略）</p> <p>4 学校等施設における避難計画の整備</p> <p>学校等施設（<u>保育所を含む</u>）の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、<u>避難場所</u>、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は所在市及び関係周辺市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等が避難のための<u>立ち退き</u>の勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在市及び関係周辺市町等に対し助言するものとする。</p> <p>7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ<u>情報伝達</u>する仕組みの整備</p> <p>（本文略）</p> <p>8 警戒区域を設定する場合の計画の策定</p> <p>県は、市町が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。</p> <p>9 <u>避難場所</u>・避難方法等の周知</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、避難<u>や</u>スクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在市、関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と連携の上、<u>警戒事象及び特定事象</u>発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>1 （略）</p>	<p>(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における<u>避難所</u>、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。</p> <p>（本文略）</p> <p>4 学校等施設における避難計画の整備</p> <p>学校等施設の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、<u>避難所</u>、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は所在市及び関係周辺市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等が<u>屋内退避又は</u>避難のための<u>立退き</u>の勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在市及び関係周辺市町等に対し助言するものとする。</p> <p>7 居住地以外の市町村に避難する被災者<u>に関する情報を共有</u>する仕組みの整備</p> <p>（本文略）</p> <p>8 警戒区域を設定する場合の計画の策定</p> <p>県は、市町が警戒区域を設定する場合<u>に備え</u>、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。</p> <p>9 <u>避難所等</u>・避難方法等の周知</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、避難<u>、</u>スクリーニング<u>、安定ヨウ素剤配布</u>等の場所・避難誘導方法（<u>バス等で避難する場合の一時集合場所</u>、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導<u>、家庭動物との同行避難</u>等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。<u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</u></p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在市、関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と連携の上、<u>情報収集事態及び警戒事態</u>発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>1 （略）</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-26	<p>2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p> <p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、<u>応援協定を締結している県警備業協会との連絡体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 県及び県警察は、国<u>並びに市町</u>の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 県は国と連携し、<u>災害時の協力</u>協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p>	<p>2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合<u>における</u>、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p> <p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、<u>(独)</u>放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、<u>指定公共機関その他の</u>関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、<u>必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 県及び県警察は、国、<u>所在市及び関係周辺市町</u>の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 県は国と連携し、<u>輸送</u>協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p>
原子力-27	<p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救助・救急機能の強化</p> <p>県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備</p>	<p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救助・救急機能の強化</p> <p>県は国<u>及び原子力事業者</u>と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-28	<p>(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。<u>なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順、体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておくものとする。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 県は、緊急被ばく医療<u>の関係者とも</u>密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p><u>4 消火活動用資機材等</u>の整備 (略)</p> <p><u>5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等</u>の整備 (1)・(2) (略)</p> <p><u>6 物資の調達、供給活動</u> (1) (本文略) また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は<u>避難場所</u>の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>7 大規模・特殊災害における救助隊の整備</u> (略)</p> <p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (1) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、<u>警戒事象又は特定事象</u>発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を常に伝達できるよう、その体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。<u>(削除)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 県は、緊急被ばく医療<u>及び救急・災害医療の関係者とも</u>密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう<u>原子力事業者及び</u>関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p><u>4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</u> 県は、<u>原子力災害対策指針を踏まえ、所在市、関係周辺市町及び医療機関等と連携して、P A Z内の住民等及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備を進めていくものとする。</u></p> <p><u>5 消火活動体制</u>の整備 (略)</p> <p><u>6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等</u>の整備 (1)・(2) (略)</p> <p><u>7 物資の調達、供給活動体制の整備</u> (1) (本文略) また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は<u>避難所</u>の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>8 大規模・特殊災害における救助隊の整備</u> (略)</p> <p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (1) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、<u>情報収集事態及び警戒事態</u>発生後の経過に応じて<u>周辺</u>住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、<u>国と連携し</u>、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を常に伝達できるよう、その体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>(3) (略)</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-29	<p>(4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び所在市及び関係周辺市町と連携し、<u>傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等</u>及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの<u>もの</u>に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第13節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための<u>立ち退き</u>の勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。(本文略)</p> <p>第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1)①～⑤ (略)</p> <p>⑥コンクリート屋内退避所、避難所に関すること</p> <p>⑦<u>災害時要援護者等</u>への支援に関すること</p> <p>⑧・⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、<u>傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者</u>へ十分に配慮することにより、地域において<u>災害時要援護者等</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び所在市及び関係周辺市町と連携し、<u>要配慮者</u>及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの<u>者</u>に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第13節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための<u>立ち退き</u>の勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。(本文略)</p> <p>第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1)①～⑤ (略)</p> <p>⑥コンクリート屋内退避所、避難所<u>等</u>に関すること</p> <p>⑦<u>要配慮者</u>への支援に関すること</p> <p>⑧・⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、<u>要配慮者</u>へ十分に配慮することにより、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p>
原子力-30	<p>(5) 県は、国及び市町と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>(本文略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤モニタリングと放射性物質の拡散予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦緊急時に県や国等が講じる対策の<u>内容に関すること</u></p>	<p>(5) 県は、国及び市町と連携し、過去に起こった大<u>規模</u>災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大<u>規模</u>災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>(本文略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤モニタリングの<u>実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦緊急時に県や国等が講じる対策の<u>内容</u></p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-31	<p>⑧（略）</p> <p>⑨ <u>放射線緊急被ばく医療</u>（応急手当を含む）に関する事</p> <p>⑩（略）</p> <p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定</p> <p>(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ <u>気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練</u></p> <p>⑥～⑨（略）</p> <p>等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等<u>原子力緊急事態</u>を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2 訓練の実施</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>3 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、<u>原子力規制委員会、原子力事業者の協力を受けて作成した</u>、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等<u>原子力緊急事態</u>を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。</p> <p>（本文略）</p>	<p>⑧（略）</p> <p>⑨ <u>緊急被ばく医療</u>（応急手当を含む）に関する事</p> <p>⑩（略）</p> <p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定</p> <p>(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、</p> <p>①～④（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>⑤～⑧（略）</p> <p>等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等<u>全面緊急事態</u>を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2 訓練の実施</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>3 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等<u>全面緊急事態</u>を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。<u>この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</u></p> <p>（本文略）</p>
原子力-32	第17節～第20節（略）	第17節～第20節（略）
原子力-33	<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、<u>国から警戒事象又は原子力事業者から特定事象の通報があった</u>場合の対応<u>並びに</u>原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、<u>情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した</u>場合の対応及び<u>全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく</u>原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
	<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 特定事象等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 警戒事象発生時の通報があった場合</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事象が発生した場合、もしくは、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある場合は、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ所在市、関係周辺市町、関係機関等へ通報するものとされている。</p> <p>② 原子力規制委員会は、警戒事象等の発生を確認するとともに、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、県、所在市及び公衆に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等の避難準備、住民防護の準備など被害状況に応じた警戒態勢をとるよう連絡することとされている。</p> <p>③ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、県内の市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市、関係周辺市町、所轄警察署、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。（本文略）</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、所在市、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、必要に応じPAZを含む市に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。</p> <p>③ （略）</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 情報収集事態が発生した場合</p> <p>①原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（県、PAZを含む市及びUPZを含む市町をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。</p> <p>②県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>①原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>②県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。（本文略）</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>③ （略）</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-34	<p>④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、<u>特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市に連絡すること</u>とされている。</p> <p>(3) 県のモニタリングステーション・モニタリングポストで<u>特定事象</u>発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>① 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリングポストにより、<u>特定事象</u>発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、<u>必要に応じ</u>原子力事業者に確認を行うものとする。</p> <p>② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示する<u>こと</u>とされており、県はその結果について連絡を受けるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) <u>特定事象</u>発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① 原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、<u>所在市、関係周辺市町、所轄</u>警察署、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡する<u>こと</u>とされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡する<u>こと</u>とされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>② 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>③～⑤（略）</p>	<p>④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、<u>原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するもの</u>とされている。</p> <p>(4) 県のモニタリングステーション・モニタリングポストで<u>施設敷地緊急事態</u>発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>① 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリングポストにより、<u>施設敷地緊急事態</u>発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、原子力事業者に確認を行うものとする。</p> <p>② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示する<u>もの</u>とされており、県はその結果について連絡を受けるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) <u>施設敷地緊急事態</u>発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① 原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、<u>内閣府、関係地方公共団体、</u>県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡する<u>もの</u>とされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡する<u>もの</u>とされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>② 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動<u>の</u>状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>③～⑤（略）</p>
原子力-35	<p>(2) <u>原子力緊急事態</u>における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>① 原子力規制委員会は、<u>原子力緊急事態</u>が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う<u>こと</u>とされている。</p> <p>県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る<u>市町</u>、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ</p>	<p>(2) <u>全面緊急事態</u>における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>① <u>原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</u></p> <p>② 原子力規制委員会は、<u>全面緊急事態</u>が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う<u>もの</u>とされている。</p> <p>県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る<u>地方公共団体</u>、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-36	<p>れ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p><u>②</u> （略）</p> <p><u>③</u> 原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び所在市、関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行う<u>こと</u>とされている。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) 初動段階の緊急時モニタリングの実施</p> <p><u>県は、原子力事業者から特定事象発生の特報を受けた場合、周辺への影響の把握という観点から、平常時のモニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を強化し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡するものとする。</u></p> <p><u>また、県は、原子力災害対策指針や国が定めるマニュアル等に基づく緊急時モニタリング計画により、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行うものとする。</u></p> <p><u>さらに、県は、原子力規制委員会及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング実施計画に基づき、初動段階の緊急時モニタリングを実施するものとする。</u></p> <p><u>(2) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画</u></p> <p><u>緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、原子力災害対策指針に基づき策定するものとされている。</u></p> <p><u>原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するため、県は、関係省庁、原子力事業者等とともに会議に参画し、改定に協力するものとする。</u></p> <p><u>(3) 緊急時モニタリングの実施</u></p> <p><u>県は、原子力災害対策本部の総合調整のもと、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得る</u></p>	<p>それぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p><u>③</u> （略）</p> <p><u>④</u> 原子力防災専門官<u>等現地に配置された国の職員</u>は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び所在市、関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行う<u>もの</u>とされている。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) 緊急時モニタリング<u>等</u>の実施</p> <p><u>① 情報収集事態の環境放射線モニタリング</u></p> <p><u>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。</u></p> <p><u>② 警戒事態の環境放射線モニタリング</u></p> <p><u>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。</u></p> <p><u>③ 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の緊急時モニタリング</u></p> <p><u>施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に該当する事象が発生し、国が緊急時モニタリングセンターを立ち上げる際には、県は、緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象情報や大気中拡散計算の結果等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。</u></p> <p><u>④ 緊急時モニタリングの実施</u></p> <p><u>県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。</u></p> <p><u>⑤ 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画</u></p> <p><u>国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改訂に協力する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
	<p><u>ために、緊急時モニタリング計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、原子力災害対策本部に送付するものとする。</u></p> <p><u>(4) モニタリング結果の共有</u> <u>県は、国と連携し、モニタリングの結果及びその評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた県は、その内容を所在市及び関係周辺市町に連絡するとともに必要に応じて所在市、関係周辺市町以外の市町に連絡するものとする。</u></p> <p><u>(5) 緊急時の公衆の被ばく線量の推計</u> <u>国、指定公共機関及び県は連携し、特定事象発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後<u>一か月</u>以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素等の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</u></p> <p>第3節 活動体制の確立 1 県の活動体制</p> <p><u>(1) 警戒本部の設置準備等</u> ① <u>警戒本部の設置準備体制</u> <u>県は、国から警戒事象発生の通報を受けた場合、もしくは、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事</u></p>	<p><u>⑥ モニタリング結果の共有</u> <u>緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及び原子力災害合同対策協議会放射線班と速やかに結果を共有するとしている。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等を緊急時モニタリングセンター及び原子力災害合同対策協議会放射線班と共有する。</u></p> <p><u>県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、関係市町と共有する。</u></p> <p><u>(2) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測</u> <u>国、指定公共機関及び県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後<u>1週間</u>以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、<u>1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握</u>を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</u></p> <p>第3節 活動体制の確立 1 県の活動体制</p> <p><u>(1) 情報収集事態に対応した県の体制</u> ① <u>県原子力情報収集体制</u> <u>県は、情報収集事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためのあらかじめ定められた情報収集体制をとるものとする。</u></p> <p><u>② 県原子力情報収集体制の解除</u> <u>原子力情報収集体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。</u> <u>ア 知事が、原子力発電所の状況が安定し、事故発生の恐れがなくなったと認めたとき。</u> <u>イ 原子力警戒事態対応体制に移行したとき。</u></p> <p><u>③ 所在市及び関係周辺市町への連絡</u> <u>県は、原子力情報収集体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を所在市及び関係周辺市町へ連絡するものとする。</u></p> <p><u>(2) 警戒事態に対応した県の体制</u> ① <u>県原子力警戒体制</u> <u>県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためのあらかじめ定められた警戒態勢をとるも</u></p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-37	<p>業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう警戒態勢をとるものとする。</p> <p>② 警戒本部の設置準備体制の解除 警戒本部の設置準備体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。 ア・イ（略）</p> <p>③ 所在市及び関係周辺市町への連絡 県は、<u>警戒本部の設置準備体制</u>をとったとき又は廃止したときは、その旨を所在市及び関係周辺市町へ連絡するものとする。</p> <p>(2) 警戒本部の設置等</p> <p>① 警戒本部の設置 県は、特定事象発生 of 通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を県庁に設置するものとする。<u>また、必要に応じ、副知事を長とする現地警戒本部を対策拠点施設に設置するものとする。</u></p> <p>② 情報の収集 県は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>③ 対策拠点施設の設営準備への協力 県は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。</p> <p>④～⑤（略）</p> <p>⑥ 警戒本部の廃止 警戒本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。 ア・イ（略）</p> <p>(3) 災害対策本部の設置等</p>	<p>のとする。</p> <p>② 情報の収集 <u>県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生 of 連絡を受けた場合、国から警戒事態発生 of 連絡を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。</u></p> <p>③ 対策拠点施設の設営準備への協力 <u>県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生 of 連絡を受けた場合、国から警戒事態発生 of 連絡を受けた場合、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。</u></p> <p>④ 国等との情報の共有等 <u>県は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</u></p> <p>⑤ 県原子力警戒体制の解除 <u>県原子力警戒事態対応体制</u>の解除は、概ね次の基準によるものとする。 ア・イ（略）</p> <p>⑥ 所在市及び関係周辺市町への連絡 県は、<u>県原子力警戒体制</u>をとったとき又は廃止したときは、その旨を所在市及び関係周辺市町へ連絡するものとする。</p> <p>(3) <u>県原子力災害</u>警戒本部の設置等</p> <p>① <u>県原子力災害</u>警戒本部の設置 県は、<u>原子力事業者から</u>特定事象発生 of 通報を受けた場合 <u>又は国から施設敷地緊急事態発生 of 連絡を受けた場合</u>、知事を本部長とする <u>原子力災害</u>警戒本部を県庁に設置するものとする。<u>(削除)</u></p> <p>② 情報の収集 県は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合 <u>又は国から施設敷地緊急事態発生 of 連絡を受けた場合</u>、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>③ 対策拠点施設の設営準備への協力 県は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合 <u>又は国から施設敷地緊急事態発生 of 連絡を受けた場合</u>、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。</p> <p>④～⑤（略）</p> <p>⑥ <u>県原子力災害</u>警戒本部の廃止 <u>県原子力災害</u>警戒本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。 ア・イ（略）</p> <p>(4) <u>県原子力</u>災害対策本部の設置等</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-38	<p>① 災害対策本部の設置 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とする災害対策本部を県庁に設置するものとする。<u>また、必要に応じ、副知事を長とする現地对策本部を対策拠点施設に設置するものとする。</u></p> <p>② 災害対策本部の廃止 災害対策本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。 ア （略） イ 災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。 (4) （略） (5) 災害対策本部等の組織、配備態勢及び参集方法等 <u>警戒本部設置準備体制、警戒本部及び災害対策本部の組織、構成、配備態勢、参集方法、所掌事務等は、静岡県原子力災害対策本部等運営要領（以下「災害対策本部等運営要領」という。）</u>によるものとする。 (6) （略）</p> <p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等 原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。（本文略）</p> <p>3 専門家の派遣要請 県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>4 応援要請及び職員の派遣要請等 (1)・(2)（略）</p> <p>5・6（略）</p>	<p>① <u>県原子力</u>災害対策本部の設置 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とする<u>県原子力</u>災害対策本部を県庁に設置するものとする。<u>(削除)</u></p> <p>③ <u>県原子力</u>災害対策本部の廃止 <u>県原子力</u>災害対策本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。 ア （略） イ <u>県原子力</u>災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。 (5) （略） (6) 災害対策本部等の組織、配備態勢及び参集方法等 <u>県原子力情報収集体制、県原子力警戒体制、県原子力災害警戒本部及び県原子力</u>災害対策本部の組織、構成、配備態勢、参集方法、所掌事務等は、<u>静岡県原子力災害対策（警戒）本部運営要領</u>によるものとする。 (7) （略）</p> <p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等 原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、<u>原則として</u>あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。（本文略）</p> <p>3 専門家の派遣要請 県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合 <u>又は国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合</u>、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>4 応援要請及び職員の派遣要請等 (1)・(2)（略） <u>(3) 緊急時モニタリング要員の要請等</u> <u>緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）に対しモニタリング要員の動員を要請する。</u></p> <p>5・6（略）</p>
原子力-39	<p>7 防災業務関係者の安全確保 県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。 (1) 防災業務関係者の安全確保方針 県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部、<u>現地对策本部及び</u>現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心</p>	<p>7 防災業務関係者の安全確保 県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。 (1) 防災業務関係者の安全確保方針 県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、<u>県原子力</u>災害対策本部<u>と</u>現場指揮者との<u>間で</u>連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-40	<p>理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。 （本文略）</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>① <u>災害対策本部長又は現地对策本部長</u>は、必要に応じその管轄する防災業務関係者、市町及びその他防災関係機関に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、<u>災害対策本部長又は現地对策本部長</u>は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。</p> <p>さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 県の放射線防護を担う班は、<u>現地对策本部</u>に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ、除染等<u>の医療措置</u>を行うものとする。</p> <p>④ <u>現地对策本部</u>の放射線防護を担う班及び<u>現地モニタリング班</u>は、現地医務福祉班及び<u>緊急被ばく医療現地派遣</u>チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地对策本部等）に対し、<u>緊急被ばく医療派遣</u>チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p><u>⑤・⑥</u>（略）</p> <p>第4節 <u>屋内退避、避難収容等の防護活動</u></p> <p>1 <u>屋内退避、避難誘導等の防護活動</u>の実施</p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、<u>屋内退避、避難誘導等の防護活動</u>を実施するものとする。</p> <p>(1) 県は、<u>警戒事象</u>発生時には、国の<u>指示</u>又は独自の判断により、<u>P A Z内の傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等</u>に係る予防的防護措置（<u>避難</u>）の準備を行うものとする。</p> <p>なお、「E A L」(Emergency Action Level)とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。</p>	<p>での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。 （本文略）</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>① <u>県原子力災害対策本部長</u>は、必要に応じその管轄する防災業務関係者、市町及びその他防災関係機関に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>② 防護資機材防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、<u>県原子力災害対策本部長</u>は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。</p> <p>さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 県の放射線防護を担う班は、被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ、除染等<u>を行うもの</u>とする。</p> <p>④ <u>県</u>の放射線防護を担う班は、<u>被ばく医療に係る医療</u>チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地对策本部等）に対し、<u>被ばく医療に係る医療</u>チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p><u>(4) 安全対策</u></p> <p><u>①・②</u>（略）</p> <p>第4節 <u>避難、屋内退避等の防護措置</u></p> <p>1 <u>避難、屋内退避等の防護措置</u>の実施</p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、<u>避難、屋内退避等の防護措置</u>を実施するものとする。</p> <p>(1) 県は、<u>警戒事態</u>発生時には、国の<u>要請</u>又は独自の判断により、<u>施設敷地緊急事態要避難者</u>に係る<u>避難準備（避難先、輸送手段の確保等）</u>を行うものとする。<u>また、県は、国の要請又は独自の判断により、U P Z外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</u></p> <p>なお、「E A L」(Emergency Action Level)とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。</p>
原子力-41		

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新								
	<p>表 警戒事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1" data-bbox="261 359 1495 716"> <thead> <tr> <th data-bbox="261 359 1199 401">警戒事態の基準</th> <th data-bbox="1199 359 1495 401">措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="261 401 1199 716"> <p>①県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>②県内において、大津波警報が発令された場合</p> <p>③東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等*</p> <p>⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p> </td> <td data-bbox="1199 401 1495 716"> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 想定される具体例は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合 ・ 原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合 ・ 1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合 ・ 原子炉水位有効燃料長上端未満 ・ 自然災害により以下の状況となった場合 <ul style="list-style-type: none"> －プラントの設計基準を超える事象 －長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象 	警戒事態の基準	措置の概要	<p>①県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>②県内において、大津波警報が発令された場合</p> <p>③東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等*</p> <p>⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>	<p>表 警戒事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1" data-bbox="1543 359 2778 1881"> <thead> <tr> <th data-bbox="1543 359 2481 401">警戒事態の基準</th> <th data-bbox="2481 359 2778 401">措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1543 401 2481 1881"> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬ 県内において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑭ 東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑮ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑯ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事</p> </td> <td data-bbox="2481 401 2778 1881"> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	警戒事態の基準	措置の概要	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬ 県内において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑭ 東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑮ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑯ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>
警戒事態の基準	措置の概要									
<p>①県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>②県内において、大津波警報が発令された場合</p> <p>③東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等*</p> <p>⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>									
警戒事態の基準	措置の概要									
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬ 県内において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑭ 東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑮ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑯ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>									

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新																						
原子力-42	<p>(2) 県は、<u>特定事象</u>発生時には、国の<u>指示</u>又は独自の判断により、P A Z内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、<u>P A Z内の傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）</u>を行う<u>こと</u>とし、P A Zを含む市にその旨を伝達する<u>こと</u>とする。また、県は、国の<u>指示</u>又は独自の判断により、U P Z内における<u>予防的防護措置（屋内退避）</u>の準備を行う<u>こと</u>とする。</p> <p>表 施設敷地緊急事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1" data-bbox="261 898 1495 1528"> <thead> <tr> <th>施設敷地緊急事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>①原子炉冷却材の漏えい。</u></td> <td rowspan="9">P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。</td> </tr> <tr> <td><u>②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。</u></td> </tr> <tr> <td><u>③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。</u></td> </tr> <tr> <td><u>④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。</u></td> </tr> <tr> <td><u>⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。</u></td> </tr> <tr> <td><u>⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。</u></td> </tr> <tr> <td><u>⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。</u></td> </tr> <tr> <td><u>⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。</u></td> </tr> <tr> <td><u>⑨原子炉制御室の使用不能。</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設敷地緊急事態の基準	措置の概要	<u>①原子炉冷却材の漏えい。</u>	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。	<u>②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。</u>	<u>③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。</u>	<u>④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。</u>	<u>⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。</u>	<u>⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。</u>	<u>⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。</u>	<u>⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。</u>	<u>⑨原子炉制御室の使用不能。</u>	<p><u>象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</u></p> <p><u>⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</u></p> <p>(2) 県は、<u>施設敷地緊急事態</u>発生時には、国の<u>要請</u>又は独自の判断により、P A Z内における避難の準備を行うとともに、<u>施設敷地緊急事態要避難者</u>に係る避難を行う<u>もの</u>とし、P A Zを含む市にその旨を伝達する<u>もの</u>とする。また、県は、国の<u>要請</u>又は独自の判断により、U P Z内における屋内退避の準備を行う<u>とともに、U P Z外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</u></p> <p>表 施設敷地緊急事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1" data-bbox="1543 898 2778 1843"> <thead> <tr> <th>施設敷地緊急事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</u></td> <td rowspan="7">P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。</td> </tr> <tr> <td><u>②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</u></td> </tr> <tr> <td><u>③原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できな</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設敷地緊急事態の基準	措置の概要	<u>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</u>	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。	<u>②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</u>	<u>③原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</u>	<u>④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</u>	<u>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</u>	<u>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</u>	<u>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できな</u>
	施設敷地緊急事態の基準	措置の概要																						
<u>①原子炉冷却材の漏えい。</u>	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。																							
<u>②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。</u>																								
<u>③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。</u>																								
<u>④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。</u>																								
<u>⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。</u>																								
<u>⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。</u>																								
<u>⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。</u>																								
<u>⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。</u>																								
<u>⑨原子炉制御室の使用不能。</u>																								
施設敷地緊急事態の基準	措置の概要																							
<u>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</u>	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。																							
<u>②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</u>																								
<u>③原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</u>																								
<u>④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</u>																								
<u>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</u>																								
<u>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</u>																								
<u>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できな</u>																								

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
	<p>(3) 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（<u>原災法第15条事象</u>）を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、PAZ内の<u>予防的防護措置（避難）</u>を行うこととし、PAZを含む市に対し、住民等に対する避難のための<u>立ち退き</u>の指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市と連携し国に要請するものとする。</p> <p><u>なお</u>、県は、PAZ内の<u>予防的防護措置（避難）</u>の実施に併せ、国の<u>指示</u>又は独自の判断により、<u>原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）</u>を行うこととし、UPZを含む市町に<u>その旨を伝達する</u>とともに、UPZ外の市町に対し、必要に応じて、<u>予防的防護措置（屋内退避）</u>を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p>	<p><u>いこと。</u></p> <p>⑧ <u>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</u></p> <p>⑨ <u>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</u></p> <p>⑩ <u>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</u></p> <p>⑪ <u>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</u></p> <p>⑫ <u>原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</u></p> <p>⑬ <u>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子力事業所へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</u></p> <p>⑭ <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></p> <p>⑮ <u>その他原子力施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業者外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p> <p>(3) 県は、<u>全面緊急事態に至ったことにより</u>、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難<u>等の必要な防護措置について</u>指示した場合は、PAZ内の避難を行う<u>もの</u>とし、PAZを含む市に対し、住民等に対する避難のための<u>立退き</u>の指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市と連携し国に要請するものとする。</p> <p><u>また</u>、県は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の<u>要請</u>又は独自の判断により、<u>UPZを含む市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請する</u>とともに、UPZ外の市町に対し、<u>PAZ内から避難してきた住民等の受入れやUPZを含む市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに</u>必要に応じて、<u>屋内退避</u>を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新								
原子力-43	<p>表 全面緊急事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1" data-bbox="261 359 1495 1255"> <thead> <tr> <th data-bbox="261 359 1154 401">全面緊急事態の基準</th> <th data-bbox="1154 359 1495 401">措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="261 401 1154 1255"> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。</p> <p>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。</p> <p>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。</p> <p>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。</p> <p>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。</p> <p>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。</p> <p>⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。</p> <p>⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。</p> <p>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。</p> <p>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。</p> <p>⑪原子炉制御室等の使用不能。</p> <p>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。</p> <p>⑬敷地境界の空間放射線量率5 μ Sv/hが10分以上継続。[※]</p> </td> <td data-bbox="1154 401 1495 1255"> <p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。</p>	全面緊急事態の基準	措置の概要	<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。</p> <p>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。</p> <p>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。</p> <p>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。</p> <p>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。</p> <p>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。</p> <p>⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。</p> <p>⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。</p> <p>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。</p> <p>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。</p> <p>⑪原子炉制御室等の使用不能。</p> <p>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。</p> <p>⑬敷地境界の空間放射線量率5 μ Sv/hが10分以上継続。[※]</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>	<p>表 全面緊急事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1" data-bbox="1543 359 2778 1881"> <thead> <tr> <th data-bbox="1543 359 2436 401">全面緊急事態の基準</th> <th data-bbox="2436 359 2778 401">措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1543 401 2436 1881"> <p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室</p> </td> <td data-bbox="2436 401 2778 1881"> <p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	全面緊急事態の基準	措置の概要	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>
	全面緊急事態の基準	措置の概要								
<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。</p> <p>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。</p> <p>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。</p> <p>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。</p> <p>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。</p> <p>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。</p> <p>⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。</p> <p>⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。</p> <p>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。</p> <p>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。</p> <p>⑪原子炉制御室等の使用不能。</p> <p>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。</p> <p>⑬敷地境界の空間放射線量率5 μ Sv/hが10分以上継続。[※]</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>									
全面緊急事態の基準	措置の概要									
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>									

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
<p>原子力-44</p>	<p>また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、<u>又は、国、原子力事業者等と連携し、緊急時モニタリングを実施し、</u>原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、U P Zを含む市町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための<u>立ち退き</u>の勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。</p> <p><u>おって、知事は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</u></p> <p>表 O I L 1、2と防護措置（略）</p> <p>(4) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予</p>	<p><u>に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u></p> <p><u>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</u></p> <p><u>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></p> <p><u>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></p> <p>また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、<u>緊急時モニタリング結果や、</u>原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、U P Zを含む市町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための<u>立退き</u>の勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。</p> <p><u>（4）放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</u></p> <p>表 O I L 1、2と防護措置（略）</p> <p><u>（5）県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、搬送すべき人並びに搬送すべき場所及び期日を示して、被災者の搬送を要請するものとする。</u></p> <p><u>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。</u></p> <p><u>（6）県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気</u></p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-45	<p><u>測</u>及び大気中拡散<u>予測</u>、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は<u>これら</u>の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p><u>(5) 県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>2 <u>避難場所</u></p> <p>(1) 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ<u>避難</u>及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定<u>された</u>施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て<u>避難場所</u>として開設することを支援するものとする。</p> <p>(2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの<u>避難場所</u>に收容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>災害時要援護者等</u>の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町に提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、<u>避難場所</u>における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や<u>避難場所</u>の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、<u>避難場所</u>における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(4) <u>避難場所</u>における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、県は、国と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、<u>県は市町と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p>	<p>象<u>情報</u>及び<u>放射性物質</u>の大気中拡散<u>計算結果</u>その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は、<u>避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要等</u>の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 県は、災害の実態に応じて、市町と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</u></p> <p>2 <u>避難所等</u></p> <p>(1) 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ<u>指定避難所</u>及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定<u>した</u>施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て<u>避難所等</u>として開設することを支援するものとする。</p> <p>(2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの<u>避難所</u>に收容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>要配慮者</u>の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町に提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、<u>避難所</u>における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、<u>し尿及び</u>ごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>避難所</u>の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、<u>避難所</u>における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(4) <u>県は、厚生労働省と連携し、避難所</u>における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、<u>要配慮者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-46	<p><u>なお、県は市町と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(5) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、<u>避難場所</u>の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>避難場所</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難場所</u>の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p><u>(7) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。</u></p> <p>(8) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅<u>及び</u>空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、<u>避難場所</u>の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(9) 県は、応急<u>仮設</u>住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急<u>仮設</u>住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急<u>仮設</u>住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>3 広域一時滞在</p> <p>(1) 被災市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び<u>避難場所</u>、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては<u>都道府県</u>に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>4 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施</p> <p>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、<u>避難の際の住民等に対するスクリーニング</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(5) <u>市町</u>は、避難対象区域を含む市町と連携し、<u>避難所</u>の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>避難所</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難所</u>の運営に努めるものとし、<u>県は市町を支援する。</u></p> <p>(6) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(7) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、<u>空き家</u>等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、<u>避難所</u>の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(8) 県は、応急<u>建設</u>住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急<u>建設</u>住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急<u>建設</u>住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>3 広域一時滞在</p> <p>(1) 被災市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び<u>避難所</u>、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては<u>県</u>に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 国は、市町及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待つとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町及び県に代わって行うものとされている。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>4 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施</p> <p>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、<u>スクリーニング及び除染措置を実施するよ</u></p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-47	<p><u>を行う際の基準を決定し</u>、地方公共団体に連絡するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。</p> <p>但し、避難の時期等により、汚染が<u>ない</u>ことが明らかな場合には、スクリーニングを行わないようにすることもできる。</p> <p>表 O I L 4 と防護措置について（略）</p> <p>5 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により、<u>安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用すべき時機及び服用の方法の指示</u>、<u>医師・薬剤師の確保等</u>その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>6 <u>災害時要援護者等</u>への配慮</p> <p>(1) 県は、市町と連携し、国の協力を得て、避難誘導、<u>避難場所</u>での生活に関しては、<u>災害時要援護者等</u>及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、<u>避難場所</u>での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、<u>災害時要援護者</u>に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の<u>勧告・指示等</u>があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の<u>勧告・指示等</u>があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>7 学校等施設における避難措置</p>	<p><u>う</u>地方公共団体に連絡するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び<u>スクリーニング結果に応じたO I Lに基づく</u>除染を行うものとする。</p> <p>但し、避難の時期等により、汚染<u>の</u>ないことが明らかな場合には、スクリーニングを行わないようにすることもできる。</p> <p>表 O I L 4 と防護措置について（略）</p> <p>5 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、<u>市町に対して服用すべき時機及び服用の方法を指示するとともに、市町及び医療機関と連携して、医師・薬剤師の確保、アレルギー等への対処態勢の確保その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>6 <u>要配慮者</u>への配慮</p> <p>(1) 県は、市町と連携し、国の協力を得て、避難誘導、<u>避難所</u>での生活に関しては、<u>要配慮者</u>及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、<u>避難所</u>での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、<u>要配慮者</u>に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の<u>ための立退きの勧告又は指示等</u>があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の<u>ための立退きの勧告又は指示等</u>があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・<u>引率</u>のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>7 学校等施設における避難措置</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新								
原子力-48	<p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の<u>勧告・指示</u>等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は<u>市町村</u>に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の<u>勧告・指示</u>等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。</p> <p>9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>県は、市町長等が設定した警戒区域又は避難を勧告若しくは指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとる<u>よう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="261 940 1498 1045"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	関係機関	(略)		<p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の<u>ための立退き</u>の<u>勧告又は指示</u>等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員<u>指示・引率</u>のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は<u>市町</u>に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、<u>避難のための立退き</u>の<u>勧告又は指示</u>等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、<u>施設の利用者等</u>を避難させるものとする。</p> <p>9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>県は、<u>現地対策本部、関係機関等と連携し、</u>市町長等が設定した警戒区域又は避難を勧告若しくは指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとる<u>ものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1537 940 2775 1045"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	関係機関	(略)	
措置内容	関係機関									
(略)										
措置内容	関係機関									
(略)										
原子力-49	<p>10 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>(1) (本文略) また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、<u>災害時要援護者等</u>のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 被災した県及び市町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）<u>や</u>原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (本文略) なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>第5節 治安の確保及び火災の予防</p> <p>県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための<u>立ち退き</u>の勧告又は指示等を行った<u>地域</u>及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、<u>盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防</u>に努めるものとする。</p>	<p>10 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>(1) (本文略) また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、<u>要配慮者</u>のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 被災した県及び市町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）<u>又は</u>原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (本文略) なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために<u>特に</u>必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>第5節 治安の確保及び火災の予防</p> <p>県は、<u>緊急事態</u>応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、<u>火災の予防等</u>について治安当局<u>等関係機関</u>と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための<u>立退き</u>の勧告又は指示等を行った<u>区域</u>及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、<u>速やかな治安の確保、火災の予防等</u>に努めるものとする。</p>								

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新								
原子力-50	<p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(1) <u>県は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</u></p> <p>(2) 県は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</p> <p>(3) 県は、<u>原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた</u>国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>表 飲食物に係るスクリーニング基準^{*1}（略）</p> <p>表 O I L 6 と防護措置について（略）</p>	<p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(1) <u>国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。</u>県は、<u>国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</u></p> <p>(2) <u>国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。</u>県は、原子力災害対策指針に基づいた<u>飲食物に係る</u>スクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。<u>また、</u>県の指導・助言及び指示に基づき、<u>又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、</u>飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>表 飲食物に係るスクリーニング基準^{*1}（略）</p> <p>表 O I L 6 と防護措置について（略）</p>								
原子力-51	<p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲</p> <p>緊急輸送の範囲は次のとおりとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ <u>対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町の対策本部長等）</u>緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材</p> <p>④～⑥ （略）</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立</p> <p>① （略）</p> <p>② 県は、人員、車両等の調達に関して、別表の関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ、周辺市町や周辺県に支援を要請するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="261 1522 1498 1627"> <thead> <tr> <th>輸 送 内 容</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ （略）</p> <p>2 緊急輸送のための交通確保</p> <p>(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、<u>交通規制を</u><u>実施するとともに交通情報の提供を</u>行うものとする。交通規制の実施にあたっては、P A Zな</p>	輸 送 内 容	関 係 機 関		（略）	<p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲</p> <p>緊急輸送の範囲は次のとおりとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材</p> <p>④～⑥ （略）</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立</p> <p>① （略）</p> <p>② 県は、人員、車両等の調達に関して、別表の関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ、周辺市町や周辺県<u>等</u>に支援を要請するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1546 1522 2783 1627"> <thead> <tr> <th>輸 送 内 容</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ （略）</p> <p>2 緊急輸送のための交通確保</p> <p>(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し<u>て</u>交通規制<u>等</u>を<u>行うものとする。</u>交通規制の実施にあたっては、P A Zなど緊急性の高い区域から迅速・円</p>	輸 送 内 容	関 係 機 関		（略）
輸 送 内 容	関 係 機 関									
	（略）									
輸 送 内 容	関 係 機 関									
	（略）									

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-52	<p>ど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。</p> <p><u>県警察は</u>、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>県警察は、緊急輸送を確保するため、<u>必要な路線・区間において</u>、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>県警察は、交通規制<u>等</u>に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び<u>緊急被ばく医療活動</u></p> <p>1 救助・<u>救急活動</u>及び消火活動</p> <p>(1) 県は、<u>関係消防機関</u>の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 県は、<u>関係消防機関</u>から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内各市町及び消防機関、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。</p> <p>(3) 県は、市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町に連絡するものとする。</p> <p>なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 応援要請を行う消防<u>隊</u>の種別と<u>部隊数</u></p> <p>③ (略)</p> <p>2 <u>緊急被ばく医療活動等</u></p>	<p>滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。</p> <p><u>また</u>、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>県警察は、緊急輸送を確保するため、<u>必要に応じて</u>、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>県警察は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び<u>医療活動</u></p> <p>1 救助・<u>救急</u>及び消火活動</p> <p>(1) 県は、<u>市町</u>の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 県は、<u>市町</u>から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内各市町及び消防機関、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。</p> <p>(3) 県は、市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに<u>広域消防応援隊</u>、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町に連絡するものとする。</p> <p>なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 応援要請を行う消防<u>機関</u>の種別と<u>人員</u></p> <p>③ (略)</p> <p>2 <u>医療活動等</u></p> <p><u>(1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、被ばく医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</u></p> <p><u>(2) 県は、国及び被ばく医療機関と協力し、被ばく医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 県は、必要に応じて、速やかに被ばく医療機関又は国に対し、被ばく医療に係る医療チームの派遣について要請するものとする。</u></p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新																																
原子力-53	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、必要と認められる場合は、<u>県内の国の開設する病院</u>、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>緊急被ばく医療措置</u>については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた<u>緊急被ばく医療措置</u>を対応する医療機関等が講ずるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>初期被ばく医療</th> <th>二次被ばく医療</th> <th>三次被ばく医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>医療機関等</td> <td>1 救護所等（避難所）※¹ 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表（3-8-2）に定める病院</td> <td>県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 （別表3-8-3）</td> <td>放射線医学総合研究所 （別表3-8-4）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療	(略)				医療機関等	1 救護所等（避難所）※ ¹ 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表（3-8-2）に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 （別表3-8-3）	放射線医学総合研究所 （別表3-8-4）	(略)				<p><u>(4) 県は、県内又は近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（被ばく医療機関、救護所等）の確保を図るものとする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 県は、必要と認められる場合は、<u>国立病院、国立大学病院</u>、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>被ばく医療措置</u>については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた<u>被ばく医療措置</u>を対応する<u>被ばく</u>医療機関等が講ずるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>初期被ばく医療</th> <th>二次被ばく医療</th> <th>三次被ばく医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>被ばく</u>医療機関等</td> <td>1 救護所等（避難所）※¹ 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表（3-8-2）に定める病院</td> <td>県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 （別表3-8-3）</td> <td><u>(独)</u>放射線医学総合研究所 （別表3-8-4）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療	(略)				<u>被ばく</u> 医療機関等	1 救護所等（避難所）※ ¹ 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表（3-8-2）に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 （別表3-8-3）	<u>(独)</u> 放射線医学総合研究所 （別表3-8-4）	(略)			
区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療																															
(略)																																		
医療機関等	1 救護所等（避難所）※ ¹ 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表（3-8-2）に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 （別表3-8-3）	放射線医学総合研究所 （別表3-8-4）																															
(略)																																		
区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療																															
(略)																																		
<u>被ばく</u> 医療機関等	1 救護所等（避難所）※ ¹ 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表（3-8-2）に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 （別表3-8-3）	<u>(独)</u> 放射線医学総合研究所 （別表3-8-4）																															
(略)																																		
原子力-54	<p>※1～※3 (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 医療班等は、必要に応じて（独）放射線医学総合研究所、国立病院及び国立<u>大学附属病院</u>を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる<u>緊急被ばく医療派遣</u>チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p><u>(7) 県は、国から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、原子力災害対策指針を踏まえ、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。</u></p> <p>(8) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の<u>放射線障害専門病院</u>等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動 (本文略) 1 住民等への情報伝達活動</p>	<p>※1～※3 (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 医療班等は、必要に応じて（独）放射線医学総合研究所、国立病院及び国立<u>大学病院</u>を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる<u>被ばく医療に係る医療</u>チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(11) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の<u>(独)放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関</u>等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動 (本文略) 1 住民等への情報伝達活動</p>																																

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-55	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県は、<u>役割に応じて</u>周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、<u>SPEEDIネットワークシステム等による放射性物質の拡散予測</u>等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている<u>対策</u>に関する情報、交通規制、避難経路や<u>避難場所</u>等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに<u>災害時要援護者等</u>、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>(5) 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車<u>自主防災組織の情報連絡網</u>等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>避難場所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p><u>(6) 県は、避難状況の確実な把握に向けて、市町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県は、<u>周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、<u>参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果</u>等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている<u>施策</u>に関する情報、交通規制、避難経路や<u>避難所</u>等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに<u>要配慮者</u>、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</u></p> <p>(4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、原子力事業者<u>等</u>と相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>(5) 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車<u>等</u>によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>避難所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2・3 (略)</p>
原子力-56	<p>4 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>県は、国、応急対策実施区域を含む市町及び関係機関等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等<u>体制を確立するものとする。</u>また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。<u>なお、問い合わせ対応を実施する組織及び実施内容等については、別途要領に定めるものとする。</u></p>	<p>4 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p><u>(1) 県は、国、応急対策実施区域を含む市町及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等<u>を行うための体制を整備するものとする。</u>また、情報のニーズを見極め<u>た上で、情報の収集・整理・発信</u>を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。</u> <u>この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合</u></p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-57	<p>第10節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。</p> <p>1 ボランティアの受入れ等</p> <p>県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p> <p>被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第11節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第12節 (略)</p>	<p><u>には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>第10節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応するものとする。</p> <p>1 ボランティアの受入れ等</p> <p>県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、<u>必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等</u>、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p> <p>被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものと<u>されている</u>。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものと<u>されている</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第11節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第12節 (略)</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-58	<p>第4章 大規模地震対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 注意情報発表時等における対策</p> <p>1 （略）</p> <p>2 注意情報発表時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第3節 地震災害応急対策</p> <p>1 原子力事業者は、<u>東海地震等の大規模地震が発生した場合、発生後直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表（4-3-1）により報告するものとする。</u></p> <p>2～5（略）</p>	<p>第4章 大規模地震対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 <u>東海地震</u>注意情報発表時等における対策</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>東海地震</u>注意情報発表時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第3節 地震災害応急対策</p> <p>1 原子力事業者は、<u>御前崎市内で震度5弱・震度5強が観測された場合、県内で震度6弱以上が観測された場合又は県内沿岸に大津波警報が発表された場合、直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表（4-3-1）により報告するものとする。</u></p> <p>2～5（略）</p>
原子力-59	<p><u>6 現地本部を設置したときは、所在市及び関係周辺市町に係る災害応急対策の実施、情報の収集伝達等は同本部が所管するものとする。</u></p> <p><u>7</u>（略）</p>	<p><u>（削除）</u></p> <p><u>6</u>（略）</p>
原子力-60	<p>第5章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第3節・第4節（略）</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、<u>原子力災害</u>応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</p>	<p>第5章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される<u>原子力災害</u>現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第3節・第4節（略）</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、<u>緊急事態</u>応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-61	<p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 災害対策措置状況の記録</p> <p>県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 県は国及び市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(3)（略）</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>県は、国及び市町と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。</p> <p>第10節～第13節（略）</p>	<p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係省庁及び原子力事業者等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 災害対策措置状況の記録</p> <p>県は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 県は国及び市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(3)（略）</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>県は、国及び市町と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。</p> <p>第10節～第13節（略）</p>
原子力-62	<p>図 表</p> <p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関（略）</p> <p>別表（3-8-2）初期被ばく医療機関（略）</p> <p>別表（3-8-3）二次被ばく医療機関（略）</p> <p>別表（3-8-4）三次被ばく医療機関</p> <p>別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書（略）</p> <p>別表（4-3-1）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書（略）</p> <p>別表（5-7-1）被災地住民登録様式（略）</p>	<p>図 表</p> <p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関（略）</p> <p>別表（3-8-2）初期被ばく医療機関（略）</p> <p>別表（3-8-3）二次被ばく医療機関（略）</p> <p>別表（3-8-4）三次被ばく医療機関</p> <p>別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書（略）</p> <p>別表（4-3-1）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書（略）</p> <p>別表（5-7-1）被災地住民登録様式（略）</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新																																																																																																																																																														
原子力-63	<p>別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡</p> <p>中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481</p> <p>↓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浜岡原子力発電所からの連絡先</th> <th>関係機関を経由する連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【国】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 03-5114-2121</td> <td>警察庁(警察局警備課)03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課)03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課)03-3591-6361 気象庁(総務部企画課)03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課)03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課)03-3502-8056 その他関係省庁</td> </tr> <tr> <td>内閣府(政策統括官付)03-3501-5695</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内閣官房(安全保障・危機管理担当)03-6910-0259</td> <td>→ 内閣府(内閣総理大臣)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639 (自動車局環境政策課)03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付)03-5253-8309</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【国出先機関】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局(総務企画部総務課)052-951-2683</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐田労働基準監督署 0538-32-2205</td> <td>→ 静岡労働局(健康安全課)054-254-6314</td> </tr> <tr> <td>御前崎海上保安署 0548-63-4999</td> <td>→ 清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118</td> </tr> <tr> <td>【静岡県】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088</td> <td>→ 賀茂危機管理局(危機管理課)0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104 西部危機管理局(危機管理課)0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118 静岡地方気象台(技術課)054-282-3833</td> </tr> <tr> <td>環境放射線監視センター0537-86-6121</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川警察署 0537-36-0110</td> <td>→ 静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署</td> </tr> <tr> <td>【市町、消防】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市(防災課)0537-85-1119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>牧之原市(総務部危機管理室)0548-23-0058</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川市(安全課)0537-35-0923</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市(危機管理課)0537-21-1131</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吉田町(防災課)0548-33-2164</td> <td></td> </tr> <tr> <td>袋井市(防災課)0538-44-3360</td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼津市(危機管理課)054-623-2554</td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤枝市(危機管理課)054-643-3119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>島田市(防災課)0547-36-7143</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森町(総務課)0538-85-6302</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐田市(自治防災課)0538-37-2114</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市消防本部 0537-85-2119</td> <td>→ 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525</td> </tr> <tr> <td>牧之原市相良消防本部 0548-53-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川市消防本部 0537-35-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市消防本部 0537-21-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【中部電力】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力㈱本店原子力部 052-951-8211</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力㈱東京支社 03-3501-5101</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先(関係機関から連絡)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161</td> <td>陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711</td> <td>防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台(総務部業務課)03-3212-2949</td> <td>静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡</td> </tr> </tbody> </table>	浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先	【国】		原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 03-5114-2121	警察庁(警察局警備課)03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課)03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課)03-3591-6361 気象庁(総務部企画課)03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課)03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課)03-3502-8056 その他関係省庁	内閣府(政策統括官付)03-3501-5695		内閣官房(安全保障・危機管理担当)03-6910-0259	→ 内閣府(内閣総理大臣)	経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639 (自動車局環境政策課)03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付)03-5253-8309		【国出先機関】		中部経済産業局(総務企画部総務課)052-951-2683		原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429		磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→ 静岡労働局(健康安全課)054-254-6314	御前崎海上保安署 0548-63-4999	→ 清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118	【静岡県】		静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→ 賀茂危機管理局(危機管理課)0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104 西部危機管理局(危機管理課)0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118 静岡地方気象台(技術課)054-282-3833	環境放射線監視センター0537-86-6121		菊川警察署 0537-36-0110	→ 静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署	【市町、消防】		御前崎市(防災課)0537-85-1119		牧之原市(総務部危機管理室)0548-23-0058		菊川市(安全課)0537-35-0923		掛川市(危機管理課)0537-21-1131		吉田町(防災課)0548-33-2164		袋井市(防災課)0538-44-3360		焼津市(危機管理課)054-623-2554		藤枝市(危機管理課)054-643-3119		島田市(防災課)0547-36-7143		森町(総務課)0538-85-6302		磐田市(自治防災課)0538-37-2114		御前崎市消防本部 0537-85-2119	→ 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525	牧之原市相良消防本部 0548-53-0119		菊川市消防本部 0537-35-0119		掛川市消防本部 0537-21-0119		【中部電力】		中部電力㈱本店原子力部 052-951-8211		中部電力㈱東京支社 03-3501-5101		※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先(関係機関から連絡)		陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡	陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡	東京管区気象台(総務部業務課)03-3212-2949	静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡	<p>別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡</p> <p>中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481</p> <p>↓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浜岡原子力発電所からの連絡先</th> <th>関係機関を経由する連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【国】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護対策部 原子力政策課 03-5114-2121</td> <td>警察庁(警察局警備課)03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課)03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課)03-3591-6361 気象庁(総務部企画課)03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課)03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課)03-3502-8056 その他関係省庁</td> </tr> <tr> <td>内閣府(政策統括官付)03-3501-5695</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付 03-6910-0259</td> <td>→ 内閣府(内閣総理大臣)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639 (自動車局環境政策課)03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付)03-5253-8309</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【国出先機関】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局(総務企画部総務課)052-951-2683</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐田労働基準監督署 0538-32-2205</td> <td>→ 静岡労働局(健康安全課)054-254-6314</td> </tr> <tr> <td>御前崎海上保安署 0548-63-4999</td> <td>→ 清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118</td> </tr> <tr> <td>【静岡県】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088</td> <td>→ 賀茂危機管理局(危機管理課)0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104 西部危機管理局(危機管理課)0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118 静岡地方気象台 054-282-3833</td> </tr> <tr> <td>環境放射線監視センター0537-86-6121</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川警察署 0537-36-0110</td> <td>→ 静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署</td> </tr> <tr> <td>【市町、消防】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市(防災課)0537-85-1119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>牧之原市(危機管理課)0548-23-0058</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川市(安全課)0537-35-0923</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市(危機管理課)0537-21-1131</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吉田町(防災課)0548-33-2164</td> <td></td> </tr> <tr> <td>袋井市(防災課)0538-44-3360</td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼津市(危機対策課)054-623-2554</td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤枝市(危機管理課)054-643-3119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>島田市(危機管理課)0547-36-7143</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森町(総務課)0538-85-6302</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐田市(危機管理課)0538-37-2114</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市消防本部 0537-85-2119</td> <td>→ 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525</td> </tr> <tr> <td>牧之原市相良消防本部 0548-53-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川市消防本部 0537-35-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市消防本部 0537-21-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【中部電力】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力㈱本店原子力部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力㈱東京支社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力㈱静岡支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先(関係機関から連絡)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161</td> <td>陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711</td> <td>防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台(総務部業務課)03-3212-2949</td> <td>静岡地方気象台又は気象庁(総務部企画課)から連絡</td> </tr> </tbody> </table>	浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先	【国】		原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護対策部 原子力政策課 03-5114-2121	警察庁(警察局警備課)03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課)03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課)03-3591-6361 気象庁(総務部企画課)03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課)03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課)03-3502-8056 その他関係省庁	内閣府(政策統括官付)03-3501-5695		内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付 03-6910-0259	→ 内閣府(内閣総理大臣)	経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639 (自動車局環境政策課)03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付)03-5253-8309		【国出先機関】		中部経済産業局(総務企画部総務課)052-951-2683		原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429		磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→ 静岡労働局(健康安全課)054-254-6314	御前崎海上保安署 0548-63-4999	→ 清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118	【静岡県】		静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→ 賀茂危機管理局(危機管理課)0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104 西部危機管理局(危機管理課)0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118 静岡地方気象台 054-282-3833	環境放射線監視センター0537-86-6121		菊川警察署 0537-36-0110	→ 静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署	【市町、消防】		御前崎市(防災課)0537-85-1119		牧之原市(危機管理課)0548-23-0058		菊川市(安全課)0537-35-0923		掛川市(危機管理課)0537-21-1131		吉田町(防災課)0548-33-2164		袋井市(防災課)0538-44-3360		焼津市(危機対策課)054-623-2554		藤枝市(危機管理課)054-643-3119		島田市(危機管理課)0547-36-7143		森町(総務課)0538-85-6302		磐田市(危機管理課)0538-37-2114		御前崎市消防本部 0537-85-2119	→ 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525	牧之原市相良消防本部 0548-53-0119		菊川市消防本部 0537-35-0119		掛川市消防本部 0537-21-0119		【中部電力】		中部電力㈱本店原子力部		中部電力㈱東京支社		中部電力㈱静岡支店		※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先(関係機関から連絡)		陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡	陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡	東京管区気象台(総務部業務課)03-3212-2949	静岡地方気象台又は気象庁(総務部企画課)から連絡
浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先																																																																																																																																																															
【国】																																																																																																																																																																
原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 03-5114-2121	警察庁(警察局警備課)03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課)03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課)03-3591-6361 気象庁(総務部企画課)03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課)03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課)03-3502-8056 その他関係省庁																																																																																																																																																															
内閣府(政策統括官付)03-3501-5695																																																																																																																																																																
内閣官房(安全保障・危機管理担当)03-6910-0259	→ 内閣府(内閣総理大臣)																																																																																																																																																															
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051																																																																																																																																																																
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639 (自動車局環境政策課)03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付)03-5253-8309																																																																																																																																																																
【国出先機関】																																																																																																																																																																
中部経済産業局(総務企画部総務課)052-951-2683																																																																																																																																																																
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429																																																																																																																																																																
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→ 静岡労働局(健康安全課)054-254-6314																																																																																																																																																															
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→ 清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118																																																																																																																																																															
【静岡県】																																																																																																																																																																
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→ 賀茂危機管理局(危機管理課)0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104 西部危機管理局(危機管理課)0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118 静岡地方気象台(技術課)054-282-3833																																																																																																																																																															
環境放射線監視センター0537-86-6121																																																																																																																																																																
菊川警察署 0537-36-0110	→ 静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署																																																																																																																																																															
【市町、消防】																																																																																																																																																																
御前崎市(防災課)0537-85-1119																																																																																																																																																																
牧之原市(総務部危機管理室)0548-23-0058																																																																																																																																																																
菊川市(安全課)0537-35-0923																																																																																																																																																																
掛川市(危機管理課)0537-21-1131																																																																																																																																																																
吉田町(防災課)0548-33-2164																																																																																																																																																																
袋井市(防災課)0538-44-3360																																																																																																																																																																
焼津市(危機管理課)054-623-2554																																																																																																																																																																
藤枝市(危機管理課)054-643-3119																																																																																																																																																																
島田市(防災課)0547-36-7143																																																																																																																																																																
森町(総務課)0538-85-6302																																																																																																																																																																
磐田市(自治防災課)0538-37-2114																																																																																																																																																																
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→ 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525																																																																																																																																																															
牧之原市相良消防本部 0548-53-0119																																																																																																																																																																
菊川市消防本部 0537-35-0119																																																																																																																																																																
掛川市消防本部 0537-21-0119																																																																																																																																																																
【中部電力】																																																																																																																																																																
中部電力㈱本店原子力部 052-951-8211																																																																																																																																																																
中部電力㈱東京支社 03-3501-5101																																																																																																																																																																
※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先(関係機関から連絡)																																																																																																																																																																
陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡																																																																																																																																																															
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡																																																																																																																																																															
東京管区気象台(総務部業務課)03-3212-2949	静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡																																																																																																																																																															
浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先																																																																																																																																																															
【国】																																																																																																																																																																
原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護対策部 原子力政策課 03-5114-2121	警察庁(警察局警備課)03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課)03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課)03-3591-6361 気象庁(総務部企画課)03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課)03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課)03-3502-8056 その他関係省庁																																																																																																																																																															
内閣府(政策統括官付)03-3501-5695																																																																																																																																																																
内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付 03-6910-0259	→ 内閣府(内閣総理大臣)																																																																																																																																																															
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051																																																																																																																																																																
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639 (自動車局環境政策課)03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付)03-5253-8309																																																																																																																																																																
【国出先機関】																																																																																																																																																																
中部経済産業局(総務企画部総務課)052-951-2683																																																																																																																																																																
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429																																																																																																																																																																
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→ 静岡労働局(健康安全課)054-254-6314																																																																																																																																																															
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→ 清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118																																																																																																																																																															
【静岡県】																																																																																																																																																																
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→ 賀茂危機管理局(危機管理課)0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104 西部危機管理局(危機管理課)0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118 静岡地方気象台 054-282-3833																																																																																																																																																															
環境放射線監視センター0537-86-6121																																																																																																																																																																
菊川警察署 0537-36-0110	→ 静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署																																																																																																																																																															
【市町、消防】																																																																																																																																																																
御前崎市(防災課)0537-85-1119																																																																																																																																																																
牧之原市(危機管理課)0548-23-0058																																																																																																																																																																
菊川市(安全課)0537-35-0923																																																																																																																																																																
掛川市(危機管理課)0537-21-1131																																																																																																																																																																
吉田町(防災課)0548-33-2164																																																																																																																																																																
袋井市(防災課)0538-44-3360																																																																																																																																																																
焼津市(危機対策課)054-623-2554																																																																																																																																																																
藤枝市(危機管理課)054-643-3119																																																																																																																																																																
島田市(危機管理課)0547-36-7143																																																																																																																																																																
森町(総務課)0538-85-6302																																																																																																																																																																
磐田市(危機管理課)0538-37-2114																																																																																																																																																																
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→ 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525																																																																																																																																																															
牧之原市相良消防本部 0548-53-0119																																																																																																																																																																
菊川市消防本部 0537-35-0119																																																																																																																																																																
掛川市消防本部 0537-21-0119																																																																																																																																																																
【中部電力】																																																																																																																																																																
中部電力㈱本店原子力部																																																																																																																																																																
中部電力㈱東京支社																																																																																																																																																																
中部電力㈱静岡支店																																																																																																																																																																
※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先(関係機関から連絡)																																																																																																																																																																
陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡																																																																																																																																																															
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡																																																																																																																																																															
東京管区気象台(総務部業務課)03-3212-2949	静岡地方気象台又は気象庁(総務部企画課)から連絡																																																																																																																																																															

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新												
原子力-64	<p>別表（3-8-4）三次被ばく医療機関</p> <table border="1" data-bbox="261 359 1439 632"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(独)放射線医学総合研究所</td> <td>千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1</td> <td>043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 上記に連絡取れない場合 090-8591-0736 090-7408-1748 090-7739-2302</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電話	(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 上記に連絡取れない場合 090-8591-0736 090-7408-1748 090-7739-2302	<p>別表（3-8-4）三次被ばく医療機関</p> <table border="1" data-bbox="1543 359 2721 632"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(独)放射線医学総合研究所</td> <td>千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1</td> <td>043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 090-8643-7521 080-8017-6726</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電話	(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 090-8643-7521 080-8017-6726
病院名	所在地	電話												
(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 上記に連絡取れない場合 090-8591-0736 090-7408-1748 090-7739-2302												
病院名	所在地	電話												
(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 090-8643-7521 080-8017-6726												